

一橋大学審査学位論文

博士論文

近代満洲における農業労働力と農村社会

菅野 智博

一橋大学大学院社会学研究科博士後期課程

SD131009

AGRICULTURAL LABOR AND RURAL SOCIETY IN MODERN
MANCHURIA

KANNO, Tomohiro

Doctoral Dissertation
Graduate School of Social Sciences
Hitotsubashi University

私は、博士学位請求論文を作成するにあたり、「一橋大学における研究活動に係る行動規範」*
および、本研究科の「大学院生研究倫理規範」**を遵守したことを、ここに宣誓します。

* 「一橋大学における研究活動に係る行動規範」(2007年7月4日)

** 「一橋大学大学院社会学研究科 大学院生研究倫理規範」(2015年11月11日)

2018年2月2日

学位申請者(自署): 菅野 智博

目次

序章.....	1
第1節 問題意識及び研究課題.....	1
(1) 問題意識.....	1
(2) 研究課題.....	2
第2節 先行研究及び本論文の意義.....	4
(1) 先行研究の整理.....	4
(2) 本論文の意義及び独創性.....	14
第3節 研究手法及び史料.....	16
(1) 研究手法.....	16
(2) 史料.....	17
第4節 各章の構成.....	19
第1章 近代満洲における村落の形成.....	20
はじめに.....	20
第1節 農業形態と開墾.....	22
(1) 農業形態.....	22
(2) 清朝政府の諸政策と開墾.....	24
第2節 村落社会の形成と雇農農家の移動.....	26
(1) 村落の形成過程と階層構成.....	26
(2) 雇農農家の移動概況.....	30
第3節 移動の動機と経路.....	34
(1) 移動の動機及び経路.....	35
(2) 綏化県蔡家窩堡の事例.....	37
おわりに.....	48
第2章 近代満洲における雇農と村落社会.....	50
はじめに.....	50
第1節 雇農の社会背景と労働形態.....	51
(1) 雇農の社会背景.....	51
(2) 労働形態.....	52
第2節 労働条件.....	56

(1) 賃金形態	56
(2) 支払い方法	60
(3) 賃金の変化	61
第3節 長工の雇用と社会関係	64
(1) 年工の雇用	64
(2) 雇用主との関係	68
おわりに	71
第3章 満洲における農業労働力の雇用と労働市場	73
はじめに	73
第1節 南満洲における工夫市の形態分析	76
(1) 開市位置と開市年代	76
(2) 開市時期と工夫市の規模	82
第2節 工夫市の利用者と雇用方法	84
(1) 工夫市と労働者	84
(2) 雇用交渉	88
第3節 盤山県における工夫市と地域社会	90
(1) 開墾と工夫市の変遷	91
(2) 鉄道と工夫市の開市位置及び規模	94
(3) 開市時期と労働力の移動	96
おわりに	100
第4章 近代南満洲における農業外就業と農家経営	104
はじめに	104
第1節 満洲における農業外就業の展開	106
(1) 土建業及び鉱業	106
(2) 工業	108
第2節 南満洲における農業経営と労働力	110
(1) 遼陽県前三塊石屯の概況	111
(2) 農業経営と労働力	111
第3節 農業外就業の多様化と農家経営	115
(1) 農業外就業の概況	115

(2) 就業の選択	117
(3) 農家経営の多角化	119
おわりに.....	122
第5章 分家からみる近代北満洲の農家経営	126
はじめに.....	126
第1節 北満洲における農家経営形態	129
第2節 蒼氏の分家	132
(1) 蒼氏の移住	132
(2) 蒼氏の分家	133
(3) 家産の分割	136
第3節 分家に伴う農家経営の変容——大経営の拡大と中小経営の零細化.....	138
(1) 1934年の農家経営	138
(2) 1938年の農家経営	144
おわりに.....	148
第6章 東北地方における土地改革の展開と諸問題.....	155
はじめに.....	155
第1節 東北地方における国共内戦.....	157
(1) ソ連支配期（1945年8月—1946年3月）	157
(2) 国民党軍攻勢期（1946年4月—1947年4月）	159
(3) 中共軍攻勢期（1947年5月—1948年11月）	161
第2節 土地改革の展開	161
(1) 「清算分地」運動（1946年7月—11月）	162
(2) 「半生半熟」運動（1946年11月—1947年6月）	166
(3) 「砍大樹、挖財宝」運動（1947年6月—12月）	167
(4) 「土地均分」運動（1947年12月—1948年2月）	168
第3節 土地改革に伴う農業生産の諸問題.....	175
(1) 役畜不足	175
(2) 労働力不足	177
第4節 互助組織と農業経営	185
(1) 中共による互助組織の推進.....	186

(2) 各種互助組織の展開.....	187
(3) 互助組織の成果と普及.....	193
おわりに.....	196
終章.....	198
第1節 各章のまとめ.....	198
第2節 結論.....	202
(1) 満洲における農業労働力.....	202
(2) 満洲における農家経営.....	203
(3) 時期と地域の比較.....	204
第3節 課題と展望.....	207
史料・研究文献.....	209

図目次

図 1-1	満洲国鉄道路線図	38
図 3-1	盤山県における工夫市の開市位置	94
図 4-1	遼陽県略図	110
図 5-1	蒼氏家系図	135

表目次

表 1-1	1934-1935 年における満洲各村落概況	27
表 1-2	満洲における地域別土地所有形態	29
表 1-3	南満洲における雇農農家の移動形態	31
表 1-4	北満洲における雇農農家の移動形態	33
表 1-5	1934 年北満洲在住 10 年内来住した純雇農農家の移住動機	35
表 1-6	1934 年北満洲在住 10 年内来住した純雇農農家の移動経路	36
表 1-7	1934 年綏化県蔡家窩堡在住農家略歴及び概況	43
表 1-8	1938 年綏化県蔡家窩堡農家概況の変化	44
表 1-9	1934-1938 年綏化県蔡家窩堡から転出農家	46
表 1-10	1934-1938 年綏化県蔡家窩堡に転入した雇農農家	47
表 2-1	1934-1938 年北満洲の雇農農家戸数の変動	52
表 2-2	蘭西県石家圍子屯における日工の選択理由	54
表 2-3	1934-1935 年満洲における長工の職務別賃金表	57
表 2-4	1934-1935 年満洲における日工の農作業期別賃金表	59
表 2-5	ある年工の賃金受取過程	60
表 2-6	ある日工の賃金受取過程	61
表 2-7	北満洲における年工職分別賃金変動	62
表 2-8	綏化県における農産物価格の変動	63
表 2-9	1935 年における遼中県黄家窩堡の年工雇用形態	66
表 3-1	1930 年代南満洲における工夫市の概況	77
表 3-2	1935 年における盤山県工夫市の概況	97
表 4-1	1935 年における遼陽県前三塊石屯の農業外就業者の雇用形態	116
表 4-2	1935 年における遼陽県前三塊石屯の農家経営状況	120

表 5-1	1931 年蒼氏における分家後の家産状況	137
表 5-2	1934 年における蒼氏一族の農家経営概況.....	139
表 5-3	1934 年における家族労働力構成と農家収支	143
表 5-4	蒼毓英一家の分家	145
表 5-5	1938 年における蒼氏一族の農家経営概況.....	146
表 6-1	呼蘭県永貴村における土地改革前後の分配	173
表 6-2	中国東北地方における互助組織の割合	195

凡例

・本論文では、中国東北地方を論じる際に、地域を表す概念として満洲を用いる。中国東北地方を表す呼称として、ほかにも東三省、東北三省、マンチュリアなどがある。本論文では、史料用語や研究文献の引用以外は統一して満洲と呼称、1945年の日本敗戦以降を表す場合は東北地方を用いる。また、満洲の各地域の呼称についても同じように、北満洲、南満洲を用い、1945年の日本敗戦以降については東北北部、東北南部を使用する。なお、満洲という用語を使用することで満洲国の存在を肯定・是認するような含意のある文章もあるが、本論文にはそのような意図はない。

・北満洲と南満洲の範囲についてはいくつかの定義が存在し、さらには北満洲、中満洲、南満洲とする場合もある。本論文では、日本がポーツマス条約によりロシアから獲得した南満洲鉄道の範囲（長春以南）を南満洲、長春以北を北満洲とする。また、東北北部と東北南部についても同様に用いる。

・満洲、満洲国、満洲事変については、記述の煩雑さを避けるため、かぎ括弧を付けずに使用する。

・漢人及び朝鮮人は、民族名を示す用語として使用する。

・金銭単位は圓や円という表記が従来用いられてきたが、本論文では統一して円を使用し、1945年の日本敗戦以降については元を利用する。

・労働者の労賃については賃金や賃銀などの語が用いられているが、本論文では引用部分以外は統一して賃金という表記を使用する。

・本論文では、表のなかで番号と記号という語をわけて使用する場合がある。番号は農村調査資料のなかで使用されている農家番号を表し、記号は筆者が分析の便宜のために付けたものである。

序章

第1節 問題意識及び研究課題

(1) 問題意識

本論文は、近代における満洲農村社会の実態と変容について、特に農業労働力と農家経営との関係に着目して分析するものである。分析対象時期は、近代に入って本格的な開墾が始まった時期から中国共産党（以下、中共）による土地改革の時期までとする。

満洲の開発は次のように進展した¹。清朝政府は、旗地の漢人への譲渡禁止、満洲旗人の風俗の漢化防止、人参・淡水真珠などの天然資源の保護・独占を目的に、1740年頃より長年にわたり満洲を封禁の地として漢人の流入を禁止していた。1860年以降、財政悪化や対ロシア防衛のために封禁政策を緩和し、土地を民間に払い下げて移民の誘致を行うようになった。満洲の開墾がようやく進展したのはこの時期からである。緩和に伴い、華北地方から多くの移民が引き寄せられ、満洲各地で村落が漸次形成されていた。そして村落形成の順序は、満洲全体の開墾の時期や移民の移住過程と同じく、南満洲から北満洲、鉄道沿線地域から周辺へ拡散という経緯をたどった。

近代以降の満洲開発においては鉄道が重要な役割を果たし、鉄道敷設を契機に開発が急速に進展した。なかでも顕著であったのが大豆栽培を中心とする農業分野である。鉄道敷設は人やモノの移動を促して耕作面積を拡大させるとともに、沿線地域における農業の商業化も進展させていった。満洲における農業の発展と鉄道敷設の進展とは相乗効果によるところが大きかった²。そして、満洲の開発をさらに加速させる契機となったのが20世紀初頭における日本の満洲進出である。それによって農業に加えて、工業や鉱業などの諸産業も発展し、地域社会に大きな影響を与えることになった。

日本は、満洲の広大な地域を占める農村の実態を理解して統治に資するべく、進出以降に多くの実態調査を実施した。また、これと同時に多くの日本人研究者によって満洲農村

¹ 満洲における社会変容を検討した最新の研究として、塚瀬進『マンチュリア史研究——「満洲」600年の社会変容』吉川弘文館、2014年、がある。

² 鉄道が満洲に与えた影響については、塚瀬進『中国近代東北経済史研究——鉄道敷設と中国東北経済の変化』東方書店、1993年、が詳しい。

社会の特質に関する議論も進められた。そこでは、満洲の村落構造は開墾の時期に大きく左右されたことが明らかにされた。すなわち、満洲のなかでも早期に開墾された南満洲は小経営自作農や小作農を中心に村落が構成されていたのに対し、北満洲は大経営農家と膨大な土地無所有者層を中心とする構成であった。しかし、時代背景や調査員の「個性」などにより、これらの議論は専ら抽象的な農村社会の性質の解明に集中してしまい、必ずしも農村社会の実態を明らかにしたとはいえない。また、日本が満洲の農業や農村社会を強く統制しようとした一方、結果的に日本の支配は農村社会の細部にまで浸透していなかったという指摘もある³。したがって、満洲農村社会の構造と実態を明らかにすることは、日本による満洲支配の実態や特質を検討する上でも有益である。

ところで、厚い蓄積を誇る中国農村史研究に目を転じると、それらの多くは華北地方や江南地方などを対象としており、満洲については依然として十分とはいえない状況にある。満洲の農村社会の構造を明らかにすることは、個別地域の研究事例を積みあげる以外にも、いわゆる「中国本土」を対象とする農村史研究に比較の視点をもたらすことができるように思われる。なぜなら、両者の間には相当大きな構造的差異がみられるからである⁴。

さらに、満洲農村社会の実態を解明することは、中共の権力浸透過程を検討する手がかりにもなる。日本敗戦後、満洲は中共にとって中国国民党（以下、国民党）と対抗する上で極めて重要な地域になり、徴兵や食糧調達などの大衆動員が迅速に行われた⁵。土地改革を含めた満洲農村社会の変容を分析することは、1945年以降の中共による政権浸透の過程や社会主義体制下の農村社会の変容を理解する上でも不可欠である。

(2) 研究課題

以上の問題意識を受け、本論文は近代満洲における農村社会の実態と変容についての検討を通して、満洲の地域社会の特徴を明らかにし、さらに他地域との比較から中国農村社会の構造を解明することが目的である。そして、本論文は地域社会の実態をより詳細に考察するための一視角として、農業労働力と農家経営の関係に着目する。両者の関係を着目するに至ったのは主に以下の5点の理由からである。第1点と第2点は労働力そのものに

³ 塚瀬進『満洲国「民族協和」の実像』吉川弘文館、1996年、184頁。

⁴ 安富歩・深尾葉子編『「満洲」の成立——森林の消尽と近代空間の形成』名古屋大学出版会、2009年。

⁵ 小竹一彰『国共内戦初期の土地改革における大衆運動』アジア経済学会、1983年。

着目する視点であり、第3点と第4点は労働力を運用する農家側に着目する視点であり、第5点は土地改革に着目する視点である。

第1に、雇農（賃金農業労働者）が満洲農村において重要な役割を果たしていたからである。自然環境、農法などにより、満洲の耕作には大量の労働力が必要とされていた。その中心的な役割を果たしていたのが雇農であった。満洲全域において農業労働力全体に占める雇農の割合は高く、中国の他地域と比較してもその独自性が際立っていた。これら大量の雇農がどのように雇用され、いかに農業労働に携わっていたのか、また彼らの生活はどのようなものであったのかを明らかにすることは、満洲の農村社会の特質を理解する上で重要な手がかりになる。

第2に、労働力の業種間移動を分析することができるからである。満洲の農業労働力は、工業や鉱業の発展に伴い、それらの諸産業を支える重要な存在でもあった。かかる状況のなかで、出稼ぎ労働者と村落在住の労働者はどのように就業先を選択したのか、諸産業の発展は農業経営や農村社会にいかなる影響をもたらしたのかについて分析することも本論文の主眼の1つである。

第3に、農業労働力問題を通して満洲における農業経営のあり方を考察することができるからである。満洲は華北地方や江南地方と異なり、雇農に依存した大農経営が展開されていた。なぜ満洲ではこのような「雇農依存型」の農業が展開されたのか、その形態は中国の他地域とどのような差異があったのかについて検討することは、満洲における農業経営の特徴を考える上で重要である。

第4に、農家労働力問題を通してより多面的に農家経営を検討することができるからである。農業外諸産業の発展に伴って、多くの農民は地域の特性に合った鉱工業や商業などの職種に就業できるようになった。農家はどのように家内労働力を農業セクターと非農業セクターに配分したのか、その経営形態はいかなるものであったのかを解明することを通して、満洲における農家経営に対してより複眼的な分析を加えることができる。

第5に、社会経済史の視点から土地改革と農村社会の関係を分析することができるからである。従来の土地改革研究は主に政治史からのアプローチに集中しており、農家側の視点から個別村落や地域の実態が明らかにされたとはいえない。満洲は華北地方や江南地方と異なり、大農経営が極めて有利な経営形態であった。したがって、満洲の農村にとって土地改革は決して合理的なものではなかったと考えられる。かかる状況のなかで、農家はどのように経営形態を変え、労働力をどのように配分していたのであろうか。また、土地

改革においてどのような農業経営の問題が浮上し、どのような方法で対応していたのであろうか。本研究では、従来ほとんど検討されてこなかったこれらの問題を明らかにすることを旨とする。土地改革について農民や農家の経営形態に焦点をあて分析を加えることは、土地改革の意義や中共の政権浸透過程を考える上でも極めて重要である。

第2節 先行研究及び本論文の意義

以下では、本論文と関連する先行研究をいくつかの分野にわけて概観し、本論文の意義や独創性を示す。

(1) 先行研究の整理

①日本植民地史研究

戦後日本における最初の体系的な満洲研究は『日本帝国主義下の満洲——「満洲国」成立前後の経済研究』である⁶。当該研究は、満洲経営の歴史を美化しようとする動きに対して、その帝国主義的歴史観を是正しようとする観点から行われたものである。同研究は日本における満洲支配の経済的特質を解明するために、経済統制政策や労働政策などの問題が検討された。これ以降、鉄道問題や経営政策、農業移民など多岐にわたるテーマから日本による満洲支配を検討する個別実証研究が行われ、その侵略性が明らかにされてきた。

かかる趨勢のなかで、同様の視点から満洲の農村や農業をとらえる研究も蓄積された。その代表として浅田喬二の諸研究があげられる。浅田は『日本帝国主義と旧植民地地主制——台湾・朝鮮・満洲における日本人大土地所有の史的分析』において、満洲国成立前後の日本人大地主の進出や経営状況を分析し、日本地主制の「植民地満洲型特徴」を明らかにした⁷。また、浅田は満洲農業移民にも着目し、政策実施者が掲げていた「自給自足主義、自作農主義、農牧混同主義、共同経営主義」と経営実態との矛盾を考察した。「自作農主義」を検討するにあたり、満洲農業移民が「富農化」、「地主化」していく過程を明らかにし、

⁶ 満洲史研究会編『日本帝国主義下の満洲——「満洲国」成立前後の経済研究』御茶の水書房、1972年。

⁷ 浅田喬二『日本帝国主義と旧植民地地主制——台湾・朝鮮・満洲における日本人大土地所有の史的分析』御茶の水書房、1968年。

「自作農主義」の崩壊を指摘した⁸。また、「自給自足主義、農牧混同主義、共同経営主義」についても「自作農主義」と同様の状況、すなわち農業移民の農業経営や生活実態は当初の計画と乖離していたのである⁹。そして、浅田は「日本人農業移民は、日本帝国主義の満州支配崩壊の日以前に、経営的にはすでに、袋小路の状態に追い込まれていた」ことを指摘し、日本植民地支配の実情と限界を論じた。

浅田が土地所有形態から農業移民の経営状況を検討したのに対し、今井良一は商品作物や雇用労働力などの問題から農業移民の経営及び生活の不安定性や農業経営の収奪性を明らかにした¹⁰。農業移民は生活を維持するために現金を必要としており、商品作物栽培へ特化せざるをえない状況にあった。しかし、移民の農業労働力不足に加え、農繁期に労働が集中する満洲農業の特徴によって、農業経営のためには雇用労働力に頼らなければならなかった。加えて、雇用労働力の賃金高騰により個別農家の経営は悪化していた。かかる状況のなかで農業移民の「地主化」が進行していたと今井は指摘する。

両研究に代表されるような、日本植民地支配の実態や限界を検討した研究以外に、侵略された中国人側に焦点をあてた研究もある。例えば西田勝・孫継武・鄭敏編『中国農民が証す「満洲開拓」の実相』（小学館、2007年）と寺林伸明・劉含発・白木沢旭児編『日中両国から見た「満洲開拓」——体験・記憶・証言』（御茶の水書房、2014年）などである。これらの日中共同研究によって、従来の研究では必ずしも十分に検討されてこなかった現地農民の被害状況が明らかになり、日本植民地支配の実態がより浮かび上がった。

ところで、日本の植民地支配が中国人農家に与えた影響を検討したのが風間秀人である¹¹。風間は満洲国の統制経済期における農業経営の変容に着目し、北満洲農業経営に停滞や後退現象がみられたことを指摘した。また、この時期の北満洲では、「富農を含む全農業経営者の下降分解、換言すれば全般的落層も起こり得る状況であった」と結論付けている。日本による植民地支配の影響から農民層分解を検討した点は有益であるが、満洲が有した

⁸ 浅田喬二「満洲農業移民の富農化・地主化状況」『駒沢大学経済学論集』第8巻第3号、1976年。なお、ここで指す「地主化」は、満洲農業開拓移民政策が推進する「自作農主義」と対照する意味である。

⁹ 浅田喬二「満洲移民の農業経営状況」『駒沢大学経済学論集』第9巻第1号、1977年。

¹⁰ 今井良一「『満洲』試験移民の地主化とその論理——第三次試験移民団『瑞穂村』を事例として」『村落社会研究』第9巻第2号、2003年。

¹¹ 風間秀人「『満洲国』における農民層分解の動向（Ⅰ）（Ⅱ）」『アジア経済』第30巻第8-9号、1989年。

内在的な要素や下降分解後の農家経営の変容に関する分析は行われていない。

これらの日本植民地史研究の成果は、満洲地域社会を考える上でも少なからぬ示唆を提供している。しかし、その分析対象は満洲農業移民や移民進出によって被害を受けた現地農民、あるいは政策実施側や送出側などに限定されてきたため、満洲の農村社会の主体である一般の中国人村落や住民の実態は十分に明らかにされたとはいえない。満洲における農村社会の特徴を理解するためには、一般の中国人村落や農民の状況を解明する必要がある。かかる作業を通して、日本による満洲支配をより多面的に理解することにもつながると考える。

②中国近現代史研究

・満洲地域史研究

満洲農村の性質については戦前から夙に議論されてきたが、戦後は専ら日本植民地史研究の視点から分析が進められた。対して、地域史としての中国東北地方に光が当てられるようになったのは1980年代に入ってからのことである。その代表として西村成雄『中国近代東北地域史研究』があげられる¹²。西村は、同書の目的を「中国近代の歩みのなかで、主として近代的民族運動とその思想形成という視角から、東北地域における政治的変革主体形成の諸段階をあとづけ、中国近代政治史研究の一環としての東北地域政治史を試論的に提起」する点に置いた¹³。そして、西村は1945年以降における満洲の社会変動をも検討対象に組み込むことによって、従来の研究で必ずしも明らかにされなかった論点を浮かび上がらせ、「『延安モデル』的中国革命認識と並列される『東北モデル』的中国革命の歴史的経験とその認識が存在していた」ことを指摘した¹⁴。

それに対して、地域経済と鉄道の関係という経済史の視点から満洲地域社会の変容について検討したのが塚瀬進である¹⁵。塚瀬は、満洲経済に変化をもたらした要因として鉄道敷設に着目し、19世紀末から1945年までの通商ルート、農業生産、金融状況などの長期にわたる変化について考察を行った。農業生産をみれば、「東北農業において、農業技術の

¹² 西村成雄『中国近代東北地域史研究』法律文化社、1984年。

¹³ 西村前掲『中国近代東北地域史研究』ii頁。

¹⁴ 西村前掲『中国近代東北地域史研究』461-462頁。

¹⁵ 塚瀬前掲『中国近代東北経済史研究』242頁。

改善が行われ、単位面積当りの生産量増加を行えるようになるのは、1960年代以降のこと」であり、したがって、「[19] 60年代以前において農業生産量を増加させるには、未耕地の開拓を進めるしかなく、それゆえ移民を送り込む鉄道の敷設することが、農業生産量の増加に必要であった」ことを指摘した。地域の発展過程に影響を及ぼしたその地域固有の要因を明らかにしている点も塚瀬の研究の特徴である。

また、2005年には『近代中国東北地域史研究の新視角』が出版された¹⁶。同論文集は、「経済と組織」、「外交と国際関係」、「戦後の中国東北地域、1945-49年」の3部にわけられており、多方面の課題について詳細な実証が行われている。同書はこれまでの個別実証研究で必ずしも十分に解明されてこなかった課題に取り組むことによって、満洲社会の重層性を鮮明に浮かび上がらせた。

そして、満洲の地域社会を考察した近年の最新成果として安富歩らの共同研究があげられる¹⁷。同書は経済の分析に加えて、「生態系・社会・宗教・権力・疫病などを含めることが『再生産的循環ないし構造の史的形成並びに展開』の描写に不可欠」であるととらえて執筆されたものである。安富は、満洲においては中国の他地域のような定期市の稠密な分布はみられず、県城の機能が卓越する流通システム（県城経済）が主流であったことを指摘している。この背景には、モンゴルからの役畜（馬）供給、長白山系からの木材供給、冬季の輸送・貯蔵のコストの低下、大豆を中心とする物資流通の季節性などがあり、これらの諸要素が相互に関わり合いながら県城経済の発展に繋がったという。さらに、華北地方との比較を通して満洲の特性を見出した点が従来の満洲研究にない同研究の独自性である。

以上のように、満洲をめぐる地域研究は1980年代以降から漸次増加し、それらでは従来の日本植民地史研究で注目されてこなかった満洲の地域社会の特質、満洲地域経済の連続性、中国近代史との関係などが議論されてきた。さらに、中国の他地域との比較を通して、満洲社会の特質を浮き彫りにせんとする意図が込められてきたように思われる。

・満洲農村経済史研究

このテーマの研究として真っ先にあげられるのが、清末の土地払い下げや在地有力者層

¹⁶ 江夏由樹・中見立夫・西村成雄・山本有造編『近代中国東北地域史研究の新視角』山川出版社、2005年。

¹⁷ 安富・深尾前掲『「満洲」の成立』ii頁。

についての考察を行った江夏由樹の諸研究である。江夏は東三省に存在した広大な官地を民地として払い下げる過程に着目し、「清朝皇室・八旗王公旗人の特権的土地所有を否定」したことや、「身分的土地所有を廃したという意味での『近代的』土地所有関係の確立」の2点の意味があったことを指摘した¹⁸。さらに、江夏は満洲国に至るまでの官荘の荘頭と永佃戸との間に繰り上げられた土地権利闘争について検討し、官有地の払い下げを受けた者は、「地主として各地方で強い勢力を獲得」していたことを明らかにした。このことはまた張作霖や張煥相といった地方有力者の土地所有拡大と深く関わっていたという¹⁹。江夏による一連の研究は、満洲をめぐる土地問題やそれを取り巻く政治・社会・経済の変化を説明しており、満洲の開墾や村落形成、土地制度などを検討するための土台になっているといえよう²⁰。その成果を踏まえ、清末以降に漸次私有化された土地はその後どのように経営されたのか、また中共政権成立後に旧来の土地制度はどのように変容したのかについてさらに検討する余地がある。

次に満洲の農業経営に関する研究を概観する。中兼和津次は満洲における農村社会の経済構造の特質について統計学的手法を用いて検討した²¹。中兼は個別村落の分析を通して「南満型村落の場合、市場の関係がもっとも濃厚であり」、他方「北満型村落の場合、激しい階級差があった」ことを論じている。統計データから南満洲と北満洲の特徴をとらえた同研究は大変示唆に富む。

衣保中は近代以降の満洲農業経営の特徴を大農経営に見出し、富農、経営地主、大型農場の3つの経営形態からその特徴を概括した²²。その上で、満洲においては他地域と比して経営規模が大きいこと、農業投資が多いこと、農作物の集中生産という3つの特徴を有していたことを明らかにした。また、衣はこのような農業経営の発展は満洲における「農業生産の企業化と農業技術の近代化」を促進させ、「資本主義型農業」の発展にも繋がった

¹⁸ 江夏由樹「清朝の時代、東三省における八旗荘園の荘頭についての一考察——帯地投充荘頭を中心に」『社会経済史学』46巻第1号、1980年。

¹⁹ 江夏由樹「旧錦州官荘の荘頭と永佃戸」『社会経済史学』第54巻第6号、1989年。

²⁰ ほかに、江夏由樹「清末の時期、東三省南部における官地の丈放の社会経済史的意味——錦州官荘の丈放を一例として」(『社会経済史学』第49巻第4号、1983年)などがある。

²¹ 中兼和津次『旧満洲農村社会経済構造の分析』アジア政経学会、1981年、115-116頁。

²² 衣保中「論近代東北地区的『大農』規模経済」『中国農史』2006年第2期。

と述べる。しかし、「大農経営の発展が東北〔地方〕のみに生じたのか、また、中国全体のなかで東北がいかに位置づけられるのかは明らかにされていない」という弁納才一の指摘からもわかるように、満洲における大農経営の意義や中国全土のなかにおける位置づけは必ずしも明らかにされていない²³。にもかかわらず、「資本主義型農業」の発展に繋がったという結論を示すのは早計であろう。

満洲における大農経営の特徴やその合理性について論じた研究として、ほかにも角崎信也によるものがある²⁴。角崎は、満洲国期と土地改革以降における北満洲の農業形態の比較を通して、大規模経営が小規模経営に比して著しく合理的かつ有効であった点に当該地域の農業経営の特徴を見出している。というのも、北満洲の農耕に必要な大役畜と大農具が土地改革で分散したことにより生産効率が著しく減退したからである。東北地方における土地改革研究が依然として進展していないなか、角崎の論証は先駆的である。しかし、土地改革が農村社会や農家経営に与えた影響や満洲内部の土地改革の差異などについてさらに研究を深化させる必要がある。

王大任は満洲における農業経営を様々な視点から分析し、近年多くの成果をあげている。王は大量の雇農を利用した満洲の大規模経営が粗放的・掠奪的農法であり、土地生産力の低下をもたらした要因であることを主張した²⁵。また王は、満洲における農家経営の変容にも言及しており、「雇農に依存する富農経営から地主経営へ、そして自作経営」に至ったとした上で、土地の零細化が進展した南満洲では中小経営農家は生活を維持するために「仕方なく」副業を農家経営に取り入れたと指摘した。さらに、環境の変化に伴って農家が最大利益の獲得から家計の均衡維持に生計戦略を転換したという²⁶。王の研究は、従来の中国で十分に検討されてこなかった課題に着目しており、近年の中国の満洲農村経済史を代表できよう。しかし、王の分析は概括的段階にとどまっており、史料に依拠した詳細な実証分析であるとはいえない。

続いて、満洲の農村や農民の生活に関する研究をみしてみる。

²³ 久保亨編『中国経済史入門』東京大学出版会、2012年、第8章「農村経済史」（弁納才一執筆）。

²⁴ 角崎信也「土地改革と農業生産——土地改革による北満型農業形態の解体とその影響」『国際情勢』第80巻、2010年。

²⁵ 王大任「近代東北地区雇工経営農場的再検討」『史林』2011年第4期。

²⁶ 王大任「圧力下的選択——近代東北農村土地関係の衍化與生態変遷」『中国経済史研究』2013年4期。

李淑娟『日偽統治下の東北農村 1931—1945 年』は満洲国期における満洲農村社会の諸相について考察を行っている²⁷。李は、日本植民地支配によって農業経済や農業生産が破壊されたことや、植民地統治による収奪で農民の生活が困窮化したことなどを論じている。また、同様に満洲侵略と農民生活との関係を論じたものに肖夢の研究がある²⁸。ここでは、地主経営と日本帝国主義の侵略との関わりが検討され、日本支配によって従来の地主の上に日本人大地主が君臨するようになり、個別農家の経営が悪化したことを指摘している。さらに、于春英・王鳳傑は雇農に着目し、満洲国期に雇農の生活状況が悪化し、その労働意欲が激減したことで農業生産力の低下に繋がったことを明らかにした²⁹。これらの中国側の研究に共通して描かれているのは、満洲国期の「断絶性」であり、日本植民地支配によって困窮した農家経営や農民生活の姿である。しかし、これらの研究は「中国共産党史観」や「抗日戦争史観」の延長線上にあるため、議論の中心が日本帝国主義や植民地統治に対する批判に集中している。上述の王大任のような在地社会の内在的要素や農村社会の構造についてほとんど分析なされていない。

満洲国期に日本人によって実施された各種農村調査の報告書を活用した研究として江夏由樹や陳祥の論考があげられる。江夏は満洲農家の作付や農産物の商品化、自給率を検討した³⁰。ここでは、地域の自然環境や農民の移住経緯などが異なるため、満洲全域において大豆が中心的作物であったとは一概にはいえず、地域によって収穫作物が異なっていたことが示されている。加えて、当時の農村社会では、各種の穀物が相当の規模で流通していたことも指摘されている。

陳祥は 1934 年に実施された吉林省永吉県南荒地村の調査資料を用いて、同村落の農家経営と農民生活を検討した³¹。同研究は、農家経済を耕作状況と農産物販売状況、農家の負債状況などから分析し、ほとんど土地を持たない同村落の農民は、高額の小作料をとられ、

²⁷ 李淑娟『日偽統治下の東北農村 1931—1945 年』北京、当代中国出版社、2005 年。

²⁸ 肖夢「偽満時期的農村地主階級」『社会科学輯刊』1984 年第 3 期。

²⁹ 于春英・王鳳傑「偽満時期東北農業雇工研究」『中国農史』2008 年第 3 期。

³⁰ 江夏由樹「『満洲国』の農村実態調査」『年次研究報告書』第 6 号、2006 年。

³¹ 陳祥「『満洲国』期の農村経済関係と農民生活——吉林省永吉県南荒地村を中心に」『環日本海研究年報』第 17 号、2010 年。関連研究として、ほかに陳祥「『満洲国』統制経済下の農村闇市場問題」（『環東アジア研究センター年報』第 5 号、2010 年）がある。

さらに農産物販売に際しては糧棧に搾取されていたとしている。このような状況の下で、農民は生活を維持するため、親戚・友人関係を頼って高利の資金を借入れざるをえなかったことが指摘されている。満洲の農家経営に関する研究が不足するなか、満洲国期の調査資料を中心に利用した同研究は示唆に富む。しかしながら、農家経営を小作関係や耕作状況、農産物の販売状況を中心に分析していたため、農家の労働力投下に関する議論が行われていない。農家経営を考える際に、農家労働力をいかに配分するかは重要な要素であるため、農家経営についてさらに検討する余地が残されている。

最後に、満洲における労働力と農業の関係についての研究を概観する。20世紀初頭の北満洲における労働力移動の変容については、荒武達朗による詳細な研究がえられている³²。荒武は、移民送出側である山東半島の社会と移民需要側である満洲の社会とに注目し、双方をつなぐ社会的・経済的・文化的連関を視野に入れて分析を行っている。荒武によれば、清末民初における労働力移動は、南満洲と北満洲という地域間・同業種内での移動であったが、1920年代以降工業・鉱業という異業種への移動も加わったため、人々はより良い条件を求めて地域間・業種間を自由に移動するようになったという。同研究は、従来の華北地方から満洲への移民の理解（「受動的」要素）に新しい視点（「積極的」要素）を加えており、さらにそれまでにほとんど議論されてこなかった労働力の地域間や産業間の移動を明らかにした点に大きな意義がある。しかし、荒武の論じる労働力の移動は、主に日工を中心とする出稼ぎ労働者を指し、村落で暮らす農家の労働力（長工など）は分析対象とされていない。農家がどのように家庭内労働力を農業や農業外諸産業に分配したのか、その農家経営はいかなるものであったのかについては検討の余地が残されている。

朴敬玉は、近代満洲における朝鮮人移民と農業との関係、特に水田耕作や土地利用の状況、朝鮮人を「保護」するために設置された安全農村での経営実態などを考察した³³。同研究では、朝鮮人・漢人農家における労働力の需給関係と労働力の相互依存関係についても論じられている。すなわち、「畑作と稲作が労働力を必要とする時期が相当異なることから、漢人農家との労働力の相互依存関係が可能であった」というのである³⁴。しかし、朴

³² 荒武達朗『近代満洲の開発と移民——渤海を渡った人びと』汲古書院、2008年、第4章「1920—1930年代北満洲をめぐる労働力移動の変容」。

³³ 朴敬玉『近代中国東北地域の朝鮮人移民と農業』御茶の水書房、2015年。

³⁴ 朴前掲『近代中国東北地域の朝鮮人移民と農業』186頁。

この指摘は依然として問題提起の段階にとどまっており、労働力の需給関係が農家経営に及ぼした影響については史料に即した詳細な分析が必要である。

・中国農村経済史研究

中国農村経済史の分野では長期にわたって詳細な実証研究がなされてきており、厚い研究蓄積を誇っている。なかでも顕著な成果としてあげられるのは、戦時中に日本人が実施した農村調査の記録を利用した農村経済史研究の分野である。ここでは日本人が残した調査記録を活用した研究を華北地方と江南地方に分別して整理する。

戦時中の農村調査が華北農村研究に全面的に活用され始めたのは、黄宗智や Prasenjit Duara などの欧米研究者による『中国農村慣行調査』に対する再評価に起因する。黄宗智の *The Peasant Economy and Social Change in North China* は、近代における華北地方の農業経営の発展過程を「経営式農場」（雇用労働力による大土地の経営）と「家庭式農場」（零細経営）とにわけて、土地生産性と労働生産性について考察した³⁵。黄が農村経済の角度から分析したのに対して、民俗を含めた村落社会の構造や村落社会への国家権力の浸透状況のあり方から華北農村社会を分析したのが Prasenjit Duara である³⁶。これらの研究は、後の日本の中国農村経済史研究にも大きな影響を与えたのである。

上記の諸研究に触発され、日本でも『中国農村慣行調査』を利用する研究や、かつての調査地での再調査を実施する研究がみられるようになった。その代表としては、三谷孝や内山雅生などによる共同研究の成果があげられる。三谷らは、満鉄が調査した数ヶ所の村落において、長期にわたる再調査を実施した。その成果は『中国農村変革と家族・村落・国家』として結実した³⁷。同調査は「縦には歴史の過程、横には社会の広がりを含んで」おり、調査内容は「全方位的で、村落の自然環境・村政権の変遷・耕地と農業生産・村鎮企業の出現と発展・個々の村民と商品市場の関係・村民の政治意識及び彼らが政治運動に参加する状況・初等教育・いくつかの家族の慣習・民間の風俗習慣等々」が含まれていた。さらに、訪問対象は「新旧の村幹部・一般の農民・農村の商業従事者と労働者・小学教員

³⁵ Philip C.C. Huang, *The Peasant Economy and Social Change in North China*, Stanford, California : Stanford University Press, 1985.

³⁶ Prasenjit Duara, *Culture, Power, and the State: Pural North China, 1900-1942*, Stanford, California : Stanford University Press, 1988.

³⁷ 三谷孝編『中国農村変革と家族・村落・国家——華北農村調査の記録』汲古書院、1999年。

などであり、そのなかには、いくたび戦争と艱難を経験した高齢の老人もいれば、新社会に生まれた青壮年もおり、老若男女」など様々であった³⁸。

内山雅生は『中国農村慣行調査』と上述の再調査の成果を活用して、「中国農村社会研究のみならず、中国における近代化とは何か、さらに資本主義体制から社会主義体制への転化のための社会基盤とは何か」という課題を解明するヒントとして、華北農村社会の「共同体」について分析した³⁹。

ところで、戦前・前中の日本人による調査は満洲や華北地方に限らず、江南地方などでも実施されていた。満鉄が江南地方で実施した調査の報告書を利用した研究として、黄宗智や曹幸穂の研究があげられる。黄宗智 *The peasant family and rural development in the Yangzi Delta, 1350-1988* は、数世紀にわたる江南地方の農村経済の発展や変容を概観している⁴⁰。同書のなかで1930年代の江南農村を検討する際に用いた主要史料が満鉄による調査報告書であった。

曹幸穂は、1930年代における江南地方の農村経済について詳細な分析を行い、江南農村では商工業の発展に伴い、農業雇用関係は農民が労働力余剰と不足を調節するための補助的なものであったことを指摘した。さらに、農家余剰労働力は、主に家庭内副業や非農業セクターに用いられ、その収入が家計の主要な収入源になっていたという⁴¹。

以上のように、華北地方や江南地方を対象とした個別実証研究は厚い蓄積を誇っている。しかし、満洲における農村経済史研究には、依然として村落レベルや農家レベルに着目した詳細な分析は少なく、検討すべき課題も数多く残されている。満洲農村社会の理解は満洲地域史そのものにとって重要であるばかりでなく、満洲と相当大きな構造的差異がみられる「中国本土」の農村をより多面的に理解するためにも必要不可欠であると思われる。

³⁸ 三谷前掲『中国農村変革と家族・村落・国家』1頁。

³⁹ 内山雅生『現代中国農村と「共同体」——転換期中国農村における社会構造と農民』御茶の水書房、2003年、7頁。

⁴⁰ Philip C.C. Huang, *The peasant family and rural development in the Yangzi Delta, 1350-1988*, Stanford, California : Stanford University Press, 1990.

⁴¹ 曹幸穂『旧中国蘇南農家経済研究』北京、中央編訳出版社、1996年、227頁。

(2) 本論文の意義及び独創性

ここでは上記のいくつかの分野における本論文の意義及び独創性を述べる。

①日本植民地史研究

日本植民地史研究から満洲を検討した諸論考は、主に植民地政策の立案や実行、工業化政策、満洲農業移民の経営状況などに集中してきた。しかし、これらにおいては在地社会の状況や変容、満洲を取り巻く内在的要素について十分に議論されたとはいえない。本論文では、中国人村落の農家経営と労働力に着目して、植民地支配下における農民の生活について分析する。また、20世紀以降の日本の満洲進出によって急速に発展した鉱工業が在地社会にもたらした変化について、農家経営と労働力の視点から検討する。かかる作業は、日本による満洲支配を多面的にも理解することにもつながると考える。

②中国近現代研究

中国近現代史研究から満洲を分析した諸論考については、満洲地域史研究、満洲農村経済史研究、中国農村経済史研究の3分野においてそれぞれにおける意義や独創性を示す。

・満洲地域史研究

満洲の地域社会をめぐる最新の成果は安富歩らによる共同研究である。そこでは、満洲における県域経済や、それを支える諸要素が明らかにされている。しかし、マクロな視点から満洲地域経済の特徴を端的にとらえてはいるものの、具体的な社会像を提示するためには、個別地域や農家レベルに着目したミクロな分析がさらに必要であると考えられる。したがって、本論文では、従来の研究でほとんど検討されてこなかった農家経営と労働力の関係に着目し、雇農と農業経営との関係、労働力の移動（地域間や産業間）、家庭内労働力と農業外就業との関係などの問題を検討する。かような在地の農家や農民の視点や分析を加えることで、広域レベル（南満洲と北満洲）や県レベルまで解明された満洲地域社会像をより深化させることができる。

・満洲農村経済史研究

本論文は満洲農村経済史研究において、以下の3点の意義及び独創性があると考えられる。

第1に、農業外就業と農家経営の関係を検討する点である。農村社会を考察する際には農業ばかりでなく、手工業や商業などの農業外収入も含めた農村経済全体を視野に入れなければならない。しかし、従来の満洲農村経済史研究では、農業経営のみから農家経営が分析されており、農業外収入や副業が農家経営に果たした役割についてほとんど検討され

てこなかった。本論文では、満洲における農家経営の多様性を明らかにするために、農業経営に加えて、20世紀以降に漸次発展した諸産業が満洲農村経済に与えた影響や、それらと農家経営との関係、農民の農業外諸産業への就業などについても分析を行う。

第2に、満洲における農家経営の零細化が有した特徴を解明する点である。これまでの満洲農村経済史研究は満洲における大農経営の独自性を明らかにすることに集中していた。一方で、1970年代以降の中国農村史研究においては、中国農民層分解を理解する枠組みとして「小ブルジョア的発展論」が注目され、多くの議論がなされてきた⁴²。関連議論を整理した三品英憲によれば、これらの研究の成果としては「大経営一般の富農的性格を、生産力的な分析にもとづいて否定したこと」や、「近代中国の『中進』『先進』地帯では、小経営形態での生産が基本的に可能な生産力段階に到達していた」ことを明らかにしたことである⁴³。しかし、これらの議論はいわゆる「中国本土」の地域を対象として展開されており、満洲における農民層分解についてはほとんど議論されてこなかった。本論文では、満洲における農民層分解に着目し、その過程や特質について分析を行う。

第3に、近代以降の開墾から土地改革までを分析対象に設定する点である。従来の満洲研究のほとんどは、分析時期を1945年までとしており、中共による土地改革を射程に入れていない。本論文では、土地改革の実施過程及び土地や労働手段（役畜や農具）の分散が農村社会に与えた影響についても検討する。かかる分析を通して、満洲国期の農村社会の特徴をより浮き彫りにし、加えて満洲農村社会の連続性や非連続性についても考察することができる。

・中国農村経済史研究

中国農村経済史研究は厚い研究蓄積を誇るが、その多くは華北地方や江南地方などいわゆる「中国本土」に集中していた。また、満洲農村経済史研究も中国農村経済史の枠組みのなかに明示的に満洲を位置づけない傾向があった。したがって、本論文は近代満洲における農村社会の実態を分析した上で、満洲と「中国本土」とがどのような共通点や差異点を有しているのかを解明することが目的である。かかる作業によって、満洲の農村経済や

⁴² 例えば、足立啓二「清代華北の農業経営と社会構造」(『史林』第64巻第1号、1981年)や吉田滋一「20世紀前半華北穀作地帯における農民層分解の動向」(『東洋史研究』第45巻第1号、1986年)などがある。

⁴³ 三品英憲「近代中国農村研究における『小ブルジョア的発展論』について」(『歴史学研究』第735号、2000年)。

地域社会を総体的に理解できるようになるばかりでなく、中国農村経済史研究にも新たな視点を加えることができる。

第3節 研究手法及び史料

(1) 研究手法

本論文では、以下の3点の研究手法を用いる。

第1に、日本植民地史研究と中国近現代史研究の両方のアプローチから、農家経営と労働力に対してミクロな分析を行う点である。従来の日本植民地史研究では、満洲における中国人村落に着目したものや在地社会の特質を検討するものが少なかった。一方、中国近現代史研究においても満洲の農家レベルに着目した分析は十分に行われたとはいえない。したがって、本論文では従来の日本植民地史研究と中国近現代史研究の成果を踏まえながら、満洲における農家経営と労働力の関係、特に労働力移動や農業外就業と農家経営との関係、農民層分解と労働力の関係、農業経営と労働力の関係などについて個別農家レベルから明らかにする。

第2に、地域間の比較と時期の比較を行う点である。本論文では、ミクロな視点から個別農家や村落の実態を分析し、満洲地域社会の特徴を検討する。さらに、南満洲と北満洲、満洲と中国の他地域などの地域比較を通してその特徴をより明らかにすることができる。また、近代以降の開墾から土地改革が完成されるまでという比較的長いスパンを対象時期に設定し、連続性や非連続性にも着目する。かかる比較分析を通して、満洲における各時期の各地域の特徴をより浮かび上がらせることができよう。

第3に、量的調査資料と質的調査資料とを相互参照しながら、文献史料とフィールドワークの成果とを組み合わせることである。本論文の主要史料は満洲国国務院実業部臨時産業調査局によって実施された農村調査の報告書である。これらの報告書は大量の量的データによって構成されており、農家経営について検討する際の最適な史料である。しかし、量的データのみでは必ずしも論じきれない一面も存在する。例えば、村落内部の社会関係や人間関係などを考察するにはこれらのデータのみでは不十分である。したがって、本論文では量的調査資料に加えて、日本人調査員によって残された様々な質的調査資料を対照しながら利用する。さらに、従来の日本植民地史研究で利用されなかった中国側の史料（地方新聞などの地方文献）及び筆者がフィールドワークを通して独自に入手した家譜な

どの史料やインタビュー調査の成果をも用いる。

(2) 史料

本論文で用いる主要史料は4つに大別できる。

①日本人による各種農村調査の報告書

本論文の最も中心的な史料は、満洲国期に日本人によって実施された農村調査の報告書である。満洲国政権が存続した約13年の間に、満洲国政府の中央機関をはじめ南満洲鉄道株式会社や大同学院、各地方政府機関などによって多くの農村実態調査が行われた。そのなかでも最も規模が大きかったのは、1935年前後に満洲国国務院実業部臨時産業調査局によって実施された農村実態調査及びその関連調査である。これらの調査では「農村に於ける社会経済諸関係の基礎的事項を闡明し、以て土地制度・小作関係・農業労働関係に対する諸対策、農業経営・農村金融・物資配給方法の改善、農民負担の合理化等政策樹立の資を提供せん」とすることを目的とし、各農家の歴史や農業経営（雇傭労働・小作関係・賃借関係など）、生活状況（農家収支など）などの諸項目について詳細な聞き取りが実施された⁴⁴。加えて、同一村落の全農家を対象としたため、村落全体の状況を把握することができることもこれら調査資料が有する特徴の1つである。

ところで、これらの調査報告書は、調査が行われた時代背景やその目的を考えれば、内容に少なからぬ問題点を有していることもまた事実である。日本人による植民地支配を目的とした調査に対して、農民は経営状況や村落社会の内部について事実を語ったのかという疑問が常に提起されてきた⁴⁵。また、調査地が鉄道沿線の治安の良い地域に限定されていたため、地域の代表性に欠けている点も指摘されている。したがって、使用の際にはこれらの諸要素を慎重に斟酌する必要があることに贅言は要さない。しかし、当該時期の中国側の調査は皆無であるため、十分な史料批判を加えた上で使用するのであれば、これらは満洲の農村社会や農民生活を考察する上で貴重な史料群である。

本論文ではこれらの史料上の制約を乗り越えるために、以下の2点に留意して利用する。第1は、複数の調査報告書を比較対照する点である。調査報告書には調査者の「個性」や

⁴⁴ 国務院実業部臨時産業調査局編『(産調資料1) 康德元年度農村実態調査 戸別調査之部』(全3冊) 国務院営繕需品局用度科、1935年、「緒言」。

⁴⁵ 田中義英『農村実態調査の理論と実際』富民社、1957年。

意図などが反映されており、客観的といえない一面も含まれている。そのため、複数の報告書や記述史料を利用しながら正確な情報を抽出する必要がある。第2は、中国側で所蔵されている地方文献や筆者による現地調査の成果を組み合わせながら利用する点である。下記のような中国側の史料や文献を用いることによって、日本人が残した報告書の信憑性を確認することができ、また当時の農村社会の状況をより多面的に分析することができる。

②新聞

本論文では1945年以降の農村社会の状況（土地改革など）を考察するために、地方新聞を用いる。従来の研究においては、1945年以降の東北情勢を把握するために、主に東北地方全域を対象として刊行されていた『東北日報』が使用されていた。しかし、当該新聞は東北地方全体の動向を理解する上では有意義であるものの、地域社会に関する詳細な記事が必ずしも十分であるとはいえない。したがって、本論文では、『東北日報』に加えて各市・県レベルで発行されていた新聞（『安東日報』『牡丹江日報』『遼東日報』など）を活用し、地域に根差した視点から土地改革の実施過程や農村社会の状況を検討する。しかし分析の際には、これらの新聞・雑誌の多くが中共の機関誌であり、宣伝政策の影響を多分に受けていることにも留意する必要がある。

③檔案

檔案は中共による土地改革の状況を考察するために重要な史料群であるが、規制や管理の強化により原本を閲覧することは近年困難になっている。したがって、本論文では主に既出版の檔案集を用いる⁴⁶。これらの檔案には土地改革時の村落状況や政策の展開過程、発生した諸問題などが記されており、政策実施側の視点から土地改革の目的や村落社会に与えた影響について検討することが可能である。

④その他

本論文では、日本人による農村調査の報告書を補完し、さらに地域社会の状況をより深

⁴⁶ 例えば、黒龍江省檔案館編『黒龍江革命歴史檔案史料叢編——土地改革運動』（上・下、哈爾濱、黒龍江省檔案館、1984年）や黒龍江省檔案館編『黒龍江革命歴史檔案史料叢編——大生産運動』（哈爾濱、黒龍江省檔案館、1985年）などがある。

く理解するために様々な地方文献やインタビュー記録を用いる。本論文で利用する地方文献は、主に旧編・新編地方志や文史資料、筆者による現地調査で入手した家譜などである。さらに、現地農民を対象に行ったインタビューの記録も資料の1つである。これらの地方文献や現地調査の成果を組み合わせながら活用することで、日本人による調査の成果や意義、限界を浮き彫りにするばかりでなく、より多角的な視点から地域社会の特質を照射することが可能である。

第4節 各章の構成

本論文は、序章と終章を除く6章構成からなる。各章の概要は以下の通りである。

第1章では、近代以降における満洲の開墾・開発に着目し、村落の形成時期や形成過程、農業形態、華北地方からの移民や満洲内の農民がどのような社会関係に頼りながら移住していたのかについて考察を行う。

第2章では、満洲の農業労働において重要な役割を果たしていた雇農に着目し、雇農の概況について整理した上で、年間を通して雇用されていた長工と雇用主の関係、特に雇用時にみられた社会関係を検討する。

第3章では、満洲の日雇い労働者（日工）の雇用において重要な役割を果たしていた労働市場の形態や農村社会との関係、特に南満洲と北満洲の労働市場の形態の違いからみえる満洲農村社会の特質について検討する。

第4章では、南満洲における農業外就業に焦点をあて、農業外諸産業の発展に伴ってどのような就業選択がみられるようになったのか、各農家はどのように労働力を分配し、農家経営はいかなるものであったのかについて分析を行う。

第5章では、満洲における農民層分解について、北満洲の一宗族の分家を事例に検討する。どのような過程で零細化が進み、それに伴って農家経営や農村社会はどのように変化したのか、また満洲の農民層分解と中国の他地域との共通性や差異についても分析する。

第6章では、中共による土地改革の経過を整理し、土地改革の満洲における特質を分析する。土地改革後、労働力や労働手段（役畜や農具）が分散され、農村では従来の農法や農家経営を大幅に変更することを余儀なくされた。土地改革の実施によって生じた諸問題を明らかにし、また農民がそれにどのような形で対応していたのかを分析する。

第1章 近代満洲における村落の形成

はじめに

本章は、近代満洲における村落の形成過程について検討するものである。その際に、満洲に存在した大量の雇農農家に着目し、その移動概況や動機、移動時に頼っていた社会関係などを明らかにする。

近代以降における満洲の開発は鉄道敷設を契機として急激に進展した。鉄道敷設は、モノの移動を促して耕作面積を拡大させたのみならず、農地を耕作する人の移動も促進した。その結果、大量の労働者が満洲へ流入し、満洲の開墾や開発において重要な役割を果たした。

従来の満洲移民研究は、専ら送出地である華北地方の状況に注目してきた¹。それらでは、19世紀中葉以降の農家経済の解体や階層分化、諸税の重圧、自然災害や戦禍などにより、零細土地所有者が流民となったことが指摘されてきた。この点については、満鉄調査部に勤務し、中国各地で実態調査に携わっていた天野元之助も同様の見解を示していた。天野は、1936年に発表した『山東農業経済論』のなかで「山東苦力」について注目し、山東農民がドイツの山東経営や世界市場との関わりの過程において零落し、満洲に移住したことを指摘している²。このように、従来の諸研究では移民の送出地である華北地方の状況変化に注目し、移動の受動性が強調されてきた。

しかし、近年における日本の研究では、必ずしもそうではない一面、つまり移住には農家がさらなる富を目指して移動した側面もあったことも明らかにされている³。その代表として荒武達朗の研究があげられる。荒武は、満洲への出稼ぎは華北地方の農家にとって生

¹ 池子華『中国流民史・近代巻』（合肥、安徽人民出版社、2001年）や范立君『近代関内移民与中国東北社会変遷（1860-1931）』（北京、人民出版社、2007年）などがある。

² 天野元之助『山東農業経済論』南満洲鉄道株式会社、1936年、273頁。

³ 荒武達朗『近代満洲の開発と移民——渤海を渡った人びと』汲古書院、2008年。ほかに、例えば内山雅生の研究があげられる。内山は、満鉄調査課の栗本豊が1930年に大連と営口で行った調査を活用して、満洲移民に関する新しい論証を提示している。内山雅生『日本の中国農村調査と伝統社会』御茶の水書房、2009年。

業の1つであり、零細土地経営者に限定された選択肢ではなく、中農・上層農においてもみられたことを指摘した⁴。すなわち、満洲への出稼ぎは受動的な理由（土地零細化や自然災害、余剰労働力の送付など）のみによるものではなく、農家がさらなる富を目指す手段であったというのである⁵。

さらに荒武は、20世紀初頭の北満洲における労働力移動の変容についても言及している⁶。荒武によれば、清末民初における労働力移動は、南満洲と北満洲という地域間・同業種内での選択であったが、1920年代以降は工業・鉱業という異業種への移動も加わったため、人々はより良い条件を求めて地域間・業種間を自由に移動するようになったという。

しかし、荒武の論じる労働力移動は、主に日工を中心とする出稼ぎ労働者を指し、村落に暮らす雇農農家（長工など）は分析対象とされていない。農村社会の構造を検討するためには、村落在住の雇農農家にも十分な分析を加える必要があると思われる。また、彼が指摘した、より有利な条件を求めての移動という点についても、移動の背景として賃金という一面のみでは必ずしもとらえきれない側面、すなわち移動に関わる血縁や地縁などの社会関係についても議論する余地が残されている。

以上の問題意識を受けて、本章では近代満洲における村落の形成過程を検討するために、満洲における雇農農家の移動に着目し、移動の実態や移動する際に依拠していた社会関係などについて明らかにする。分析にあたっては、既に多くの研究で解明されている華北地方から満洲への移動ではなく、従来の研究で明らかにされていない満洲内の雇農農家に移動に焦点をあてる。

史料は、農村実態調査の報告書に収録されている「農家略歴表」を中心に用いる。本表には、各農家の経営形態や渡満年代、渡満理由、渡満後の移動状況、経営形態の変化、村

⁴ 荒武前掲『近代満洲の開発と移民』384頁。

⁵ また荒武達朗は、これまで注目されてこなかった移民の受入側である満洲やロシアの事情に着目し、ロシアのシベリア開発によって満洲にもたらされた好景気が移民を促進する要因となったことを指摘した。荒武によれば、19世紀後半ロシア極東においては農業基盤が脆弱であり、それゆえ食料の輸入と都市への供給が緊要であった。そして、その主な取引先は北満洲で暮らしていた人々であった。満洲からロシア極東へは穀物、野菜、酒、役畜、肉類などの食料品、及び日用品が輸出され、北満洲の対ロシア極東の貿易は活況を呈していた。荒武前掲『近代満洲の開発と移民』154頁。

⁶ 荒武前掲『近代満洲の開発と移民』「第4章 1920-1930年代北満洲をめぐる労働力移動の変容」。

滞在住年数及び村落来住理由が記載されており、各農家の移住状況を知る上で最適の史料である。

以下、第1節では、満洲における農業形態と開墾過程について概観する。第2節では、満洲の村落形成過程と階層構成を整理した上で、南満洲と北満洲の雇農農家の移動概況を明らかにする。第3節では、雇農農家の移動動機と移動経路からみえてくる生活実態と社会関係について検証する。その際、1つの個別村落に関する記録に即して論じることで、より具体的にその状況を理解するアプローチをとる。

第1節 農業形態と開墾

(1) 農業形態

満洲はすべてが平原ではなく、西方に大興安嶺、北方に小興安嶺、東方に長白山脈が走っている。これらの山脈に囲まれた地域は概して平原であり、農業生産に適した地が多かった。なかでも松花江と、遼河流域は農業条件に恵まれており、総面積に対する可耕地の比率が高かった⁷。

満洲の農地開墾において最も重要な役割を果たしたのは、土着の満洲人ではなく、華北地方から移住してきた漢人であった。満洲人は、主に狩猟や人参などの自然物採集で生活を営んでいたため、農耕技術を欠いていた。それに対し、移住してきた漢人は農耕技術を有しており、荒地を少しずつ開墾して漢人集落を形成・拡大していった⁸。したがって、満洲の農業は主として漢人の農法に従って展開していた。主要作物は、大豆、高粱、粟、トウモロコシ、小麦などがあり、亜麻や棉花、煙草などの特用作物も限定した地域で作付されていた。これに加え、近代以降に満洲に移住した朝鮮人によって水稻耕作の技術が持ち込まれ、満洲においても水稻の生産が可能となった⁹。

⁷ 塚瀬進『中国近代東北経済史研究——鉄道敷設と中国東北経済の変化』東方書店、1993年、23頁。

⁸ 南満洲鉄道株式会社総務部調査課編『満洲の農業（満洲産業叢書第1輯）』南満洲鉄道株式会社、1931年。ここでは、2009年に出版された複製版を用いる、大空社出版編集部編『満洲の農業（アジア学叢書201）』（複製）大空社、2009年、18頁。

⁹ 満洲における稲作の展開については、衣保中『朝鮮移民と東北地区水田開発』（長春、長春出版社、1999年）や、朴敬玉『近代中国東北地域の朝鮮人移民と農業』（御茶の水書房、2015年）、湯川真樹江「満洲

1929年における各農作物の作付面積割合をみると、大豆は満洲全耕地の約30%（遼寧省は約20%、吉林省と黒龍江省は約35%）、高粱は全耕地の約22%（遼寧省は約34%、吉林省は約18%、黒龍江省は約13%）、粟は全耕地の約16%（遼寧省は約14%、吉林省は約17%、黒龍江省は約18%）、トウモロコシは全耕地の6.7%（遼寧省は約11%、吉林省は約5%、黒龍江省は約4%）、小麦は全耕地の9.9%（遼寧省は約2%、吉林省は約11%、黒龍江省は約18%）、水稻は全耕地の0.7%（遼寧省は約1%、吉林省は約10%、黒龍江省は約0.1%）、陸稲は全耕地の0.9%（遼寧省は約1%、吉林省は約1%、黒龍江省は約0.1%）であった¹⁰。以上が示すように、南満洲と北満洲では農作物の耕作状況が異なっており、大豆は満洲全体に作付地が分布していたのに対し、高粱は南満洲を中心に、小麦は北満洲を中心に作付されていた。

1929年における満洲の総面積は1,035,530 km²であり、遼寧省、吉林省、黒龍江省の3省の総人口29,197,920人で計算すると、1 km²あたりの人口密度は28.1人であった。各省ごとにみると、遼寧省の面積は185,199 km²に対し、人口14,988,560人、人口密度は1 km²あたり80.9人であった。吉林省の面積は267,743 km²に対し、人口9,075,630人、人口密度は1 km²あたり33.9人であった。黒龍江省の面積は582,588 km²に対し、人口5,133,730人、人口密度は1 km²あたり8.8人であった¹¹。このように、北方へ行くほど人口が少なく、人口密度も低くなり、黒龍江省の人口密度は中国全域のなかでも低かった¹²。

遼寧省、吉林省、黒龍江省の3省の総面積に対する各省の可耕地の面積をみると、遼寧省は34.6%、吉林省は39.7%、黒龍江省は21.2%であり、そのなかで既耕地の割合は遼

における米作の展開 1913-1945——満鉄農事試験場の事務とその変遷」(『史学』第80巻第4号、2011年)などがあげられる。

¹⁰ 『満洲の農業』53-55頁。

¹¹ 『満洲の農業』33-34頁。

¹² 中国各省の1925年における1平方kmあたりの人口密度をみると、直隸省129.7人、山東省237.2人、山西省57.2人、河南省195.1人、江蘇省346.4人、安徽省142.3人、江西省153.7人、浙江省254.2人、福建省117.9人、湖北省154.7人、湖南省187.7人、陝西省88.3人、甘肅省22.8人、四川省92人、広東省142人、広西省61.3人、貴州省64.9人、雲南省29人であり、その平均は115.4人であった。それ以外、新疆省1.8人、蒙古0.5人(1923年)、チベット1.6人(1923年)であった。『満洲の農業』35-36頁。

寧省 69.7%、吉林省 45.4%、黒龍江省 30.7%であった¹³。既耕地の1人あたりの耕作面積をみると、遼寧省では1人0.198ヘクタール、吉林省では1人0.531ヘクタール、黒龍江省では1人0.74ヘクタールがあり、未耕地と同様、北方になればなるほど1人あたりの耕作地の面積は大きかった¹⁴。

(2) 清朝政府の諸政策と開墾

それでは、満洲の農業において重要な役割を果たした漢人はいつ、どのような背景で移動してきたのであろうか。ここでは、清朝の移民政策に即して、①招民開墾期（1644－1667年）、②封禁政策期（1668－1859年）、③開禁政策期（1860－1911年）の3つの時期にわけて、その変化をみしてみる。

①招民開墾期（1644－1667年）は清朝政府が満洲への移住を推奨した時期である。清朝政府の成立とともに、大量の満洲人が関内へ大量流入した。その結果、遼東・遼西地方は荒廃し、空白地も増加した。清朝はこの空白地の再開墾と充実に図るべく、八旗を配置するに至った。それとともに、1653年に遼東招民開墾例が施行され、一定数の漢人を招いて、定着させた者に官位を授け、同時に開墾に対する補助奨励もしていた¹⁵。

②封禁政策期（1668－1859年）は清朝政府が満洲への移住を禁止した時期である。招民開墾例に頼らなくとも人口が増加するようになり、荒廃からの回復も順調に進行していったため、招民開墾例は1667年に廃止された¹⁶。そして、清朝政府は、1740年に奉天地方、1741年に吉林地方、1742年に黒龍江地方に対し封禁政策を実施した。封禁政策は、清朝発祥の地である満洲に漢人が立ち入ることを禁止したものである。その目的は、旗地の漢人への譲渡禁止、満洲旗人の風俗の漢化防止、人參・淡水真珠などの天然資源の保護・独占のためであった¹⁷。このような封禁政策は1860年までの約100年間続いた。

③開禁政策期（1860－1911年）は、封禁政策が解除され、大量の移民が満洲に流入する時期である。封禁政策が解除された理由として、従来の研究では以下の3点が指摘されて

¹³ 『満洲の農業』49－50頁。

¹⁴ 『満洲の農業』70－71頁。

¹⁵ 荒武前掲『近代満洲の開墾と移民』30頁。

¹⁶ 荒武前掲『近代満洲の開墾と移民』31頁。

¹⁷ 荒武前掲『近代満洲の開墾と移民』38頁。

きた¹⁸。第 1 は、1860 年以前に移民が禁止されていたにもかかわらず、関内から多くの人
が政策に違反して移住していた。第 2 は、清朝政府の財政問題である。清朝政府は 1850
年代に太平天国の乱の鎮圧に莫大な軍事費を投入していたが、これらの軍事費は国庫のみ
では対応しきれず、外国から大量の借金をするに至った。借金返済のため税金を増す必要
性があり、その一環として満洲の土地を開墾させ、そこから諸税収の増加を図ろうとした。
第 3 は、満洲辺境に対する防衛策である。清朝は、ロシア帝国との間に不平等条約（1858
年「璦琿条約」、1860 年「北京条約」）が締結され、ロシア帝国が次第に満洲辺境に勢力を
伸ばしていった。清朝政府は、対ロシア帝国の防衛策の一環として人口が希薄であった満
洲辺境に移民を増やすことで対処しようとしたのである。

満洲の開墾は 1860 年以降から開始されたが、決して順調に進展した訳ではなかった。こ
こでは黒龍江省の例をみてみよう。黒龍江将軍特普欽は、①開墾地から徴租によって不足
している経費に充当できること、②増加した移民を安住させられること、③ロシアの脅威
に備えた辺疆の強化ができること、④減少した人參採取など土地開放が民生にもたらす利
益が大であることの 4 点をあげ、呼蘭近隣の開放を求める上奏を行った。上奏は 1862 年
12 月に裁可された。しかし、その後土地の受領者が減少したことなどを理由として土地の
開放は停止され、開墾が本格的に再開されたのは 20 世紀になってからのことである¹⁹。

そして、満洲の開墾や開発に大きな進展をもたらしたのは鉄道の敷設である。鉄道敷設
は人々満洲への移住をさらに促進する契機となった。1900 年前後には東支鉄道と京奉鉄道
が相次いで敷設され、鉄道の総延長は 1903 年には 3,000km を越えた。鉄道距離の伸長は満
洲の経済発展に大きな影響を及ぼした²⁰。満洲の人口をみると、鉄道の敷設とともに 1900
年以降に急増し、1895 年には約 300 万人、1898 年には約 500 万人、1915 年には約 2,000
万人、1930 年には約 3,000 万人に達していた²¹。鉄道敷設を契機とする移民の増加に伴い、

¹⁸ 範前掲『近代関内移民与中国東北社会変遷（1860—1931）』。

¹⁹ 塚瀬進『マンチュリア史研究——「満洲」600年の社会変容』吉川弘文館、2014年、144—145頁。塚瀬前掲『中国近代東北経済史研究』62頁。また、黒龍江各地の民地の開放過程については、南満洲鉄道株式会社総務部事務局調査課編『一般民地』（下巻）南満洲鉄道株式会社総務部事務局調査課、1914年、110—147頁を参照。

²⁰ 塚瀬前掲『中国近代東北経済史研究』28—29頁。

²¹ 趙中孚「1920—30年代的東三省移民」『中央研究院近代史研究所集刊』第2期、1971年。

それまで採られた旗民制では対応できないことを清朝も認識するようになり、①州県制の拡大、②郷約や保甲の設置、③警察機構の導入による対応を決定した。1888年以降に一時中断した州県制が1902年に再開され、以降満洲では州県制が急速に拡大した²²。加えて、清末以降に満洲で行われた官有地の大規模な払い下げも当該期の開墾や村落形成に大きな影響を与えた²³。鉄道敷設に伴う移民の増加や開墾の拡大による農業生産の増加という大きな社会変容が満洲で生じ、多くの村落がこの時期に形成された。

第2節 村落社会の形成と雇農農家の移動

(1) 村落の形成過程と階層構成

①村落の形成

華北地方から満洲への移民の移住先や開拓地は均一ではなく、鉄道・水路・道路に沿う地域が先行した。満洲の村落形成も、移民の移動と同様に県城近隣や鉄道沿線の地域が先行し、その後周辺に広がっていた。この点についてはヤシノフの「活気を呈している鉄道駅近傍地区は1晌あたり500メキシコ弗若くはそれ以上に評価せられているが、交通不便なる峠の向側10露里位の間は30メキシコ弗に売ろうとしても買手がいない状態」であったという指摘からもみてとれる²⁴。交通不便の地は人気がなかったことに対して、モノを容易に搬出できる地域の地価が急騰していたことがわかる。

また、王広義は満洲における村落拡散過程について指摘している²⁵。すなわち、満洲の村落は、早期に形成された村落や商業集落から周辺へと拡散して形成していった。そして、拡散時期や拡散過程は満洲全体の開墾の時期と移民の移住過程と同じく南満洲から北満洲、鉄道沿線地域から周辺への拡散であった。

それでは村落はいつ、どのように形成され、その形態はどのようなものであったのであ

²² 塚瀬前掲『マンチュリア史研究』162-165頁。

²³ 官有地の払い下げについては、江夏由樹の諸研究がある。江夏由樹「清末時期、東三省南部における官地の丈放の社会経済史的意味——錦州官荘の丈放を一例として」『社会経済史学』第49巻第4号、1983年。

²⁴ エ・エ・ヤシノフ『北満洲支那農民経済』南満洲鉄道株式会社、1929年、200頁。

²⁵ 王広義『近代中国東北郷村社会研究（1840-1931）』北京、光明日報出版社、2010年、47-48頁。

ろうか。以下では、表1-1「1934-1935年の満洲各村落の概況」をもとに、村落の形成時期や村落規模などの諸点から村落の特徴を概観する。

表 1-1 1934-1935 年における満洲各村落概況

村落名	開墾年代	戸数(戸)	人口(人)	所有面積	自家労働力(女性)	雇用労働力	被雇用労働力	同族(個)
琿瑯松樹溝屯		63	342	330.240畝	127(28)人	17年、17ヶ月、192日	12年、16ヶ月、189日	8
龍鎮縣幫辦屯	民国元年(1912年)	34	219	207.90畝	76人	21年、7ヶ月、1250日	7年、16ヶ月、908日	2
訥河縣孫家屯	民国13年(1924年)	34	242	629.55畝	81人	24年、38ヶ月、2,934日	10年、12ヶ月、1,010日	9
克山縣西屯	民国7年(1918年)	18	157	641畝	58人	32年、12ヶ月、1,055日	2年、3ヶ月、605日	3
克山縣東屯	民国4年(1915年)	25	124	127.225畝	53人	10年、15ヶ月、1,302.5日	7年、6.5ヶ月、972日	2
克山縣北屯	民国5年(1916年)	9	73	15畝	31人	8年、146日	4年、5ヶ月、151日	0
拜泉縣王殿元屯	光緒33年(1907年)	33	204	278.67畝	75人	8年、19ヶ月、843日	8年、14.5ヶ月、972.5日	3
樺川縣陸家崗屯	光緒18年頃(1892年)	22	174	304.850畝	58(14)人	19年、124ヶ月、1,936.5日	6年、34ヶ月、525日	2
富錦縣岳家屯	光緒30年頃(1906年)	36	362	690.350畝	95(13)人	9年、40.5ヶ月、374日	2年、30ヶ月、421日	4
海倫縣後三馬架屯	光緒27年(1901年)	52	356	857.346畝	109人	31年、2.5ヶ月、2,122.1日	15年、9ヶ月、1,335.5日	6
富裕縣七家戸屯		19	140	429.03畝	44人	33年、3ヶ月、1,069日	11年、136日	4
富裕縣李地房子屯	民国18年(1929年)	13	129	114.6畝	38人	16年、100日	3年、300日	5
明水縣郭殿仁屯	宣統元年(1908年)	43	255	352.62畝	87人	8年、31.5ヶ月、1,079.5日	6年、52.5ヶ月、1,411日	2
望奎縣後四井屯	光緒26年(1900年)	38	353	887.452畝	94人	37年、3ヶ月、2,418.5日	16年、14ヶ月、1,431.3日	7
青崗縣董家店屯	光緒22(1896年)	30	175	188.915畝	47人	9年、26.5ヶ月、439.5日	8年、20ヶ月、1,059日	2
安達縣正四家子屯	光緒32(1906年)	24	201	450.7畝	56人	24年、9.5ヶ月、318日	20年、374日	5
蘭西縣石家園子屯	同治9(1870年)	42	301	446.484畝	99人	35年、2ヶ月、609.5日	23年、17ヶ月、1,115日	5
慶城縣張家燒鍋屯	同治元年(1862年)	67	437	175.6畝	125人	28年、31.5ヶ月、1,215日	38年、80.3ヶ月、1,801日	7
綏化縣蔡家窩堡	同治12年(1873年)	45	398	845.4畝	113人	67年、23ヶ月、6,425日	22年、10ヶ月、1,267.5日	2
呼蘭縣孟家屯	乾隆年間(150年前)	51	314	161畝	101人	11年、6ヶ月、1,827日	7年、6ヶ月、5,116日	4
巴彥縣西太平莊	同治2年(1863年)	42	360	423.455畝	106人	32年、22ヶ月、4,530日	11年、4ヶ月、3,562日	8
肇州縣張家大園子屯	光緒32(1906年)	62	523	802.74畝	130人	41年、41ヶ月、712日	40年、8ヶ月、1,840日	39
洮南縣大茂好屯		32	222	244.36畝	63(5)人	1年、3ヶ月、2日	3年、7ヶ月、132日	2
榆樹縣干家燒鍋屯	170年前	34	224	189.593畝	87(40)人	15年、13ヶ月、928日	12年、10ヶ月、928日	5
北滿洲平均		36.2	261.9	408.1畝		22.3年、20.4ヶ月、1,349.4日	12.2年、15.6ヶ月、1,148.4日	5.7
延吉縣楊城村A屯	50年前	25	149	90.61日耕	44(8)人	1年、11ヶ月、53日	1年、5日	3
延吉縣楊城村B屯	50年前	24	142	37.17日耕	43(9)人	2.5ヶ月、56日	3ヶ月、47日	6
敦化縣三台山屯	光緒7年頃(1881年)	50	217	95.8畝	77(11)人	6年、42.5ヶ月、286日	2年、31ヶ月、407日	3
磐石縣冉家村	光緒10年頃(1887年)	40	215	34.13畝	93(24)人	2年	2年、17ヶ月、479日	3
梨樹縣裴家油房屯	嘉慶7年	40	259	74.001天地	57人	3年、3ヶ月、123日	11年、24ヶ月、1,200日	7
海龍縣孫家街屯	光緒元年(1875年)	46	307	181.413畝	88(10)人	15年、253日	8年、24ヶ月、428日	3
西豐縣德恩屯	光緒22年	39	374	2,136.13畝	111(21)人	32年、5ヶ月、173日	4年、7ヶ月、48日	4
新民縣二道河子屯	順治8年	91	512	207.018畝	126(38)人	25年、48ヶ月、973日	17年、58ヶ月、1,534日	7
黑山縣前孫家窩棚	約200年前	65	437	315.105畝	157(49)人	17年、184ヶ月、586日	8年、57ヶ月、1,427日	3
遼中縣黃家窩堡	道光29(1849年)	59	398	334.732天地	68(25)人	21年、218.9ヶ月、1,006日	25年、220.9ヶ月、809日	13
遼陽縣前三塊石屯	順治8(約280年前)	77	491	1,261.3畝	180(81)人	112ヶ月、298日	67ヶ月、398.5日	9
磐山縣孟家舖屯	同治2年(1863年)	57	342	322.391畝	159(60)人	23年、4ヶ月、453日	12年、20.5ヶ月、833日	9
鳳城縣西門家堡子屯	康熙20年(1681年)	47	305	327.25畝	85(39)人	6年、16ヶ月、743.5日	4年、7.5ヶ月、987日	5
寧安縣和順金營子屯		74	351	4,260.9畝	81(14)人	46年・822.5日	7年、1,954.5日	11
豐寧縣選將營子屯	康熙頃	79	378	1,507.982畝	137(44)人	1年、8ヶ月、286日	7年、3ヶ月、1,705日	15
蓋平縣陳家屯	清朝初期	57	449	885.825畝	138(59)人	7年、2ヶ月、404日	2年、6.5ヶ月、797.5日	6
莊河縣金廠屯	約200年前	38	274	971畝	76(11)人	9年、4ヶ月、32日	9年、4ヶ月、7日	2
南滿洲平均		53.4	329.4		101.2(30.8)人	12.6年、61.4ヶ月、385.2日	7.6年、32.4ヶ月、768.6日	6.4

注：「自家労働力」の括弧内に示しているのは女性自家労働力であり、北満洲の一部の村落にのみみられたため、平均値を算出しなかった。また、琿琿県、洮南県、富錦県、榆樹県、樺川県以外の北満洲の「自家労働力」のなかには雇農農家の労働力も含まれており、上記4県と南満洲と区別する必要がある。「雇用労働力」と「被雇用労働力」のなかにある年は年工の人数、月は月工の合計雇用月数、日は日工の合計雇用日数を表す。「同族」は村落内にみられた同族の数を表す。「北満洲平均」と「南満洲平均」は便宜上斜体字で表し、小数点以下2桁を四捨五入する。南満洲の土地面積単位は村落によって異なるため、平均値を示すことはできない。土地面積単位については、地域によって異なっていたため一概に計算することは困難であるが、おおよそ1天地は約36.864アール、1晌は約73.728アール(約10畝)である。

出典：国務院実業部臨時産業調査局編『(産調資料1) 康德元年度農村実態調査 戸別調査之部』(第1分冊—第3分冊) 国務院営繕需用度科、1935年(以下、『康德元年度農村実態調査 戸別調査之部』)、国務院実業部臨時産業調査局編『(産調資料36) 康德3年度農村実態調査 戸別調査之部』(第1分冊—第4分冊) 国務院実業部臨時産業調査局、1936年(以下、『康德3年度農村実態調査 戸別調査之部』)、をもとに作成。

各村落の開墾年代をみると、南満洲は古くから開墾された村落が多く、20世紀以降の開墾はほとんどみられなかった。一方、北満洲の多くの村落は20世紀初頭に開墾されていた。この点からも南満洲と北満洲の村落の開墾時期や開墾順序の差を読み取ることができる。また、開墾の時期の違いによって村落間の距離にも違いがみられ、北満洲は2.53km、南満洲は1.74km離れていた²⁶。南満洲の方がより多くの村落が形成され、その密度も北満洲より高かったといえる。

村落規模についてみてみると、農村実態調査の調査員の人数や調査日数に制限があったため、村落規模を判断することは困難である。表1-1からえられる村落のデータを比較してみると、北満洲の1村落の平均戸数は約36戸であり、南満洲の1村落の平均戸数約53戸であった。北満洲の1村落に約262人、1戸あたり約7.2人、南満洲の1村落に約329人、1戸あたり約6.2人が居住していた。このことからわかるように、北満洲の戸数は南満洲より少ないが、各農家の家族人数は南満洲より多かった。それに対して、南満洲は多数の小規模な農家が村落に生活していたのが特徴である²⁷。

²⁶ 王前掲『近代中国東北郷村社会研究(1840-1931)』48-49頁。

²⁷ 王前掲『近代中国東北郷村社会研究(1840-1931)』41頁。

以上のことからわかるように、南満洲は早期に開墾され、長期間にわたって華北地方から多くの移民が移住してきたため、多くの村落が形成されていた。また、村落の規模も大きく、村落間の距離も近かった。一方、開墾が遅れた北満洲の村落は、まだ開墾途中であったため村落数も村落規模も南満洲に及ばなかった。

②階層構成

満洲内において南満洲と北満洲では村落形態に相違点がみられたが、ここではその点を捨象し、村落内部の階層構成がどのようなものであったのかについて概観しよう。

表 1-2 満洲における地域別土地所有形態

項目	南満洲10県10屯(569戸)		中満洲10県10屯(401戸)		北満洲16県17屯(681戸)	
	戸数(%)	所有面積(%)	戸数(%)	所有面積(%)	戸数(%)	所有面積(%)
大土地所有	4.2	40.4	0.2	3.0	2.9	50.0
中土地所有	14.7	35.8	16.7	65.8	11.2	37.9
小土地所有	15.4	13.7	17.5	22.6	10.5	10.0
零細土地所有	33.0	9.7	16.7	6.3	12.5	2.1
無所有	32.5	-	48.7	2.3	63.2	-

注：各地域における大土地所有と中土地所有、小土地所有、零細土地所有の所有土地面積が異なっている。

南満洲では各県別によって異なるので、最低・最高をあげる。大土地所有は70-500畝以上、中土地所有は20-100畝以上、小土地所有は10-50畝以上、零細土地所有は10-50畝未満の土地を所有している農家である。中満洲では大土地所有は500畝以上、中土地所有は100-500畝、小土地所有は30-100畝、零細土地所有は30畝未満の土地を所有している農家である。北満洲では大土地所有は100晌以上、中土地所有は20-100晌、小土地所有は5-20晌、零細土地所有は5晌未満の土地を所有している農家である。土地面積単位については、地域によって異なっていたため一概に計算することは困難であるが、おおよそ1晌は約73.728アール(約10畝)である。

出典：中・南満洲については、実業部臨時産業調査局編『康徳元年度農村実態調査報告書 産調資料(40)ノ(2)土地関係並に慣行篇——南満・中満ノ部』実業部臨時産業調査局、1937年。北満洲については、実業部臨時産業調査局編『康徳元年度農村実態調査報告書 産調資料(45)ノ(8)土地関係並に慣行篇』実業部臨時産業調査局、1937年、をもとに作成。

表1-2は満洲の各地域の土地所有形態を示したものである。南満洲は中・北満洲より小土地所有・零細土地所有の農家が多かった。中満洲は、大土地所有の農家が全戸数0.2%

のみで、北満洲よりも戸数の割合と所有面積割合が少なく、中土地所有農家の占める比率が3つの地域のなかで最も多かった。北満洲は中満洲と南満洲とは異なり、極わずかな大土地所有者が全耕地の面積の50%を占め、戸数の60%以上は無所有農家によって構成されていることがその特徴である。総じていえば、南満洲は小経営・零細型経営、北満洲は大土地経営が中心であり、南満洲になればなるほど土地が零細化していたといえる。そして、3地域とも村落に膨大な土地無所有農家が居住しており、北満洲になればなるほどその割合が高かった。

これら大量の無所有農家は、南満洲において小作農か雇農であり、北満洲においてはほとんど雇農農家であった。これらの雇農は、満洲の農業労働力の中心であり、彼らなしでは農業経営が成立しえなかった。それでは、大量の雇農農家は、実際どのような過程で満洲に移動してきたのか、満洲内でどのように移動したのか、その移動の動機や背景はいかなるものであったのだろうかという諸点を、次項以降で検討する。

(2) 雇農農家の移動概況

雇農農家の移動の実態について明らかにするために、ここでまず南満洲と北満洲のそれぞれの地域の雇農農家の移動の状況を概観する。両地域を比較することによって、各地域の特性がより明確になるからである。さらに、雇農農家の移動について分析する際には、大きく2種類にわけて考える必要がある。1つは自作兼雇農や小作兼雇農といった兼業雇農農家である。もう1つは単純に農業労働のみ行ういわゆる純雇農農家である。前者の兼業雇農農家は、雇農として雇われるほかに自作や小作といった農業形態もっており、移動する際に経営していた農地についても考慮する必要があった。一方、後者の純雇農農家は移動する際に、土地のことを考慮する必要がそれほどなかったため、移動の形態に違いがみられる。

①南満洲の雇農農家の移動

表1-3は1935年時点における南満洲村落在住兼業雇農農家と純雇農農家の移動形態を、村落在住年数、移動回数、前住地の3点から整理したものである。まずここで気がつくのが、純雇農農家は105戸に対して兼業雇農農家は159戸という比率、すなわち自作兼雇農や小作兼雇農のような兼業雇農農家の方がより多数を占めたことである。土地が零細化していた南満洲においては、多くの小経営農家が農業経営しながら兼業（雇農）を通して農家経営を展開していた。

表 1-3 南満洲における雇農農家の移動形態

南満洲における雇農農家の移動(兼業雇農農家)								
在住年数	戸数(戸)	割合(%)	移動回数	戸数(戸)	割合(%)	前住地	戸数(戸)	割合(%)
200年以上	34	21	6回以上	3	2	同県内	80	50
100—199年	25	16	5回	2	1	隣県	0	0
30—99年	43	27	4回	5	3	南満洲内	19	12
11—29年	22	14	3回	26	16	北満洲	1	1
6—10年	9	6	2回	63	40	満洲以外	58	36
5年以下	21	13	1回	60	38	不明	1	1
不明	5	3	合計	159	100	合計	159	100
合計	159	100						
南満洲における雇農農家の移動(純雇農雇農)								
在住年数	戸数(戸)	割合(%)	移動回数	戸数(戸)	割合(%)	前住地	戸数(戸)	割合(%)
200年以上	16	15	6回以上	2	2	同県内	68	65
100—199年	7	7	5回	2	1	隣県	1	1
30—99年	28	27	4回	7	7	南満洲内	6	5
11—29年	13	12	3回	22	21	北満洲	1	1
6—10年	11	10	2回	44	42	満洲以外	25	24
5年以下	26	25	1回	28	27	不明	4	4
不明	4	4	合計	105	100	合計	105	100
合計	105	100						

注:「在住年数」は調査当時の村落に在住している年数を表す。1936年の調査対象である北満洲の5県(琿琿県、洮南県、樺川県、富錦県、榆樹県)も含まれていたが、これらは北満洲の資料として換算し、表1-4で取り上げる。

出典:『康徳3年度農村実態調査 戸別調査之部』(第2分冊—第4分冊)をもとに作成。

それでは、3項目を1つずつ検討してみよう。在住年数は、調査当時に居住の雇農農家の在住期間を示す。100年以上在住の兼業雇農雇農は59戸(37%)、純雇農農家は23戸(22%)であった。多くの雇農農家は1830年前後から既に南満洲に移住していたことがわかる。1920—30年代の移動(在住年数10年以内)についてみると、兼業雇農農家の19%、純雇農農家はその2倍の35%が10年以内に移動してきた農家である。兼業雇農農家は100年以上の在住の戸が多く、純雇農農家は10年以内の来住が多いことから、両者は移動の性質が相当異なっていたことを指摘できよう。すなわち、南満洲の兼業雇農農家が、雇農として雇用されるほかに自作や小作といった基盤を有していたのは、早い時期に移入し、長期間同じ村落に居住していたことの証左である。対照的に、純雇農農家は自作地や小作地などの土地基盤を有しておらず、1920—1930年に来住した農家が多く、村落を転々と移動していた。

移動回数は調査当時の村落にたどり着くまでに何度移動したかを表したものである。これをみると、3回以上移動した兼業雇農農家は22%、純雇農農家は31%であった。わずかながら純雇農農家の方が兼業雇農農家より多くの回数を移動したといえる。両者ともに2回の移動が最も多く、続いて多かったのは1回のみの移動であった。兼業雇農農家は38%、純雇農農家は27%が華北地方から当時居住の村落に直接移住していた。

前住地をみると、同県内（兼業雇農農家50%、純雇農農家65%）や隣県、南満洲内の他県の3つを合わせれば、兼業雇農農家の62%、純雇農農家の71%が南満洲内での移動であった。当時の南満洲の雇農農家の移動の約6-7割は南満洲内、とりわけ同県内の村落間で行われていたことがわかる。さらに興味深いことに、兼業雇農農家の前住地の36%、純雇農農家の24%の農家は満洲以外の地域、すなわち山東省や河北省といった華北地方からの移住であった。多くの雇農農家が1度のみの移動で、華北地方から直接に調査当時の村落に移住し、その後長らく同一村落で生活していたと考えられる。

南満洲の開墾は早期であったため、多くの雇農農家も早期に移住してきた。その後、多くの雇農農家は南満洲内の村落を再移動したが、少なからぬ雇農農家は華北地方から直接に居住村落に移動した後に長らく同一村落に住んでいた。これらの農家の多数は土地を所有していたり、小作経営を行ったりしており、農業経営の安定的基盤を持つ兼業雇農農家であった。これらが、南満洲において兼業雇農農家が純雇農農家より多く、100年以上も同一の村落で暮らしていた雇農の戸数が多かったことの背景にあった。

②北満洲の雇農農家の移動

表1-4は、在住年数、移動回数、前住地の3点から、北満洲雇農農家の移動形態を整理したものである。北満洲村落在住の農家のうち、兼業雇農農家の戸数は137戸、純雇農農家は286戸であり、純雇農農家の戸数は兼業雇農農家の戸数の約2倍であった。南満洲に比べ開墾時期が遅かった北満洲においては、大量の労働力が必要されていたことに加え、大規模経営が中心であったため、雇農農家、とりわけ純雇農農家が多数存在していた。以下では、表1-3の南満洲の状況と比較しながら、北満洲の雇農農家の移住を検討する。

北満洲の雇農農家の在住年数をみると、南満洲における100年以上在住の雇農農家数（兼業雇農農家37%、純雇農農家22%）に比して北満洲ははるかに少なく、兼業雇農農家と純雇農農家を合わせてもわずか1戸（1%）のみであった。調査時点の100年前において北満洲の開墾はまだほとんど進んでいなかったからであろう。その一方で、10年以内に来住し

た雇農農家の割合は、いずれの経営形態においても半数以上を占めていた。北満洲の本格的な開墾は20世紀以降からであったため、10年以内、とりわけ5年以内に来住した雇農が最も多かった。

移動回数もまた南満洲と対照的であった。北満洲でも2回の移動が最も多かったものの、1回と4回以上の割合が明らかに異なっている。1回のみ移動の割合は、北満洲の兼業雇農農家が5%、純雇農農家が4%であったのに対し、南満洲の兼業雇農農家が38%、純雇農農家が27%であった。いずれの経営形態においても、北満洲は南満洲よりはるかに少なかった。一方、北満洲においては4回以上移動した雇農農家の割合が高く、兼業雇農農家は29%（南満洲は6%）、純雇農農家は25%（南満洲は10%）が該当した。北満洲の雇農農家は調査当時の在住村落に着くまでにより多くの移動を経ているのである。

表 1-4 北満洲における雇農農家の移動形態

北満洲における雇農農家の移動(兼業雇農農家)								
在住年数	戸数(戸)	割合(%)	移動回数	戸数(戸)	割合(%)	前住地	戸数(戸)	割合(%)
200年以上	0	0	6回以上	9	7	同県内	64	47
100—199年	1	1	5回	12	9	隣県	9	7
30—99年	26	19	4回	18	13	北満洲内	40	29
11—29年	36	26	3回	37	27	南満洲	17	12
6—10年	16	12	2回	54	39	満洲以外	6	4
5年以下	55	40	1回	7	5	不明	1	1
不明	3	2						
合計	137	100	合計	137	100	合計	137	100
北満洲における雇農農家の移動(純雇農農家)								
在住年数	戸数(戸)	割合(%)	移動回数	戸数(戸)	割合(%)	前住地	戸数(戸)	割合(%)
200年以上	0	0	6回以上	12	4	同県内	143	50
100—199年	0	0	5回	16	6	隣県	15	5
30—99年	39	14	4回	43	15	北満洲内	84	30
11—29年	73	25	3回	90	31	南満洲	29	10
6—10年	36	13	2回	114	40	満洲以外	10	3
5年以下	132	46	1回	11	4	不明	5	2
不明	6	2						
合計	286	100	合計	286	100	合計	286	100

注:「在住年数」は調査当時の村落に居住している年数を表す。1936年の調査対象である北満洲の5県(琿琿県、洮南県、樺川県、富錦県、榆樹県)も含まれる。

出典:『康德元年度農村実態調査 戸別調査之部』(第1分冊—第3分冊)、5県(琿琿県、洮南県、樺川県、富錦県、榆樹県)の資料『康德3年度農村実態調査 戸別調査之部』(第1分冊—第2分冊)をもとに作成。

前住地をみると、雇農農家の移動は北満洲内、特に県内の村落間の移動が主要なルートであり、兼業雇農農家の 83%、純雇農農家の 85%は北満洲内の移動であった。南満洲の在住の雇農農家は、華北地方からの直接移住が多くみられた（兼業雇農農家 35%、純雇農農家 24%）が、北満洲はその割合は少なく、兼業雇農農家の 4%、純雇農農家の 3%のみであった。

南満洲より開墾が遅かった北満洲では、多くの農業労働力が必要とされており、したがって多くの雇農農家が来住していた。北満洲におけるこれらの雇農農家は、より多くの回数の移動を経て調査当時の在住村落にたどり着き、移住先での在住年数も短く、10 年以内の移住が大半を占めていた。そして、1930 年代以降も引続き村落間を転々と移動していた点に顕著な特徴がある。

第 3 節 移動の動機と経路

前節では、在住年数、移動回数、前住地から南満洲と北満洲の雇農農家の移動の特徴を明らかにした。しかし、雇農農家の移動形態や実態を検討するのに、これだけでは不十分であることは贅言を要しない。以下では雇農農家の移動をさらに詳細に分析するため、雇農農家の移動動機と移動経路を分析する。

ここでは、1935 年に行われた第 1 回目の農村実態調査の記録をもとに、1934 年に村落に居住していた北満洲の雇農農家のうち、10 年以内（1925－1934 年）に居住村落に来住した純雇農農家に分析対象を限定する。純雇農農家以外の自作兼雇農や小作兼雇農などの兼業雇農農家についてはここでは取り上げない。1934 年の時点において、調査対象となった北満洲 16 県 17 屯には全 681 戸の農家が居住しており、経営形態に雇農が含まれていた農家は 363 戸あり、そのうち 142 戸は 10 年以内に来住した純雇農農家であった。このような限定をするのは以下の 2 点の理由からである。

1 つは、北満洲における雇農農家の移動において、純雇農農家であり、かつ 10 年以内に来住したものが最も多かったからである。もう 1 つは、荒武達朗が指摘した地域間と職業間における自由な移動は、北満洲在住の雇農農家にはどの程度の妥当性を有していたのかを検討するためである。荒武の論ずる 1920 年代の自由な移動とは、当該時期（1925－1934 年）にこそ符合する特徴であると推測され、荒武が対象としていない 1930 年代の移動については検討の余地があると思われるからである。

(1) 移動の動機及び経路

①移動の動機

それでは、雇農農家の移住理由についてみる。調査記録には「生活困難のため、親族を頼りに」や「労働条件が良いと聞き、友人を頼りに」などのように、様々な理由が複合している。移動の動機以外に移動の経路も含まれており、動機と経路とを別々に考察する必要があるが、調査記録はこの複雑な理由を簡単に示すのみで、動機と経路を同様に扱ってしまっている。このことも調査記録の1つの限界ともいえる。移住の動機については表1-5において、移動の経路については表1-6において類型化し、限定された情報の中から一定程度の傾向をとえるよう努める。なお、ここで指す動機とは移動を決定する理由を表し、経路とは移動する際にみられる人的ネットワークを表している。

表 1-5 1934年北満洲在住10年内来住した純雇農農家の移住動機

来住理由(動機)	戸数(戸)	割合(%)
生活困難のため	24	22.9
諸災害(匪害・水害・兵乱など)から逃げるため	17	16.2
労働条件が良いため	17	16.2
生活が容易(家賃が安いなど)であるを聞いて	13	12.4
労働地・労働口を求めて	9	8.6
土地を得るため(小作人になるためも含む)	5	4.7
労働の需要が多いと聞いて	4	3.8
農家に雇用されたため	4	3.8
住む場所を失ったため(倒壊や家主の回収など)	4	3.8
生活向上のため	2	1.9
分家したため	2	1.9
その他(子どもの教育・前住地の水質が悪い)	2	1.9
不明	2	1.9
合計	105	100

注：ここでは、1936年の調査対象である北満洲の5県の資料を除いて、1935年の調査のみで作成したものである。

出典：『康德元年 戸別調査之部』（第1分冊―第3分冊）「農家略歴表」をもとに作成。

表1-5は雇農農家の移動の動機を示したものである。10年以内に来住した142戸の純雇農農家のうち、105戸の動機が明らかである。ほかの37戸の農家は単に「親族に頼るため」と「友人や知人に頼るため」と記されているのみであるので、これを移動の動機として考えず、移動の経路（表1-6）に入れた。「生活が苦しいため」に移住した農家が全体の約23%を占め、最も多い動機であった。2番目に多かったのは、水害や「匪害」などの

災害から逃れるための移動であり、約 16%であった。おそらく 1931 年に起きた満洲事変やその後の不安定な情勢とも関わっていると考えられる。災害に遭ったこれらの雇農農家の生活も困難であったと判断するのが妥当であろう。生活が容易であるということを知りて来住した農家は約 12%であり、このことも前住地での困難な生活を物語っている。この 3つの動機を合わせれば、約 51%の純雇農農家が困難な生活から脱出するための移動であったといえる。

生活困難と対照的に、荒武が指摘するより良い労働条件を求めて移動した農家はここでもみられ、約 16%を占めていた。しかし、その割合は生活困難の動機ほど多いものではない。また、生活困難とより良い労働条件を対立する動機として調査記録は扱っているが、実際は関連している動機であり、前住地での賃金が低く、生活が少しでも楽になるため良い条件を目指して移動していたとも考えられる。上述した通り、雇農の労働条件が悪く、さらに穀物価格の高騰していたため、ここでみられるより良い労働条件は、豊かな中・上層農家がさらに富を目指すための移動というよりも、むしろ生活に苦しむ低層農家が少しでも良い生活を求めて移動したと考える方が妥当であるように思われる。9 戸の農家（約 8.6%）は雇用先を求めて来住した。5 戸の農家（約 4.7%）は土地をえるためあるいは小作人になるために来住したが、結局その目的が達せず雇農のまままでとどまっていた。

②移動の経路

表 1-6 は移動の経路を簡単にまとめたものである。すべての農家がどのような社会関係を頼って移動してきたかを明示している訳ではない。ここでは、全 142 戸のうち 60 戸の移住の経路を読み取ることができる。

表 1-6 1934 年北満洲在住 10 年内来住した純雇農農家の移動経路

来住理由(経路)	戸数(戸)	割合(%)
親族を頼りに来住	40	28
友人・知人(同郷も含む)を頼りに来住	20	14
明示されていない	82	58
合計	142	100

注：ここでは、1936 年の調査対象である北満洲の 5 県の資料を除いて、1935 年の調査のみで作成したものである。

出典：『康德元年 戸別調査之部』（第 1 分冊—第 3 分冊）「農家略歴表」をもとに作成。

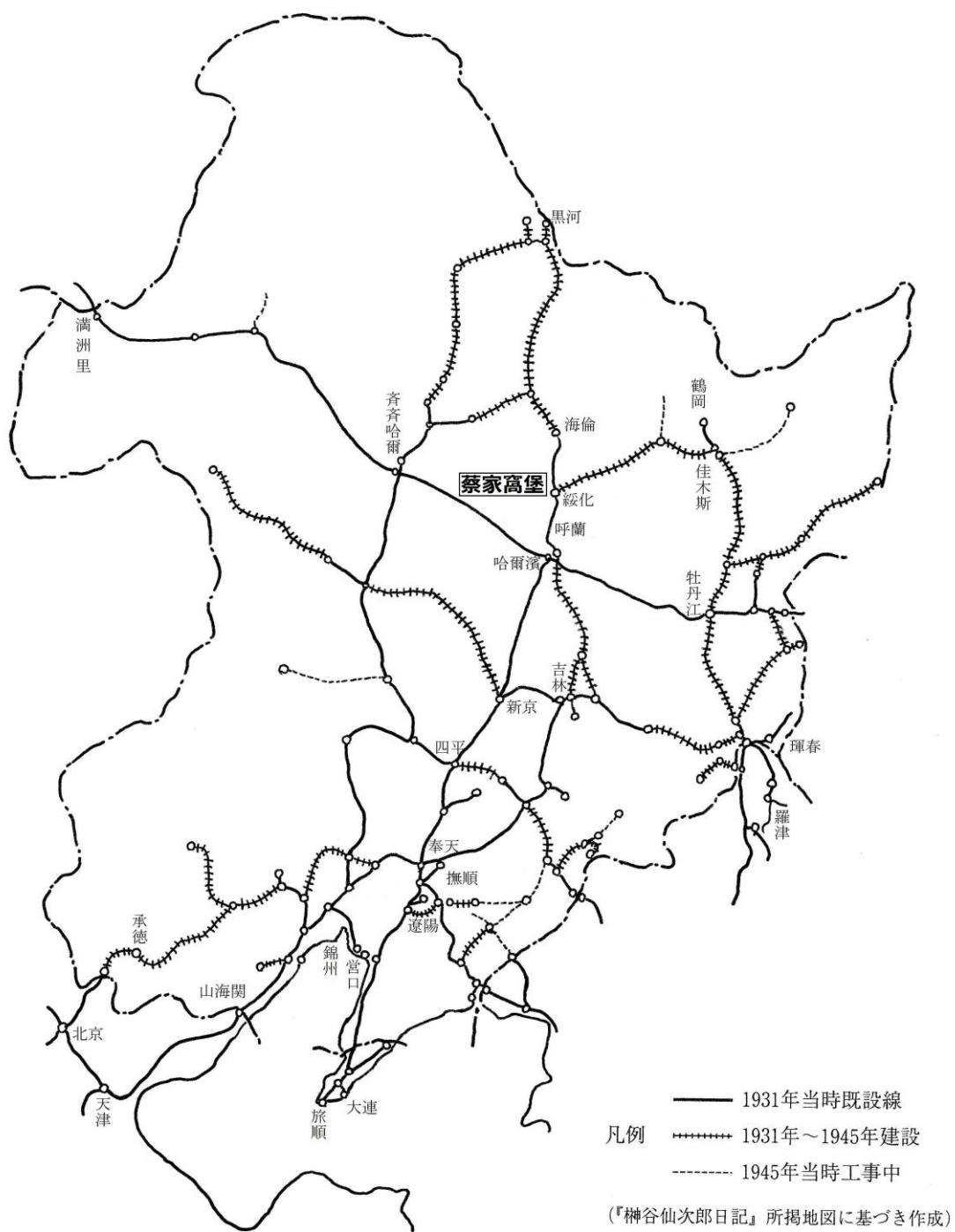
全体の約 28%の農家が親族を頼りに移動しており、その半分の約 14%は友人や知人を頼りにしていた。両者を合わせて約 42%の農家がこのような人間関係を頼りに移動先を選んでいた。これらの社会関係が必ずしも金銭貸借や家屋の手配などの面で直接に手助けをしたとは限らない。困難な生活を過ごしていた彼らにとって、より安全・安心な住居をえる一番手近な道として、信頼できるこれらの社会関係が優先的に考えられていたようである。

以上の分析を踏まえて考えれば、荒武が言及しているような、さらに富を目指した地域間と職業間の自由な移動があまりみられず、生活が困難によりやむをえず県内の村落間を中心に移動する雇農農家がほとんどであったことが指摘できる。これらの農家は労働賃金や生活の容易さを配慮して移動先を選んでしたが、加えて親族や知人といった社会関係もまた重要な要素であった。

(2) 綏化県蔡家窩堡の事例

本項では、北満洲に位置する綏化県蔡家窩堡という一村落に焦点をあて、当該村落における雇農農家の移動と社会関係について、具体的な検討を加える。上述のように、雇農農家は移動先を選定する際に、労働賃金や生活の容易さに加えて、親族や知人といった社会関係もまた重要な要素であった。当該村落においては、それが具体的にいかなる内実であったのかを明らかにすることが目的である。綏化県蔡家窩堡を選定したのは、主に 2つの理由による。1つは、当該村落については、1935年の調査のほかに、1939年に実施された再調査の報告書も残されており、動的に村落の変遷を検討できるからである。もう1つは、当該村落の農業形態（大経営農家中心）や階層構成（一部の大地所有者と膨大な無所有者）が北満洲を代表できるからである。

図 1-1 満洲国鉄道路線図



①綏化県蔡家窩堡の概況

ここでは、まず綏化県蔡家窩堡の概況をみてる。

・地理的事情と歴史背景

かつては北団林子と呼ばれていた綏化県の開墾は 1860 年頃より始まった²⁸。満洲国期に濱江省の管轄内に入り、1939 年に東安省と北安省が分置されたことに伴い、北安省に編入された²⁹。綏化県は満洲国国営鉄道の濱北線と綏佳線の分岐点に位置していた。鉄道は農産物の輸送や人の移動の重要な手段であり、綏化県は満洲国にとって農業や治安などの面において枢要の位置にあった。

蔡家窩堡は綏化県に属する一村落であり、綏化県城の西北方面に位置し、県城から約 10km 離れ、穀物運送や人の移動で使用した大車で約 3 時間程度を要した。県城と近距離にあるため、ほとんどの農産物は県城で取引されるなど、両者の関係は密接であった。また、1935 年には隣県の望奎県城までの県城間乗合自動車が開通したため県城間を約 40 分で移動できるようになった。このように、交通の利便性は農産物販売のみならず、必需品の購入や労働力の雇用にも有利な状況であった。治安の面についていえば、同村落には警察分駐所があり、「匪賊」の害が少なく、人々が安心して農耕に専念できる環境にあった³⁰。

蔡家窩堡の歴史は蔡家と蒼家という 2 家族による開墾から始まった。満洲八旗（鑲藍旗）に属していた両家は、一度関内に移住した後、1872 年に同村落に移住した。両家ともに少しずつ所有地を増やしていき、約 30 年間で所有地を 500 晌にまで拡張し、その後 500 晌の熟地を購入した。しかし、蔡家は病弱者が多く、アヘンの吸飲と自家労働力の不足により漸次土地を売り渡し、1938 年には一族のなかに乞食をする者もいた。豊富な自家労働力と大土地所有を背景に、村落の中心として農業経営を展開していった蒼家とは対照的である³¹。

²⁸ 綏化県志編委會編『綏化県志』哈爾濱、黒龍江省人民出版社、1985 年、4 頁。

²⁹ 綏化地区地方志編集委員会『綏化地区志』哈爾濱、黒龍江人民出版社、1995 年、119—120 頁。

³⁰ 国務院実業部臨時産業調査局編『(産調資料 1) 康徳元年度農村実態調査 戸別調査之部 (第 1 分冊)』国務院営繕需品局用度科、1935 年、181—182 頁 (以下、『康徳元年 戸別調査之部』)。

³¹ 南満洲鉄道株式会社調査部『北満農業機構動態調査報告 第 2 編北安省綏化県蔡家窩堡』博文館、1942 年、7—9 頁 (以下、『蔡家窩堡』)。

・農業状況

佐藤大四郎³²が1937年に綏化県の20の村落を対象として行った調査によれば、綏化県の土地無所有農家は県全体の60.4%を占め、そのほとんどが雇農であった³³。1936年の県全体の作付面積198,768晌のうち、大豆は26%、小麦は22%、粟は16%、高粱は14%、トウモロコシは11%、そのほかは11%であった³⁴。

蔡家窩堡の農産物は大豆と小麦が中心であり、北満洲農村の典型的な状況であった³⁵。1934年の作付面積をみると、大豆は17.58%、粟は16.17%、小麦は16.14%、高粱は13.14%、トウモロコシは12.31%を占めていた。1938年では、小麦が26.93%、大豆が24.48%に増加し、粟は14.44%、高粱が12%、トウモロコシが7.15%に減少した。商品作物である大豆や小麦が増産されたのは、1937年より始まる農産物増産5カ年計画のなかで、この2つの作物は奨励作物になっていたためである。

土地面積と大役畜、農具についてみる³⁶。1934年の蔡家窩堡には、約845晌の熟地があり、小作地などを合わせれば同村落の農家は約720晌の農地を耕作していた。1938年の所有する熟地の面積は、廢耕地の復興により1934年より約70晌増加した。大役畜と大農具の状況は土地と同様に、極一部の経営農家に集中していた。そして、1934年から1938年にかけて一部の増加がみられたが、それもまた経営農家に限定されていたことであり、小経営農家の大役畜・大農具不足問題の解決にはならなかった³⁷。

³² 佐藤大四郎（1909—1943）は、第一高等学校在学中に共産主義運動に参加し、1930年に日本共産青年同盟に参加、第一高等学校を中退した。1931年に検挙される。1933年に満洲評論社に入社し、『満洲評論』編輯責任者（4代目）を経て（1935年）、1937年に綏化県農事合作社を設立した。1939年濱江省農事合作社輔導委員会事務局主事、1940年興農合作社中央副参事を歴任。1941年「合作社事件」で関東憲兵隊に検挙され、1943年奉天監獄で獄死した。井村哲郎編『満鉄調査部——関係者の証言』アジア経済研究所、1996年、789頁。

³³ 佐藤大四郎『綏化県農村協同組合方針大綱』満洲評論社、1937年、35—42頁。

³⁴ 佐藤前掲『綏化県農村協同組合方針大綱』20頁。

³⁵ 以下、1934年の作付面積割合は『康德元年 戸別調査之部』（第1分冊）228—229、232頁。1938年の作付面積割合は『蔡家窩堡』107—110頁、を参照。

³⁶ 土地面積は『康德元年 戸別調査之部』（第1分冊）187頁、『蔡家窩堡』105—106頁、を参照。

³⁷ 1934年から1938年の大役畜と大農具については、牛は19頭から38頭、馬は72頭から81頭、騾は14

・階層構成と労働力関係

1934年時点において、45戸の農家、男性206人と女性192人が居住していた。内訳をみると、地主1戸、地主兼自作6戸、地主兼自作兼小作1戸、地主兼自作兼雇農1戸、地主兼雇農1戸、自作7戸、自作兼小作1戸、自作兼雇農1戸、小作5戸、雇農18戸、そのほか3戸であった。1938年の再調査時では、農家の戸数が45戸から53戸に増加したにもかかわらず、人口は398人から373人に減少した³⁸。このことは農家移動及び分家によって生じたと考えられる。5年間のなかで、転出した8戸の農家の多くは大家族経営の農家であったのに対し、転入してきた農家のほとんどが小家族の雇農農家であったためである。

土地の所有状況をみると、1934年は100晌以上を所有する大農家が全戸数の約4.4%占めており、これらの農家が村落内の約40.3%の土地を所有していた。これに対して、村落内の57.8%の農家が土地無所有農家であった。1938年になると、100晌以上を所有する大農家の割合が約5.7%に増加し、その所有する面積も54.5%に達した。一方の土地無所有農家の割合も64.2%に増加した³⁹。この5年間で土地がさらに大農家に集中し、それに伴って雇農農家が増加したといえる。

蔡家窩堡の農業労働割合をみると、1934年は約7割、1938年では約8割の村落内農業労働が雇農に依存しており、雇農なくしては農業経営が成り立たなかったといっても過言ではない⁴⁰。同村落においては、8割以上の土地を所有していた蒼家が村落内において圧倒的な存在であった。報告書にも「経済的にも経済外的にも永らく本屯を支配し、蒼家に忠実でない小作人は忽ち却けられ、茲に蒼家を中心とする本屯の歴史が繰り拓がられて来た」

頭から35頭、大車は22台から23台、犁丈は70個から72個、壤耙は21個から22個に増加した。大役畜は『蔡家窩堡』97-98頁、大農具は『蔡家窩堡』103-104頁、を参照。

³⁸ 『蔡家窩堡』11頁。

³⁹ 『蔡家窩堡』40-42頁。

⁴⁰ 『蔡家窩堡』66頁。1934年、村内で雇用されている年工は67人、月工は計23ヶ月、日工は計6,425日であり、そのなかの年工の約90%、月工の100%、日工の約75%が蒼家によって雇用されていた。1938年では、1934年とほぼ同様、年工の約86%、月工の100%、日工の約72%が蒼家のもとで働いていた。1938年に村内居住している年工に限ってみると、村内で労働に従事している19人の雇農のうち18人が蒼家に雇用されていた。1934年の労働力関係は『康徳元年 戸別調査之部』（第1分冊）186-187頁、1938年の労働力関係は『蔡家窩堡』76-91頁、を参照。

と記されているように、蒼家の村落内における勢力は圧倒的であった⁴¹。雇農農家のほとんどは蒼家のもとで働き、蒼家の農業労働の大半もこれらの雇農によって行われ、両者の間には強い依存関係があったといえよう。大経営農家が多くみられた北満洲では、この依存関係が農業経営を成り立たせていたことが推測できる。

②1934年以前来住した農家の移動

ここから雇農の移動の背景をみてみよう。上述のように、雇農農家が、さらなる富を目指して自由な移動をしていたというよりも、生活困難のために仕方なく移動していたという側面は看過できない。そして、移住先を選定する際には親族や友人の有無は極めて重要な要素であった。以下、移住の際に作用した社会関係にも着目して、雇農農家の移動の内実を検討しよう。

雇農の移動をみる前に、表1-7と表1-8から当該村落の社会関係及び変化をみてみる。雇農農家の祖先の状況についてみると、興味深いことに、経営形態に雇農が含まれていた21戸の農家のうち、8戸は満洲旗人であった。また、乞食となっていた旗人農家もいた。このことから、当時の旗人の末裔の農業経営の難しさが読み取れる。

当該村落の農家の11戸は蒼家一族であり、分家を経て、1938年には13戸にまで拡大し、地主や自作農として農業経営を展開していった。また、15番農家の蒼宝経が保長（15個の甲から構成）を務めていたことが別の調査資料からうかがえる⁴²。一方、蒼家と同時期に来住した蔡家一族の多くは雇農や小作人となっていたことも読み取れる。表1-7と表1-8をみると、13番農家の土地が5年間のうち67晌から122晌にまで増加している。13番農家は土地無所有者から身を起し、豊富な家族労働力のもとで少しずつ土地を集約し、当時経営を拡大していた農家である⁴³。そして、1936年に13番農家の王連奎は甲長を務めていた⁴⁴。

⁴¹ 『康徳元年 戸別調査之部』（第1分冊）183頁。

⁴² 南満洲鉄道株式会社経済調査委員会協同組合研究小委員会『満洲農村行政組織ト其ノ運営現態——綏化県』満鉄産業部、1936年、30-35頁。

⁴³ 『康徳元年度農村実態調査報告書 産調資料（45）ノ（8）土地関係並に慣行篇』実業部臨時産業調査局、1937年、98-99頁。

⁴⁴ 『満洲農村行政組織ト其ノ運営現態』36頁。

表 1-7 1934 年綏化県蔡家窩堡在住農家略歴及び概況

番号	同族	経営形態	人口	所有面積	在住年数	前住地	前身	本屯に来住した理由
1	蒼	地	5	14.25	62	双城堡	旗人	土地を安く払下げらると聞きて
2	蒼	地・自	6	63.00	62	双城堡	旗人	土地を安く払下げらると聞きて
3	蒼	地・自	5	51.38	62	双城堡	旗人	土地を安く払下げらると聞きて
4	蒼	地・自	9	51.25	62	双城堡	旗人	土地を安く払下げらると聞きて
5	蒼	地・自	6	31.90	62	双城堡	旗人	土地を安く払下げらると聞きて
6	蒼	地・自	7	30.63	62	双城堡	旗人	土地を安く払下げらると聞きて
7	蔡	地・自	4	17.50	62	双城堡	旗人	土地を安く払下げらると聞きて
8	蒼	地・自・小	36	160.75	62	双城堡	旗人	土地を安く払下げらると聞きて
9		地・自・雇	12	26.13	2	本県廟黄旗頭屯	旗人	本屯に賃付金あり回収の便宜のため
10		地・雇	4	2.50	50	山東	農業	山東にて農耕地狭く生活困難の折柄、本地方の開放を聞きて
11	蒼	自	12	180.00	62	双城堡	旗人	土地を安く払下げらると聞きて
12	蒼	自	10	69.26	62	双城堡	旗人	土地を安く払下げらると聞きて
13		自	31	67.60	10	本県大牌屯	農業	蒼某より本土地に土地払下・売却あると聞きて
14	蒼	自	10	26.25	62	双城堡	旗人	土地を安く払下げらると聞きて
15	蒼	自	5	20.00	62	双城堡	旗人	土地を安く払下げらると聞きて
16		自	7	4.00	4	巴彦県暴家屯	自作	暴家屯にて金を残し土地を買わんと欲し親族の孫某の紹介により本屯に出典地あるを聞きて
17		自	9	4.00	3	本県大六戸屯	雇農	大六戸屯にて水害に遭ひ貧困となり、本屯地方の土地良好なりと聞きて
18	蔡	自・小	4	18.00	62	双城堡	旗人	土地を安く払下げらると聞きて
19		自・雇	8	7.00	34	本県頭牌屯	雇農	頭牌屯より労働条件良きため
20	蔡	小	36		15	本県李家窩堡	旗人	生活難のため
21		小	23		1	本県藤家團屯	雇農	馬賊、水害のため、貧困となり、本地方匪害なきと聞きて
22		小	14		3	本県張家粉屋	雇農	前住地の地主、本屯に土地を所有し居たるため
23		小	3		3	本県藤家團屯	雇農	匪賊のため馬六頭を奪われ匪害なき土地を求めて
24		小	3		39	本県四牌屯	雇農	労働条件良好のため
25	蔡	雇(撈青)	12		10	本県李家窩堡	旗人	生活困難より同族を頼りて
26	蔡	雇(年)	4		62	双城堡	旗人	荒地払下げを聞きて
27		雇(年)	5		62	双城堡	旗人	土地開放を聞き安く手い入れ、開墾せんとして
28		雇(年)	1		30	本県房上溝屯	不明	22歳の時、叔父と母を失い、寄迎なきため、職を求めて
29		雇(年)	10		4	本県六牌屯	雇農	仕事を見つけたため
30		雇(年)	6		1	拜泉県七道溝	雇農	生活容易なりと人より聞きて
31		雇(年)	7		4	双城堡	雇農	生活容易なりと人より聞きて
32		雇(年)	9		23	本県長發屯	雇農	6歳の時叔父の世話になってきた関係上叔父と共に
33		雇(年)	6		10	山東	雇農	本屯に在住せる孟某を頼りて
34		雇(年)	6		3	本県永安鎮	旗人	水害に遇ひたると、耕地不良のため
35		雇(年)	12		21	本県沙家窩堡	自作	父の死去と、戸主幼小にして耕作不能のため、親戚を頼りて
36		雇(年)	7		5	本県六牌屯	雇農	労賃を得ること少く不便多かりし時、蒼某人の工夫募集ありしため
37		雇(年)	4		5	本県六牌屯	苦力	前住地は地主少く、本屯は移動労働なきため
38		雇(年)	3		3	本県六牌屯	雇農	本屯は労賃高きため
39		雇(年)	4		23	本県永安鎮	不明	水害多く雇主少なりしため
40		雇(年)	5		不明	双城堡	旗人	借金多く、為に蒼某を頼りて
41		雇(日)	7		11	巴彦県	旗人	親類、蒼家を頼りて
42		雇(日)	4		不明	不明	旗人	親類、蒼家を頼りて
43	蔡	医者(小作)	2		3	本県永發屯	旗人	凶作に遭ひ小作不能となりしため、親戚を頼りて
44		官吏	12		3	本県六牌屯	小作	長男が本屯の小学教員なりしため、労働を止めてくる
45	蔡	乞食	3		62	双城堡	旗人	土地を安く払下げらると聞きて
合計			398	845.40				

注：「番号」は 1935 年調査時の農家番号である。「同族」は同族関係を表し、「蒼」は蒼家一族、「蔡」は蔡家一族である。「経営形態」のなかにある、「地」は地主、「自」は自作、「小」は小作、「雇」は雇農、「年」は年工、「日」は日工を指す。「所有面積」は、所有している熟地面積を表し、単位は「响」である。「前身」は先祖の身分を示している。色塗りの部分は経営形態に雇農が含まれている農家を示す。

出典：『康徳元年 戸別調査之部』（第 1 分冊）「農家概況表」「農家略歴表」、南満洲鉄道株式会社調査部『北満農業機構動態調査報告 第 2 編北安省綏化県蔡家窩堡』博文館、1942 年、14—15 頁（以下、『蔡家窩堡』）、をもとに作成。

雇農農家以外の農家の来住理由を表 1-7 よりみてみると、開墾当初から来住した蒼家を除くと、17 番、20 番、21 番、23 番農家は前住地での災害や生活困難から脱するために来住したことが読み取れる。つまり、雇農に限らず、経営農家の移動にもかような生活困難の一面が見受けられる。

表 1-8 1938 年綏化県蔡家窩堡農家概況の変化

番号	同族	経営形態	人口	所有面積	番号	同族	経営形態	人数	所有面積
1	蒼	地・自	5	15.000	24		雇(月)	3	
2	蒼	地・自	7	62.400	25	蔡	雇(年・日)	9	
3	蒼	地・自	8	75.414	27		雇(年)	4	
4	蒼	自・小	11	39.520	28		雇(年)	4	
5	蒼	地・自	6	29.150	29		雇(年)	5	
6	蒼	自	7	27.500	30		雇(年・日)	6	
7	蔡	地・自	4	26.301	31		雇(日)	6	
8	蒼	自・小	36	179.948	32a		雇(日)	4	
10		地	3	2.000	32b		雇(日)	7	
11	蒼	地・自	14	198.163	34		雇(年)	5	
12a	蒼	自	4	30.000	35		地・小・雇	13	1.250
12b	蒼	自・小	5	23.000	36		雇(年・日)	5	
12c	蒼	自・小	5	22.500	37		雇(年)	3	
13		自	35	122.497	38		雇(年)	2	
14	蒼	自	10	15.700	39		雇(日)	4	
15	蒼	自・小	6	29.542	40		雇(年)	4	
18	蔡	自	4	19.500	41		雇(年・日)	8	
19		小	7		42		雇(日)	4	
21		小	28		43	蔡	雑	2	
23		雇(日)	4		45	蔡	乞食	3	

注：「番号」は表 1-7 の農家番号と同じである。12 番と 32 番は分家したため、分家後をそれぞれ a・b・c を用いて区別する。なお、9 番、16 番、17 番、20 番、22 番、26 番、33 番、44 番は 1934-1938 年の間に転出したため、ここでは除いて表 1-9 で転出の詳細を検討する。そのほかは表 1-7 と同じである。

出典：『蔡家窩堡』14-15 頁、をもとに作成。

純雇農農家（25-42 番）の移動動機についてみると、25 番、34 番、35 番、36 番、39 番、40 番は災害や耕作不能など生活困難のため、30 番と 31 番は生活が容易であることを聞いたため、28 番と 29 番は労働先を求めて来住した農家である。これら 10 戸の動機は生活困難のために来住したものとして考えられる。より良い労働条件を求めて来住した農家は、37 番と 38 番の 2 戸であった。32 番、41 番、42 番の 3 戸は単に親族を頼りにきたことが記載されているのみである。

移動の経路についてみる。5 戸の農家（25 番、32 番、35 番、41 番、42 番）は親族

を頼りに、2戸の農家（33番、40番）は友人や知人を頼りに来住していた。人間関係が必ずしも明示されていない農家もあるが、断定できるものとして3戸（40番、41番、42番）の農家が蒼家一族を頼っていた。

さらに対象を10年以内に来住した純雇農農家に絞ると、25番と36番は前住地での生活困難のため、34番は災害のため、30番と31番は生活の容易さを求めて、37番と38番は良い労働条件を求めて、29番は仕事をみつけるため、33番は友人・知人を頼りにという動機であった。このことは上でみた北満洲全体の移動動機とほぼ一致しているといえる。移動の経路については、9戸のうちわずか2戸（25番、33番）のみ記載されているので、この点については、北満洲全体と多少違いがみられる。なお、10年以内に来住した純雇農農家の6戸は同県内の村落から、2戸は北満洲内のほかの県から、1戸は満洲以外から移動してきた。このこともまた、北満洲全体の動態と同様であり、県内村落間の移動が主要であったといえる。農家の前住地についても1つ注目すべき点がある。10年以内に来住した純雇農農家9戸のうち、ほぼ同時期に県内の六牌屯から4戸（29番、36番、37番、38番）が移動してきたことがわかる。4戸間の関係や移動の経路は明示されていないが、4戸とも全く初対面であったとは考え難い。ここにも何らの社会関係が存在していたと推測できる。

③1934—1938年における農家の転出・転入

表1-9が示す如く、1934年からの5年間に8戸の農家が転出している。9番は治安の関係によりこれまで小作に出した土地を再び自作するために前住地に戻り、16番と17番は典関係（土地使用収益権を一時的に譲渡）の解消に伴って再び土地無所有者となったため転出するに至った。20番は蒼家（7番、15番）から水害によって廃耕地となった土地80晌を借り耕作していたが、土地の復旧に伴い蒼家はその土地を回収した⁴⁵。22番は土地管理が悪いという理由で小作関係を解除された。20番と22番の転出理由からは、小作人の経営の難しさがうかがえる。33番は住む家屋を失ったため転出したが、調査時に33番のことについて調査員が尋ねたところ、農民は簡単に「他搬走了」（「彼は引っ越した」）と述べるのみで、その言葉の裏には農村の複雑な社会関係が含まれていると調査員が感じていたという⁴⁶。

⁴⁵ 『蔡家窩堡』17頁。

⁴⁶ 『蔡家窩堡』18頁。

転出農家の移動の経路についてみると、20番と33番は知人や友人を頼りに転出した。同様に、9番と22番は前住地を移動先へ選んだことも、知人や友人がいることと同じである。転出先不明の1戸を除けば、残りの7戸すべて同県内の村落に移動した。

1934-1938年の間に当該村落に転入してきた雇農農家について、表1-10に即してみてもみる。転出した純雇農農家はわずか2戸(26番、33番)であったのに対し、転入した13戸の農家のうち、11戸が純雇農農家であった。このことは、先述した北満洲全体の労働力不足問題、さらに当該村落で進行していた大経営農家へのさらなる土地集中と雇農労働力に対する依存性の増大と密接に関連していると考えられる。

表 1-9 1934-1938 年綏化県蔡家窩堡から転出農家

番号	経営形態	人口	転出年月	移動先	転出理由
9	地・自・雇	12	1936年2月	本県廂黄旗頭屯	所有地は廂黄旗頭屯にあり自作するため
16	自	7	1936年2月	本県呉家窩堡	入典地を出典者売却するため小作地を求めて
17	自	9	1935年2月	本県西六大戸屯	入典地を出典者贖回せるため西六大戸にて20晌を購入自作となる
20	小	36	1936年2月	本県西長發屯	借入地は地主が自作せるため知人多き西長發屯に行き再び40晌の小作となる
22	小	14	不明	本県張家粉房	土地管理悪きため小作地を取り上げられ前住地に住き再び20晌の小作となる
26	雇(年)	4	1937年2月	不明	戸主死亡し妻連子の上再婚せるも行方不明
33	雇(年)	6	1937年2月	本県呉家窩堡	借家主が年工を傭入れたるため家屋の明渡しを求められ知人を頼りて転出
44	官吏	12	不明	本県廂黄旗九井	長男(教員)の転勤により

注：「番号」は表1-5の農家番号と同じ。

出典：『蔡家窩堡』16-17頁、をもとに作成。

来住した農家の前住地についてみると、I以外の農家すべてが同県内の移動であり、南満洲あるいは満洲以外の地域からの移動はみられなかった。表1-7でみられた同じ前住地からの転入については、ここでも指摘することができる。BとCは同時期に同県内の官家窩堡から転入してきた。時期は1年ずれるが、AとFは同県内の六牌屯、DとEは同県内の沙家窩堡から移動してきたことも注目に値する。

転入してきた雇農農家の移動動機についてみると、5戸(D、H、I、J、K)は生活困難のため、4戸(A、B、E、F)は良い労働条件を求めて、2戸(C、G)は単に友人や知人を頼りに当該村落に移動してきたものである。生活困難という動機がここでも重要であったことがうかがえる。当該村落にみられた高賃金や需要の多さも農業労働力不足を裏付ける理由の1つといえる。

表 1-10 1934-1938 年綏化県蔡家窩堡に転入した雇農農家

記号	経営形態	人口	転入年月	前住地	転入理由
A	雇(年)	7	1935年2月	本県六牌屯	賃銀が高く且経営農家多く被傭の便多きため
B	雇(年)	9	1936年2月	本県官家窩堡	本屯に年工の需要あり且賃銀高きと聴き
C	雇(年)	5	1936年2月	本県官家窩堡	以前本屯に居住し大同元年(1932年)に転出し再び知人多き本屯に来住
D	雇(年)	4	1935年2月	本県沙家窩堡	生活困難のため本屯親戚に頼て
E	雇(年)	4	1936年2月	本県沙家窩堡	本屯に年工の需要多く且賃銀が前住地より年12圓位多きため
F	雇(年)	3	1936年1月	本県六牌屯	以前居住し康德元年(1934年)春六牌屯に転出せるも本屯は一族も多く賃銀も高く又賃屋も多くて借入に便なるため
G	雇(年)	6	1937年3月	本県西黒魚泡屯	以前本屯に居住し知人多きため
H	雇(年・月・日)	5	1937年2月	本県津河鎮	前住地にて豆腐屋を営める生活困難のため本屯知人を頼りて
I	雇(年・日)	3	1938年2月	海倫県西井子	長男が病氣により生活困難となり本屯親戚を頼りて
J	雇(年・日)	9	1935年2月	本県小門蔡家屯	前住地は屯小さく貸家も少なき為兄を頼りて
K	農(日工)	3	1937年2月	本県二牌屯	生活困難のため本屯の親戚に頼りて
L	行商	4	1938年4月	本県県城	本屯親戚を頼りて
M	小舗	2	1937年4月	不明	以前本屯に居住せし関係上本屯に知人多く雑貨商開業のため

注：「記号」は筆者が便宜上つけたものである。

出典：『蔡家窩堡』18-19 頁、をもとに作成。

雇農農家の移動経路をみると、転入してきた11戸のうち、D、F、I、J、Kの5戸は親族を頼り、C、G、Hの3戸は友人や知人を頼りに来住してきた。雇農農家以外の2戸(L、M)もそれぞれ、親戚(L)や知人(M)を頼りに転入してきた。そして、5戸(C、F、G、J、M)は以前当該村落での生活経験があつて、再び戻ってきた農家である。これらの社会関係、とりわけ親族関係はここで枢要の役割を果たしていたといえる。

以上のように、雇農農家の移動の背景には、高賃金を目指す傾向もあつたが、同時に重視すべきなのは居住地における生活困難からの脱出というプッシュ要因があつたことである。高賃金をもたらした理由は、北満洲の労働力不足や当該村落の大経営農家への土地集中、雇農への強い依存性であつた。当該時期にみられた高賃金を目指す移動は、中・上層農家がさらなる富を目指すものではなく、苦しい生活を強いられた低層農家が少しでもより良い条件を求めるためのものであつた。これらの農家は、新しい生活の地を求めて村落を転々と移動することを余儀なくされていた。そして、新たな移住先を選定する際には、賃金や生活の容易さも配慮されたが、それよりも親族や知人などの人間関係が強く作用する要素であつた。総じていえば、北満洲の農業経営は大経営農家と膨大な雇農層によって成立していたのであるが、雇農層の実態を微視的に観察してみると、両者の関係を支えていた要素としては、雇用関係のみならず、困難な生活を強いられた雇農が依拠した親族関係や知人関係といった社会関係も看過できないことが浮かび上がつてこよう。

おわりに

本章では、雇農農家の移動に着目して、そこからみえてくる近代満洲における村落の形成過程や村落内の社会関係を明らかにした。その内容をまとめると次の通りである。

第1節では、満洲における農業形態及び開墾の概況について整理した。19世紀末に本格的に始まった満洲の開墾は、華北地方から移住してきた大量の移民によって進められた。満洲の農業において最も重要な役割を果たしたのは、土着の満洲人ではなく、華北地方から移住してきたこれらの漢人であった。そして、鉄道敷設に伴う移民の増加や開墾の拡大による農業生産の増加という大きな社会変容が満洲で生じ、多くの村落がこの時期に形成された。

第2節では、満洲の村落形成過程を概観した上で雇農農家の移動を分析し、南満洲と北満洲のそれぞれの状況を明らかにした。満洲における村落形成は、移民の移動と同様に、南満洲から北満洲へ、鉄道沿線地域から周辺地域へという順序で広がっていった。満洲国期における農村の階層構成をみると、南満洲では主に小土地経営農家、北満洲では主に大経営農家を中心に村落が構成され、満洲全域においては膨大な土地無所有農家が居住していた。そして彼らのほとんどが雇農として雇用されていた。そして、大量の雇農農家はそれぞれ異なる時期に満洲に移動してきた。南満洲全体の開墾は相対的に早期であったため、多くの雇農農家は1回の移動で華北地方から在住村落に直接移動し、その後に長年にわたって移住先村落に居住し続けていた。これに対して、北満洲における雇農農家は、より多くの移動を経て調査当時の村落にたどり着いた。また、北満洲における労働力需要は南満洲に比してはるかに強かったため、これらの雇農農家は1930年代以降も村落間を転々と移動していた点に顕著な特徴がある。

第3節では、北満洲に居住する雇農農家に焦点をあて、移動の動機や経路を分析した。その結果、荒武達朗が指摘した1920年代以降の雇農がより良い条件を求めて自由に移動していたという指摘は、北満洲に居住する雇農農家には必ずしもあてはまらないことを指摘しておきたい。荒武が述べるように、北満洲全体の賃金高騰により、多くの雇農が北満洲に移住してきたことは事実である。しかし、1920-1930年代の雇農農家の移動には、高賃金を目指すためという傾向のほかに、同時に重視すべきなのは居住地における生活困難からの脱出という背景があったことである。多くの農家は、生活が困難のためにやむをえず村落を転々と移住していたという性格が濃厚であった。

そして、開墾初期の状況とは大きく異なり、移動先の選択には親族や知人などの社会関係が強い影響を与えるようになっていた。社会関係をさらに微細に検討すると、村の開墾が進展するにつれて姻戚関係を頼りにする移住も増加していた。例えば、吉林省の永吉県に居住する望族の徐氏は、19世紀に北満洲に進出を図るため綏化県の楊氏と通婚関係を結んでいた⁴⁷。土地の開墾当初は主に同族関係を頼りにしていた移住が、満洲の開墾や開墾が進むにつれてこのような姻戚関係も移住する際の重要な社会関係であったと考えられる。困難な生活のなか、雇農は自らの関係を活用して生存を図ったことが調査記録から浮かび上がってくる。

⁴⁷ 荒武前掲『近代満洲の開墾と移民』139-141頁。

第2章 近代満洲における雇農と村落社会

はじめに

本章は、満洲における雇農の実態を解明する一環として、雇農の雇用形態や労働条件などについて分析する。特に、満洲における農業労働の基幹である長工に焦点をあて、その雇用からみえる雇農と雇用主との関係や村落社会の状況を明らかにする。

満洲の農村社会の特質については、戦前より日本の研究者によって議論が進められ、自然環境や経済的立地のみならず、村落構成や農業経営・農業技術の諸点においても満洲の内部に大きな違いがみられると指摘されてきた¹。南満洲は早い時期に開墾されたため土地所有が分散し、零細な自作や小作経営を中心に村落が構成されていた。それに対して、北満洲は極少数の大土地所有者が全面積の半数を占めており、他方で土地無所有者が膨大に存在していたことが特徴である。そして、その土地無所有者のほとんどが雇農として生計を立てていた。

農業労働のみを行ういわゆる純雇農農家の割合は、1934-1935年時点においては、南満洲 13.4%、中満洲 18%、北満洲 34.4%であり、自作兼雇農や小作兼雇農などの兼業雇農農家も含めれば、南満洲 35.4%、中満洲 46.7%、北満洲 57.5%であった²。一方、1933年の中国他地域における雇農の割合は、珠江流域で 8.13%、長江流域で 9.27%、黄河流域で 11.41%であった³。満洲全域とりわけ北満洲が、中国の他地域と比較して雇農の割合が高く、その独自性が際立っていることが一目瞭然である。雇農の存在を分析し、その実態を明らかにすることは、満洲の農村社会の特質を理解するための重要な手がかりの1つになる。

¹ 平野蕃『満洲の農業経営』中央公論社、1941年、20頁。

² 実業部臨時産業調査局編『康徳元年度農村実態調査報告書 産調資料(45)ノ(1)農家概況篇』実業部臨時産業調査局、1937年、55-56頁(以下、『45-1農家概況篇』)、西村成雄『中国近代東北地域史研究』法律文化社、1984年、270頁。

³ 陳正謨「各省農工雇傭習慣及需供状況」李文海主編『民国時期社会調査叢編(二編) 郷村経済卷』下、福州、福建教育出版社、2009年。

満洲の雇農に関する専論として、まず石田精一の研究があげられる⁴。彼は、満洲のなかでも特に雇農の割合が高かった北満洲の雇農について着目し、その労働形態や賃金、生活などについて詳細に論じている。当該研究には、石田本人が参加した満洲国期における多くの農村調査や、自らが実施した調査の成果が反映されている。したがって、同研究は先行研究でありながら、雇農を分析する上で重要な史料ともなりうるといえる。しかし、時代的制約などにより、石田の論考は雇農の性質に集中するあまり、満洲農村社会全体の実態を必ずしもとらえたとはいえない。

ほかにも満洲開拓団の農業経営と雇用労働力との関係を論じた今井良一の研究⁵や、日本の満洲支配が雇農の生活に与えた変化を議論した于春英・王鳳傑の研究⁶が存在する。これらの諸研究も満洲における雇農の状況を考える上で重要ではあるが、雇農の実態を詳細に考察しているとはいえず、雇農と村落社会の関係に対する分析も必ずしも十分ではない。

以上の問題意識を受けて本章では、石田精一の調査成果と農村実態調査の報告書を利用して、満洲における雇農の実態を詳細に検討する。大量の雇農がどのように雇用され、その労働形態や労働条件はどのようなものであったのか、雇用主との社会関係はいかなるものであったのかについて明らかにすることを目的とする。

以下、第1節では、雇農の労働形態、とりわけ細分化されていた職分の内容を整理する。第2節では、雇農の賃金形態と満洲国期の賃金変化について分析する。そして、第3節では、長工の雇用に着目し、その雇用形態と雇用主との関係からみえてくる満洲村落社会の状況について検討する。

第1節 雇農の社会背景と労働形態

(1) 雇農の社会背景

満洲の膨大な雇農は、19世紀以降華北地方からの移民の所産である。1860年に清朝が封禁政策を解除した結果、大量の移民が満洲に流入した。土地を獲得できなかった移民たち

⁴ 石田精一『北満に於ける雇農の研究』博文館、1942年。

⁵ 今井良一『『満洲』試験移民の地主化とその論理——第三次試験移民団『瑞穂村』を事例として』日本村落研究会編『村落社会研究』第9巻第2号、2003年。

⁶ 于春英・王鳳傑「偽満時期東北農業雇工研究」『中国農史』2008年第3期。

は、労働力を売って生計を立てるしかなかった。そのため、移民のほとんどは満洲に移住した当初から雇農として働いていた⁷。彼らは、生活や移動に便利な鉄道線路附近に一旦移動した後、次第に周辺の村落や他地域へと再移動していった。

表 2-1 1934-1938 年北満洲の雇農農家戸数の変動

項目		呼蘭県 孟家屯	綏化県 蔡家窩堡	安達県 正四家子屯	青岡県 董家店屯	拜泉県 王殿元屯	富裕県 李地房子屯	富裕県 七家戸屯	合計
1934年	農家数(戸)	51	45	24	30	33	13	19	215
	雇農(戸)	28	20	14	15	15	5	8	105
	%	54.9	44.4	58.3	50.0	45.5	33.3	42.1	48.8
1938年	農家数(戸)	53	53	31	40	30	54	25	286
	雇農(戸)	32	31	18	24	14	33	18	107
	%	60.4	56.6	58.1	60.0	46.7	61.1	72.2	59.4

注：綏化県蔡家窩堡屯の1938年の雇農の農家数は、南満洲鉄道株式会社調査部『北満農業機構動態調査報告 第2編北安省綏化県蔡家窩堡』（博文館、1942年、11、15、61頁）では、30戸になっている。本表は石田精一のデータをそのまま使用している。

出典：石田精一『北満に於ける雇農の研究』博文館、1942年、6頁、をもとに作成。

表 2-1 は 1934-1938 年における北満洲 7 村落の雇農農家の割合の変化を表している。1934 年と比較して、1938 年にはほとんどの村において雇農農家の割合が増えている。1934 年は平均して約 5 割が雇農農家であったが、1938 年は約 6 割まで増加していた。特に富裕県の 2 村落では増加の割合が大きく、ほぼ 2 倍に増えていた。富裕県 2 村落の開墾は 1920 年代末からであり、1934 年の段階で戸数は依然として少なかった。そして、1939 年の再調査時、村落の規模は拡大しており、李地房子屯の戸数は約 4 倍、七家戸屯の戸数は約 1.5 倍に増加していた。

(2) 労働形態

それでは、大量の雇農はどのように農業労働に携わっていたのだろうか。本項では雇農の分類と職分を整理する⁸。満洲における農業労働は大きく直接労働と間接労働の 2 つにわ

⁷ 石田前掲『北満に於ける雇農の研究』14-15頁。一部、土地の払い下げを受けて、自作農あるいは小作農として生計を立てていた移民もいた。

⁸ ここでは主に石田前掲『北満に於ける雇農の研究』19-20頁、実業部臨時産業調査局編『康徳元年度農

けられる。直接労働は直接農耕に従事する労働であり、間接労働は雑用などの労働を指す⁹。そして、雇用される期間の違いによって、長工（年工・月工）と短工（日工）の2つに分類することができる¹⁰。

①雇用期間及び労働時間

年工は1年間（10－11ヶ月）の契約で雇用された雇農である。雇用期間中は通常雇用主の家に住込み、食事も支給され、農業労働だけではなく、そのほかの雑務も行わなければならない。そのため、自由な時間がほとんどなく、雇用主のために労働していた。満洲における農業労働は主に自家労働力と年工によって行われており、農繁期に不足する労働力を月工や日工で補っていた。

年工は年単位であるのに対し、月工は月単位（通常1－2ヶ月）で契約された雇農である。月工は主に年工が働けなくなった場合や農繁期など限定した時期に雇われたため、その数も少なかった。通常、月工は自ら雇用先を探していたが、年工が急に働けなくなったような場合は、雇用主自身が探すこともあった¹¹。

日工は、1日あるいは数日（通常3日間が多かった）の契約で雇用される雇農である。年工と同様に、雇用期間中には食事も支給された。村落外で雇用される場合には雇用主の家に住込むこともあったが、村内で雇用された者は通いであり、自由な時間と独立した生活ができた。しかし、満洲の労働基幹は年工であったため、日工は農繁期の除草や収穫などの作業で雇用されることが多かった。年工や月工に比して生活に一定の「自由」はあったが、生活の「自由」は生活の不安定をも意味した¹²。

表2-2は蘭西県石家園子屯の雇農8人が日工を選択する理由を示しているものである。その理由をみると、1番は健康上の理由で、2番、5番、6番、7番、8番は日工を一種の副業として選択していたことがわかる。興味深いことに、3番と4番は「極貧であって当座

村実態調査報告書 産調資料（45）ノ（5）土地関係並に慣行篇』実業部臨時産業調査局、1937年、25頁（以下、『産調45-5雇傭関係並に慣行篇』）、佐藤武夫『満洲農業再編成の研究』生活社、1942年、83-92頁、をもとに整理する。

⁹ 佐藤前掲『満洲農業再編成の研究』83-84頁。

¹⁰ 石田前掲『北満に於ける雇農の研究』19頁。

¹¹ 『産調45-5雇傭関係並に慣行篇』23-24頁。

¹² 石田前掲『北満に於ける雇農の研究』20頁。

の銭と穀物が欲しいが、年工となって前借りできる信用も腕もない」ため、日工を務めていた。ここからは、年工になるための条件、すなわち「信用」と「能力」の重要性がうかがえる。

表 2-2 蘭西県石家園子屯における日工の選択理由

記号	名前	理由
1	王光春	身体が弱いから年工の労働に堪えない。
2	王正延	楽班のラッパ吹きという特殊技能がある。
3	劉殿清	極貧であつて当座の銭と穀物が欲しいが、年工となって前借りできる信用も腕もない。
4	漢海田	3番劉殿清と同じ。
5	方忠徳	年工契約が意に堪えられないから、日工しながら行商する。
6	王本興	自小作面積が過小だから、時間ある時に日工稼ぎする。
7	谷徳青	煙草、甜瓜、野菜作りの技能があるから、時間ある時に日工稼ぎする。
8	膝喜武	7番谷徳青と同じ。

出典：実業部臨時産業調査局編『康徳元年度農村実態調査報告書 産調資料（45）ノ（5）土地関係並に慣行篇』実業部臨時産業調査局、1937年、25頁。

雇農の労働時間は農耕期ごとに異なっていた。1日の農業労働は数回に区切られ、数時間間に休憩時間が設けられていた。通常の農耕期には1日4回、農繁期に6回の休憩があり、1回の休憩ごとには10-15分、昼食時には30-40分程度休んでいた。これらの休憩時間を差し引いた1日の正味労働時間は、施肥期約8時間半、播種期約12時間半、除草期約14時間半、小麦刈取期約11時半、そのほかの農作物の刈取期と収納期約14時間半、脱穀期約16時間に達していた¹³。

②職務

雇農の中心であった年工は、職務内容の違いによってその職分が細分化されていた。そのなかで最も重要な職分は「打頭的」（別称「把頭」「苦力頭」）であった。「打頭的」は農業労働者のなかでも最も技術に習熟し、体力強健かつほかの雇農を統率できる指揮者であった。その年の農作の成否は「打頭的」の人选に直接関係していたため、その雇用も慎重に行われていた。「老板子」（別称「趕車的」）は、役畜使いを専門とするいわば特殊技術者であった。「老板子」の能力の優劣は役畜の能率を左右し、ひいては雇用主の農業経営全体

¹³ 石田前掲『北満に於ける雇農の研究』117-119頁。

の能率にも影響を与えるため、「打頭的」と並んで重視されていた。そして、雇農のなかで最も多くみられた職務は「跟做的」（別称「随当」）であった。彼らは「打頭的」と「老板子」の指揮を受けて農業労働を行っていた。以上の職分は主に直接労働に従事していた雇農である。

間接労働も職分によって細かくわかれていた。「大師傅」は、雇用主の家族、並びに雇用労働者の食事を作る労働者であった。特に多数の日工が雇用される農繁期には食事の量も大量となっていた。「大師傅」を雇用するような農家は、家族人口も雇用する雇農の人数も多い大経営農家であった。「更官児」（別称「打更的」）は、夜間の警備及び夜間役畜の管理にあっていた。「更官児」は一般的に50歳以上の老人が多く、昼に水汲みや薪の運搬など「大師傅」の手伝いと庭の掃除をも行っていた。「大師傅」や「更官児」を雇用するのは大経営農家に限られていたため、その人数も直接労働者より少なかった。役畜の管理に携わっていたのは、「猪官児」（別称「看猪的」「放猪的」）や「馬官児」（別称「放馬的」）や「牛官児」である。その担当する役畜が異なるのみで、労働内容は同じであった。役畜の給餌、飼料を煮る作業、役畜の放牧が主な労働であり、少年が担当することが多かった。間接労働のなかでも最も多く雇用されていたのは「猪官児」である。なぜなら豚の糞が肥料にもなりえたため、その飼育が重視されていたからであろう。

また興味深いことに南満洲と北満洲では、その雇用する職務の傾向や割合が異なっていた。北満洲では、直接労働を担う「打頭的」と「跟做的」はもちろん、間接労働を担う「大師傅」や「更官児」、「猪官児」も多数雇用されていた。それは、北満洲における農家経営の規模が大きく、間接労働を担当する労働者も1年中必要であったからである。一方、南満洲では、「趕車的」や「大師傅」、「更官児」は月工として雇用されることが多かった。なぜなら、小経営を中心に構成されている南満洲において、これらの労働力は主に除草や収穫などの農繁期にこそ必要されたからである。年工として1年間雇用するよりも、月工として雇用する方がより効率的であったと考えられる。

そして、雇農はさらに能力の違いによって、「成工」、「大半拉子」、「半拉子」、「小半拉子」の4段階にわけられた¹⁴。「成工」（別称「整工」）は年齢20—45歳、「大半拉子」は18—19歳、「半拉子」は15—17歳と46—55歳、「小半拉子」は13—14歳と56—60歳の男性労働力を指す。「成工」は1人前の労働力とみなされたため1人分の労働力、それ以外は「大半

¹⁴ 『産調 45—5 雇傭関係並に慣行篇』 33—34 頁。

「半拉子」は0.7人分、「半拉子」は0.5人分、「小半拉子」は0.2人分の労働力として計算されていた。労働能力の区別は地域や村落によって差異があり、「成工」、「大半拉子」、「半拉子」の3つの区分しかない地域もあった。そして、能力別によって所得する労賃にも差異がみられ、「成工」の労賃が最も高く、「小半拉子」や「半拉子」の労賃が最も低かった。

第2節 労働条件

(1) 賃金形態

長工と短工では賃金形態が少々異なっていた。長工は大きく「撈青雇農」、「地夥」、「糧夥」、「帯地年工」、「錢夥」にわかれていたが¹⁵、満洲で最もみられた賃金形態は現金で支払われる「錢夥」であった¹⁶。

表2-3は満洲における長工の職務別賃金を表しているものである。まず気が付くのは、年工のなかで「打頭的」と「跟做的」が最も多く雇用されていた職務であったことである。そして、「大師傅」や「更官兒」は主に大経営農家が必要としていたため、北満洲に集中していたこともわかる。

労賃については、特殊な技術を必要とする「打頭的」と「老板子」の賃金が一番高くなっており、間接労働である「大師傅」や「更官兒」の労賃がそれに続いた。労賃が最も低かったのは、少年が従事していた「猪官兒」であった。そして、ほとんどの職務において北満洲各村落の労賃平均は、南満洲各村落の労賃平均に比して高騰していたことが読み取れる¹⁷。

¹⁵ 「撈青雇農」は、雇農担当分の耕作面積を予め決めておき、その収穫物を雇用主と折半する形である。また、石田精一は、満洲にみられた「撈青雇農」が満洲以外の地域とは形態が異なっていたという。さらに、移民によって構成された満洲農村がそれを受容し、満洲に適合する形へも変化させていったことを指摘した。石田前掲『北満に於ける雇農の研究』70-71頁。井村哲郎編『満鉄調査部——関係者の証言』アジア経済研究所、1996年、90頁。「地夥」は予め決めておいた土地分の穀物を雇用主より受ける賃金形態であり、「糧夥」は決めておいた穀物量を雇用主から受ける形態であった。「帯地年工」の賃金は、一部を穀物、一部を現金で支払われた。

¹⁶ 『産調資料45-5雇傭関係並に慣行篇』14-20頁。

¹⁷ また、雇農の食事は雇用主によって提供されていた。「大師傅」によって食事の献立が決定され、通常

表 2-3 1934-1935 年満洲における長工の職務別賃金表

村落名	年工									月工								
	打頭的	老板子	跟做的				大師傅	更官兒	猪官兒	打頭的	老板子	跟做的				大師傅	更官兒	猪官兒
			成工	大半拉子	半拉子	小半拉子						成工	大半拉子	半拉子	小半拉子			
環瑯県松樹溝屯	137.50		119.25	70.00	60.00				12.00		10.93							
龍鎮県帮辦屯	69.70	83.70	61.80				75.80		54.00		9.00						7.80	
訥河県孫家屯	65.00	62.50	65.00	55.00	38.00	25.00	65.00	52.50	25.92							9.00		
克山県西屯	66.00	44.10	31.00				43.20	66.00	14.40									
克山県東屯	60.00	25.20							25.20		7.20						3.30	
克山県北屯		72.00		53.20	36.00			54.00	15.00									
拜泉県王殿元屯	84.00		36.00				9.00	6.00	18.60									
樟川県陸家崗屯	143.33	120.00	115.00	85.00	70.00		95.00	115.00	52.13		10.05	9.93	6.00		14.12		0.71	
富錦県岳家屯		126.00	100.50	100.00			156.00	120.00	81.00	15.00	12.00	12.00			7.38		2.86	
海倫県後三馬架屯		43.50	39.71	36.00	29.75		39.79	38.81	17.90		5.98							
富裕県七家戸屯																		
富裕県李地房子屯	57.38		60.00	37.62	30.00		55.00	34.29	13.15									
明水県郭殿仁屯	72.00	58.80	34.59				9.00		18.00									
望奎県後四井屯							29.75		6.86	9.00		5.36						
青崗県董家店屯	24.67								3.30		7.20	5.44	3.00		1.30	3.56		
安達県正四家子屯	25.00								12.66								4.70	
蘭西県石家園子屯		64.00	57.00					44.00	24.17							1.44	1.20	
慶城県張家燒鍋屯	48.00			50.00	29.75	6.00	72.00		7.70	4.00	8.00	5.00			3.00			
綏化県蔡家窩堡	65.57	70.75	50.70	31.29	23.33		80.00	52.72	19.62			3.40			4.50	4.50		
呼蘭県孟家屯	55.00		52.00		36.00			50.00	16.00		10.00						7.20	
巴彥県西太平莊	81.00	56.00	53.20	32.00	11.00		68.40	58.00	23.00	6.00	7.64	5.80			3.60		2.00	
肇州県張家大園子屯							41.84											
洮南県大茂好屯	—	—																
榆樹県干家燒鍋屯	52.60	56.00			13.07		8.00		5.50			7.33						
北滿洲平均	70.58	66.47	62.55	55.01	34.26	15.50	56.52	57.81	22.71	9.20	9.33	7.80	6.26	4.50		5.65	4.63	3.72
延吉県場城村A屯				40.00								7.00					4.00	
延吉県場城村B屯												14.20						
敦化県三台山屯	110.50		35.00	50.00	26.00							8.92	8.51	8.00				
磐石県冉家村			40.00				12.00		5.00									
梨樹県裴家油房屯	50.00		50.00						16.00			8.00			5.46			
海龍県孫家街屯	80.60		64.40	46.00					30.00									
西豊県德恩屯	72.50	62.5	62.00		28.50	30.00	70.00	70.00	32.50			6.00						
新民県二道河子屯	59.00	70.00	46.07	48.00					14.50	6.50	5.00	5.94	4.50					
黑山県前孫家窩棚	57.33	50.00	49.00	23.00	16.50				11.00	6.00	6.50	5.73	4.00	3.85			1.00	
遼中県黄家窩堡	47.50		43.14	24.50					6.94	7.81	5.91	6.52	4.67			3.97	2.97	
遼陽県前三塊石屯										8.31	8.21	7.35	5.09	5.20	2.50		3.38	
磐山県孟家舖屯	55.00			30.00	18.00	13.50				6.00								
鳳城県西門家堡子屯	70.00		65.00	37.50					20.00	13.50		5.78					2.67	
寧城県和碩金營子屯	45.00		40.00				67.50											
豊寧県選符營子屯	20.00										5.00					3.00		
蓋平県陳家屯		115.00					84.00	74.00				10.00						
莊河県金廠屯			54.50						7.00			5.00						
南滿洲平均	60.68	74.38	49.92	37.38	22.25	21.75	58.38	72.00	15.88	8.02	8.12	7.77	5.30	5.68	2.50	4.14	2.97	2.78

雇用主家族と雇農との間に差異はなかった。通常の農作期や農閑期は1日2-3回、農繁期は1日3-4回の食事は契約条件の一環として含まれていたが、雇用期間終了後に食費として一定額のお金を雇農の労賃から差し引くという契約もみられた。石田前掲『北滿に於ける雇農の研究』85-86頁。

注：村落内で雇用された年工・月工、かつ現金で労賃が支払われた場合のみ対象とし、各職の平均値を表す。年工は1年間受け取った労賃、月工は1ヶ月あたりの労賃である。単位はすべて円である。「北満洲平均」と「南満洲平均」は便宜上斜体太字で表す。色塗りの部分は各地域の平均を超えたものを表す。小数点以下3桁を四捨五入する。

出典：國務院実業部臨時産業調査局編『(産調資料1) 康德元年度農村実態調査 戸別調査之部』(第1分冊—第3分冊) 國務院営繕需品局用度科、1935年(以下、『康德元年度農村実態調査 戸別調査之部』)、國務院実業部臨時産業調査局編『(産調資料36) 康德3年度農村実態調査 戸別調査之部』(第1分冊—第4分冊) 國務院実業部臨時産業調査局、1936年(以下、『康德3年度農村実態調査 戸別調査之部』)、をもとに作成。

月工は年工と類似した傾向にあった。表2-3が示しているように、南満洲は北満洲より多くの月工を雇用していた。特に注目すべきは、「打頭的」と「老板子」も月工として雇用されていたことである。南満洲の月工は需要が高かったにもかかわらず、労賃の面では、北満洲に及ばなかった。

次に、短工の賃金状況についてみる。表2-4は各農作業期(播種、除草、収穫、調製)における日工労賃(最高、最低、平均)をまとめたものである。除草期と収穫期は農繁期であったため、労賃が最も高くなっていた。地域別でみると、南満洲における日工の平均雇用日数は約376日であったのに対し、北満洲は約1,432日であった。雇用日数と同様に、各農作業期の労賃も(調製期を除いて)北満洲が南満洲を上回っていた。北満洲の労働力需要は賃金の高騰と相関関係にあったといえよう。

続いて、いくつかの個別村落を例に賃金状況を微細にみる。労賃は村落や農作業期によって異なっていたため一概に論じることが難しいが、労賃を決定する際の重要な要素の1つは村落と鉄道の距離であった。つまり鉄道沿線にある村落の労賃が若干高くなっていたことを指摘できる。例えば、鉄道沿線にあった北満洲の瓊瑋県、訥河县、綏化县、樺川县、克山县、富錦县と、南満洲の梨樹县、遼陽县、莊河县における日工の労賃は、平均値を超えていた。その一方、鉄道から比較的離れていた北満洲の拜泉县、青崗县、安達县、蘭西县と、南満洲の西豊县や豊寧县などの日工の労賃は、平均値以下であった。鉄道から一定の距離があるにもかかわらず、北満洲の巴彦县や南満洲の遼中县の労賃が高くなっていたことにも注意しなくてはならない。これらの現象はおそらく労働力の需給関係と相関関係にある。巴彦县西太平莊では4,530日、遼中县黄家窩堡では1,006日の日工を農

業労働に投入していたように、これらの村落は農繁期に大量な労働力を必要としており、そのため労賃の高騰を招いたと考えるのが妥当であろう。

表 2-4 1934-1935 年満洲における日工の農作業期別賃金表

村落名	雇用日数(日)	播種			除草			収穫			調製			給食(回)	
		最高	最低	平均	最高	最低	平均	最高	最低	平均	最高	最低	平均		
瑗瑯県松樹溝屯	192	0.80	0.50	0.70	1.00	0.80	0.90	1.00	0.80	0.95				3	
龍鎮県帮辦屯	1,250	0.40	0.24	0.32	0.50			0.50	0.42	0.35	0.39	0.30		0.30	あり
訥河県孫家屯	2,934	0.30	0.30	0.30	0.80	0.30	0.52	0.80	0.50	0.63	0.40	0.30	0.37		3~4
克山県西屯	1,055	0.24	0.24	0.24	0.48	0.24	0.36	0.60	0.36	0.48	0.30	0.30	0.30		
克山県東屯	1,302.5	0.24	0.24	0.24	0.60	0.25	0.43	1.00	0.42	0.71	0.30	0.24	0.27		
克山県北屯	146	0.42	0.42	0.42	0.64	0.54	0.58	0.49	0.22	0.36	0.54	0.51	0.53		
拜泉県王殿元屯	843	0.30	0.12	0.27	0.72	0.18	0.47	0.60	0.24	0.48	0.30	0.18	0.21		
樺川県陸家崗屯	1,936.5	0.70	0.40	0.46	1.25	0.60	0.70	1.35	0.70	1.02					3~4
富錦県岳家屯	374		0.40	0.45	0.75	0.50	0.64		0.70	0.80					3~4
海倫県後三家架屯	2,122.1	0.30	0.24	0.29	0.70	0.30	0.57	0.60	0.48	0.57	0.50	0.30	0.31		あり
富裕県七家戸屯	1,609	0.30	0.30	0.30	0.80	0.50	0.58								
富裕県李地房子屯	100	0.40	0.20	0.30	0.50	0.35	0.48	0.50	0.40	0.49					あり
明水県郭殿仁屯	1,079.5	0.50	0.18	0.46	0.80	0.30	0.48	0.84	0.30	0.53	0.40	0.30	0.32		あり
望奎県後四井屯	2,418.50	0.42	0.18	0.21	0.77	0.36	0.50	0.74	0.24	0.47	0.30	0.18	0.26		あり
青崗県董家店屯	439.5			0.20	0.54	0.30	0.42	0.60	0.40	0.45			0.42		
安達県正四家子屯	318	0.36	0.23	0.28	0.50	0.30	0.42	0.48	0.40	0.44	0.30	0.10	0.20		3~4
蘭西県石家園子屯	609.5	0.35	0.18	0.23	0.50	0.20	0.38	0.50	0.30	0.41			0.30		
慶城県張家燒鍋屯	1,215	0.40	0.24	0.30	0.80	0.30	0.42	0.70	0.30	0.50					3
綏化県蔡家窩堡	6,425	0.40	0.18	0.36	1.00	0.50	0.73	1.00	0.42	0.75	0.30	0.18	0.26		3~4
呼蘭県孟家屯	1,827	0.35	0.20	0.27	0.60	0.40	0.50	0.60	0.35	0.42	0.40	0.20	0.27		3~4
巴彦県西太平莊	4,530	0.60	0.30	0.45	1.00	0.50	0.70	1.00	0.50	0.65	0.65	0.35	0.40		3~4
肇州県張家大園子屯	712	0.25	0.23	0.24	0.45	0.15	0.37	0.50	0.25	0.36	0.10	0.08	0.10		3~4
洮南県大茂好屯	2			0.25			0.25								
榆樹県于家燒鍋屯	928	0.30	0.30	0.30	0.73	0.40	0.50	0.60	0.30	0.40	0.30	0.30	0.30		
北滿洲平均	1,432	0.40	0.27	0.33	0.71	0.38	0.52	0.72	0.41	0.57	0.36	0.25	0.30		
延吉県楊城村A屯	53	0.70	0.40	0.66			0.50								
延吉県楊城村B屯	56	0.70		0.70		0.60	0.60				0.52	0.30	0.38		
敦化県三台山村	286				0.50	0.40	0.43	0.50	0.40	0.43					
磐石県冉家村	0	0.20	0.20	0.20	0.20	0.20	0.20	0.50	0.30	0.40					
梨樹県裴家油房屯	123	0.40	0.25	0.33	0.60	0.30	0.45	0.60	0.40	0.52					
海龍県孫家街屯	253	0.40		0.30			0.30	0.40		0.30					
西豊県德恩屯	148	0.40			0.30	0.20	0.29	0.25	0.25	0.25	0.25	0.25	0.25		
新民県二道河子屯	840			0.25	0.30	0.20	0.25	0.30	0.20	0.25			0.30		
黒山県前孫家窩棚	586	0.30	0.20	0.28	0.42	0.20	0.33	0.50	0.20	0.32	0.30	0.30	0.30		あり
遼中県黄家窩堡	1,006	0.40	0.30	0.30	0.40	0.20	0.25	0.40	0.20	0.37	0.40	0.20	0.30		
遼陽県前三塊石屯	298	0.50	0.30	0.40	0.60	0.40	0.47	0.50	0.40	0.49			0.40		3
磐山県孟家舖屯	453	0.30	0.30	0.22	0.40	0.20	0.31	0.40	0.20	0.31					
鳳城県西門家堡子屯	743.5	0.40	0.20	0.27	0.39	0.30	0.36	0.30	0.20	0.27					一部あり、一部なし
寧城県和碩金營子屯	822.5	0.30	0.10	0.17	0.38	0.13	0.35	0.35	0.15	0.29					3~4
豊寧県選将營子屯	286	0.15	0.05	0.10	0.20	0.09	0.14	0.20	0.10	0.15	0.20	0.20	0.20		3
蓋平県陳家屯	412		0.30				0.40			0.40			0.40		
莊河県金廠屯	32	0.40	0.30		0.40	0.30		0.60	0.40						あり
南滿洲平均	376	0.40	0.24	0.32	0.39	0.27	0.35	0.41	0.26	0.34	0.33	0.25	0.32		

注：単位はすべて円である。「北滿洲平均」と「南滿洲平均」は便宜上斜体字で表す。色塗りの部分は各地域の平均を超えたものを表す。村落によって除草を第1回、第2回、第3回にわけて提示しており、その場合は3回の平均値を表したものである。小数点以下3桁を四捨五入する。

出典：『康徳元年度農村実態調査 戸別調査之部』（第1分冊-第3分冊）、『康徳3年度農村実態調査 戸別調査之部』（第1分冊-第4分冊）をもとに作成。

(2) 支払い方法

次に、賃金の支払い過程について試みる。年工の労賃は必ず一括で支払うという決まりはなく、多くの場合は現金や生活用品を必要とする時に随時雇用主から受け取り、残りを雇用期間終了時に清算していた¹⁸。月工の賃金は通常月払いあるいは期間満了後に支払われることが多く、必要に応じて事前に受け取ることも可能であった。日工の賃金は雇農の居住地によって多少異なっていた。村落外から雇われた日工は日払いか3日払い、あるいは作業終了後に支払われていた。村内居住の日工で、雇用主との間に一種の恒常的雇用関係のある場合は、必要に応じて受け取ることもできた。多くの雇農が賃金を雇用主から前借りできることから、満洲の雇農は固定の雇用主に雇われることが多く、ここから雇用主との間に一定の信用関係があったことがうかがえる。

表 2-5 ある年工の賃金受取過程

現金による受取			現物による受取		
月日	金額(円)	備考	月日	金額(円)	備考
1月21日	4.00		2月10日	2.00	大豆1斗
1月24日	11.00		5月4日	1.60	豚肉4斤
3月11日	25.00		5月4日	0.96	白面6斤
5月4日	1.05	豆油代	5月4日	0.44	干豆腐
6月4日	0.20	蔬菜種子代	5月11日	8.00	小米2斗
6月10日	1.00		5月11日	1.30	塩20斤
7月29日	22.00		6月10日	1.60	包米糶2斗
8月12日	30.00		7月7日	5.20	小米4斗
9月17日	20.00		8月14日	1.60	白面10斤
11月5日	11.00		8月14日	1.08	豚肉2.3斤
12月9日	2.95		10月1日	2.00	稗子2斗
12月15日	9.90		12月2日	2.60	小米2斗
12月16日	7.30		12月2日	30.00	家賃
12月21日	20.00		12月2日	12.00	麦稈2柴
12月23日	3.50				
合計	168.92		合計	70.38	
受取合計239.30円					

注：「月日」は旧暦である。

出典：石田前掲『北満に於ける雇農の研究』238-239頁、をもとに作成。

ここでは具体的に綏化県于坦店屯のある年工とある日工の賃金の受取り過程を例にあげる。表 2-5 の年工は 1939 年に「老板子」として年間（陰暦 1 月 17 日-12 月 15 日）260 円で雇用されていた。当該年工は、雇用期間中に現金 168.92 円と現物 70.38 円分（大豆や豚肉、白面など）、合計して 239.30 円相当の賃金を雇用主より受け取っていた。この年工

¹⁸ 石田前掲『北満に於ける雇農の研究』87、97-98、103-104頁。

は雇用期間中に 36 日間休んだため、休暇分 28.37 円（1 日約 0.78 円）を差し引き、残額の 231.63 円を受け取るはずであった。しかし、既に 239.30 円を前借りしたため、超過分の 7.67 円は雇用主からの借入れとなった¹⁹。

表 2-6 ある日工の賃金受取過程

6番農家に雇用された場合			2番農家に雇用された場合		
月日	金額(円)	摘要	月日	金額(円)	摘要
4月18日	5.00	現金	3月22日	4.00	現金
4月24日	5.00	現金	4月1日	0.50	現金
4月28日	4.00	白面20斤	6月12日	2.46	現金(小麦刈取分)
5月1日	6.00	現金	受取合計	6.96	
5月4日	1.60	豚肉4斤			
5月20日	1.30	谷子半斗			
5月21日	10.40	小米8			
5月28日	4.00	白面20斤			
6月3日	0.20	現金			
6月6日	0.10	現金			
6月6日	1.20	現金			
除草終了後	6.83	現金			
6月16日	7.14	現金			
現金合計	31.47				
現物合計	29.10				
受取合計	60.57				

注：「月日」は旧暦である。

出典：石田前掲『北満に於ける雇農の研究』230-232 頁、をもとに作成。

表 2-6 の日工は病気のため、約 45 日間しか雇用されなかった。6 番農家のもとでは、陰暦の 4 月 11 日から 6 月 15 日までの期間中に 39 日間の労働を行い、労賃は 60.57 円であった。年工と同じく、必要時に現金と現物（豚肉や白面など）を雇用主から受け取っていた。2 番農家のもとでは、陰暦の 2 月下旬に 4.5 日間、6 月の小麦刈取期に 1 日雇用され、労賃計 6.96 円をすべて現金で受け取っていた²⁰。

(3) 賃金の変化

続いて、賃金の変化についてみる。表 2-7 は 1934-1938 年の北満洲の年工の職分別平均賃金の変化を表している。5 年間の変化をみると、すべての職分において 2-3 倍の高騰がみられた。この高騰は月工と日工にもみられ、1938 年の賃金が 1934 年より 2-3 倍

¹⁹ 石田前掲『北満に於ける雇農の研究』87-89 頁。

²⁰ 石田前掲『北満に於ける雇農の研究』109-110 頁。

増加していた²¹。賃金の高騰に対し、雇用主は「労働者が足りない」、雇農は「物価が上ったから」とそれぞれの意見を主張していたことが調査記録に残されている²²。

表 2-7 北満洲における年工職分別賃金変動

職務	1934年		1938年		割合(倍)
	人数(人)	賃金(円)	人数(人)	賃金(円)	
打頭的	15	62.34	30	158.49	2.54
老板子	4	70.75	8	187.50	2.65
跟做的	38	36.90	71	100.60	2.72
大師傅	5	50.60	13	150.77	2.98
打更的	7	51.94	16	116.88	2.25
馬管児	9	16.02	14	48.15	3.01
猪官児	17	18.90	13	50.00	2.65

注：対象は綏化県、呼蘭県、富裕県、拜泉県の4県の職分別、錢夥（現金による支払い）のみの平均である。「割合」は1934年を基準にした1938年の増加倍率である。

出典：石田前掲『北満に於ける雇農の研究』81頁、をもとに作成。

賃金の高騰をもたらした直接の原因は農業労働人口の不足であった。農業労働人口不足に至った要因として、主に2点が考えられる。1つは、満洲国政府及び関東軍による華北地方から満洲への移民の抑制である。満洲国の治安維持、漢民族の勢力抑制、将来の日本人発展の余地確保、満洲人労働者の生活安定とその向上、出稼ぎ労働者による華北地方への送金・現金持ち帰り防止という5点の理由で、移民の流入が制限されるようになり、本格的な取締りが始まった1935年以降、華北地方からの入満者数が急減した²³。しかし、1937年以降、産業開発5カ年計画や日中戦争の勃発により労働力不足となったため、再び労働力の積極的な導入が始まった。労働力は一時的に増加したものの、労働政策の不備や日本占領地からの労働力の調達が困難であったため、労働力問題はさらに深刻な問題となった²⁴。大量の移民に依存していた満洲の農業経営も、移民の減少により農業労働人口の不足に繋がった。

²¹ 石田前掲『北満に於ける雇農の研究』97-98、103-105頁。

²² 石田前掲『北満に於ける雇農の研究』93頁。

²³ 兒嶋俊郎「満洲国の労働統制政策」松村高夫・解学詩・江田憲治編『満鉄労働史の研究』日本経済評論社、2002年。

²⁴ 兒嶋前掲「満洲国の労働統制政策」。

表 2-8 綏化県における農産物価格の変動

品目(1石)	1934年(円)	1938年(円)	割合(倍)
大豆	2.61	5.63	2.15
小麦	5.64	9.76	1.73
高粱	2.37	4.7	1.98
包米	2.78	6.3	2.26
谷子	2.34	5.33	2.27

注：「割合」は1934年を基準にした時の1938年の増加倍率である。

出典：石田前掲『北満に於ける雇農の研究』82頁、をもとに作成。

もう1つは、満洲の農業以外の諸産業発展によって生じた労働人口の移動である。従来農業を中心としていた満洲では、鉄道の敷設や日本の進出により工業や鉱業などの諸産業も著しい発展をみせた。撫順炭鉱を例にとると、出炭量は引継当時23万トン、1911年に37万トン、1923年に500万トン、1927年に700万トン、1937年に1,000万トンを超えてピークに達した²⁵。生産量の増加に労働力の増強が不可欠であった。ほかの諸産業の発展に伴い労働力が吸収され、農業労働人口の不足に繋がった。

しかし、賃金の高騰は、必ずしも雇農の生活の改善に直結したとは限らない。1934-1938年の農産物価格の変化をみると(表2-8)、ほとんどの農産物の価格が約2倍に上がっていた。なかでも主食である粟とトウモロコシの高騰が最も顕著であり、生活に直接的な影響を与えていたと考えられる。雇農の賃金も2倍以上に上がったが、上述したように雇用期間中に休んだ場合は賃金が差し引かれていたため、必ずしも収入額の上昇に繋がったとはいえない側面もある。また、雇農の住居も極めて不自由であり、雇用主の家に住込む以外の雇農の多くは住屋を借りる必要があった。1940年の綏化県于坦店屯に居住していた雇農農家のほとんどは借家で暮らしており、年間15-30円の家賃がかかっていた²⁶。さらに、年工は年間を通して常に毎日十数時間、農繁期ではしばしば15時間以上の労働を課せられていた²⁷。したがって、雇農をとりまく環境を理解するためには、賃金高騰のみでなく、雇農の雇用形態や雇農を取り巻く社会状況などを含めて雇農の生活状況の変化をとらえる必要があると考える。

²⁵ 満史会編『満州開発四十年史 下巻』満州開発四十年史刊行会、1964年、49-64頁、村松高夫「撫順炭鉱」松村・解・江田前掲『満鉄労働史の研究』。

²⁶ 石田前掲『北満に於ける雇農の研究』172-177頁。

²⁷ 『産調45-5 雇傭関係並に慣行篇』50-53頁。

第3節 長工の雇用と社会関係

本節では、満洲の労働基幹であった長工の雇用に焦点をあて、その雇用形態からみえる雇農と雇用主との関係や村落社会の状況について検討する。第1章で明らかにしたように、雇農農家が移住先を選定する際に、親族や知人などの社会関係は強い影響を与えていた。かかる社会関係は、長工の雇用においても重要であったのか否かについて考察を加えるのが本節である。そして、先に結論を述べておくと、長工の雇用においても親族や知人といった社会関係が極めて重要な役割を果たしていたのである。

(1) 年工の雇用

年工の雇用についていえば、雇農側から積極的に雇用先を探すのがほとんどであり、雇用主自ら探すのは稀であった。村落外の雇農を雇用する場合には、親戚または知人に依頼して、身元が確かで能力の優れた者を雇用できるように努めていた。その1つの理由として考えられるのは、年工の多くは雇用主の家に住込むため、身の危険と家財の盗難に対する防衛である。ここでは、雇農の雇用関係が詳しく記録されている1936年に実施された2回目の農村実態の報告書のなかにある「労働関係表」を中心に年工の雇用形態を検討する。

表2-9は1935年における遼中県黄家窩堡の年工の雇用形態をまとめたものである。記号1-21は黄家窩堡内で雇用された21人の年工、記号22-31は黄家窩堡内に居住しながらほかの村落に雇用された10人の年工の雇用形態を示している。

①職務及雇用期間と労賃

・職務

雇用された21人の年工は「打頭的」2人、「随当」14人、「看猪児」5人であり、「随当」が最も多く雇用されていた。同じ「随当」であっても労賃は異なっており、この差は雇農の能力差によって生じたものである。遼中県において雇農は、その能力の違いによって「成工」(20-50歳)・「大半拉子」(15-20歳前後)・「小半拉子」(15歳前後)の3つに大別されていた²⁸。「成工」の労賃が最も高く、豚の飼育に関わっていた5人の「小半拉子」の賃

²⁸ 臨時産業調査局調査部第1科編『康徳3年度農村実態調査一般調査報告書(遼中県下巻)』臨時産業調査局調査部第1科、1936年、602-603頁(以下、『康徳3年度農村実態調査一般調査報告書(遼中県下巻)』)。以下、参照する各県一般調査報告書については、同様である。

金が最も低かった。

・雇用期間

雇用期間をみると、多くの年工は陰暦1月下旬－2月上旬から、10月下旬－11月中旬まで雇用されていた。雇用期間中は主に雇用主の家に住込みで生活し、食事も支給されていた。なお、仕事の支障にならない程度の近距離に住んでいる年工は、雇用主からの許可があれば自宅から通うことも可能であった。黄家窩堡内で雇用された21人のうち、10人は通いであった。他村落から雇用した年工はほとんど住込みであり、同村落に住所を有しながら他村落に雇用されていた10人の年工（記号22－31）も住込みであった。

雇用期間中の休暇は、陰暦4月18日（娘々廟祭）、5月5日（端午節）、除草と収穫前に各半日、7月1日から10日間あるいは7月5日から10日間が与えられた。それ以外に休んだ場合は、雇用期間を延長して補わなければならなかった²⁹。綏化県蔡家窩堡の年工の休日は、陰暦4月18日、5月5日、8月15日（中秋節）、除草と収穫前各1日ずつの計5日間であり、除草前と収穫前の休日がなく3日間の休暇しかない雇農も多かった³⁰。労働休暇は地域や村落、農家によって違いがみられたが、4月18日と5月5日の両祭日休暇があったことは満洲全域に共通していた。また、多くの農家は農繁期（除草期と収穫期）の前に休暇をとっていたことも興味深い。

・労賃

黄家窩堡の年工の労賃の支払いはすべて前払いであり、陰暦3月20日前後に支払われていた³¹。前払いが可能であったのは、雇用主と雇農の間に信用関係があったからと考えられる。ほとんどの年工は現金による支払いであったが、記号4、6、11、14、16は一部の土地を借受けて賃金に充当していた。

²⁹ 『康徳3年度農村実態調査一般調査報告書（遼中県下巻）』605頁。

³⁰ 南満洲鉄道株式会社調査部『北満農業機構動態調査報告 第2編北安省綏化県蔡家窩堡』博文館、1942年、76－83頁。

³¹ 『康徳3年度農村実態調査一般調査報告書（遼中県下巻）』608頁。

表 2-9 1935 年における遼中県黄家窩堡の年工雇用形態

記号	労務種類	能力(年齢)	雇用主	雇用期間	労賃(円)	その他の給与	生活状態	支払方法	家族住所	雇用主との関係	雇用手続
村落内雇用工											
1	随当	成工(37)	村内2番	2.2~11.2	48.0	0.2円	通い	前払い	村内31番	知人	口契約
2	随当	成工(47)	村内2番	1.22~11.1	46.0	0.2円	通い	前払い	村内32番	親戚	口契約
3	随当	成工(34)	村内2番	1.22~10.22	50.0	0.2円	通い	前払い	村内30番	知人	口契約
4	随当	成工(24)	村内2番	1.22~10.22	—	1.0天地借受、0.1円	通い	—	村内26番	知人	口契約
5	随当	成工(22)	村内2番	1.26~10.26	35.0	0.2円	住込み	前払い	台安縣	知人	保証人
6	随当	大半拉子(18)	村内2番	1.26~10.26	—	1.0天地借受、0.1円	住込み	—	村内13番	知人	口契約
7	打頭的	成工(32)	村内2番	2.1~11.1	60.0	0.2円	通い	前払い	村内22番	親戚	口契約
8	随当	大半拉子(17)	村内2番	1.24~10.24	25.0	0.1円	住込み	前払い	村内22番	親戚	口契約
9	看猪兒	小半拉子(14)	村内2番	1.28~10.28	8.0	0.1円	住込み	前払い	村内22番	親戚	口契約
10	随当	大半拉子(53)	村内3番	1.25~11.8	33.0	0.1円	住込み	前払い	村内36番	知人	口契約
11	随当	大半拉子(17)	村内3番	1.25~11.8	—	1.0天地借受、0.1円	住込み	—	夾三河村(8区)	知人	保証人
12	随当	大半拉子(16)	村内3番	1.25~10.25	20.0	0.1円	住込み	前払い	夾三河村(8区)	知人	保証人
13	看猪兒	小半拉子(14)	村内3番	1.28~10.28	10.0	0.1円	住込み	前払い	趙家村(8区)	知人	保証人
14	打頭的	成工(36)	村内5番	2.1~11.15	35.0	1.5天地借受、0.2円	通い	—	村内35番	親戚	口契約
15	随当	成工(28)	村内5番	2.1~11.15	45.0	0.1円	通い	前払い	村内14番	親戚	口契約
16	随当	成工(38)	村内5番	2.1~11.15	38.0	0.5天地借受、0.1円	通い	—	村内33番	親戚	口契約
17	随当	成工(26)	村内5番	2.1~11.15	40.0	0.1円	通い	前払い	村内34番	知人	保証人
18	看猪兒	小半拉子(14)	村内5番	2.1~11.15	10.0	0.1円	住込み	前払い	村内27番	知人	口契約
19	随当	大半拉子(16)	村内6番	1.27~10.27	20.0	0.1円	住込み	前払い	王家崗子(6区)	知人	保証人
20	看猪兒	小半拉子(13)	村内6番	1.28~10.28	4.7	0.1円	通い	前払い	趙家村(8区)	知人	保証人
21	看猪兒	小半拉子(11)	村内11番	2.10~10.20	2.0	0.1円	住込み	前払い	大邦牛(1区)	知人	口契約
村落外雇用工											
22	打頭的	成工(36)	村外趙鴻生	2.18~11.20	47.0	0.2円	通い	前払い	村内18番	知人	保証人
23	随当	成工(27)	村外馬玉春	2.18~11.15	43.0	0.2円	住込み	前払い	村内18番	知人	保証人
24	随当	大半拉子(19)	村外候頭揚	1.25~11.30	35.0	0.2円	住込み	前払い	村内24番	知人	保証人
25	随当	大半拉子(16)	村外候頭揚	1.25~11.30	20.0	0.1円	住込み	前払い	村内24番	知人	保証人
26	随当	小半拉子(63)	村外傅某	2.18~11.15	18.0	0.1円	住込み	前払い	村内29番	知人	保証人
27	随当	成工(18)	村外王国有	2.18~11.15	51.0	0.1円	住込み	前払い	村内16番	知人	保証人
28	随当	成工(26)	村外王宝善	2.18~11.15	—	高粱2.5石、0.1円	通い	前払い	村内25番	知人	保証人
29	随当	成工(46)	村外王宝善	2.18~11.15	40.0	0.2円	住込み	前払い	村内25番	知人	保証人
30	随当	成工(38)	村外王宝善	2.1~10.15	28.0	高粱1.2石	住込み	中間払い	村内23番	知人	口契約
31	看猪兒	小半拉子(16)	村外王宝善	2.1~11.30	12.0	0.2円	通い	前払い	村内23番	知人	保証人

注：「記号」は便宜上につけたものであり、調査資料のなかにある農家番号とは関係なく、「雇用主」及び「家族住所」のなかにある番号は調査資料の農家番号である。また、「家族住所」のなかに記載されている「区」は県行政上の区分である。「雇用期間」は陰暦の日付によるものであり、「2.1」は2月1日を表す。「労賃」は雇用期間の賃金合計を表している。土地面積について1天地は約36,864アール。

出典：『康徳3年度農村実態調査 戸別調査之部』210-211頁、をもとに作成。

そして、表 2-9 からわかるように、多くの雇農は労賃以外に「そのほかの給与」をももらっていた。遼中県黄家窩堡では、すべての年工に対して 0.1 円か 0.2 円の手当が与えられていた³²。これは同村落内で雇用された年工に限らず、他村落で雇用された年工にも同様であった。この種の手当は、娘々廟祭、関帝廟祭、年関（年の瀬）の近くに雇用主から与えられていたことが調査記録からうかがえる³³。かような手当は多くの村落でみられたが、雇農全員を対象とするのは稀であった。

②年工の雇用先と家族住所

年工の雇用主についてみる。当該村落の年工のほとんどは同村落の 4 つの大経営農家である 2 番農家（張忠信）、3 番農家（黄鳳鳴）、5 番農家（王口棟）、6 番農家（張文会）によって雇用されていた³⁴。このことは年工に限らず、月工の雇用も同様であった。2 番農家（張忠信）は約 81 天地（1 天地約 36.864 アール）を自作し、9 人の年工と約 67 ヶ月間の月工を、3 番農家（黄鳳鳴）は約 62 天地の土地を自作し、4 人の年工と約 55 ヶ月間の月工を、5 番農家（王口棟）は約 115 天地を自作し、5 人の年工と約 70 ヶ月間の月工を、6 番農家（張文会）は約 32 天地を自作し、2 人の年工と 27 ヶ月間の月工をそれぞれ雇用していた³⁵。黄家窩堡はこの 4 農家を中心に構成されており、ほとんどの雇農は彼らのもとで農業労働を行っていた。村落に居住しながらほかの村落で雇用された年工の 10 人中 4 人は他村落の王宝善に雇用されていた。自作経営を行っていた王宝善は、黄家窩堡の近隣に位置する稍家村に居住し、約 36 天地の農地を耕作し、村長を務める大農家であった³⁶。

³² この点については、月工にも指摘ができ、一部の月工にも同じようにそのほかの給与が与えられていた。しかし、その割合は年工より少なく、村落内で雇用した 45 人の月工うちの 12 人と、他村落に雇用された 26 人の月工うちの 14 人には支給されなかった。『康徳 3 年度農村実態調査 戸別調査之部』（第 3 分冊）212-215 頁。

³³ 『康徳 3 年度農村実態調査一般調査報告書（遼中県下巻）』608 頁。

³⁴ 番号は 1936 年の調査資料の農家番号であり、括弧内の農家戸主の名前は、『康徳 3 年度農村実態調査一般調査報告書（遼中県下巻）』445-449 頁、から特定。

³⁵ 国務院実業部臨時産業調査局編『（産調資料 36）康徳 3 年度農村実態調査 戸別調査之部』（第 3 分冊）国務院実業部臨時産業調査局、1936 年、184-185 頁（以下、『康徳 3 年度農村実態調査 戸別調査之部』）。

³⁶ 『康徳 3 年度農村実態調査 戸別調査之部』（第 3 分冊）323 頁。

次に年工の住居についてみる。表 2-9 にある「家族住所」欄から判断すれば、3人の年工（記号 7、8、9）は、同村落内の 22 番農家の成員であった。この 3 人はともに親戚関係を通して、2 番農家に雇用されていた。調査資料の農家略歴をみれば、22 番農家は約 30 年前に「本屯ハ労賃高キ為親類ヲ頼リテ」本県県城から黄家窩堡に移動してきたと記録されている³⁷。30 年前に頼りにした親戚はおそらく 2 番農家を指し、その後同農家に雇用されたと考えられる。さらに詳細にみると、記号 7 は通いであったのに対して、記号 8 と 9 は住込みであった。同じ 22 番農家から雇用されていたにもかかわらず、生活状態が異なるのは、おそらく 32 歳である記号 7 は 22 番農家の戸主あるいはそれに準ずる者であり、家にいる必要があったからであろう。一方、記号 8（17 歳）と記号 9（14 歳）は住込みであった。

このように同じ農家から複数の雇農が同一の雇用主に雇用されることは、しばしばみられた状況であった。例えば、24 番農家の記号 24 と 25 は、ともに「大半拉子」として、他村落の候頭場に雇用されていた。25 番農家の記号 28 と 29、23 番農家の記号 30 と 31 は、いずれも他村落の王宝善に雇用されていた。このうち、記号 28 と 31 は通いであり、記号 29 と 30 は住込みであった。

（2）雇用主との関係

①雇用手続と保証人

次は年工を雇用する際の社会関係及び雇用手続についてみる。

村落内で雇用された 21 人の年工のうち、雇用主と親戚関係にある者は 7 人、雇用主と知人関係にある者は 14 人であった。つまり、21 人はすべて雇用主とは初対面ではなく、親戚や知人といった社会関係を有していた。親戚関係の 7 人はみな同村落内に生活していた年工であり、この 7 人を雇用する際に、保証人を必要とせず、口頭契約のみで雇用関係が成立していた。一方、外部の村落から雇用してきた年工（記号 5、11、12、13、19、20、21）は、1 人（記号 21）を除いて、すべて契約時に保証人を必要としていたことがわかる。また、他村落で雇用されていた 10 人の年工（記号 22-31）についても同じことが指摘できる。雇用された 10 人の年工はすべて雇用主と知人関係であったが、10 人中 9

³⁷ 『康徳 3 年度農村実態調査 戸別調査之部』（第 3 分冊）190-191 頁。

人が保証人を必要としていた³⁸。

保証人については村落によって差異がみられた。新民県二道河子屯³⁹では、雇用期間中に雇農が労働不可能になった場合、保証人が新たな雇農を紹介する責任があった。また、新たな雇農を見つけるまでの期間は日工を雇わなければならないため、その賃金も保証人が払う必要があった。一方、労賃不払いのような問題が起きた場合、保証人が雇用主の代わりに労賃を支払わなければならなかった。その場合、代わりに支払った労賃は雇用主と保証人との間の貸借関係になった。黒山県前孫家窩棚⁴⁰では、何らかの問題が起きた場合に保証人がそのすべての責任を負っていた。磐石県冉家村⁴¹では、雇農に対して賃金を前払いし、その後労働不能状態となったり、雇農が逃亡したりした場合は、保証人が雇用主に対して賃金を払い戻す必要があった。榆樹県于家燒鍋屯⁴²では、保証人や紹介人がいない者はほとんど雇用されなかった。

上述の4村落では保証人が一定の責任を負う必要があったのに対して、そうではない村落もあった。ここでは石田精一が1940年に綏化県于坦店屯で行った聞き取り調査の成果を例にみえる。石田は保証人について以下のように指摘した⁴³。すなわち、保証人を置く場合にも特に保証書を作成することなく、その責任も明確に定まっていなかった。保証人が一度保証した以上は、能力や身元には問題がないことが保証されていた。また、雇農が雇用期間満了前に労働をやめても、保証人は責任を負う必要がなく、時には雇用主と雇農の労賃の仲介に入ることもあった。

保証人の責任は村落によって違いがあったが、いくつかの点においては共通性がみられ

³⁸ 当該村落における月工の雇用についても同様な傾向がみてとれる。村落内で雇用した45人の月工は、7人を除き雇用主とは何らかの社会関係（知人21人、親戚17人）を持っており、特定の関係がない7人は雇用の際にすべて保証人がいた。村落内に住所を有しながら他村落に雇用された月工26人のうち5人は雇用主と特定の関係を持っていなかったが、そのうちの3人は保証人を必要とし、2人は口頭で契約が交わされていた。『康德3年度農村実態調査 戸別調査之部』（第3分冊）212-215頁。

³⁹ 『康德3年度農村実態調査一般調査報告書（新民県上巻）』296-297頁。

⁴⁰ 『康德3年度農村実態調査一般調査報告書（黒山県）』307-308頁。

⁴¹ 『康德3年度農村実態調査一般調査報告書（磐石県）』277頁。

⁴² 『康德3年度農村実態調査一般調査報告書（榆樹県）』248-249頁。

⁴³ 石田前掲『北満に於ける雇農の研究』141頁。

る⁴⁴。第1は、保証人を必要とする場合でも特に保証書にあたるものがなく、すべて保証人を通しての口頭契約によって雇用が行われていた点である。第2は、保証人になる者が雇用主の親戚か友人あるいは信用できる富裕農民である場合が多く、雇農と保証人もほとんど親戚か友人であった点である。保証書はなくとも口頭契約のみで雇用関係が成立する点からは、雇用主と保証人、保証人と雇農の間に存在した強い信用関係が読み取れる。雇用主と保証人と雇農の3者は、そのうちの1者でも契約内容を実行できなかった場合、ほかの2者に不便をもたらすだけでなく、自身も村落や附近村落から信用を失うことになり、自身の生活にも不利益をもたらすことになったと考えられる。

②「吃犒勞」

最後に年工の契約が披露される「吃犒勞」の宴についてみる。

榆樹県林屯にて調査を実施した海野磯雄の報告によれば⁴⁵、「吃犒勞」は雇用主が家族や雇農のために特別のご馳走を用意して、近隣や親戚を招く犒勞の宴であり、春の播種期の忙しさを控えた陰暦2月頃に行われていた。「吃犒勞」までは雑労働が多く、「吃犒勞」を切れ目に本格的に農耕労働が開始した。宴の前に、雇用主は年工1人1人の仕事にそれぞれ細かい注意をした後、「打頭的」が立ち上がって年工一同を代表して答辞を述べた。これで「吃犒勞」の儀式は終わり、参加者皆揃って宴に入った。年工は年工同士でテーブルを囲み、家族は親戚や近隣のテーブルの間に入ってもてなした。食事は主食の米に加え、豪華な料理（「8碗8碟」）が用意されていた。

さらに、海野はこの儀式が3つの意味を持っていたことを指摘している。1つは、雇用主が年工や家族のためにこれから始まる農耕に先立ってその労を犒う意味があった。1つは、季節的にみて農事の1つのけじめでもあるといえる。すなわち、正月期分のまだ抜け切れない年工たちに対して気分の転換を行う区切りの日でもあった。もう1つは、雇用主

⁴⁴ また、村落外から雇農を雇用した場合、必ずしも保証人が雇農と同行して雇用主の家に行く必要があったとは限らない。新民県二道河子屯では、新年度の雇農を契約する期間中に、雇用主の家には1日約10人が訪ねてきた。この期間は「串門子」と呼ばれていた。保証人は直接に来る必要はなく、雇農側から保証人を紹介した上、雇農と雇用主の両者が雇用条件について相談した。聶莉莉『劉堡——中国東北地方の宗族とその変容』東京大学出版会、1992年、142頁。

⁴⁵ 海野磯雄「農村の年中行事——部落日記3月」『満鉄調査月報』第23巻第12号、1943年。

と年工との雇用契約を村の人々の前に披露し、雇用関係を社会的に成立させるという意味を持っていた。これによって雇用された年工たちは、はじめて村の一員として生活できるようになり、近隣の人々とも親しく会話できるようになったというのである。

この儀式からもわかるように、雇用された年工は雇用期間中に単に労働力としてではなく、雇用主の1家族、村の1村民として生活をしていた。また、この儀式を経たことによって、雇用主と雇農の雇用関係は揺るぎないものとなり、雇用期間中に雇農が何かトラブルを起こした場合、近隣からの評価や信用も落ちたと考えられる。

おわりに

本章では、満洲における雇農の雇用形態や労働条件などについて整理し、さらに年工の雇用からみえる雇用主と雇農との関係や村落社会の状況について検討した。その内容をまとめると次の通りである。

第1節では、雇農の労働形態について簡単に整理した。雇農は職務や能力によって細分化されており、雇用主はそれぞれの地域の特性や農家の需要に合わせて、年工、月工、日工を組み合わせて雇用していた。南満洲と北満洲では、雇用する職務の傾向や割合が異なっていた。北満洲では、直接労働を担う「打頭的」と「跟做的」はもちろん、間接労働を担う「大師傅」や「更官兒」なども多数雇用されていた。それは、北満洲における農家経営の規模が大きく、間接労働を担当する労働者も1年中必要であったからである。一方、南満洲では、「趕車的」や「大師傅」、「更官兒」は月工として雇用されることが多かった。なぜなら、小経営を中心に構成されている南満洲において、これらの労働力は主に除草や収穫などの農繁期に必要としていたからである。年工として1年間雇用するよりも、月工として雇用する方がより効率的であったと考えられる。

第2節では、雇農の賃金形態と満洲国期における賃金の変化、特に南満洲と北満洲の差異、賃金と生活との関係について分析した。雇農の労賃を南満洲と北満洲で比較すると、より多くの労働力を必要とする北満洲の労賃は長工も短工も南満洲より高くなっていた。1934-1938年の雇農の賃金の変化をみると、年工、月工、日工の労賃は2-3倍高騰していたが、同時に物価も倍増していた。この点を考慮すると、雇農の雇用形態や雇農を取り巻く苦境にほぼ改善はみられず、賃金高騰のみで生活状況が良くなったと判断するのは早計であろう。

第3節では、満洲の労働基幹である長工の雇用に焦点をあて、その雇用形態からみえる雇農と雇用主との関係や村落社会の状況を明らかにした。年工は、主に近隣村落からの雇用であり、他省や華北地方といった満洲外からの雇用はほとんどみられなかった。年工を雇用する際に、知人や親戚といった社会関係が極めて重要な役割を果たしていた。それは、年工が1年間の農業労働を大きく左右する存在であったのと同時に、長期にわたって雇用主の家に住込むことが多かったため、身元が確かな労働者を雇用するように努めていたからである。村外から雇用され、特段の関係を有していなかった雇農には保証人が必要であった。しかし、保証人の責任は明確ではなく、契約書も交わされなかった。このことから、保証人、雇用主、雇農の3者のそれぞれ間に契約前に既に信用を裏付ける一定の関係があったことが推測される。年工を雇用するのは主に大経営農家であり、大経営農家の農業労働はこれらの雇農なしでは成立しえなかった。雇農もまた、これらの大経営農家に雇用されることによって、生計を立てていた。大経営農家と雇農の両者の間には、労働力需給関係に加えて、強い依存関係が形成されていた。そして、両者の需給関係と依存関係を結んでいたのが、親戚や知人をはじめとする社会関係・信頼関係という紐帯であった。

また第1章で明らかにしたように、雇農農家が移動先の選定する際に、親族や知人などの社会関係が重要な役割を果たしていた。このこともまた、年工の雇用と関係していたと考えられる。すなわち、移動先に親戚や知人がいなければ当地において雇用されることが難しかったため、雇農農家は親戚や知人などの人間関係に頼らざるをえなかった。雇農農家は、新たな移動先を選定する際に賃金や生活の容易さも考慮していたが、それよりも親族や知人などの人間関係を重視していた。総じて考えれば、これらの社会関係は、雇農農家の移動や雇用先選定を規制していた一方、年工がこれらの社会関係を積極的に利用して生計を立てていたという一面もあったといえよう。

第3章 満洲における農業労働力の雇用と労働市場

はじめに

本章は、日雇い労働者である日工に着目し、その雇用において重要な役割を果たしていた「工夫市」（以下、括弧を省略）と呼ばれた労働市場の形態や、工夫市と村落社会との関係を検討するものである。

満洲では農繁期に大量の労働力が必要であったため、自家労働力と長工のほかに多くの日工を雇用しなければならなかった。その日工の雇用に重要な役割を果たしていたのが、「县城や鎮の城門や十字路だとか、廟や寺院の近傍」¹に開設されていた工夫市である。満洲では工夫市と呼ばれていた労働市場は、広東省では「擺行」や「人行」と、広西省では「擺行」と、雲南省では「工場」や「站工場」などと呼ばれたように、地域によって呼称は異なっていた²。例えば、1930年代の広西省桂林の六塘にあった労働市場は田植えと収穫の時期に開かれ、田植えの時期には約500—600人が、収穫期には最多で約1,000人が市場に集まっていた³。また、1940年代に華北地方で実施された中国農村慣行調査の報告書においても労働市場に関する記述が随所にみられる。このように、中国全域に存在した労働市場の実態を明らかにすることは、満洲に限らず近代中国農村社会と農業労働力の関係を理解する上で重要である。また、労働市場の実態を明らかにすることは、近代中国社会における資本主義的発展論が提起した諸論点に対する議論を深化させる意味でも肝要である⁴。

¹ 実業部臨時産業調査局編『康德元年度農村実態調査報告書 産調資料（45）ノ（5）雇傭並に慣行篇』実業部臨時産業調査局、1937年、143頁（以下、『雇傭並に慣行篇』）。

² 中支建設資料整備委員会『支那各省農業労働者雇傭習慣及び需給状況』中支建設資料整備事務所、1941年、8—13頁。また、同調査結果によれば、1933年頃の東北三省や熱河省、新疆などを除いた中国全土にわたる調査地707県のうち約37%の県にこのような労働市場がみられ、さらに各省の比率をみると北方になればなるほどその割合が高くなっていったという。

³ 薛暮橋「桂林六塘的労働市場」『新中華』第2巻第1期、1934年。

⁴ 羅崙・景甦『清代山東經營地主經濟研究』（済南、齊魯書社、1985年）や、それを批判した朱建「於中国農業的資本主義萌芽問題」（『學術月刊』1961年第4期）などがある。李文治・魏金玉・経君健『明清

しかし、近代中国における労働市場の実態は現在まで十分に明らかにされてきたとはいえない。例えば陳玉峰は1930年代中国農村の雇用労働者について初歩的な検討を行ったが、労働市場の形態についての概略的な紹介にとどまっている⁵。華北農村を分析した Philip C. C. Huang と羅崙・景甦や、江南農村を分析した曹幸穂は、農村経済と労働力の関係を考察する際に労働市場について言及しながらも、詳細な検討には至っていない⁶。これらの地域では雇農に対する依存度は高くなく、労働市場が果たした役割が満洲ほど大きいものではなかったからであろう。最新の研究として尚海濤の研究があげられる⁷。尚は、自身による現地調査の成果を用いながら市場・社会・国家の3つの視点から雇農の雇用慣習を検討し、短工が労働市場で雇用された際に利益を重視する傾向があったことを指摘している。ところが、尚の研究も史料に即した分析を十分に行ってはおらず、労働市場の形態や役割、地域社会との関係についてより詳細に分析する余地が残されている。

満洲の工夫市については、石田精一や荒武達朗も注目していた。石田は、満洲の工夫市が短工の雇用に果たした役割について考察したが、工夫市・村落社会と彼らとの関係についての分析には至らなかった⁸。荒武は、より多くの農業労働力を必要とした北満洲では、南満洲や華北地方から集まってきた労働者を分配する役割を工夫市が果たしていたことを指摘している⁹。しかし、荒武の研究も依然として問題提起にとどまっている部分があるよ

時代的農業資本主義萌芽問題』(北京、中国社会科学出版社、1983年)や内山雅生「近代中国における地主制——華北の農業経営を中心として」(『歴史評論』319号、1976年)の論考も雇農の性質を考える上で重要な研究である。そして、農民層分解に関連して、三品英憲「近代中国農村研究における『小ブルジョアの発展論』について」(『歴史学研究』、735号、2000年)も示唆に富む。

⁵ 陳玉峰「30年代中国農村雇用労働者」『史学集刊』1993年第4期。

⁶ Philip C. C. Huang, *The Peasant Economy and Social Change in North China*, Stanford, California: Stanford University Press, 1985年。羅・景前掲『清代山東経営地主経済研究』。曹幸穂『旧蘇南農家経済研究』北京、中央編訳出版社、1996年。

⁷ 尚海濤『民国時期華北地区農業雇傭習慣規範研究』北京、中国政法大学出版社、2012年。

⁸ 石田精一『北満に於ける雇農の研究』博文館、1942年。同様の傾向は中国における研究にも指摘することができる。于春英・王鳳傑「偽満時期東北農業雇工研究」(『中国農史』2008年第3期)や李淑娟『日偽統治下の東北農村1931-1945年』北京、当代中国出版社、2005年。

⁹ 荒武達朗『近代満洲の開発と移民——渤海を渡った人びと』汲古書院、2008年、第4章「1920-1930

うに思われる。工夫市の具体的な形態や機能、地域社会との関係について議論する余地が残されているからである。

以上の問題意識を受け、本章では、1930年代の南満洲における工夫市がどのような経緯で開設され、労働力雇用においていかなる役割を果たしたのか、雇用主と雇農とはどのように契約を結んだのか、工夫市と地域社会との関係はいかなるものであったのかを検討する。1930年代の南満洲に限定するのは以下の2つの理由による。1つは、南満洲の工夫市に関する詳細なデータが残されているからである。もう1つは、既に事例研究のある北満洲の工夫市との比較研究を行うにあたり、依然として明らかにされていない南満洲の実態を明らかにするためである。なお本章では、盤山県という1つの県の実態に即して地域経済の開発過程と工夫市との関係を解明するという手法をとる。

本章の主要史料は、1936年に実施された第2回農村実態調査の報告書である¹⁰。この調査の報告書には統計資料に加えて記述資料も収録されており、統計資料の意味を深く考察することができるからである¹¹。また、工夫市が調査された背景には、支配側の思惑、つまり労働力調達への準備であった点を指摘しておく。この点は、「満洲国では全滿土建工事の躍進に伴って各種日傭労働者の発生により各地に所謂工夫市と種する労働市場形成せられ、各産業部門の労力需用を相当広範囲に亘り充たしているが、民政部では今回特に労働者政策上の見地から左の点について全国のこれ等市場を調査することになった」という新聞記事からもうかがえる¹²。

以下、第1節では、南満洲の工夫市の形態と役割を分析する。第2節では、工夫市に集まる労働者と雇用主に着目し、労賃交渉過程や工夫市の様子を具体的に描き出す。第3節では、満洲国期の盤山県に焦点をあて、工夫市と地域社会との関係を明らかにする。

年代北満洲をめぐる労働力移動の変容」。

¹⁰ この調査は1936年に中・南満洲を中心に21県22屯を対象に実施され、その調査結果として『(産調資料36) 康徳3年度農村実態調査 戸別調査之部(全4冊)』(国務院実業部臨時産業調査局編、国務院実業部臨時産業調査局、1936年)などが残されている。

¹¹ 臨時産業調査局調査部第1科編『康徳3年度農村実態調査一般調査報告書』(全21冊) 臨時産業調査局調査部第1科、1936年。

¹² 「全滿の労働市場——満洲国民政部で調査」『満洲日報』1935年6月22日。

第1節 南満洲における工夫市の形態分析

雇農の雇用方法は長工と短工で異なっており、長工の雇用においては雇用主との人間関係が重要な役割を果たしていた。一方、短期間の農繁期には大量の労働力を必要としたため、必ずしも村内や隣村でその需要を満たせるとは限らなかった。したがって、多くの雇主は工夫市から日工を雇うことで不足労働力を補っていた。本節は、表3-1に即しながら工夫市の開市位置と開市時期、開市年代と工夫市の規模を分析し、南満洲における工夫市の形態を考察する。

(1) 開市位置と開市年代

①開市位置

工夫市の開設場所を示しているのが「所在位置」である。ここからまず気が付くのは、満洲国期における南満洲の多くの県には複数の工夫市が存在していたことである。例えば、盤山県や朝陽県には10ヶ所以上、新民県や海龍県などにはそれぞれ4ヶ所、荘河県と黒山県にはそれぞれ3ヶ所の工夫市が開設されていた。

開設数に差異がみられるとはいえ、すべての県域に必ず工夫市があったという点においては共通している。そして、ほとんどの県においては、県域に加えて各区の市鎮にも工夫市が開設されていたことも指摘できる。これは市鎮近辺の村落の需要に応じるためであり、県域から離れている村落にとってこれらの市鎮は重要な労働力供給源になっていたからと考えられる。

表 3-1 1930 年代南満洲における工夫市の概況

所在県	所在位置	開市年代	開市時期	規模	労働者居住地	管理者	備考
荘河県	县城		農繁期	農繁期約200人		なし	
	青堆子鎮(2区)						
	大孤山鎮(6区)						
蓋平県	县城南門外	1836年	1年中	農繁期約150人	東山裏から約150人、 附近から約50人	警察	警察は不良分子の取締、労賃紛争の調停。 農業(8割)、土建(2割)。
	熊岳城(3区)	1906年		約200人			農業(6割)、果樹園(3割)、土建(1割)。農繁期に100人を雇用する村も。農事試験所は低賃で残りを雇用する時もある。
盤山県	盤山県には17ヶ所の工夫市が開設されており、その概況は表3-2及び地図を参照。						
寧城県			農繁期		四隣村落	なし	農繁期に県内他の中心となる聚落でも市場が存在したが、詳細不明。
朝陽県	县城喇嘛廟南門外	1837年	1年中	合計約10,000人	四隣村落	なし	1925年頃が最盛期。
	县城北十字街	1921年	1年中	合計約5,000人			かつて糧棧が賃金を決定。後に直接交渉に。
	七道泉子(1区)	1837年	陰曆1月~8月	合計約5,000人			1925年頃が最盛期。
	大廟(2区)	1907年		合計約3,000人			
	太平房(3区)	1837年		合計約5,000人			屯内の酒屋と當舖が労賃を決定。
	木矢城子(4区)	1922年		合計約3,000人			3区太平房の市の利用者の多くは当地方の人のため開設。労賃決定は酒屋と當舖。
	十家子(5区)	1887年		合計約4,500人			労賃決定は大酒家による。
	巴因營子(6区)	1917年	陰曆4~8月	合計約4,000人			労賃決定は酒家による。
	北票(7区)	1917年	陰曆1~9月	合計約5,000人			1917年頃に鉄道の工事あり、それによって多くの労働者が集結するようになった。
	西官管子(8区)	1907年	陰曆4~8月	合計約3,000人			1907年頃に大雜貨商店あり、日工の雇用に不便を感じ、地主と相談して開設。労賃決定は雜貨商店。
	長泉(9区)	1922年		合計約2,500			1922年頃村落内の大地主が農繁期の日工雇用が不便を感じ、相談して開設。
	十八台(10区)	1907年		合計約2,500			
	板達管子(11区)	1907年		合計約3,500人			酒造家2家が日工を多数に雇うため開設。1924年に本区で稲の栽培が始まり一時朝鮮人が集まったという。労賃決定は酒家。
	六家子(12区)	1857年		合計約4,000人			
豊寧県	县城警察署前		1年中	農繁期約150人 農閑期約30人		なし	農閑期に土木労働の雇用。県内他の中心となる聚落にも市場が存在したが詳細不明。
黒山県	县城三義廟前	1876年	農繁期	農繁期約150人	県内労働者中心		
	胡家窩棚						
	姜家窩屯						
新民県	县城老爺廟前	1850年	1年中	農繁期約150人 農閑期約50~60人	大半は県内の4区、5区の村落より	なし	農業外の雑業の雇用も多い。宿(「花店」)が仲介に入ること。県公署保安課と警察署は統制ではなく、治安のみ。
	興隆屯		農繁期	農繁期約50~60人	四隣村落	なし	县城の市場と比較して、農業色が強く、農繁期の農業労働雇用のみ。
	白旗堡						
	大民屯						
遼中県	县城	1926年	農繁期	農繁期50人		なし	農業労働者の雇用が中心。
	茨榆坨(2区)	1930年		農繁期30人			
	小北河(3区)	1928年		農繁期30人			
	代家坊(4区)	1932年		農繁期20人			
	達都牛泉(5区)	1932年		農繁期20人			
	満都戸(6区)	1931年		農繁期30人			
	老達房(7区)	1931年		農繁期30人			
	冷子堡(8区)	1930年		農繁期30人			
	養士崗子(9区)	1931年		農繁期20人			
	小新民屯(10区)	1929年		農繁期30人			

所在県	所在位置	開市年代	開市時期	規模	労働者居住地	管理者	備考
鉄嶺県	県城白塔寺前	1896年	1年中	農繁期約400人、 普段200人	県城内或いは県城 附近	なし	集う労働者のほとんどは建築業と土木業関係。農業 雇用はほとんどない。 村公所が労賃を決定。1918年頃の水害後、労賃が 高騰し、労働者も増加。 大青堆子の市とは競合関係で、より労賃安い。附近 の地主の相談で前夜に労賃を決定し、当日に和尚 から伝える。 附近の地主の相談で前夜に労賃を決定し、当日に 和尚から伝える。
	県城			多い時期200人、 普段100人			
	大青堆子村公所前(6区)		陰曆4月15～6月15日、 8月15～9月15日	多い時100人以上	四隣村落		
	東貝河(6区)		農繁期	多い時約80人、 普段50人	四隣村落		
	尚三家子の廟の前(7区)		農繁期		四隣村落		
	汪家荒地の廟の前(8区)		農繁期	多い時40～50人	四隣村落		
法庫県	県城		1年中	農繁期約300人			
	大孤家子(3区)		農繁期				
西豊県	県城東門外						
海龍県	県城	1912年		農繁期100～200人		警察	村公所と商務会が60円(1935年11月～商務会)を 出資して把頭を雇用し、市場の管理と労賃決定。
	山城鎮(8区)	1912年					
	朝陽鎮(3区)	1915年				把頭	
	梅河口(5区)	1926年				警察	
磐石県	県城	1919年	1年中	農繁期約200～300人、農 閑期約40～50人	県城附近	なし	農繁期はほとんど農業、農閑期は一部土建労働。 かつて、乞食の親分が労賃を決定。その後は農務 会が決定。 県城の労賃に合わせるか、或いは農務会支部が賃 金を決定。
	呼蘭(3区)			農繁期約100人	四隣村落		
	黒石(4区)			農繁期約100人			
	煙筒山			農繁期約300人			
敦化県	県城東門外		陰曆4月から6～7ヶ月				農業よりも木材の伐採や運搬が多く、県内に3、4名 の把頭。約100人を擁する把頭も。
伊通県	県城	1894年	1年中		県内7割 山東3割		民国期は花頭が統制。満洲国成立以降、救済院が 統制。 関帝廟の住持が市価を標準にして労賃を決定。
	2区	1836年					
	3区	1908年			県内8割 山東2割		県城の市を参考して労賃決定。
	5区	1894年					
懷徳県	県城普濟寺前	1917年	1年中	農繁期約45人		普濟寺管事	農業が7割、工場・雑工が3割。 西廟李志新 住民程祿 農民の王氏 労賃は黒林鎮関帝廟前の市に合わせる。
	大嶺鎮西廟前(2区)		1年中	農繁期約70人		西廟李志新	
	黒林鎮関帝廟前(3区)		1年中	農繁期約40人		住民程祿	
	劉房子(3区)		農繁期			農民の王氏	
	三道岡廟(4区)		農繁期	農繁期約40～50人	四隣村落 一部山東より		
	楊大城警察署前(5区)		1年中	農繁期約50人		貧民王権祿	
	公主嶺(6区)		1年中	多い時約400人	四隣1/3 県外2/3	なし	ほとんど土建業の雇用。満洲国成立2年目より急 増。
	范家屯東市場(7区)		1年中	農繁期約35人		大清宮監院	
毛家城子(8区)		農繁期	農繁期約40～50人	四隣村落 一部山東より			

注：本表のなかにある朝陽県、伊通県、鉄嶺県、法庫県は 1936 年、それ以外はすべて 1935 年の状況を表している。「開市年代」については、調査資料のなかで「何年前」と記載される場合は、統一して西暦に換算した。「規模」については、朝陽県以外は 1 日あたりの人数を表しているが、朝陽県は資料に即して開市期間内の合計人数を表している。

出典：臨時産業調査局調査部第一科編『康德 3 年度農村実態調査一般調査報告書』（全 21 冊）臨時産業調査局調査部第一科、1936 年。国務院実業部臨時産業調査局編『康德 3 年度県技士見習生農村実態調査報告書』（全 4 冊）国務院実業部臨時産業調査局、1937 年。国務院産業部農務司『康德 4 年度県技士見習生農村実態調査報告書』（全 4 冊）国務院産業部農務司、1938 年。安松康司「黒山県城に於ける工夫市に就て——附近農村に於ける農業労働者の雇傭関係」内務局監察処編『内務資料月報』第 2 巻第 3 号、1938 年、より作成。

また、寺廟と工夫市の関係については 1 つ注目すべき点がある。それは、一部の工夫市では寺廟の関係者が管理や労賃の決定に関与していたことである。例えば、伊通県の第 2 区にある工夫市では、関帝廟の住持が市価を標準にして労賃を決定していたし、懷徳県城にある工夫市では普濟寺の管事が工夫市を管理していた。同様の状況は北満洲の慶城県城の工夫市でも存在した。ここでは「県城西門外に龍泉寺という廟があって此処の住持が、労賃相場の決定権を握って居り、雇傭者の間を公平に斡旋して居る。此住持の許には日々の相場を書いた工夫単が備え付けてあって、工夫市から日工を雇った者も、屯内で雇い入れた者に労賃の問題が起った場合は此処の工夫単を基にして決定」していたように¹³、寺廟の関係者は、利益のためではなく、両者の公平を期するための仲介者として信頼されていたのである。

開設場所についても 1 つ指摘できるのは警察の存在である。例えば、豊寧県や懷徳県のいくつかの工夫市は警察署前で開かれていた。蓋平県城の工夫市では警察が「不良分子」の取締や労賃紛争の調停に関与することもあった。北満洲に位置する海倫県の工夫市は、開設して以来県城の南牌楼にあったが、1935 年 4 月頃に警務局の命令により南四道街に移動させられた¹⁴。また、哈爾濱近辺にある呼蘭県の工夫市では、「警察署が常に監督し、陰暦 4、5、6、7、8、9 月の 6 ヶ月間は警察吏を派し、市場が街の中央に当るから其混雑を防

¹³ 『雇傭並に慣行篇』131—132 頁。

¹⁴ 『雇傭並に慣行篇』149 頁。

ぎ秩序の維持に勉めて居る。又夜間には附近の苦力宿を臨検して取調べ、その保護と犯罪防止に任じて居る。又宿の賃を取締り、労銀の暴騰或は暴落に際しては、之に干渉して公正なる賃銀を決定する」など、警察が工夫市の管理に深く関わっていた¹⁵。北満洲の事例を含めて満洲国政府が工夫市の治安に注意を払っていた様子がかげえよう。調査が実施された1930年代中期の満洲国の治安はまだ安定しておらず、大衆の集う工夫市で警察が治安及び監察に従事していたことが背景にあったと考えられる¹⁶。

②開市年代

工夫市の成立時期についてはほとんど明記されておらず、また記録されていることにも必ずしも正確とはいえない情報が含まれている。限られた情報から傾向を読み取ると、ほとんどの工夫市が19世紀後半―20世紀初頭にかけて開設された。これは開墾過程とも密接に関連しており、清朝政府が1860年代以降に満洲を開放したことにより開発が急激に進んだからであった。

工夫市の開設年代も県城と市鎮の間に差異がみられる。県城の工夫市の多くは県内で最初に開設された。例えば朝陽県城は1837年、新民県城は1850年、黒山県は1876年と19世紀半ば頃から既に工夫市が存在していた。南満洲の工夫市は労働力需要の増加に合わせ、最初に政治・経済の中心である県城に開設され、その後需要の増加に応じて各市鎮へと広がっていったのである。

工夫市の開設時期をさらに詳細に分析すれば大きく3つの時期に分類できる。1つ目は、道光年代（1820―1850年）に華北地方からの大量流民の移入及び封禁政策の解除・民地の払い下げなどに伴って成立された工夫市である。例えば、新民県城の工夫市は、道光年代末に華北地方からの流民が多かったこと、さらに四隣村落の農業労働力の需給や県城内の商工業の雇用もあったことから、老爺廟の前で自然発生的に設立された¹⁷。黒山県城の工夫市も同様であり、1876年頃に附近農村の労働者と華北地方からの流民が三義廟の空地に

¹⁵ 『雇傭並に慣行篇』162頁。

¹⁶ 満洲国の警察制度の変遷については、治安部警察司『満洲国警察史』（完全復刻版）加藤豊隆（元在外公務員援護会）、1976年、41―70頁、などを参照。

¹⁷ 臨時産業調査局調査部第1科編『康徳3年度奉天省新民県（上巻）農村実態調査一般調査報告書』臨時産業調査局調査部第1科、1936年、274―279頁（以下、『新民県一般調査（上）』）。

集まってきたことから自然発生的に開設されたという¹⁸。そのほかに盤山県のいくつかの工夫市も、土地の払い下げによって開墾が進展したことに伴う労働力需要の増加が背景にあった。

2 つ目は、19 世紀末—20 世紀初頭の鉄道敷設・開通に伴って開設された工夫市であり、南満洲で最も多くみられた類型である。表 3-1 にある朝陽県北票にあった工夫市と蓋平県熊岳城の工夫市などがこれに含まれる。朝陽県第 7 区の工夫市は、「今 [1937 年] より 20 年前北票鉄道の大きな工事あり多数労働者を使用したため附近の貧困者が集合したのが始まりにして当時は主として鉄道工事に就職していた状態なり」とあるように¹⁹、当該工夫市が 1917 年頃に開設されたのはまさに鉄道敷設による産物であったことを示している²⁰。また、調査報告書では蓋平県熊岳城の工夫市と鉄道敷設との関係を明確に記していないが、工夫市の開設時期（1906 年）は満鉄本線の熊岳城駅の開業年（1903 年）と前後していることから、両者の間に一定の因果関係があったと推測できよう。鉄道の敷設は、ヒトの移動やモノの流通を加速させ、満洲の開発に大きな影響を与えたことは既に明らかにされている²¹。労働力雇用の面から考えれば、鉄道線路の敷設や修繕などの工事自体も多くの労働力需要を創出し、工夫市が労働力雇用の場としての役割も果たした。

3 つ目は、満洲国成立前後に開設された工夫市である。これに分類できるような工夫市は決して多くないが、その 1 つに遼中県各区の工夫市がある。遼中県民は、自前の市が開設されるまで隣県の新民県と遼陽県の市を利用していたが、雇用主と雇農の双方にとって不便であったため、1926 年労働者が会合して県域に市を開設するに至った²²。その後、県

¹⁸ 安松康司「黒山県域に於ける工夫市に就て——附近農村に於ける農業労働者の雇傭関係」内務局監察処編『内務資料月報』第 2 巻第 3 号、1938 年。

¹⁹ 国務院産業部農務司『康德 4 年度県技士見習生農村実態調査報告書（錦州省朝陽県）』国務院産業部農務司、1938 年、77 頁。

²⁰ 農閑期における土建業雇用の詳細や内訳については明確ではないが、その多くは鉄道敷設や修繕の雇用であったと推測できる。例えば、北満洲海倫県城の工夫市では、陰暦 3 月頃に集まった約 100 人の労働者は播種が開始するまで街路の修理や鉄道線路の修繕などに雇われていた。『雇傭並に慣行篇』150 頁。

²¹ 塚瀬進『中国近代東北経済史研究——鉄道敷設と中国東北経済の変化』東方書店、1993 年。

²² 臨時産業調査局調査部第 1 科編『康德 3 年度奉天省遼中県（上巻）農村実態調査一般調査報告書』臨時産業調査局調査部第 1 科、1936 年、343—344 頁。

内各所に次々と工夫市ができ、調査当時は計 10 ヶ所の市が設立されていた。遼中県の例にせよ、1930 年代に南満洲で開設されたほかの市にせよ、調査記録から満洲国成立による影響を読み取ることはできない。このこともまた南満洲の全体の開墾史、すなわち調査が実施された満鉄主要線路近辺の地域では満洲国期までに既に開墾・開発が進展していたことと関係があろう。1930 年代に新しい工夫市を創出するような労働力需要はそれほどなく、むしろ鉄道沿線からやや離れていた遼中県のような開墾進行中の地域に新たに市が開設されていた。

(2) 開市時期と工夫市の規模

①開市時期

これら大量の工夫市はどの季節に開かれていたのでしょうか。開市時期は工夫市の位置によって異なっており、とりわけ県城の工夫市とそれ以外の工夫市とでは違いがみられた。

県城の工夫市は、いくつかを除いてそのほとんどが 1 年中開かれていた。その理由の 1 つには土建業の雇用があったからである。蓋平県や新民県、盤石県などの県城の工夫市ではそれぞれ土建業での雇用がみられ、鉄嶺県城の工夫市に至っては集まる労働者のほとんどが建築業及び土建業の労働者であった。もう 1 つの理由は、満洲の流通を支える糧棧と呼ばれる穀物問屋による雇用があった。農閑期における職種の中には「雑業」があったが、そのほとんどは糧棧での運搬や雑用などに関わっていた²³。満洲の物資流通は、輸送コストや輸出農作物（大豆）の関係により強い季節性を有しており、11-2 月に集中的に行われていた²⁴。したがって、この時期の糧棧は大量の労働力を必要としており、工夫市の一部の労働者がそれを担っていた。

県城の状況と対照的なのは市鎮にあった工夫市である。県城の工夫市では農業外の雇用もみられたのに対し、それ以外の工夫市のほとんどは農業労働力雇用のためのものであった。新民県の調査記録にも記されているように、市鎮の工夫市は県城と比較して農業色が

²³ 例えば、北満洲の海倫県城にあった工夫市では、陰暦 11 月と 12 月には約 100 人の労働者が集まったが、その多くは県城内の糧棧に雇われていた。糧棧では主に買い集めた穀物の再調整、選別、麻袋詰め、輸送などの仕事を行っていた。『雇傭並に慣行篇』151 頁。満洲の糧棧については、風間秀人『満洲民族資本の研究』緑陰書房、1993 年を参照。

²⁴ 安富歩「県城経済——1930 年前後における満洲農村市場の特徴」安富・深尾前掲『「満洲」の成立』。

強く、農繁期の農業労働雇用のみであった²⁵。つまり、年間を通して労働力需要の多い県城に対して、市鎮の雇用のほとんどは農繁期の不足農業労働力を補填するためであった。

②工夫市の規模

工夫市の集結人数も県城と市鎮とでは異なっていたことを表3-1は示している。いずれの工夫市においても、農繁期により多くの労働者が集まっていたが、なかでも県城にあった工夫市には市鎮よりも多くの労働者がいた。農繁期に雇用のピークに達していたのは、いうまでもなくこれらの工夫市が主に農業労働者の雇用を主目的としていたからである。そして、県城の工夫市の規模がより大きかったのは、交通の便や農閑期における土建・商工業や糧棧の需要といった県城が持つ地理的・経済的優位性があったからである。

地理的要因（県城と市鎮）と農期的要因（農閑期と農繁期）以外に、各地域内においてみられた開発に伴う規模の変化についても指摘しておく必要がある。すなわち、各工夫市は開設して以来常に同様の規模を保っていたのではなく、開発に伴ってその形態や役割も変遷していったという点である。例えば、道光年代末に開設された新民県城の工夫市は、1887-97年に最も活況を呈した。その原因として、鉄道の敷設による開拓の加速、農産物商品化の好調、糧棧、焼鍋（焼酎の製造）、油房（油の製造）などの商業資本の農村への浸透、貨幣経済の拡大などの諸条件による労働機会の増加が考えられる。しかし、1904年の日露戦争と1911年の辛亥革命の戦禍、1912年の度々の水害などによって既に開墾された土地が廃耕化したため、労働力過剰と土地生産力低下が進み、県内の零細農層の利用者が漸次増加し、調査が行われた1936年の時点で工夫市に集う労働者の大半は、県内第4区と第5区からの専門的日工、県城近隣村落の雇農層、県城内の自由労働者であった²⁶。このように、当該工夫市は鉄道の敷設に伴う開墾により最盛期を迎えたが、その後の開墾や諸災害によって規模が漸次縮小していったのである。また、上述した朝陽県北票の工夫市はまさに鉄道敷設の産物として開設されたが、1925年頃から当該地域で罌粟の栽培が活況になったのに伴い、工夫市の性質も土建業雇用から農業雇用へと移行していった²⁷。この2つの例からもわかるように工夫市の規模や性質は必ずしも恒久的なものではなく、時期(鉄

²⁵ 『新民県一般調査（上）』274-275頁。

²⁶ 『新民県一般調査（上）』274-279頁。

²⁷ 『康徳4年度県技士見習生農村実態調査報告書（錦州省朝陽県）』77頁。

道敷設終了など）や地域環境（自然災害など）の変化によってその利用人数も居住地も常に変化していたことに注意しなくてはならない。

以上のように南満洲の各県に複数の工夫市が開設されていたのは、南満洲全体の開発過程の特質とも深く関係していた。早期から開墾が進められてきた南満洲では、満洲国期には開墾がほとんど終了しており、大経営農家の解体に伴って土地の零細化も進展していた。そのため、農家余剰労働力の送先の一つとして工夫市が大きな役割を果たしていたのである。県城の工夫市の多くは1年中開市されており、農繁期の農業労働力雇用が主要であったものの、土建業や雑業の雇用もみられた。一方、市鎮の工夫市は各県の開墾に伴って次第に開設されるようになり、雇用も農繁期に限定されていた所が多く、県城ほどの規模には至らなかった。

第2節 工夫市の利用者と雇用方法

ここでは、工夫市に集まる労働者に着目して、どのような人たちが集まり、実際どのように雇用され、雇用主との交渉過程はどのようなものであったのかについて検討する。

(1) 工夫市と労働者

①労働者の居住地

表3-1の「労働者居住地」は工夫市に集結してきた労働者の居住地を示している。すべての工夫市にこの記述があるとは限らず、記述してあってもその情報は必ずしも十分に詳細なものとはいえない。ゆえに読み取れる範囲から大まかな傾向を考察しよう。

南満洲の工夫市に集結した労働者はほとんど近隣村落あるいは県内の農民であった。伊通県や懷徳県では、山東あるいは県外からの労働者も一部みられたが、その数はわずかであった。このように、当該時期の利用労働者が工夫市附近の村落に居住する労働者によって占められていたのは、主に以下の2点の理由による。

1つ目は、南満洲の開墾に伴う土地の零細化及び余剰労働力の増加である。南満洲では早期より開墾が開始されていたため土地の零細化が進み、大半の農家は自家労働力を中心とする小規模経営を行っており、雇農に対する依存度も北満洲ほど強くなかった。したがって、南満洲の工夫市に集まる労働者層は、近隣村落に居住していた雇農、あるいは小経営農家の余剰労働力によって構成され、華北地方からの出稼ぎ労働者はより需要の大きく、

労賃の高い北満洲へ流れていったのである。

地域は異なるが南満洲の工夫市と類似していた北満洲の双城堡の例をみよ²⁸。双城堡は北満洲のなかでも早期に開墾・土地の零細化が進んだ地域であり、その農業労働形態は南満洲の村落に類似していた。1938年に調査を実施した吉川忠雄によれば、調査した工夫市に集まった609人の労働者の8割以上は県内居住者であり、さらに全数の半分以上は40歳以上の労働者が占め、うち50歳以上が約170人であった。かかる状況について、若い労働者は村落内で雇用されるため工夫市にくる必要性がなく、ほとんど年配の労働者であったことも指摘されている。ここからもわかるように、土地所有が零細化した地域の工夫市は近隣村落の余剰労働力の送先としての役割を果たしており、遠方からの出稼ぎ労働者は、開墾歴がまだ浅く労働力の需要が多い地域へと流れていった。

2つ目は、満洲国政府及び関東軍による華北地方から満洲への移民の抑制である。治安維持、漢民族の勢力増大抑制、日本人発展の余地の保留、満洲人労働者の生活安定・向上、出稼ぎ労働者による華北地方への送金・現金持ち帰り防止という5点の理由により、移民の流入が制限され、本格的な取り締まりが始まった1935年以降華北地方からの入満者数は急減した²⁹。このこともまた工夫市に集う労働者が県内に偏っていた原因の1つであると考えられる。

また、工夫市に集う労働者の居住地を考察する際に、「花店」や「小店」と呼ばれる旅館が遠方からの労働者の宿泊先として利用されていた点に注意する必要がある。かかる旅館はほとんどの県に存在しており、例えば1935年頃の北満洲の克山県の県城には専ら労働者が利用する宿が約40軒あり、農繁期には1つの宿に平均して1日約20人宿泊しており、ほとんどが山東や南満洲からきた者であった³⁰。また、それぞれの店には「底流水帳」（宿泊者名記入）、「缺銭帳」（前貸し帳）、「店簿」（宿泊者の身分を記すもの）という3つの帳

²⁸ 吉川忠雄「北満農業労働人口の研究」『満洲経済』創刊号、満洲経済社、1940年。

²⁹ 兒嶋俊郎「満洲国の労働統制政策」、松村高夫・解学詩・江田憲治編『満鉄労働史の研究』日本経済評論社、2002年。

³⁰ 『雇傭並に慣行篇』160-161頁。旅館の5等級のなかで1番下級の「小店」の宿泊料は、1935年では3銭、1936年では5銭であった。食事付き（2-3食）の場合、1日15-20銭が必要であった。なお、1934年の除草期における克山県の日工の1日あたりの労賃は、36-58銭であった。『雇傭並に慣行篇』133-134頁。

簿が用意されていた。なかでも宿泊者の身分を記録してあった「店簿」は、警察署が検閲するためのものであり、2冊が用意され、毎日警察署から1冊ずつ交換して検閲されていた。ここからもまた、警察が工夫市の治安に相当留意していたことが読み取れよう。このように、旅館は遠方から工夫市を利用する労働者にとって重要な役割を果たしていたが、旅館に関する記述は北満洲に集中しており、南満洲の調査記録には一部しかみられなかった。このことは、調査当時の南満洲における工夫市の利用者が近隣村落の労働者に集中していたことの証左である。

②管理者

次に労働者を管理する側についてみる。調査記録では、工夫市の統制を行う管理者は存在しておらず、あくまでも雇用する側とされる側が直接に交渉する点が強調されている。しかし、各県の状況を微細に分析すると、必ずしもそうではない一面、つまり工夫市の背後に「公権力」や有力者が存在していたことが読み取れる。例えば、蓋平県や海龍県からは警察が、伊通県や懷徳県からは寺廟関係者が関わっていたことがわかる。上述したように警察が関与していたのはおそらく治安維持のためである。また、朝陽県では各区にある酒屋や雑貨商店が工夫市の労賃決定に関与しており、ここに地域有力者の影響力がうかがえる。このように、いわゆる形式上の管理者が存在していなかったとはいえ、多くの工夫市の裏には、「公権力」（警察や救済院、農務会など）や寺廟、地域有力者（酒屋や質屋、雑貨店、地主など）の存在を指摘できる³¹。これらの「公権力」は直接に工夫市の設立・管理を担っていたというよりも、地域の一種の顔役として機能していたと考えられる。また、後述する盤山県杜河台の工夫市は関帝廟の住持が実質上の「支配者」であったが、廟の衰退に伴いその影響力も薄れ、工夫市の形態も変容していった。工夫市の管理者も工夫市の規模や性質と同様に時代に伴って変化していったのである。

満洲の炭鉱業や土建業において、「把头」（あるいは苦力頭）と呼ばれる労働者募集・管

³¹ また、盤石県や懷徳県の一部の工夫市からは乞食や貧民が雇われる形で労賃決定や管理を行っていたことが読み取れる。これについては、華北農村の看青と類似する性質、つまり一種の貧農救済の性格が内包されていた。また、農民を制抑できる強い腕力の持ち主が選ばれていたと考えられる。華北地方の看青については、内山雅生『現代中国農村と「共同体」——転換期中国華北社会における社会構造と農民』（御茶の水書房、2003年、63-68頁）を参照。

理の請負人が労働力募集及び管理において果たした役割については、既に多くの研究で明らかにされている³²。ここでは、農業労働者を雇用する際に把头のような仲介人が存在していたのか否か、工夫市の把头はいかなる役割を果たしていたのかを検討する。結論を先に述べると、工夫市における短工の雇用には仲介あるいは管理する者がほとんどなく、把头の姿は所々にみられたが、それほど重要な機能を果たさなかった。

鉄嶺県城や海龍県朝陽鎮には把头がいたことが調査報告書に記されているものの、果たしてどのように管理に携わっていたのかは記述されていない。例えば、把头の役割について比較的詳しく記録してある北満洲海倫県城の工夫市では、把头は主に「鉄道、橋梁、道路家屋の建設修理工事等に関係し、工夫の需要の重要な鍵を握って居るが、之等の把头達は常に需要の都度、工夫市や花店（旅館）から直接馳り集め、需要の終り次第即刻街頭に放り出す」者であり、「鉄道修理の把头丈は道具、炊事具一切を所持して居て雇傭期間中に任意に雇傭工夫達に使用され」、また「農村に日工として雇われる為には一切把头の手を得る必要はな」かった³³。ここからわかるように、把头は農業労働力の雇用に関わっていなかった。附言すれば、把头が存在するほとんどの工夫市では土建業の雇用も行われていた点が特筆に値する。

土建業の労働力募集は、「遠隔地募集」（遠隔都市や県から募集）と「近隣募集」（施工される沿線の県城から募集）、「地元募集」（現場附近の農村から募集）に区別されていた³⁴。このうち、工夫市でみられた土建業労働者の募集は、「近隣募集」と「地元募集」の2つであったと考えられる。例えば、朝陽県北票の工夫市は1917年頃の鉄道工事に合わせて開設されたものであり、ここでの雇用は「近隣募集」にあたるだろう。このほかに豊寧県や磐石県、懷徳県城の工夫市では、農閑期に一部土建労働の雇用がみられたが、これはおそら

³² 松村高夫「撫順炭鉱」や張声振「土木建築」（いずれも松村・解・江田前掲『満鉄労働史の研究』）などがある。苦力頭は、中国現地公権力を媒介として苦力募集や、スト回避の前提となる苦力の労働慣行や賃金感覚の正確な把握などを通じて苦力たちに強い統制力を発揮しえる人物であった。また、現地社会動態に精通した優秀な苦力頭の保持は当時の日本人土建業経営者にとって事業の成否を左右する重要な要件であった。松重充浩「榊谷仙次郎日記」武内房司編『日記に読む近代日本5——アジアと日本』吉川弘文館、2012年。

³³ 『雇傭並に慣行篇』154—155頁。

³⁴ 張前掲「土木建築」。

く臨時労働力を補填するための「地元募集」である。工夫市と土建業労働力募集との関係を考えて、鉄道敷設・修復やほかの建設工事などの需要によって工夫市が開設されたが、それは恒久的なものではなく、あくまでも臨時雇用にすぎなかった。

以上みてきたように、南満洲における工夫市は農業労働力雇用が主要であり、土建業やそのほかの雑業の雇用は一部の工夫市を除いてはあくまでも副次的役割であった。そして、農業労働力の雇用において把頭のような存在がそれほど役割を果たせなかったのは、各農家によって農業労働力を必要とする人数や時期が異なったからだと考えられる。満洲の土地経営面積は広大であり、かつ農繁期に需要が集中していたとはいえ、各農家の短期間の需要は土建業や炭鉱業ほどには至らなかった。また、雇用人数は、季節や農作物、農作サイクルにも左右されるため、農繁期のなかでも各農家が労働力を必要とする時期が前後していた。したがって、大量の労働力を召集・管理する必要のある把頭制度は、農業労働力については適さなかったといえる³⁵。

(2) 雇用交渉

それでは、日工は実際どのように工夫市から雇用されていたのであろうか。ここでは、調査員が残した観察記録を手がかりにその様子を明らかにする。最初に、1936年7月9日に黒山県城の工夫市で調査を実施した安松康司の記録をみってみる³⁶。

労働者は皆一様に青布につつまれ、夏帽（円錐形の草帽子）をかぶり、その大部分の者は鋤頭を持っている。少年労働者も14、15人集まっていたが、彼らは大抵草取り用の手鋤を持っている。

斯くして用主の来るのを待ち用主が来ると労働者はどっとその周囲に押しかけて色々交渉する。普通先ず、用主は大声で働き場所、賃金（此の地方の習慣として食事は三度とも用主が給することになっている）、所要人数、雇用日数を告げて労働者を募集するが、労働者のなかには直ぐ雇いに応ずる者もあれば、少し賃金を上げて呉れと云う者もあり、なかなか纏らない。スッタモンダの末漸く前述の条件で所要人数を得れば、茲で口契約をし用主自ら家につれて食事をすませて現場に行く所要人数に比し

³⁵ 把頭制度は、小商品生産に対応しておらず、相当数の労働者の雇用等を前提とする必要があった。中村孝俊『把頭制度の研究』労働科学研究所、1944年、2頁。

³⁶ 安松前掲「黒山県城に於ける工夫市に就て」。

て応募者が多い場合には、用主が勝手に働きそうな者或は感じのいい者を選び出すのは当然である。(中略)

労働者の集合は午前3時頃から漸次増加し、午前4時頃最も多く150、160名に達し、午前4時半頃から漸次減少し午前5時過ぎまで取引が行われる。

ここでは当時の工夫市に集まった雇農の身なりや食事、時間に伴う変化などが記述されており、市の具体的な様子、特に農具と労賃交渉の2点が生き生きと浮かび上がる。農具についてみると、調査が実施されたのはまさに除草期であったため、集結した労働者のほとんどは鋤頭や手鋤などの農具を持参していた。すなわち、集結していた労働者は農作業に必要な農具を所持しており、決して無一文の労働者ではなかった。もう1つ興味深い点は労賃交渉である。雇用主が雇用条件を提示した際、労働者側から「少し賃金を上げて呉れ」という要求をすることもあり、労働者が一方的に雇用主の提示条件を受け入れていたとは限らなかったことに注意しなくてはならない。

また、石田は労賃の交渉過程についてより詳細な記録を残している。石田は1940年7月3日、北満洲に位置する綏化県の工夫市で調査を実施している³⁷。以下の部分は、南満洲の事例ではないが、交渉の様子を知る上で重要な記録なのでみてみよう。

値切り合いは何時果てるとも見えなかったが、遂に雇用主は1円60銭では労働者が応じそうもないのを見て、しばし黙考の後思い切って「1円70銭で7人働きに來い」と言って前にいた一塊りの労働者を7人数へてさっさと歩き出した。漸く雇われることを決心した労働者が7人その後に躓いて動き出した。この一団がものの4、5分間も行ったかと思う時、彼等の歩いて行く向うからやはり農家の掌櫃らしい40歳前後の男が勢よく歩いて来て、さっきの掌櫃の後から躓いて行く労働者に幾何で雇われたかと訊いていたが、労働者が1円70銭と答えると、では自分のうちで1円70銭で3人雇うと言って前の7人の中から3人引抜いて急いで行ってしまった。口喧しく1円70銭を主張していたさっきの老頭兒もさっさと鞍変して新しい雇用主の方へ行ってしまった。3人が鞍変したのは前の掌櫃の方の家は県城から遠く離れているが、後の雇用主の方はそれよりも近かったためらしい。前の掌櫃はこんな強敵が現れたのも知らぬ顔に、後を振り向きもしないで「快々の、快々の」とせき立てながら残りの4人の労働者を連れて去った。

³⁷ 石田前掲『北満に於ける雇農の研究』154—155頁。

ここで重要なのは、石田が賃金交渉後的一幕を詳細に記録していることである。既に 1 円 70 銭という条件で雇用関係が成立していたにもかかわらず、7 人のうちの 3 人が後からきた雇用主に簡単に引き抜かれた。その理由は、後者の方が県城に「より近かった」からである。このエピソードからわかるように、工夫市で発生した契約関係は極めて緩いものであり、一度口頭で交わした契約を直ぐに解消することができ、よりよい条件（賃金や場所）へと移ることも可能であった。

以上、交渉過程が示すように、雇用主と労働者の労賃交渉は必ずしも雇用主が優勢に進めていたとは限らなかった。石田が調査を実施した 1940 年頃、満洲では農業労働力不足問題が深刻化し、さらに、この調査が実施されたのはまさに最も需要の多い農繁期であったということもあり、賃金交渉においてむしろ労働者の方が主導権を握るようにみえる場面さえもあったのである。

第 3 節 盤山県における工夫市と地域社会

ここでは盤山県（現在、遼寧省盤錦市に属す）に焦点をあて、満洲国期に当該県において開かれていた工夫市の形態を詳細に考察する。その際、地域の開墾史や鉄道、農作サイクルなどの諸要素と工夫市との関係について着目する。盤山県を分析対象に選定したのは、各工夫市の開市時期及び最盛期がそれぞれ詳細に記録されており、より具体的に地域社会と工夫市との関係とを検討することができるからである。また、管見の限りにおいて、当該県の工夫市の概況を記述したほぼ唯一の中国側の資料は『盤錦市志』である。その記載によれば、満洲国期の盤山県においては 16 ヶ所の工夫市が開設され、最も多くの労働者を集まった時には 500 人以上にも達していたという³⁸。

満洲国期の盤山県は、錦州省の東方に位置し、南は渤海に臨んでおり、営口県や北鎮県、黒山県などと隣接していた。清朝末期までは単一の県ではなく、元々は広寧県（北鎮県）と新民県とに属していたが、1906 年に両県の一部の地域をそれぞれ合わせてはじめて盤山庁として成立した³⁹。満洲国期の盤山県は 30 の主村によって構成されており、約 3 万 400

³⁸ 盤錦市人民政府地方志辦公室編『盤錦市志』北京、方志出版社、1998 年、巻 3 農業、農業開発編。

³⁹ 『盤山県志略』巻 1、建置第 1。

戸、約 21 万人が居住していた⁴⁰。盤山県の全面積はおおよそ 16 万晌（1 晌は約 73. 728 アール）であり、その 8 割近くは耕作地であったが、地勢的特質（平坦地にして水害が多い）及び土壌的特質（強度のアルカリ性）により土地生産力はそれほど高くはなかった⁴¹。また、地質の影響により、盤山県では高粱と稗が主要な農産物であり、満洲の主要産物の 1 つである大豆は多くは作付けされなかった⁴²。

以下の各節では、盤山県の地理的・歴史的環境に照らしながら当該県における工夫市の実態を明らかにする。工夫市と地域社会との関係をより具体的に検討するため、各種地方志などを参照して 1935 年の地図に開市位置をプロットしたのが地図である⁴³。

（1）開墾と工夫市の変遷

盤山県一帯はかつて、明朝辺境の防衛要地としての役割を果たしており、盤山駅、高平鎮、沙嶺鎮などでは防衛用の城塞が建設された⁴⁴。そして、盤山県の開墾は沿海や河川沿い地域から始まり、17 世紀中期には清朝の遼東招民開墾条例によって多くの移民が定住し、土地の開墾とともに製塩や捕魚などを行うことで生計を立てていた⁴⁵。海や河川が同県の開墾と深く関わるなか、工夫市の開設年代もその地域性と連動していた。例えば、県内工夫市のなかでも早期に開設された E 鄭家店街、G 田家鎮、I 小窪の 3 ヶ所はいずれも沿海あるいは河川沿いに置かれていた。特に G 田家鎮（1836 年開設）は、清代中期から既に貿易市場として機能しており、さらに鎮内には屯兵の拠点になる城廓もあった⁴⁶。

開墾と開市年代についてももう 1 つ指摘できるのは、南満洲全工夫市のなかで最も歴史が

⁴⁰ 満洲帝国地方事情大系刊行会編『錦州省盤山県事情』満洲帝国地方事情大系刊行会、1936 年、9-13 頁。（以下、『盤山県事情』）

⁴¹ 臨時産業調査局調査部第 1 科編『康徳 3 年度錦州省盤山県農村実態調査一般調査報告書』臨時産業調査局調査部第 1 科、1936 年、1 頁（以下、『盤山県一般調査』）。

⁴² 『盤山県事情』43-44 頁。

⁴³ F 小河口と N 便家屯の位置を特定することができなかったため、F 小河口は河沿い、N 便家屯は第 6 区の中央にプロットした。

⁴⁴ 『康熙広寧県志』巻 2、建置志。『盤山県志略』巻 1、勝蹟第 4。

⁴⁵ 盤山県地方志編纂委員会辦公室編『盤山県志』瀋陽、瀋陽出版社、1996 年、大事記。

⁴⁶ 『盤錦市志』巻 1 総合、行政建置編。

長いと思われるN劉三廠の工夫市であり、この工夫市は明代に開設されたと調査報告書は記している。この一帯について、劉三廠廟の遺跡や発掘された貨幣から推測すると、明代以前から既に多くの人々が暮らしていたようである⁴⁷。さらに、1679年に同区馬帳房に塩釐局が設けられ、塩の生産と管理を行っていた⁴⁸。N劉三廠が実際明代に開設されていたか否かを検証する術はないが、上記の状況を鑑みれば、当該県の開墾が進展する前から市があったと考えられる。

盤山県の本格的な開墾は、満洲への大量移民流入の潮流と軌を同じくして1860年代からである⁴⁹。1862年の錦州副都統恩合の上奏を受け、1863年に盤蛇駅牧廠（主に第5、第6、第7区の北部及び第8区の全域）が開放され、一帯の開墾が始まった⁵⁰。本格的な開墾の開始に伴って労働力の需要が増加したことは贅言を要しない。J胡家鎮、K大平荘、L趙荒地の3ヶ所の工夫市はこの地域に属しており、これらの市がそれぞれ1866年、1877年、1899年に相継いで開設されたのはそれゆえであろう。

調査報告書の記述において興味深いのがM杜家台の工夫市である。当該工夫市は「光緒20年（1894年）以前は相当集市労働者があったが、当時は上述の関帝廟の僧侶が1,000晌以上を佃耕して多数の日工を雇傭せるために附近の労働者は悉く杜家台市場に集し、其労賃は廟の所要数により決定され、日工労賃の事実上の決定者であったが、鉄道敷設に伴い、廟の勢力の衰えると共に杜家台市場も衰頹した」という⁵¹。この記述はかの地の関帝廟が相当の勢力を有していたことを示している。ただし、『光緒盤山府郷土志』からは杜

⁴⁷ 『盤錦市志』巻3農業、芦葦業編。

⁴⁸ 『盤山県志』大事記。

⁴⁹ 塚瀬前掲『中国近代東北経済史研究』23-28頁。塚瀬進「中国東北統治の変容——1860-80年代の吉林を中心に」左近幸村編『近代東北アジアの誕生——跨境史への試み』北海道大学出版会、2008年。

⁵⁰ 『盤山県志略』巻1、建置第1。『盤山県一般調査』39-45頁。清朝の官地の丈放については、江夏由樹「清末の時期、東三省南部における官地の丈放の社会経済史的意味——錦州官荘の丈放を一例として」『社会経済史学』（第49巻第4号、1983年）を参照。

⁵¹ 『盤山県一般調査』226頁。また、戸別調査之部には「杜家台関帝廟の僧本善なる者が、本屯を中心に広大な面積を承領し、年工を雇って大々的に開墾、耕作をなした」という記録が残されている。国務院実業部臨時産業調査局編『（産調資料36）康徳3年度農村実態調査 戸別調査之部（第4分冊）』国務院実業部臨時産業調査局、1936年、298頁。

家台の関帝廟が県内にあった7つの内の1つであったことが確認できるが、歴史や規模などに関する詳細な記述は残されていない⁵²。また、この関帝廟の力を端的に示すのが、杜家台橋が当該廟の住持の緒禄によって修築されたという事実である⁵³。これらを総合すれば、19世紀末に杜家台一帯で勢力を有していた関帝廟は、管理していた膨大な土地を耕作するために、工夫市から多くの労働者を雇用していたことを指摘できよう。

次は工夫市と県城の関係について考察する。南満洲全体の傾向から考えると、県城における開設年代が県内でも最も早いはずであるが、盤山県の例はその傾向に合致していない。このこともまた当地の特殊な経緯と関係している。1906年の県制実施に伴い盤山庁が設けられた際にはP盤蛇駅に庁衙門を建設する計画があった。しかし、双台子鎮（後の県城）の商紳が、P盤蛇駅は地勢が低く水害に遭う恐れがあり、県政運営上に不便であるため、県治を当該鎮に移動してほしいと旨を上申した結果、1908年に衙門がP盤蛇駅から双台子鎮に移動した⁵⁴。それまで双台子鎮は特に重要な施設のない寒村であったが、衙門設置に伴って繁栄し、物産集散地となった⁵⁵。このことは県城の工夫市がそのほかの工夫市より遅く設置された原因を端的に物語っている。また、寒村から一躍して県政の中心地へと変貌した双台子鎮一帯では労働力需要も急増したため、県城附近にA河南街とB前要路子の工夫市が県城の移転直後（1909年と1912年）に開設された。

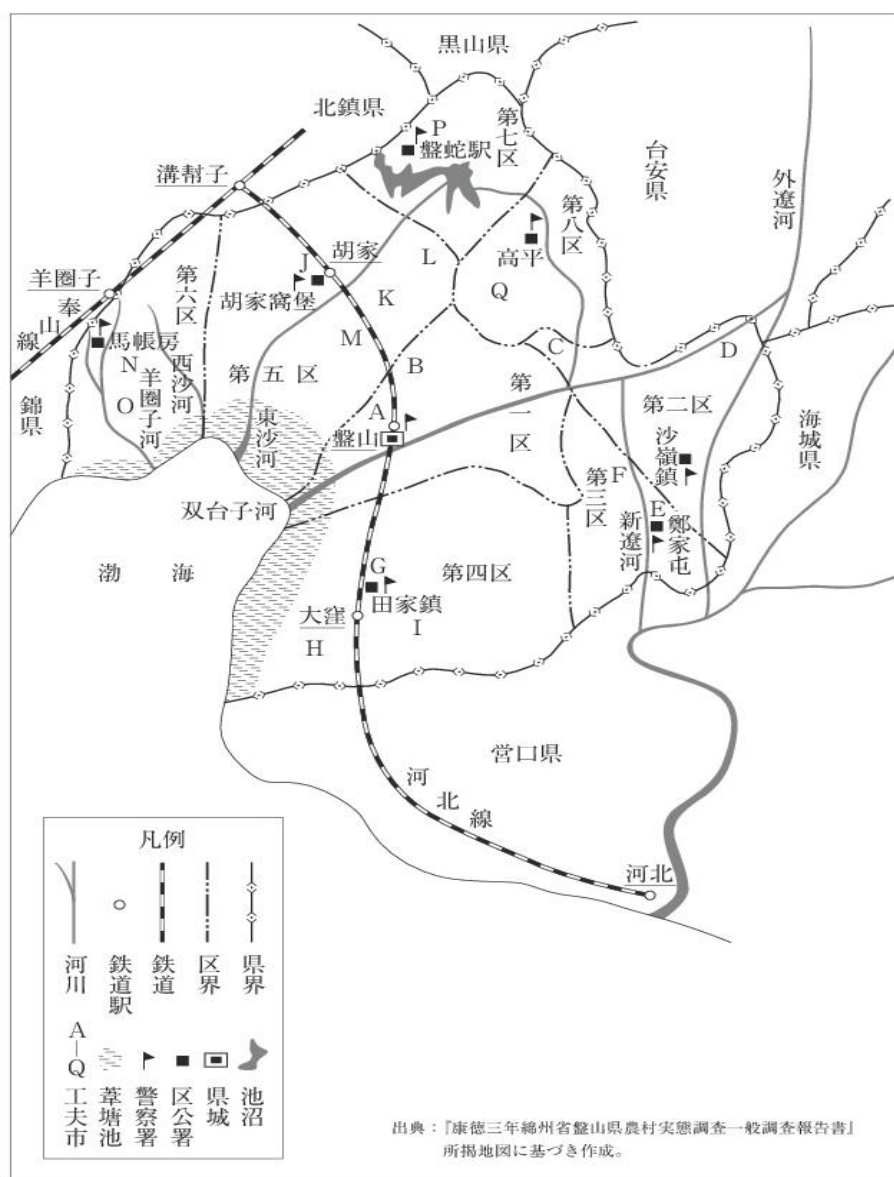
⁵² 『光緒盤山庁郷土志』巻1、古蹟第5。

⁵³ 『盤山県志略』巻1、附録一覧表橋梁。また、住持の緒禄については、孫永吉「杜家台大廟与主持僧緒禄」中国人民政治協商会遼寧省盤山県委員会文史資料研究委員会編『盤山文史資料』第5巻（盤錦、中国人民政治協商会遼寧省盤山県委員会文史資料研究委員会、1990年）にも記述がある。

⁵⁴ 『盤山県志略』巻1、建置第1。県治移動には、双台子鎮の交通面の利便性（鉄道と河川）も考慮された。

⁵⁵ 大同学院図書部委員編『満洲国各県視察報告』大同学院、1933年、186頁。

図 3-1 盤山県における工夫市の開市位置



(2) 鉄道と工夫市の開市位置及び規模

錦州や盤山一帯を含む遼西の社会経済状況に変化をもたらしたのは、營口開港(1861年)と京奉鉄道の敷設であった⁵⁶。19世紀末から20世紀初期にかけて京奉鉄道の奉山支線の河北線(河北一溝帮子)と奉山線(奉天—山海関)が相継いで盤山県を経由する形で敷設さ

⁵⁶ 京奉鉄道は、開平炭鉱の石炭輸送のために、李鴻章が1879年にイギリス人技師を招き敷設を行ったことに起源があり、1893年には山海関まで完成した。塚瀬前掲『中国近代東北経済史研究』123-127頁。

れた⁵⁷。1936年前後の盤山県には羊圈子・胡家・双台子（盤山）・大窪の4つの駅があり、当地における穀物輸送と人的移動に多くの便をもたらした⁵⁸。盤山県は地勢的・地質的条件によりそれまでの開墾は決して順調とはいえず、必ずしも多くの移民を誘致することはできなかった⁵⁹。鉄道の敷設に伴って人々の移動が便利になったことにより、多くの人が移入し、本格的な開墾が始まった。

工夫市と鉄道の関係について、まず気が付くのは、鉄道沿線とりわけ駅周辺により多くの市が集中していたことである。工夫市の開設年代と鉄道の敷設時期を対照すると、必ずしもこれらの市が鉄道の影響で開設されたとはいえないが、労働力移動や雇用において何らかの関係性を有していたことを指摘できよう。また、鉄道線路あるいは駅が含まれている区、つまり、第1、第4―第7区の工夫市の開始時期は、鉄道から離れていた第2、第3、第8区より若干遅く、終了時期も遅かった。例えば、鉄道から離れていたC、D、E、F、Qの工夫市の多くは陰暦2月中旬から3月にかけて開始され、陰暦の8月から9月の上旬には既に終了していた。一方、鉄道沿線から近い市のほとんどは、4月上中から10月中旬以降まで開かれていたことが表3-2から読み取れる。

終了時期が遅かったことは当該地域の穀物の販売事情と深く関わっていた。盤山県では、陰暦10月頃に穀物販売量がピークを迎え、糧棧の9割以上の穀物は陰暦の10月から12月にかけて農民から購入したものであった⁶⁰。したがって、鉄道線路あるいは駅が含まれている区の工夫市が比較的晩期まで開いていたのは、かような需要（穀物搬送など）があったためと考えられる。G田家鎮が陰暦の5月から翌年の1月まで開市され、最盛期が陰暦の9月15日―10月20日であったのは、まさに当該地域が清朝中期より穀物貿易市場として機能していたからであり、満洲国期もその役割は変わっていなかったからである。農閑期になると、多くの労働者が雑業（糧棧など）や土建業の仕事を求めて当該工夫市に集

⁵⁷ 河北線は1898―1900年にかけて全長約95キロ（盤山境内約42キロ）の鉄路が敷設された。奉山線の羊圈子駅は1901年建設されたのである。『盤山県志』大事記。

⁵⁸ 『盤錦市志』巻1総合、総述。1937年の区画変更に伴い営口県の一部も盤山県の所属となり、駅数も5つになった。

⁵⁹ 『盤山県志略』巻1、建置第1。開放当初納租地の目標を100万畝としていたが、1903年の段階で21万畝を達成したのみであった。

⁶⁰ 『盤山県一般調査』81―86頁。

まってきたことが推測できよう。

ただし、指摘しておかなければならないのは、盤山県城あるいは鉄道沿線の工夫市とそれ以外の工夫市の中にそれほど大きな差異がみいだせないという点である。南満洲の多くの県では県城や鉄道沿線で最初に工夫市が設立され、規模も大きく開市期間もより長かったのが特徴である。しかし、盤山県において両者はほぼ同規模であった。これには2点の理由があると考えられる。1つは、鉄道との関係である。労働力が集まりやすい鉄道駅が同一県内に4つも存在していたことが労働力分散の方向に作用し、県城への集中効果を及ぼさなかった。また、満洲国期に盤山県に17ヶ所もの工夫市が存在していたことも労働力分散の理由を端的に表している。もう1つは、盤山県の地勢的・地質的特徴との関係である。当該県の沿岸一帯、すなわち鉄道が敷設されていた各区は渤海の影響により地質は決して良質とはいえず、水害も多かった。沿岸から若干内陸にある地域が農業に適した環境であったため、内陸各地域の方が多くの農業労働力を必要としており、鉄道沿線の各工夫市とそれほど相違がみられなかったのである。

(3) 開市時期と労働力の移動

上述したように盤山県は決して農耕に適した環境ではなかったが、なかでも相対的に肥沃な土地は第2区であり、ほかのいくつかの地域（第3区東部、第6区西部、第7区北部）がそれに続く農業地帯であった⁶¹。対照的なのは第3区西部と第4区全域であり、これらの地域はアルカリ性土壌と水害の影響に加えて匪害多発地帯であるため、避難した不在大地主も多く、居住農民の大多数は貧農であった⁶²。

しかし、農繁期の工夫市の規模は、むしろ第3区と第4区の方が第2区よりも大きかった。工夫市の規模を決定する要素の1つは需要の多寡であるが、それと同時に農業経営形態もみる必要がある。この2区（第3区と第4区）のうち第4区の約56%の農家は5晌以下の零細農であった⁶³。両区の労働力は常時過剰状態にあり、多くの農民は年工の需要が多い第2区や他区に出稼ぎに赴いて生計を立てていた⁶⁴。したがって、これら地域の工

⁶¹ 『盤山県一般調査』75頁。

⁶² 『盤山県一般調査』74頁。

⁶³ 『盤山県一般調査』16-17頁。

⁶⁴ 『盤山県一般調査』74-75頁。

夫市の規模の大きさは、需要の多寡よりも村内の過剰労働力との関係性がより強く、工夫市は余剰労働力の送先としての側面がより強かった。

表 3-2 1935 年における盤山県工夫市の概況

所在位置	開市年代	規模 (農繁期)	労働者 居住地	管理者	開市時期(陰暦)	年間最盛期(陰暦)	開市期・最盛期(開市期 年間最盛期 ■■■■)1~12月																	
							1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12						
A 河南街(1区)	1909年	70人	四隣村落	なし	4月5日~8月1日	6月15日~7月15日																		
B 前要路子(1区)	1912年	40人			4月1日~9月10日	6月15日~7月15日																		
C 平安堡(2区)	1879年	127人			3月1日~8月10日	4月15日~4月30日																		
D 墨河村(2区)	1932年	75人			3月10日~9月8日	4月29日~6月28日																		
E 鄭家店街(3区)	1810年	100人			3月15日~10月1日	8月15日~9月15日																		
F 小河口(3区)		150人			2月15日~9月15日	8月1日~9月1日																		
G 田家鎮(4区)	1836年	560人			5月1日~翌年1月10日	9月15日~10月20日	...																	
H 小窪(4区)	1863年	120人			4月15日~8月1日	5月15日~7月15日																		
I 東青堆子娘々廟(4区)		70人			5月1日~6月20日	5月15日~6月1日																		
J 蔚家鎮(5区)	1866年	80人			5月20日~10月25日	6月5日~7月5日																		
K 太平莊(5区)	1877年	150人			4月15日~7月15日	5月25日~6月30日																		
L 趙荒地(5区)	1899年	120人			3月15日~10月15日	8月15日~9月15日																		
M 杜家台(5区)																								
N 劉二廠(6区)	明代	120人			4月15日~10月30日	5月30日~7月15日																		
O 便家屯(6区)		500人			4月1日~9月1日	5月1日~7月1日																		
P 盤蛇駅(7区)	1901年	60人			3月20日~11月10日	4月15日~6月15日																		
Q 小袁溝(8区)	1926年	60人			ある	3月15日~8月1日	6月15日~7月15日																	
農作物別 農作サイクル(1~12月) 備考: — 耕地・播種 ●.....● 除草・中耕 ◀▶ 收穫・運搬・調製						高粱		
						大豆		
						小麦		

注:「所在位置」に附随するアルファベットは便宜上筆者がつけたものである。「開市年代」については、調査資料のなかで「何年前」と記載される場合は、統一して西暦に換算した。

出典:臨時産業調査局調査部第一科編『康徳3年度錦州省盤山県農村実態調査一般調査報告書』臨時産業調査局調査部第一科、1936年。

もう1つ考えなければならぬのは隣県との関係である。盤山県は、錦県や北鎮県、黒山県など各県と隣接しており、交通の面においても便利であった。そのため、いくつかの区の人々は隣県に働きに行くことも容易であった。例えば、第7区は全区を通じて労働力が過剰状態であったが、黒山県と北鎮県、台安県の3県と接していたため、黒山県と北鎮県に出稼ぎに行く労働者が多かった⁶⁵。このことも第7区の工夫市が小規模であった理由

⁶⁵ 『盤山県一般調査』74頁。

を示していよう。

次は農作物と工夫市との関係について分析する。県内各区によって微細な差異はあるものの、概ね環境に強い高粱や稗が主に耕作され、大豆や粟、大麦、小麦がそれに続いていた⁶⁶。ここでは、いくつかの作物を例に工夫市との関係について検討する。

1つ目に、県内で最も多く耕作されていた高粱を例にみてみよう。1935年当時に高粱が最も耕作されていたのは第4区（県内高粱耕作面積の28%）で、第5区（約14%）と第6区（約12%）がそれに続く産地であった⁶⁷。高粱は、陰暦の3月下旬から播種が始まり、4月中旬から5月下旬にかけて三度の除草（労働力1人1日約0.2-0.3晌）を経て、8月中旬に収穫（労働力1人1日約4畝）を行った⁶⁸。これらの農作サイクルについて工夫市の開市時期と最盛期とを対照すると、主要産地である第4区-第6区のひとつの工夫市は農繁期にあたる除草期までに開始されており、また最盛期も5月下旬までとなっているところが多い。

2つ目は満洲の主要産物の大豆である。盤山県では大豆はそれほど耕作されておらず、1935年は全耕作面積の7.8%にすぎなかった⁶⁹。最も多く耕作されていたのは第7区であり、全体の約26%を占めていた。第7区唯一の工夫市（P盤蛇駅）は、陰暦の3月20日から11月10日まで開いており、4月15日から6月15日までの2ヶ月間が最盛期であった。大豆の耕作は、4月上旬より始まり、4月下旬から6月上旬頃までに3回の除草期（労働力1人1日約0.3晌）を迎え、8月下旬から収穫し、その後運搬・調製などを行っていた⁷⁰。両者を比較すれば、第7区P盤蛇駅の工夫市の最盛期は大豆の播種から除草が終わるまで

⁶⁶ 『盤山県事情』43-44頁。水稻は後に日本の指導のもとで展開された土地改良事業によって急増し、当該県の主要産物になるが、本章の対象時期と異なるため考慮しない。この点については、小都晶子が詳細な分析を行っている。小都晶子『『満洲国』の土地改良事業と日本人移民政策——錦州省盤山県を事例として』富士ゼロックス小林節太郎記念基金、2006年。また、盤山県における戦後の接收状況については台湾中央研究院近代史檔案館に各種接收檔案が所蔵されている。例えば、『農林部』「東北区盤山農場接收」（中央研究院近代史檔案館、20-16-243-01）などがある。

⁶⁷ 『盤山県一般調査』33頁。

⁶⁸ 『盤山県一般調査』183-187頁。

⁶⁹ 『盤山県一般調査』22頁。

⁷⁰ 『盤山県一般調査』189-193頁。

の期間であり、大豆の調製が終わる 11 月中旬には閉市していたことに気付く

3 つ目に小麦についてみてみよう。主要小麦産地は第 2 区の沙嶺鎮一帯及びその付近の遼河沿岸であった⁷¹。小麦は農作物のなかでも作業時期が比較的早く、陰暦の 3 月上旬から耕作が始まり、除草も 4 月下旬から 5 月上旬にかけて行われ、6 月下旬から 7 月中旬までには収穫と調製などを終えていた⁷²。小麦の主要産地である 2 区には 2 ヶ所の工夫市が存在し、ともに高粱と大豆の主要産地にある工夫市と少々異なっていた。しかし、この 2 ヶ所の工夫市と小麦の耕作サイクルを対照してみればその理由がわかる。すなわち、ほかの工夫市より開市（3 月上旬）と閉市（8 月上旬と 9 月上旬）、そして最盛期（4-5 月）が早かったのは、小麦の耕作サイクルに対応していたからである。3 つの代表的な作物の分析からわかるように、各区の工夫市の開市時期と最盛期は農作サイクルの農期に合わせて開設されていた。

最後に、同区内に複数の工夫市が開設されていたことが何を意味するかについて考察する。第 7 区と第 8 区以外のすべての区において複数の工夫市が開設され、同一区内の工夫市であっても開市時期と最盛期はほとんどずれていた。例えば第 2 区の C 平安堡と D 圈河村は、前者は陰暦の 3 月 1 日から、後者は 3 月 10 日から始まっており、終了時期も前者は 8 月 10 日、後者は 9 月 8 日であった。最盛期をみると、前者は陰暦 4 月 15 日から 4 月 30 日まで、後者は 4 月 29 日から 6 月 28 日までになっており、ほぼ完全にずれていたといってもよい。

このような状況が生じた背景には労働者の移動や農作サイクルのずれが深く関わっていた。労働者は各自の都合や労働条件に合わせて、適切な工夫市を選択することができた。また、各工夫市の最盛期がずれていることによって複数の工夫市をわたり歩くことも可能であった。一方、労働力を必要とする農家も必要に合わせ、需要に見合うところに雇用していくことが可能であった。

以上みてきたように、盤山県の工夫市は、地域環境や開墾などに合わせて開設され、地域の変化に対応して形態も変化した。これらの工夫市には厳密な管轄範囲や利用者制限などはなく、各プル要因（開墾、農繁期、鉄道敷設、土建業や雑業など）と各プッシュ要因（零細化、自然災害など）の組み合わせが変化するなかで分布が広がっていき、雇用主と

⁷¹ 『盤山県志』農業編。

⁷² 南満洲鉄道株式会社農事試験場『南満洲在来農業』南満洲鉄道農事試験場、1918 年、91-103 頁。

雇農はそれぞれの需給を鑑みて工夫市を選択していたのである。

おわりに

本章では、1930年代の南満洲における工夫市の実態について、雇用主と労働者との関係、工夫市と地域社会との関係などから検討し、工夫市からみえてくる南満洲の農村社会の一端を明らかにした。その内容をまとめると次の通りである。

第1節では、南満洲に開設されていた工夫市の形態を開市位置、開設年代、開市時期及び規模から分析し、その特徴を明らかにした。近代に入って本格化した開墾に伴い大量の労働力需要が満洲に生まれたため、各地に工夫市と呼ばれる労働市場が急激に増加した。南満洲における工夫市の形態は、それぞれ地域的な特性（位置、歴史、時期、規模）を有しながらも、県城に開設された工夫市が突出して重要な役割を果たしていた。県城の工夫市の多くは1年中開市されており、農繁期の農業労働力雇用が主要であったものの、土建業や雑業の雇用もみられた。一方、市鎮の工夫市は各県の開墾に伴って次第に開設されるようになり、雇用も農繁期に限定されていた所が多く、県城ほどの規模には至らなかった。そして、工夫市の規模や性質は必ずしも恒久的なものではなく、時期（鉄道敷設や農作物など）や地域環境（自然災害など）の変化によってその利用人数も利用者の居住地も常に変化していた。

第2節では、工夫市に集う労働者に着目し、彼らがどこから集まってきたのか、どのように雇用され、雇用主との交渉過程がどのようなものであったのかについて分析した。満洲国期の南満洲では、農家の零細化が進み、多くの地域において大量の余剰労働力がみられた。これらの労働力の送経路の1つは工夫市であり、集まってくる労働者の多くは県内あるいは四隣村落の労働者であった。これらには制度上の管理者が存在しておらず、雇用主や労働者への制限なども設けられていなかったが、一部の工夫市では地域有力者がその背後にいたことも看取できる。また工夫市は農業労働力の雇用が主要であったため、炭鉱の労働力雇用にみられたような把头の如き仲介者は存在していなかった。ほとんどの場合は雇農と雇用主との直接交渉によって賃金が決定されていた。その交渉過程から見て取れた雇農の姿は、決して受動的なものではなく、労働力の需要によって雇用主と同等の立場で労賃を交渉する一面もあり、様々な労働条件を勘案しながらより有利な条件を選択することができる場合もあった。

第3節では、盤山県の事例に即して、開墾や鉄道敷設の過程と影響、農業環境、農作期などの諸要素から、満洲国期に存在した10数個の工夫市と当該地域の関係について歴史地理的な分析を行った。盤山県では農耕状況（地勢及び地質的特質により農業に適する地域が少ない）や農家経営（零細農家中心）の形態により同一区内にも複数の工夫市がみられた。これらの工夫市は決して競合関係にあったのではなく、位置や開市時期、最盛期などをみると、区と区との間、区内の各工夫市、あるいは隣接県の工夫市と相互に補完関係にあった。すなわち、鉄道の需要（農作物運搬など）や農作サイクルの差異に合わせて各工夫市が開かれており、雇用主と労働者はいくつかの選択肢から自らの需要に合う工夫市に赴くことが可能であった。

以上のような南満洲の工夫市の実態から、どのような地域社会の特徴が看取できるであろうか。上述したように早期に開墾された南満洲では、満洲国期には各県に複数の工夫市が存在しており、なかでも県城に開設された工夫市が突出して重要な役割を果たしていた。これは満洲の経済において県城の機能が突出する「県城経済」が成立していたことと密接な関係にあらう。安富歩が明晰に指摘するように、満洲では中国の他地域のような定期市の稠密な分布がみられず、各県の県公署所在地の機能が卓越する流通システムが主流であった⁷³。安富が定期市という視点から「県城経済」を論証しているのに対し、本章は労働力雇用、特に工夫市の形態から「県城経済」の実態を検討したものである。本章における分析においても、すべての県城に工夫市が開設されていたこと、県城の工夫市は市鎮とは異なり1年を通して開設されていたこと、最初に県城で開設されその後漸次に周辺市鎮へ広がっていったこと、県城にあった工夫市の規模がそれ以外の工夫市よりも大きかったことなど、県城が有する卓越性が明らかになった。特に農業外の職種の雇用においてはそれがより明白であった。土建業やそのほかの雑業の雇用はほとんど県城が中心であったことは、これら職業の需要が県城に集中していたことを示すと同時に、満洲国期における市鎮の商工業が依然十分に発展しておらず、雇用を創出するに至らなかったことも反映されている。ただ附言しておかなければならないのは、南満洲の農業労働力の雇用は必ずしも県

⁷³ 安富前掲「県城経済」。この背景には、モンゴルから満洲への役畜供給、長白山系からの木材供給、冬季における道路や河川の凍結に起因する輸送・貯蔵のコストの低下、大豆を中心とする物資流通の季節性などがあり、これらの諸要素が県城経済の発展に繋がったことも明らかにされている。また、北満洲にはほとんど定期市がみられなかったことも指摘されている。

城一極集中型ではなかったことである。北満洲の各県の工夫市は、ほとんど県城のみに開設されていたのに対し、南満洲の工夫市は周辺市鎮などにも開設され、県内に複数の市が存在していた。このことは、開墾時期の違いによって生じた南北満洲の農家経営形態や余剰労働力の差異と深く関わっていたと考えられる。

最後に、北満洲あるいは華北地方と比較した場合、南満洲の工夫市にはどのような特徴があったのかについて一瞥し、南満洲工夫市の様相から垣間みられる近代満洲農村社会像の一端を示しておきたい。北満洲の開発は急ピッチで進行したため、満洲国期に至っても大経営農家と土地無所有者層という二極化の状況に変化はあまりみられず、農繁期には大量の農業労働力が短期間に集中して必要とされた。労賃も南満洲や華北地方より高く、満洲以外からも多くの労働力を引きつけた。また、県城以外の地域の開墾が依然として進行中であり、労働者の移動の便などの関係から、工夫市の多くは県城や鉄道沿線に集中した⁷⁴。工夫市の数は南満洲より少ないものの各市の規模は大きかった。したがって、北満洲の工夫市は「集中分配型」、つまり県城の市に南満洲や華北地方からの労働者が吸収され、そこを中継地点としてさらに県内の村落に分配する役割を果たしていたのである。

一方、南満洲は早期に開墾されたため農業経営の零細化が進行しており、工夫市は近隣農家の余剰労働力の送出先としての役割がより大きかった。また、市鎮にも工夫市が開設されたため、1つ1つの規模は北満洲には及ばなかった。必要とされる農業労働力も北満洲ほど多くはなかったものの、土建業や雑業など異業種での選択肢は北満洲より豊富であった。すなわち、南満洲の工夫市は「分散調整型」、つまり工夫市が分散しており、遠方の労働力を吸収するというよりも近隣の余剰労働力の調整弁として機能していたのである。山東省で調査を実施した西村甲一は、同時期の県城附近に開設された工夫市が「一帯の農村及び県内外の過剰労働力の集結され分散される拠点」と述べている⁷⁵。この点から考えれば、南満洲は華北農村における雇農の雇用と類似した状況に近づきつつあったということができよう。ただ、南満洲では零細化が進展していたとはいえ、その経営規模

⁷⁴ 北満洲の工夫市は、「大体において濱北線沿線の県城の農業外労働者の雇傭の多い工夫市は1年中に通して開市され、その他の地方では農繁期のみを開市」されていた。石田前掲『北満洲に於ける雇農の研究』149頁。

⁷⁵ 国立北京大学附設農村経済研究所編『山東省に於ける農村人口移動——県城附近一農村の人口移動について』国立北京大学附設農村経済研究所、1942年、44頁。

は華北地方より大きく、依然として完全に零細化していない農家も少なからず存在していたため、農業労働力の需要は華北地方より大きかったといえる。この点が両地域における工夫市の個数や規模の差異として現れていたと思われる。

それでは、かような南満洲における工夫市の様相からいかなる近代中国農村社会像が浮かび上がるのであろうか。例えば、1930年代江南農村では商工業の発展に伴い、農業雇用関係は「農民が労働力余剰と不足を調節する補助的なものであり、農業生産の主体ではなく」、「農家余剰労働力は主に家庭内副業や非農業職業に用いられた」⁷⁶。また、河北省定県を事例に華北農村の農家経営の変容を検討した三品英憲は、棉業商品化に伴う「主業」（農業）と「副業」（棉業）の逆転について鋭い指摘を行った⁷⁷。これらの地域の農家経営と農家労働力との関係においては、家庭内副業や市鎮にある商工業が重要な役割を果たしていた。これに対して、満洲では1930年代においても一部の地域を除いて農業以外の就業は依然として難しく、加えて家庭内副業もほとんど行われなかったため、労働力の調節を行う選択肢は極めて限定された状況にあった。したがって、零細化によって創出された南満洲の農家余剰労働力の多くは、近隣農村に農業労働力として再雇用されるか、より需要の多い北満洲へと出稼ぎにいったのである。その仲介及び調整の機能を果たしていたのが工夫市であり、いわゆる「中国本土」とは異なる開発・発展過程を経た近代期の満洲においては、より突出した役割を果たしたのである。

⁷⁶ 曹前掲『旧蘇南農家経済研究』227頁。

⁷⁷ 三品英憲「近代における華北農村の変容過程と農家経営の展開——河北省定県の例として」『社会経済史学』（第66巻第2号、2000年）や、三品英憲「近代中国農村における零細兼業農家の展開——河北省定県の地域経済構造分析を通して」『土地制度史学』第170号、2001年）などがある。

第4章 近代南満洲における農業外就業と農家経営

はじめに

本章は、近代南満洲における農業外就業と農家経営との関係を検討することを通して、近代満洲における農家経営の展開が有した特徴を明らかにするものである。

19世紀末に本格的に始まった満洲の開墾は、華北地方から移住してきた大量の移民によって進められた。鉄道敷設に伴う移民の増加や開墾の拡大による農業生産の増加により、大きな社会変容が満洲で生じた。農業に加えて、満洲における工業や鉱業などの諸産業も20世紀以降の日本の満洲進出に伴って発展し、地域社会に大きな影響を与えた。満洲における労働力移動について分析した荒武達朗によれば、1920年代までの満洲の労働力移動は南満洲と北満洲との両地域間での移動が主要であったが、鉱工業の開発に伴って人々は農業以外の諸産業に従事することが可能となり、人々はよりよい条件を求めて農業と諸産業との間を自由に移動するようになった¹。このように、農業外諸産業の発展は農民や農村社会とも深く関わっており、両者の連鎖は看過できない問題である²。

しかし、従来の満洲農村研究では農業経営のみから農家経営が分析されており、農業外労働や副業が農家経営に果たした役割についてほとんど検討されてこなかった。例えば衣保中は、近代以降の満洲農業経営の特徴を大農経営に見出し、富農、経営地主、大型農場の3つ経営形態からその特徴を概括した。衣は、かような農業経営の発展は満洲における「農業生産の企業化と農業技術の近代化」を促進させ、「資本主義型農業」の発展にも繋がったと述べる³。また王大任は、満洲における農家経営の展開が「雇農に依存する富農経営

¹ 荒武達朗『近代満洲の開発と移民——渤海を渡った人びと』汲古書院、2008年、第4章「1920—1930年代北満洲をめぐる労働力移動の変容」。

² 日本植民地史の視点からの研究では、主に農業外諸産業の経済政策の立案過程や工業化政策の実績などの分析に集中しており、工業発展が農家経営や地域社会に与えた影響については十分に考察されていない。例えば、小林英夫「1930年代『満洲工業化』政策の展開過程——『満洲産業開発5カ年計画』実施過程を中心に」（『土地制度史学』第8巻第4号、1969年）や、松村高夫・解学詩・江田憲治編『満鉄労働史の研究』（日本経済評論社、2002年）、などがある。

³ 衣保中「論近代東北地区的『大農』規模経済」『中国農史』2006年第2期。弁納才一は「大農経営の発

から地主経営へ、そして自作経営」に至ったとした上で、土地の零細化が進展した南満洲では中小経営農家は生活を維持するために「仕方なく」副業を農家経営に取り入れたと指摘した⁴。両者とも満洲における大農経営の特質をとらえてはいるものの、農業外労働や副業と農家経営との関係について詳細な分析を行っていない。にもかかわらず、満洲の農村社会や農村経済の性質を結論づけるのはやや早計であろう。なぜならば、農村社会を考察する際には農業ばかりでなく手工業や商業などの農業外収入も含めた農村経済全体を視野に入れなければならないからである⁵。満洲においても同様であり、20世紀以降に漸次発展してきた諸産業が満洲農村経済に与えた影響や、それらと農家経営との関係についても明らかにする必要がある⁶。かかる作業を通して満洲の農村経済や地域社会を総体的に理解できるようになると思われる。

以上の問題意識を受けて本章では、産業化が進展していた南満洲に着目し、農業外諸産業の発展に伴う農民の就業選択の諸相、またそれに伴う農家経営の変容について検討する。分析に際して、南満洲に位置する遼陽県前三塊石屯という一村落に焦点をあてる。なぜならば、当該村落からは多くの労働力が県城やその近郊地域に就業しており、農業セクターと非農業セクターとの関係を詳細にみるのが可能だからである。本章の主要史料は、1936年に実施された第2回農村実態調査の記録を用い、加えてほかの調査報告書などを組み合わせることで複眼的に検討する⁷。

展が東北のみに生じたのか、また、中国全体のなかで東北がいかに位置づけられるのかは明らかにされていない」と指摘している。久保亨編『中国経済史入門』東京大学出版会、2012年、第8章「農村経済史」（弁納才一執筆）。

⁴ 王大任「圧力下的選択——近代東北農村土地関係的衍化與生態変遷」『中国経済史研究』2013年第4期。

⁵ 弁納才一「近現代中国農村経済史分析の新たな枠組みと発展モデルの提示」『金沢大学経済論集』第33巻第2号、2013年。

⁶ 安富歩は満洲においては、県城の機能が突出する「県城経済」という経済構造が成り立っていたことを明らかにしている。ただ、マクロな視点から満洲地域経済の特徴を端的にとらえてはいるものの、より具体的な社会像を提示するためには、個別地域や農家レベルに着目したミクロな実証分析をさらに加える必要があると考える。安富歩「すべての道は県城へ——県城経済」安富歩・深尾葉子編『満洲の成立——森林の消尽と近代空間の形成』名古屋大学出版会、2009年。

⁷ 『(産調資料36) 康德3年度農村実態調査 戸別調査之部 (全4冊)』国务院実業部臨時産業調査局編、

以下、第1節では、満洲における農業外就業の概況を整理する。第2節では南満洲の農業経営形態について分析し、その特徴や北満洲との差異を明らかにする。第3節では農家労働力と農業外就業の関係に着目し、その農家経営の実態を検討する。

第1節 満洲における農業外就業の展開

満洲における工業や鉱業などの諸産業は20世紀以降に急激に発展した。本節では満洲における農業外就業の状況を土建業及び鉱業、工業を中心に概観する。

(1) 土建業及び鉱業

① 土建業

開発の進展に伴って満洲では鉄道敷設やインフラ整備などが漸次拡大し、土建業はこれらの事業を支える重要な存在として浮上した。土建業の労働力募集形態は、「把头」(労働者募集・管理の請負人)による募集以外に、「遠隔地募集」(遠隔都市や県からの募集)と「近隣募集」(施工される沿線の県城からの募集)、「地元募集」(現場附近の農村からの募集)に区別されていた⁸。3つの募集形態のうちで在地農民と深く関連していたのは「近隣募集」と「地元募集」の2つであり、それらの雇用においては「工夫市」(労働市場)が重要な役割を果たしていた。しかし、鉄道敷設やほかの建設工事などの労働者募集はあくまでも臨時的な雇用にすぎず、農家にとって恒常的な収入源とはなりえなかった。

② 鉱業

満洲の鉱業開発は、ロシアや日本による満洲進出以前より既に一部地域で進展していた⁹。例えば後に製鉄業が隆盛する本溪湖一帯では、明代から鉄器の生産が盛んに行われており、

国務院実業部臨時産業調査局、1936年(以下、『康徳3年戸別調査之部』)。また、民間信仰の視点から前三塊石屯の近隣で実施した調査に、内田智雄『中国農村の家族と信仰』(弘文堂書房、1948年)がある。

⁸ 張声振「土木建築」松村・解・江田前掲『満鉄労働史の研究』。労働力募集及び管理における「把头」の役割については、松重充浩「榊谷仙次郎日記」(武内房司編『日記に読む近代日本5——アジアと日本』吉川弘文館、2012年)や松村高夫「撫順炭鉱」(松村・解・江田前掲『満鉄労働史の研究』)などを参照。

⁹ 満洲国実業部総務司文書科編『満洲国産業概観(康徳4年版)』実業部総務司文書科、1936年、99頁。

清代においても鉄鉱石や石炭の重要な生産地として知られていた¹⁰。しかし、近代的技術を導入して大規模経営を展開するに至ったのは、1905年以降に大倉組が本溪湖煤鉄公司を設立してからのことである¹¹。撫順炭鉱についても同様の傾向が看取でき、1907年に南満洲鉄道株式会社に移管された当時の出炭量は約23万トンにすぎなかったのが、1911年に37万トン、1923年に500万トン、1927年に700万トンと推移し、1937年には1,000万トンを超えピークに達していた¹²。

こうした鉱業の成長の背景には、日本からの技術や資本の導入のほかに、大量の労働力の動員が不可欠であった。山東からの出稼ぎ労働者は満洲の高賃金に魅了され、「陰曆正月末頃より各其目的地に向ふものにして旧2、3月の候最も多く」、「相当の貯蓄をなしたる後越年のため陰曆11月下旬より12月中旬に亘り帰郷」していた¹³。一方、満洲の在地農民も労働力として重要な役割を果たした。農民の鉱山労働は、「概ね郷村の四近に止まり」、「本溪湖炭坑地方の如きは細民多く且つ比較的古くより諸工業の行われたる地なるを以て農間労働者を得ること甚だ容易にして同炭坑労働者の約4割を占む」とあるように、主に村落に近隣する炭鉱で働いており、その労賃は貴重な収入源の1つになっていた¹⁴。

しかし、このような農民の鉱業への就業は決して満洲全域に存在していたのではなく、鉱業が集中する南満洲に多くみられた就業形態であった。これを端的に表しているのが南満洲における鉱山の数やその規模である。満洲国実業部臨時産業調査局の調査によれば、1936年において満洲各鉱業監察署が管理する鉱山の数は、承德が57ヶ所、奉天が91ヶ所、新京が31ヶ所、齊齊哈爾が21ヶ所であった¹⁵。満洲の鉱業の中心は、それぞれ91ヶ所と57ヶ所の鉱山を有する南満洲の奉天及び承德一帯であったことがわかる。一方、北満洲を管轄する齊齊哈爾鉱業監督署が有する稼行鉱山はわずかに21ヶ所のみであった。鉱山が集

¹⁰ 『本鋼史』編写組『本鋼史——1905—1980』瀋陽、遼寧人民出版社、1985年、1—8頁。

¹¹ 村瀬勝彦「本溪湖煤鉄公司と大倉財閥」大倉財閥研究会編『大倉財閥の研究——大倉と大陸』近藤出版社、1982年。

¹² 満史会『満洲開発40年史 下巻』満洲開発40年史刊行会、1964年、49—64頁、松村前掲「撫順炭鉱」。

¹³ 南満洲鉄道株式会社鉱業部地質課編『満洲ニ於ケル鉱山労働者』南満洲鉄道鉱業部地質課、1918年、21、37—38頁。

¹⁴ 『満洲ニ於ケル鉱山労働者』54頁。

¹⁵ 『満洲国産業概観』114—129頁。

中する南満洲においては農民が容易に炭鉱に働きに赴くことができたが、対照的に北満洲においては一部の地域を除き、かような就業選択は困難であった。

(2) 工業

鉱業と同様に、工業も日本が満洲に進出して以降、特に満洲国期に急速に発展・拡大した。以下、満洲における工場の状況を調査資料に即して概観する¹⁶。

1934年における満洲の操業工場数は6,497ヶ所であったのに対し、1936年は6,570ヶ所、1938年は9,321ヶ所、1940年には1万2,769ヶ所にまで増加し、6年間で約2倍に達した。特に1936年以降の増加が顕著であり、1938年までの2年間に約2,800ヶ所が、1938年から1940年までの2年間で約3,500ヶ所が増加していた¹⁷。このような急増は、1937年以降から始まる満洲産業5カ年計画と密接に関わっており、政策の中心を農業から鉱工業に移行させた結果である¹⁸。

操業工場数や規模の拡大に伴い、常勤職工の人数も急増した。1934年に約11万人いた職工は1940年には約38万人にのぼり、工場数以上の増加をみせた。なかでも窯業の増長が最も大きく、約5倍に及んだ。紡織工業は、職工数は1940年こそ窯業を下回ったものの、全期間を通して満洲で最も労働力を必要とした業種であった。このような工場数や雇用人数の拡大は、これら諸産業が展開した大都市や県城、市鎮及びその周辺の農民にとって就

¹⁶ 満洲国実業部臨時産業調査局編『満洲国工場統計——康德元年』満洲国実業部臨時産業調査局、1936年、産業部大臣官房資料科編『満洲国工場統計——康德3年』産業部大臣官房資料科、1938年、経済部大臣官房資料科編『満洲国工場統計——康德5年』経済部大臣官房資料科、1940年、経済部工務司編『満洲国工場統計——康德7年』経済部工務司、1942年。1934年の調査は一部の地域の報告遅れなどにより、調査として必ずしも完全ではないことが報告書の凡例から読み取れる。おそらく調査が実施されたのは満洲国建国間もない時期であったため、治安がまだ安定していなかったからであろう。

¹⁷ また、同報告書からわかるように、工場の資本額や生産額も増加していた。1934年には資本総額のうち日本人資本が占める割合は約3割であったが、1938年と1940年はそれぞれ約7割と約8割にまで拡大していった。業種によって詳細は異なるが、概して満洲の重要な工業分野は日本人資本によって牽引されていたといえる。

¹⁸ 「満洲産業5カ年計画」の実施及びそれに伴う諸問題点については、小林前掲「1930年代『満洲工業化』政策の展開過程」を参照。

業の選択肢が多様化したことを意味し、多くの農民が工場において常時ないし臨時に働くことができる環境が提供された。

しかし、鉱業と同様に工業の分布状況や発展も満洲内において地域差がみられ、南満洲の鉄道沿線地域が分布・発展の中心であった。奉天省は全時期において開設工場数が満洲内で最も多く、さらに安東省や錦州省を合わせて計算すると、全体の約5-6割を占めていた¹⁹。奉天は従来政治の中心地であったが、満洲国建国以降は工業都市としても発展し、特に鉄西地区における工場建設が著しかった²⁰。

北満洲の工業も19世紀末以降漸次発展し、満洲国期の工場増加率は南満洲を凌いだ。例えば、北満洲で最も工場数が多かった濱江省では、1938年の操業工場数は527ヶ所であったのが、1940年には2,144ヶ所にまで増加していた。満洲における農業の発展に伴って農産物加工業も勃興し、特に大豆を加工する油坊業（搾油製油業）や製粉業は各地で盛んになり、北満洲でも哈爾濱や齊齊哈爾、牡丹江などを中心に工業が著しく成長していった。しかし、満洲全体に占める割合は南満洲ほどには至らなかった。

19世紀の満洲各地には農産物加工を行う油坊・焼鍋（酒造業）が存在していたが、その規模は小さく、家内工業や農家副業の域を出ておらず²¹、農業外諸産業の本格的な発展は、20世紀以降からである²²。当然ながら、これらの諸産業の発展の背景には、日本による植民地支配の強化や軍事需要があったことは確固たる事実である。満洲国政府及び関東軍によって推進された華北地方から満洲への移民の抑制政策や諸産業の発展は、1930年代後半になると諸産業と農業との労働力獲得競争を招き、農業労働力不足や雇農の賃金高騰などをもたらした²³。とはいうものの、満洲国期の諸産業の成長はより多くの就業先を創出し、多くの農民が近隣の炭鉱や工場に働きに行くことを可能にした。そして、産業の集中する

¹⁹ 例えば、1938年における各省工場数の割合をみると、奉天省は約37%、安東省は約8%、錦州省約5%であった。『満洲国工場統計（B）——康德5年』15頁。

²⁰ 塚瀬進『中国近代東北経済史研究——鉄道敷設と中国東北経済の変化』東方書店、1993年、94-95頁。

²¹ 守田利遠編述『満洲地誌』中巻、丸善、1906年、410頁。

²² しかし、その発展は満洲の一部の都市や地域に限られていた。塚瀬進「満洲国における産業発展と地域社会の変容」『環東アジア研究センター年報』第7号、2012年。

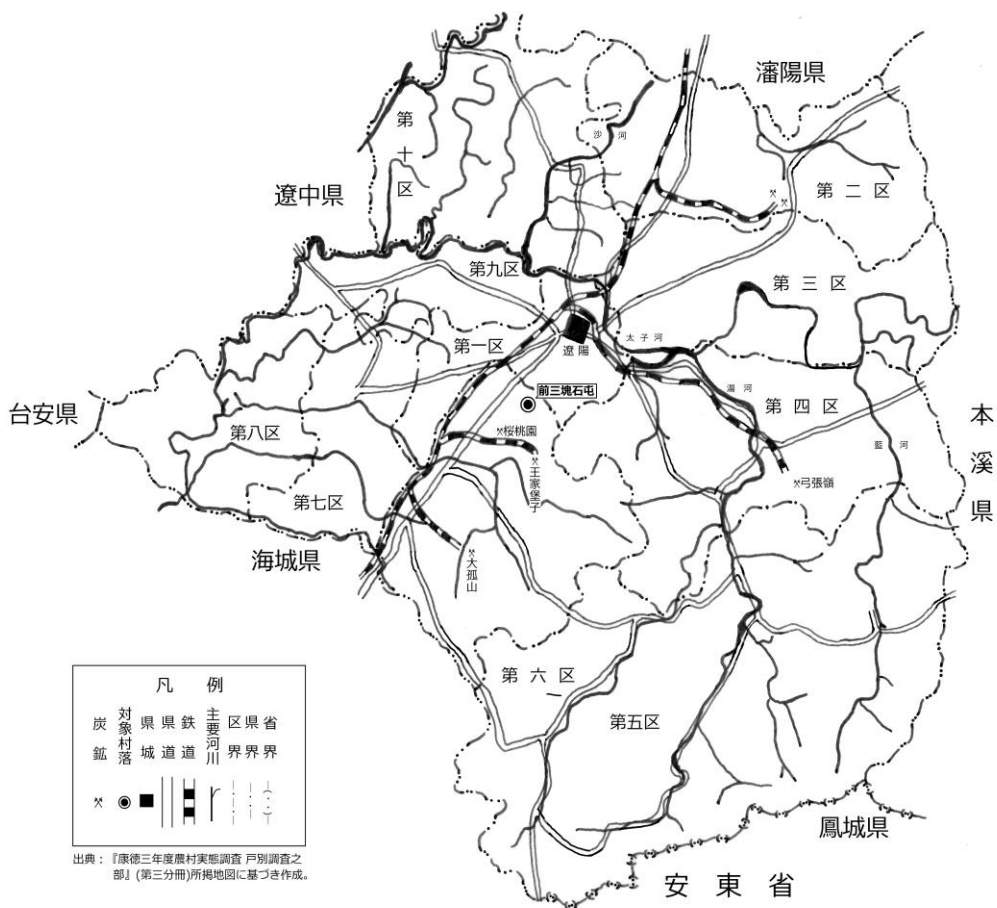
²³ 農業労働力と農業外諸産業の関係については、雲塚善次「満洲農業の資本主義化に就て（1）—（完了）」（全8号）『満洲評論』第18巻第21号—第19巻第15号、1940年、がある。

南満洲では就業選択の多様化が一層進展したのに対し、まだ発展の初期段階にあった北満洲では依然として大量の労働力を吸収する段階には至っていなかった。

第2節 南満洲における農業経営と労働力

満洲の農村は地域によって開発の時期が大きく異なり、そのことが村落形態に多大な影響を与えた。早期に開墾された南満洲の村落は小経営自作農や小作農を中心に構成されていた一方、北満洲の村落は大経営農家と膨大な土地無所有者層により構成されていた。本節では南満洲における農業経営の特徴について遼陽県前三塊石屯を事例に検討する²⁴。

図 4-1 遼陽県略図



²⁴ 村落概況については、『康徳3年戸別調査之部(第3分冊)』1-180頁、を参照。

(1) 遼陽県前三塊石屯の概況

①歴史・地理的概況

遼陽県は南満洲の中心都市奉天の南に位置し、満洲国期には奉天省に属していた。前三塊石屯は遼陽県県城の南方約 12 キロメートル離れた地点に所在し、村民らは農産物の販売及び物資の購入を県城で行っていた。報告書の記載によれば、前三塊石屯は元々鑲藍旗に属し、1651 年に王、李、孫、方の 4 家が来住したことにより開墾が始まった。藩と張の 2 家が来住した 1775 年頃は既に開墾の余地は残されておらず、この 2 姓は前記 4 家の小作人あるいは雇農として生活していたという。

②村落概況

1935 年の前三塊石屯には農家 77 戸・490 人（男 248、女 242）が居住していた。自作（25 戸）と自作兼小作（19 戸）が村落内において最も多くみられた経営形態であった。土地所有面積をみると、70 畝以上が 4 戸、20－69 畝が 19 戸、19 畝以下が 42 戸、残りの 12 戸が無所有であった。経営面積についても同様な傾向が指摘でき、耕作面積が 70 畝以上の農家（すべて自作兼小作）は 8 戸、半数以上の農家の耕作面積が 19 畝以下であった。1935 年の当該村落には大土地（70 畝以上）所有・経営者は一部にとどまっており、満洲のなかでは土地の零細化が相対的に進展していたといえる。

1935 年の同村落では、約 1,700 畝の土地を耕作しており、作付の割合は高粱が 53%、大豆が 15%、粟が 21%、棉花が 6%であった。農業に不可欠な大役畜と大農具の数をみると、村落内において牛 9 頭、馬 7 頭、騾 9 頭、驢 10 頭が飼われており、運搬に必要な大車 16 台、整地に使う犁丈 20 個、播種に使う壤耙 14 個を所有していた。調査当時の前三塊石屯は土地のみならず、農業に必要な労働手段も各農家に分散されていた。

(2) 農業経営と労働力

1935 年における村落内の農業労働は、男性労働力 100 人と女性労働力 81 人、月工計 112 ヶ月、日工計 298 日によって行われていた。年工の雇用は全くみられず、農業労働は主に自家労働力に依存し、農繁期に不足する労働力を月工や日工で補填していた。

①女性労働力

満洲における農業労働の主体は男性であり、女性農業労働者はほとんどみられなかった。その理由の 1 つに男女の労働効率の違いがあったとされている。例えば北満洲で調査を实

施した調査員は、「男の行った除草と女のそれとでは、あとの雑草の生え具合が非常に違うやうである。かうして女が行ふ除草は、その程度も不完全」と記録している²⁵。さらに纏足の習慣は満洲国期に至っても消滅しておらず、農業労働に従事した女性は、貧農か極貧農の農家に限られていたとされている²⁶。しかし、この調査員の観察は主に北満洲を対象としていたため、南満洲にはこれと異なる状況があったことにも注意しなくてはならない。

当該村落では自家労働力のうち女性の占める割合が非常に高く、農家経営において重要な役割を果たしていた。さらに、一部の女性が雇農として雇用されていた点も興味深い。例えば、1935年には同村落の女性1名が月工として他村落で雇用され、棉花の採取などを行っていた。また、同村から雇用された39人の日工のうち、29人(251日)が女性であり、男性よりもむしろ女性の方が多く雇用されていた²⁷。

従来の研究では満洲における女性労働力についてほとんど分析されてこなかった。南満洲の女性労働力について言及した王大任は、零細化が進展した南満洲では雇農を雇用する費用を抑えるために「伝統的な固定観念を打破し、女性をも農業に従事させた」としている²⁸。しかし、王の見解は必ずしも農家経営の実態を十分にとらえていない。なぜなら、南満洲における女性労働力の多さは、農業外就業の多様性と商品作物の栽培とも関連しているからである。上述したように、南満洲では農業外就業の機会が多く、大量の家内男性労働力がより多くの賃金をえるために近隣する工場や炭鉱などで働いていた。そのため、家計の中心ではなかった農業は女性労働力に頼っていたと考えられる。また、南満洲においては「棉花や罌粟等の栽培が行はれている地方では、……婦人や子供の労働が主要な部分をなして」いた²⁹。当該村落において女性が主要な労働力を占めていたのは、まさに棉花を大量に栽培していたからである。果樹が多く栽培されていた蓋平県では、自家労働者138人のうち59人が女性労働者であり、女性の日工もわずかながらみられた³⁰。このよう

²⁵ 満洲評論社編『満洲農村雑話』満洲評論社、1939年、183頁。

²⁶ 『満洲農村雑話』180、183頁、塚瀬進『満洲国——「民族協和」の実像』吉川弘文館、1998年、188頁。

²⁷ この点については、男女の労賃差(男1日約0.44円、女1日約0.20円)も関係していたと思われる。

²⁸ 王大任「近代東北地区雇工経営農場的再探討」『史林』2011年第4期。

²⁹ 『満洲農村雑話』183-184頁。

³⁰ 『康德3年戸別調査之部(第3分冊)』336-359頁。

に棉花や果樹など重労働を必要としない商品作物の栽培が普及していた南満洲においては、女性は重要な労働力となりえた。

②各種農業慣行

次に、南満洲の村落社会に展開していた様々な農業慣行を概観し、その特徴や北満洲との差異について検討する。1935年の前三塊石屯では、主に「牛具」（大役畜と農具）と「換工」を中心に行われており、以下ではそれぞれの形態について検討する³¹。

・牛具

「牛具」は、さらにその賃借関係によって「雇牛具」（大役畜や農具の借り入れ）と「貸牛具」（大役畜や農具の貸付け）にわかれた³²。賃借期間は、1年間にわたる長期的なものもあれば、一農作期に限定する短期的なものもあった。また、賃借に関わる賃金（現金や穀物）も時期や農家によって異なっていた。

1935年の当該村落では³³、「貸牛具」が40件（長期39件、短期1件）行われ、うち無償による賃借は1件のみであり、それ以外はすべて有償であった。そして、貸主は合計して約457円と約1,324斤（1斤=500グラム）の谷草（粟のわら）を収入としてえていた。「雇牛具」も同程度行われ、41件の「雇牛具」（長期39件、短期2件）で約429円と662斤の谷草を費用として支出していた。さらに詳細にみると、「貸牛具」を行う農家は、主に50-100畝を耕作する村落内の比較的経営規模の大きい農家であった。これらの農家は「貸牛具」を通して少なからぬ収入をえていたことがわかる。この点について、華北農村社会における「搭套」を分析した内山雅生によれば、これらの互助関係は一種の貧民救済という側面を帯びていた³⁴。しかし、南満洲についていえば、貸主の「経営的」な一面がより

³¹ ほかに「挿具」（「打具」とも呼ぶ）と呼ばれる慣行（2戸または3戸の農家が共同に大役畜及び大農具を出し合う）もあったが、1935年の当該村落においてこの慣行がみられなかったため、ここでは省略する。「挿具」については、石田精一「南満の村落構成——特に旧官荘所在地を中心として」『満鉄調査月報』第21巻第9号、1941年、を参照。

³² 南満洲における「牛具」については、石田前掲「南満の村落構成」を参照。

³³ 「貸牛具」と「雇牛具」の状況については、『康徳3年戸別調査之部（第3分冊）』30-37頁、を参照。

³⁴ 内山雅生『現代中国華北農村と「共同体」——転換期中国農村における社会構造と農民』御茶の水書房、2003年、120頁。

強かったことにも留意する必要がある。

一方、「雇牛具」を行うのは10畝以下の土地を耕作する零細農家であり、彼らは耕作に必要な大役畜と大農具を全く所有していなかった。大役畜や大農具の所有・維持には一定の財力が必要のため、小経営農家にとって困難であった。したがって、大役畜や大農具を完備するよりも、むしろ一定の賃金を支払ってほかの農家に依存した方がより効率的であったと考えられる。

・換工

「換工」とは、人間労働力を多く必要とする農繁期に近隣同士が相互に労働力を融通し、助け合いながら作業を行う慣行である³⁵。1935年の前三塊石屯においては8件(計66日間)の「換工」が行われていた³⁶。8件のうち、同族間によるものは1件のみであり、他村の農家との交換は2件あった。このことからわかるように、この慣行は必ずしも同族間や村落内で行われていたとは限らず、近隣村落も「換工」の対象になっていた。興味深いことに、8件のうち3件は、労働力と「牛具」の交換であった。「牛具」を貸していた3戸の農家は、自ら有する「牛具」と小経営農家の労働力とを交換して労働力の不足を補うことで、農繁期も含めて雇農を全く雇用していなかった。一方、農業に必要な労働手段を全く所有していなかったこの3戸の小経営農家もまた、自らの労働力で必要最低限の畜力と大農具とを交換できた。このように、「換工」は労働力と「牛具」をそれぞれ必要とする双方の農家にとって利益が一致したことで展開されていたといえよう。

以上のように南満洲において女性労働力や各種農業慣行は、零細化した小経営農家がわずかな土地や労働手段、労働力を農家経営に活かすための重要な手段であった。対照的に北満洲では、これらはほとんどみられなかった。北満洲の開墾は南満洲と比較して歴史が浅く、満洲国期に一部の鉄道沿線地域で零細化がようやく始まったばかりであった。そのため、依然として大経営農家と膨大な土地無所有者層とに二極化する構造があった。十分な労働手段を所有する北満洲の大経営農家にとって「牛具」のような慣行は必要ではなく、また労働力についても専ら雇農に依存したため「換工」も不要であった。また、自然環境や農法の面からみても、北満洲は大規模経営がより合理的とされたため、大経営農家は労

³⁵ 南満洲における「換工」については、石田前掲「南満の村落構成」を参照。

³⁶ 「換工」の状況については、『康徳3年戸別調査之部(第3分冊)』4-37頁、を参照。

働力や大役畜、大農具を農業に集中投下していた³⁷。

第3節 農業外就業の多様化と農家経営

近代以降の開発に伴い南満洲では農業外諸産業が拡大し、産業化が進展した都市や県城、市鎮の近隣に居住する農民にとって就業の選択肢が急増した。本節では、農家はどのように農業外就業を選択し、また農家経営の実態はいかなるものであったのかを検討する。

(1) 農業外就業の概況

遼陽県一帯は農業外諸産業の発展が著しく、「農村は工場鉱山労働者兵士等の第一の供給地」であった³⁸。前三塊石屯においても「南方に桜桃園鉱山、北方には王家堡子鉱山があり、県城に於ては紡績会社、セメント工場があり、……本屯のみに限らず、〔遼陽県〕第2区の某炭鉱、4区の弓張嶺鉱山、6区南方の鞍山等の鉱山、工場がある」ことが調査報告書に記述されている³⁹。このように、遼陽県一帯は鉱工業地帯に属しており、産業化が進展していた地域であったといえる。そして、近隣村落が労働力の供給地としての役割を果たしていたのである。

表4-1は1935年における前三塊石屯の農業外就業状況を示したものである。全77戸のうち、41戸の農家が農業外就業を組み入れており、最も多く取り入れていたのは自作(12戸)や兼業自作農家であった。当該村落において「上位の有力な農家であつても、農耕一本で立っているものはほかの地方にくらべると非常に少なく、飼育するとか工場の長や鉱山の人夫頭とかをやっているものが多」かった⁴⁰。また、41戸の農家からは計57人が農業外就業に出ており、同一農家から3人が赴いた事例もある⁴¹。

³⁷ 北満洲の大経営農業の合理化については、角崎信也「土地改革と農業生産——土地改革による北満型農業形態の解体とその影響」『国際情勢』第80巻、2010年、がある。

³⁸ 『満洲農村雑話』56頁。

³⁹ 『康徳3年戸別調査之部(第3分冊)』2頁。

⁴⁰ 『満洲農村雑話』56頁。

⁴¹ 『康徳3年戸別調査之部(第3分冊)』では「被傭労働」の合計55人と表記されているが、内訳をみると57人になっているため、ここでは57人とする。

表 4-1 1935 年における遼陽県前三塊石屯の農業外就業者の雇用形態

番号	経営形態	家族人数(女)	所有面積(畝)	耕作面積(畝)	自家労働力(人)	雇用労働力	職種	就業人数(人)	雇用先	雇用期間	賃金(円)
1	地主	5(2)	31.5				手芸人	1	县城	常時	10.0
2	地主	5(1)	10.0				鋤夫	1	桜桃園鋤山	10ヶ月	137.5
3	地主	6(3)	6.0				焼鍋雑役	1	县城	常時	130.0
4	地主	4(2)	6.0				鋤夫	1	桜桃園鋤山	常時	135.0
5	地主	7(3)	2.0				石工	1	鞍山製鋤所	常時	176.0
11	地・自・小	8(3)	30.0	18.0	女3	20日	職工	2	遼陽セメント工場	常時	160.0
								1	遼陽紡績会社		
12	地・小	10(5)	6.0	9.0	男1、女1	4日	電車運転手	1	鞍山	常時	120.0
							家屋修繕	1		3日	1.2
13	地・小	7(4)	5.0	3.0	男1		職工	2	紡績会社	マ 19日	240.0
17	自作	5(2)	20.0	20.0	男2、女1		鋤夫	2	桜桃園鋤山	常時	160.0
18	自作	8(4)	17.7	17.7	男2、女1		鋤夫	1	桜桃園鋤山	常時	170.0
23	自作	2(1)	9.0	9.0	女1	9.5日	小学校教員	1	大鄭家台村	常時	150.0
24	自作	7(4)	7.0	7.0	男2、女2		炊事夫	1	村落内	62日(冠婚葬祭)	50.0
26	自作	8(3)	6.0	6.0	男2		職工	1	遼陽紡績会社	常時	120.0
28	自作	4(2)	4.0	4.0	女2		職工	1	遼陽紡績会社	常時	72.0
							分署長(警官)	1	遼陽県大西門分署	常時	60.0
29	自作	2(1)	4.0	4.0	男1		鋤夫	1	王家堡子鋤山	常時	90.0
30	自作	5(3)	3.0	3.0	男1		鋤夫	1		常時	176.4
31	自作	7(2)	3.0	3.0	男2、女1		鋤夫	1	桜桃園鋤山	常時	130.0
34	自作	10(5)	2.0	2.0	男1、女2		鋤夫	2	王家堡子鋤山	常時	360.0
								1	桜桃園鋤山		
36	自作	4(2)	2.0	2.0	男2、女1		鋤夫	1	桜桃園鋤山	常時	120.0
37	自作	4(2)	2.0	2.0	男1、女1	6日	大工	1	洮南県	6ヶ月	80.0
							鋤夫		桜桃園鋤山	1ヶ月	
44	自・小	9(4)	34.0	81.0	男3、女3	4ヶ月	土建業	1	县城	46日	46.0
47	自・小	7(3)	24.0	27.0	男2、女2		鋤夫	1	王家堡子鋤山	2ヶ月	30.0
50	自・小	9(6)	21.0	36.0	男2、女2	4ヶ月、3日	鋤夫	1	桜桃園鋤山	1.5ヶ月	23.0
52	自・小	7(4)	13.6	18.6	男1、女4		鋤夫	1	桜桃園鋤山	1ヶ月	12.0
55	自・小	9(5)	5	23.0	男1、女3		鋤夫	2	桜桃園鋤山	常時	264.0
57	自・小	2(1)	4.0	8.0	男1	2日	水汲	1		常時	6.0
58	自・小・雇	2(1)	5.0	7.0	男1、女1		鋤夫	1		常時	50.0
60	自・雇	6(2)	14.0	14.0	男2		焼鍋雑役	1	县城	常時	35.0
61	自・雇	11(8)	12.0	12.0	女4		鋤夫	1		常時	153.0
62	自・雇	6(3)	4.0	4.0	男1、女1		左官	1		40日	32.0
63	自・雇	8(4)	4.0	4.0	男2		石工	2	本県第一区	常時	160.0
64	自・雇	6(4)	2.0	2.0	男1、女2		軍人	1		常時	40.0
65	自・雇	7(3)	2.0	2.0	男1		職工	2	遼陽紡績会社	18ヶ月	141.0
66	小作	6(3)		10.0	男1		職工	1	遼陽紡績会社	常時	180.0
67	小作	5(2)		6.0	男2		炊事夫	1		常時	110.0
							鋤夫	1		7ヶ月	90.0
68	小作	9(3)		3.0	男1、女2		鋤夫	2	王家堡子鋤山	常時	250.0
70	雇農	12(5)					鋤夫	3	桜桃園・王家堡子鋤山	常時	390.0
73	雑業	5(3)					鋤夫	1	王家堡子鋤山	常時	120.0
74	雑業	5(1)					石工	2	鞍山	常時	400.0
75	雑業	4(3)					鋤夫	1	桜桃園鋤山	常時	110.0
77	雑業	4(1)					鋤夫	1	桜桃園鋤山	常時	110.0

注：「番号」は調査報告書に記載の農家番号である。「経営形態」のなかにある「地」は地主、「自」は自作、「小」は小作、「雇」は雇農を表す。「自家労働力」は農家内で農業労働に携わる人数を表す。「雇用労働力」のなかにある「月」は雇農した月工の合計月間数、「日」は雇用した日工の合計日数を表す。

出典：『康徳3年戸別調査之部（第3分冊）』4-33頁、をもとに作成。

57 人を職種別にみると、鉱山労働者が最も多く、約半分の 29 人であった。その次に多いのは紡績会社であり、8 人が労働していた。そして、石工 5 人、セメント工場 2 人、炊事夫 2 人、焼鍋の雑役 2 人の順に続く。ほかにも、小学校教員や警官、水汲み、家屋修繕などもあった。そして、彼らの就業先のほとんど県城もしくは近隣の地域であった。

雇用形態をみると、月・日単位で雇用されていた農民もいたが、一般的には通年で雇用されており、農業外就業は必ずしも農閑期に限定された一時的なものではなかったことがわかる。賃金額は職種や個人の能力に影響されるため、単純な比較はできないが、鉱夫の平均的な労賃は年間 130 円前後であった。前三塊石屯で高賃金をえていた雇農でも年間(10-11 ヶ月間)で約 70-80 円の労賃しかえていなかったことから考えれば、鉱夫の労賃の高さは際立っていた⁴²。ほかの職工や石工においても同様の傾向を指摘することができる。そして、これらの高賃金が農村労働力を吸収した最大の理由であったといえる⁴³。

農業外就業は 1930 年代末にかけてどのように変化したのであろうか。雲塚善次の研究によれば、1935 年から 1939 年にかけての農業外就業者数は、遼陽県前三塊石屯では 56 人から 52 人に、遼陽県後三塊石屯では 50 人から 68 人、新民県二道前子屯では 14 人から 42 人に変化した⁴⁴。サンプル数は少ないものの概ね増加の傾向を読み取れる。前三塊石屯では農業外就業の全体人数こそ数名減少したものの、鉱山労働者数は 28 人から 34 人に増加していた。このように、農業外就業は一時点に限定して多数にみられたのではなく、満洲国期全般にわたってみられており、その労賃が農家にとって重要な収入源になっていた⁴⁵。

(2) 就業の選択

ここでは、前三塊石屯が多数の農業外就業労働者を送出する背景をその地域経済の特徴と関連して分析を行う。

⁴² 愛甲勝矢「南満洲農村に於ける出稼労働の問題」『産業部月報』第 1 巻第 2 号、1937 年。

⁴³ 一方、土地の零細化や階層分化など農村内部の要素も農業外就業者を増加させる要因であったという指摘もみられる。雲塚前掲「満洲農業の資本主義化に就て (6)」。

⁴⁴ 雲塚前掲「満洲農業の資本主義化に就て (7)」。

⁴⁵ 荒武によれば、1940 年代以降の満洲での就労条件が必ずしも好条件でなくなり、華北地方からの自発的な意志にもとづく満洲への出稼はその動機付けを失う傾向にあった。荒武前掲「1920-1930 年代北満洲をめぐる労働力移動の変容」。

① 鉱業

就業職種のうち最も多くを占めていたのは鉱夫の 29 人であり、そのほとんどが遼陽県にある桜桃園鉱山と王家堡子鉱山で雇用されていた。桜桃園鉱山と王家堡子鉱山は、満洲における鉄鉱石の産地である鞍山鉄鉱区に属していた。1931 年の調査によれば、「山麓レヴェル」以上の鉄鉱の埋蔵量は、桜桃園では 2,740 万トン、王家堡子では 1 億 1,000 万トンであった⁴⁶。桜桃園鉱山は鞍山鉄鉱区のなかで早期から採掘された地域の 1 つであり、後期に採掘が開始された王家堡子鉱山よりも埋蔵量は少なかった。王家堡子鉱山は鞍山の主要鉱区として 1931 年の時点で 1 日約 400 トンを出鉱し、約 1,500 人前後の鉱夫が働いていた⁴⁷。このように、鞍山鉄鉱区は満洲における鉄鉱の重要な産地であり、特に開発進行中の王家堡子鉱山は大量の労働力を雇用していたため、賃金の高騰をもたらしていたと考えられる。そして、前三塊石屯の村民にとって高賃金に加えて、自宅から通えるという立地的な便宜性もまた好都合であったといえよう⁴⁸。

② 紡績会社

就業先の 1 つに遼陽紡績会社が選ばれていた。紡績業が当該地域で発展を成し遂げた背景には、一帯が棉花の産地であったことと深く関わっている。棉花の栽培は、気候的に満洲では不適當であったとはいえ、南満洲では少量ながら生産されており、なかでも満鉄沿線の遼陽県一帯や京奉鉄道沿線の生産が盛んであった⁴⁹。該村は「棉作適地帯たる高燥地帯に位置する故、棉作地としての自然的条件は具備」しており、1910 年代から棉花の生産が漸増し、調査当時には棉花協会の奨励により一層増加の傾向がみられた⁵⁰。

遼陽紡績会社は、1924 年に 14 万 1,492 斤、1925 年に 29 万 2,915 斤、1927 年に 4 万 961 斤、1928 年に 8 万 5,473 斤、1929 年に 4 万 8,997 斤、1930 年 4,849 斤、1931 年 27 万 7,235

⁴⁶ 満鉄経済調査会編『満洲の鉱業』南満洲鉄道株式会社、1933 年、56 頁。

⁴⁷ 『満洲の鉱業』60 頁。

⁴⁸ 産業部官方資料科「奉天省遼陽県農村実態調査一般調査報告書」『産業部月報』第 2 巻第 2 号、満洲行政学会、1938 年。

⁴⁹ 南満洲鉄道株式会社興業部農務課『満洲の棉花』南満洲鉄道興業部農務課 1928 年、34-41 頁。

⁵⁰ 『康徳 3 年戸別調査之部（第 3 分冊）』1-2 頁。

斤の棉花を県城内の棉花商人より買付けていた⁵¹。買付量に変動がみられたのは、おそらく災害の変化によるものであると考えられる。例えば、1929年に突然減少したのは、1929年6月の連雨と関係していよう⁵²。そして、1924年と比較して1931年の買付量が約2倍に増加したことは、当該会社の経営規模の拡大を端的に示している。このような拡大には大量の労働力が必要であり、県城近隣村落に居住する農民がそれを支えていた。

(3) 農家経営の多角化

それでは、このような産業化が進展した地域では、農家はどのように労働力を農業セクターと非農業セクターとに分配して農家経営を展開していたのか、表4-1と表4-2にあるいくつかの農家を例にみてる⁵³。

まず表4-2から農業経営のみで生計を立てていた農家をみてる。9番（地主兼自作）は、25畝の土地を耕作し、男性2人と女性2人によって農業労働が行われ、雇農を全く雇用しなかった。9番はすべて農業収入に頼っており、収入合計は80.1円であった。10番（地主兼自作）は、15畝の土地を耕作していた。家内の男性2人が農業労働に従事し、雇農を雇用していなかった。10番の収入も農業収入のみで、33.02円であった。この2戸とも家族内労働力のみで農業に従事して、未耕地は富農経営をせずに小作地として貸出していた。

続いて、上記の2戸と耕作面積が近い、農業外就業を送出していたいくつかの農家の例をみてる。11番は、家族8人（男5、女3）で18畝の土地を耕作していた。該農家からは男性3人（遼陽セメント工場2人、遼陽紡績会社1人）が工場に就業しており、計160円の賃金をえていた。興味深いことに、同農家の農業労働は専ら家庭内の3人の女性によって行われていた。そして、農繁期に計20日の日工を雇用していた。11番は、同族の44番と5日間の「換工」しており、また大役畜と大農具を所有していなかったため48番とは

⁵¹ 山崎芳数ほか「昭和8年度第27回調査報告書 第4巻瀋陽外3県調査班 第4編遼陽県調査」50頁、『東亜同文書院第30期生第27回支那調査報告書 自第4巻—第6巻』（『中国調査旅行報告書』雄松堂出版、1996年）、産業部大臣官房資料科『綿布並に綿織物工業に関する調査書』国務院産業部大臣官房資料科、1937年、12-14頁。

⁵² 『康徳3年戸別調査之部（第3分冊）』1頁。

⁵³ 近代産業による労働力の吸収が農村に与える影響については、梶尾子治『満洲に於ける農地集中分散の研究』満洲事情案内所、1942年、69-70頁。

長期の「雇牛具」の慣行を行っていた。農業収入を比較すると、11番(14.66円)は9番(80.1円)や10番(33.02円)より少ないが、農業外収入(160円)を合算した収入は174.66円にのぼり、収支差引も含めてほかの2戸を大幅に凌駕していた。

表 4-2 1935年における遼陽県前三塊石屯の農家経営状況

農業外就業	番号	経営形態	所有熟地面積(畝)	貸付面積(畝)	小作面積(畝)	耕作面積(畝)	家族人数(女)	自家労働力(人)	雇用労働力	農業現金収入(円)	小作収入	農業外就業収入(円)	経常収入合計(円)	小作料支出(円)	労賃支出(円)	生活費(円)	経常支出合計(円)	収支差引(円)
なし	9	地・自	27.0	2.0		25.0	5人(2人)	男2、女2		80.10	なし(租税公課の一部負担)		80.10			34.44	83.81	-3.71
	10	地・自	21.0	6.0		15.0	3人(1人)	男2		33.02	粟2.02石、高粱3.76石、粟のわら352.96斤、高粱のわら1103.00斤		33.02			9.94	57.72	-24.25
あり	11	地・自・小	30.0	24.0	12.0	18.0	8人(3人)	女3	20日	14.66	大豆6.32石、大豆のわら1103.00斤	160.00	174.66	20.00	8.00	101.65	155.49	19.17
	18	自作	17.7			17.7	8人(4人)	男2、女1					170.00			66.11	120.18	49.82
	47	自・小	24.0		3.0	27.0	7人(3人)	男2、女2		140.00		30.00	170.00	6.50		41.03	79.49	90.51
	55	自・小	5.0		18.0	23.0	9人(5人)	男1、女3		20.00			264.00	284.00	70.00	93.66	212.52	71.48

注：「農業現金収入」は農産物売却収入のほか副産物売却収入、「貸牛具」及び小役畜・家畜の売却の収入なども含まれ、土地売却などの臨時収入は含まれていない。「経常支出合計」は「小作料支出」、「労賃支出」、「生活費」のほか、租税公課支出、種子費、役畜費、肥料費などが含まれ、冠婚葬祭費や医療費などの臨時支出は含まれていない。「収支差引」は「経常収入合計」から「経常支出合計」を差し引いた金額を表す。そのほかは「表4-1」と同じである。

出典：『康徳3年戸別調査之部(第3分冊)』4-7、136-159頁、をもとに作成。

次に、11番について詳細に検討する。当該農家は実質30畝の土地を所有していたが、うち24畝を小作地として村落内の48番に貸出し、小作料として穀物を受け取っていた。その代わりに7番から12畝の土地を借入し、小作料20円を支払っていた。このように、11番は地主、小作、自作、農業外就業などの多様な経営形態を組み合わせながら農家経営を展開していた。家族人数に違いがあるため、9番と10番とを単純に比較することは難しいが、11番は農業外就業に家計の主軸を置くことでより効率的に家族労働力を配分していたといえる。11番は、9番や10番のように自家労働力の総数を農繁期に合わせて調整することもできたが、そうすることによって農閑期あるいは通常期に家庭内余剰労働力をうみ出しえた。むしろ、家内男性労働力をより収入の多い工場に就業させ、農業をすべて女性労働力に依存して農繁期に不足する労働力を雇農や「換工」、「雇牛具」などで補っていた方がより多くの利益をあげることができたのである。

11 番のように農業外就業を含む多角的経営を展開していた農家は、ほかにも表 4-2 の 18 番や 47 番、55 番などがある。18 番は 17.7 畝の土地を 3 人（男 2、女 1）の自家労働力によって耕作し、男性 1 人が常勤労働力として桜桃園鉦山で働いていた。当該農家に農業収入が全くなかったのは、農産物をすべて自家で消費していたからであろう。炭鉦で勤務していた男性が 170 円の賃金をえており、ほかの出稼ぎ労働者よりも高額収入をえていたことがわかる。これは炭鉦で勤めていた 18 番の長男が「把頭」であったからである。18 番の長男は調査当時 36 歳で、12 年前から継続して炭鉦で働いたが、文字を読めたことから 2 年前に「把頭」に抜擢された。「把頭」になる前の労賃は 1 日約 0.5 円であったが、「把頭」になってから 1 日約 1 円にまで増加した。また、「把頭」になったことが当該村落から多くの労働者を同地に輩出した一因であったという⁵⁴。

47 番は男性 2 人と女性 2 人が 27 畝の土地を耕作し、男性 1 人が王家堡子鉦山に 2 ヶ月間出稼ぎに行っていた。農業収入と出稼ぎ労賃、経常支出合計を合算すれば、同農家の収支差引は約 90 円もあった。55 番は村落内でも比較的規模が大きな家庭であり、9 人の家族がいた。自作地に加えて小作地を借入れ、男性 1 人と女性 3 人によって農業労働を行い、ほかの男性 2 人が桜桃園鉦山で働いていた。当該農家は子供 3 人を除いて、すべての成員が農業あるいは出稼ぎに行っていたことで、同農家の収支差引は約 70 円もあった。

表 4-1 のなかにも同様の例が多数みられる。例えば、23 番の男性は小学校教員であったため、農業労働は女性 1 人によって行われ、農繁期に 9.5 日間の日工を雇用して不足を補っていた。28 番では 4 人家族のうち男性 2 人が出稼ぎに行っており、農業労働は 2 人の女性が行っていた。61 番でも農業労働が 4 人の女性労働によって行われ、男性 1 人は月工（7 ヶ月）として雇用され、男性 1 人は鉦夫として働いていた。この数戸に至っては、男性労働力が全く家内農業労働に従事しておらず、すべて女性によって耕作されていた。

さらに注目すべきことに、当該村落の 5 戸の地主農家（1-5 番）はすべて出稼ぎに行っていた。これは、満洲の地主が必ずしもすべてが広大な土地を所有して小作料のみで生活する、いわゆる大地主ではなかったことを意味する。零細化により労働手段や労働力が不足したこれらの農家は、農業収入を小作料のみにし、家内労働力を農業外就業に赴かせることでより高収入をえていた。加えて、同村落には全く農業経営をせずに、農業外就業のみで生計を立てていた「雑業」農家も数戸いた。5 戸の地主農家の事例とも合わせて考え

⁵⁴ 愛甲前掲「南満洲農村に於ける出稼労働の問題」。

れば、農業外就業が可能な地域では既に脱農化が進展していたともいえよう。

上で列挙したこれらの農家は、北満洲のように大経営農家が自ら労働を行わず雇農に農作業を行わせ、多くの家庭内労働力を持て余すという状況ではなかった。零細化が進展した前三塊石屯では、土地集約的な大経営に移行することは難しく、現有地のみで農業経営を展開せねばならなかった。しかし、農業外就業の機会が多い当該地域では、農家は農業経営を必要最低限にとどめ、家計の重点をより高収入をえられる農業外就業に移行することで、より多くの利益をあげることができた。また、農家は、経営方式を多様化し、すべての労働力を自然災害に遇う可能性もある農業に配分するのではなく、農業外就業にも労働力の一部を分散することで農業経営の不安定さを回避する一面もあったといえよう。

満洲の重工業部門の中心であった昭和製鋼所について考察した趙光鋭は、南満洲の農村より雇用されていた出稼ぎ労働者の「多くが農村・農業から完全に離脱してな」く、「家庭収入はあくまで農業で出稼ぎ収入は補助的であった」と指摘している⁵⁵。しかし、趙の分析では論じきれていない側面があったことにも目を向ける必要がある。すなわち出稼ぎを単なる余剰労働力の送付とみなすべきではなく、むしろ南満洲の農家は家内労働力を優先して出稼ぎに送付していた側面が強いという点である。満洲における農業サイクルを踏まえて考えれば、零細化が進行していた南満洲においては、これら農家は農繁期の需要に即して家内労働力の多寡を調整するのではなく、男性労働力を農業外就業に、女性労働力を農業に配分することによって、より多くの収入をえようとしていた。そして、農繁期に不足する労働力を雇農や各種農業慣行を利用して補っていた。自家労働力を農繁期に合わせて雇農を雇用しない農家経営を展開することも可能であったが、自家労働力を送付して農繁期に雇農を雇用した方がより多くの収入をえることができたとも換言できる。農家は合計収入が最大となるように家内労働力の保留と送付を組み合わせながら農家経営を行っていたのである。

おわりに

本章では、近代の南満洲、特に産業化が進展していた地域における農村経済の実態について、農家経営と農業外就業との関係から検討し、そこからみえてくる南満洲の農村社会

⁵⁵ 趙光鋭「昭和製鋼所」松村・解・江田前掲『満鉄労働史の研究』。

の一端を明らかにした。その内容をまとめると次の通りである。

第1節では、満洲における農業外就業の概況を整理した。満洲における農業外諸産業の本格的な発展は、20世紀に入って以降からであった。農業中心であった満洲社会は近代、特に満洲国期以降の開発に伴って農業外諸産業が大きく発展し、より多くの農民がそれらの就業機会を選択することが可能になった。しかし、これらの産業は主に南満洲に集中していたため、南満洲と北満洲とでは就業の可能性は大きく異なっていた。南満洲の多くの地域では農業外諸産業への就業が可能であり、多くの農民が地域の特性に合った職種に就業していた。一方、北満洲は、まだ発展初期段階であったため、大量の労働力を吸収する段階には至っていなかった。

第2節では、南満洲の農業経営形態について分析し、その特徴や北満洲との差異を明らかにした。南満洲では、農業外就業の多様性と商品作物の栽培という条件があったため、女性も重要な農業労働力であった。また、各種農業慣行（「牛具」や「換工」など）も南満洲で多くみられ、双方の農家にとって利益が一致していた形で展開されていた。女性労働力や各種農業慣行は、南満洲の零細化した小経営農家がわずかな土地や労働手段、労働力を農家経営に活かすための重要な手段であった。対照的に北満洲では、これらはほとんどみられなかった。満洲国期の北満洲は、依然としては大経営農家と膨大な土地無所有者層とに二極化する構造があった。北満洲では、大規模経営がより合理的とされたため、大経営農家は労働力や大役畜、大農具を農業に集中投下していた。そのため、十分な労働手段を所有する北満洲の大経営農家にとってこのような農業慣行は必要がなかった。加えて、農法などにより北満洲の農業労働は女性には適していなかった。

第3節では、農家労働力と農業外就業の関係に着目し、農家経営の実態についての分析を行った。近代以降の開発に伴い南満洲では農業外諸産業が拡大し、産業化が進展した都市や県城、市鎮の近隣に居住する農民にとって就業の選択肢が急増した。多くの農民が地域の特性に合った職種に就業することが可能となり、農家経営もそれに伴って多様化していった。これらの就業は、単なる余剰労働力の送付という側面よりも、農家がより多くの利益をえるための、各地域の特性や需要に合った産業への労働力分散であった。つまり、農家はより収入の多い農業外就業に労働力を送付し、保留する労働力や雇農、各種農業慣行で農業を行っていた。各農家は労働力を最大限に活用することを通して、戦略的な農家経営を展開していた。

それでは、以上で分析した南満洲の農家経営からいかなる地域性が看取でき、また北満

洲や「中国本土」の農村との間にどのような共通性や差異が見出せるのであろうか。

南満洲の農家経営や農村社会の構造は、村落と鉄道との距離、商品作物の栽培程度、農業外諸産業への就業機会の多寡などによって影響されていたといえよう。本章では南満洲のなかでも産業化が進展していた地域の事例を検討したが、必ずしこの類型にはあてはまらない地域、すなわち農業経営を中心とする地域も存在していた。かような事例として、例えば遼中県黄家窩堡などがある⁵⁶。当該村落は、前三塊石屯と同様に1936年の調査対象でありながら、「鉄道都市等の影響比較的少き地帯」として選定された⁵⁷。黄家窩堡は鉄道沿線から離れており、穀物の出荷は県城や近隣各県、奉天などに分散していた。加えて、零細化は依然として進展しておらず、土地や労働手段は一部の大経営農家に集中し、農業労働も大量の雇農に依存していた。そして、農業外就業をする機会がほとんどなく、多くの余剰労働力は村落内で雇農として雇用され、主たる家計は農業収入に依存していた。

これらの地域は北満洲と類似した状況にあったといえよう。北満洲は満洲国期によく零細化がはじまってばかりであり、依然として大経営農家を中心とする社会構造であった。南満洲の一部地域や華北地方、江南地方と比較して、同時期の北満洲では農業外就業や家庭内副業の選択肢は少なく、それらは農家経営を支えるほどの力量を備えていなかった。加えて、北満洲では常時大量の農業労働力を必要としていたため、雇農の労賃は常に高賃金を維持しており、労働力不足になると高騰する状況はさらに顕著となった。つまり、北満洲においては農業外諸産業に就業するよりも、むしろ雇農として雇用された方がより高賃金をえられる労働力の需給関係が常に存在していた。

本章で検討した前三塊石屯は、鉄道駅から近く、人やモノが移動しやすい環境にあった。加えて商品作物の棉花が多く栽培され、また周辺に就業できる炭鉱や工場などが多数みられたため、多くの農家が容易に多角的な経営を展開しえた。この類型に属する南満洲の村落はほかにも多数存在し、例えば蓋平県や新民県、朝陽県などの一部の地域が含まれる。農業外就業の選択肢が豊富なこれらの地域において、零細化は必ずしも農家の困窮を意味しなかった。零細化と農業外就業とは相互に関連しながら展開していき、農家により多くの選択肢を提供することになった。同時期の華北地方や江南地方に目を向けると、例えば、

⁵⁶ 遼中県黄家窩堡については、『康徳3年戸別調査之部（第3分冊）』181-332頁。

⁵⁷ 満洲帝国産業部大臣官房資料科編『農村実態調査（総合・戸別）調査項目』満洲帝国産業部大臣官房資料科、1939年、2-3頁。

1930年代の河北省では「副業」（棉業）と「主業」（農業）の逆転現象が起きており、江南地方でも農家余剰労働力は家庭内副業や非農業職業に用いられ、その収入が家計の主要な収入源になっていた⁵⁸。零細化した農家の経営重心が農業から農業外就業や副業に移行するという点についてみれば、南満洲の産業化した地域はこれらの地域と非常に類似していた。換言すれば、地理的・歴史的背景や商品経済の進展、多様な農業外就業の選択などの諸要素を有していた南満洲のこれらの地域は、華北地方や江南地方のような農村経済モデルに向かっていったといえる。

⁵⁸ 三品英憲「近代における華北農村の変容過程と農家経営の展開——河北省定県を例として」『社会経済史学』第66巻第2号、2000年。曹幸穗『旧中国蘇南農家経済研究』北京、中央編訳出版社、1996年。上海周辺農村における都市工業と農村手工業の分業構造については、弁納才一『華中農村経済と近代化——近代中国農村経済史像の再構築への試み』汲古書院、2004年、がある。

第5章 分家からみる近代北満洲の農家経営

はじめに

本章は、北満洲における大農経営の解体過程とそれに伴う農家経営の変容に着目し、近代以降に開墾が急激に進展した北満洲の村落社会の特徴を分析するものである。

1970年代以降の中国農村史研究においては、中国農民層分解を理解する枠組みとして「小ブルジョアの発展論」が注目され、多くの議論がなされてきた¹。関連議論を整理した三品英憲によれば、これらの成果は「大経営一般の富農的性格を、生産力的な分析にもとづいて否定したこと」や、「近代中国の『中進』『先進』地帯では、小経営形態での生産が基本的に可能な生産力段階に到達していた」ことを明らかにしたことにある²。しかし、これらはいわゆる「中国本土」の地域を対象としており、満洲は検討対象に含まれていなかった。

満洲農村の性質については戦前から日本人学者によって夙に議論されてきたが、戦後は専ら日本植民地史研究の視点から分析が進められた。対して、地域史としての中国東北地方史が注目されるようになったのは1980年代に入ってからのものであり、華北地方や江南地方を対象とした詳細な実証研究の蓄積に比して満洲の農家経営についての実証分析は依然として不十分な段階にとどまっている。かかる状況のなか、近年の満洲の農家経営に関する最新の論考として王大任の諸研究があげられる³。王は、大量の雇農を利用した満洲の大規模経営が粗放的かつ掠奪式農法であり、土地生産力の低下をもたらした要因であると主張する。また、環境の変化に伴って農家が最大利益の獲得から家計の均衡維持に生計戦略を転換したことも指摘している。しかしながら、王の指摘は概括的段階に留まっており、史料に依拠した詳細な実証分析であるとはいえない。

¹ この論争の過程や意義を整理した論考に、奥村哲『中国の資本主義と社会主義』桜井書店、2004年、第8章「『農民層分解』に関する諸説の検討」や、三品英憲「近代中国農村研究における『小ブルジョアの発展論』について」『歴史学研究』第735号、2000年、がある。

² 三品前掲「近代中国農村研究における『小ブルジョアの発展論』について」。

³ 王大任「近代東北地区雇工経営農場の再検討」『史林』2011年第4期、王大任「压力下的選択——近代東北農村土地関係的衍化与生態変遷」『中国経済史研究』2013年第4期。

満洲における農業生産をより長期的な視点から検討したのが角崎信也である⁴。角崎は、大経営が小経営に比して著しく合理的かつ有効的であった点に北満洲の農業生産の特徴を見出している。角崎の研究では満洲国期と土地改革以降における農業生産形態の比較を通して、北満洲の特性がより明確に浮き彫りにされている。すなわち、北満洲の農耕に必要な不可欠な大役畜と大農具は満洲国期には大経営農家に集中していたが、土地改革でそれらが分散したことにより生産効率が著しく減退したというのである。

風間秀人は満洲国の統制経済期における農家経営の変容に着目し、北満洲農業経営の停滞や後退現象がみられたことを指摘した⁵。また、この時期の北満洲では、「富農を含む全農業経営者の下降分解、換言すれば全般的落層も起こり得る状況であった」と結論付けている。日本による植民地支配の影響から農民層分解を検討した点は示唆に富むが、満洲における内在的な要素や下降分解後の農家経営の変容に関する分析は行われていない。

これらの研究が示すように、従来の満洲の農家経営研究は大農経営の独特性を明らかにすることに集中していた⁶。「中国本土」を対象とする中国農村史研究がこれまで満洲を度外視してきたように、満洲の農家経営研究もまた中国農村史研究の文脈のなかに明示的に定位しようとしてこなかった。これを端的に示しているのは、「大農経営の発展が東北のみに生じたのか、また、中国全体のなかで東北がいかんにか位置づけられるのかは明らかにされていない」という弁納才一の指摘である⁷。清末以降に急激に開墾・開発が進展した満洲の農家経営の特徴を明らかにするためには、満洲と相当な構造的差異がみられる「中国本土」との比較分析が必要である。また、両者の間にいかなる共通点や差異点があったのかを示すことは中国農村史研究にも新たな寄与をしようするよう思われる⁸。

⁴ 角崎信也「土地改革と農業生産——土地改革による北満型農業形態の解体とその影響」『国際情勢』第80巻、2010年。

⁵ 風間秀人「『満洲国』における農民層分解の動向（I）——統制経済期を中心として」『アジア経済』第30巻第8号、1989年。

⁶ ほかに、衣保中「論近代東北地区的『大農』規模経済」『中国農史』2006年第2期、などがある。

⁷ 久保亨編『中国経済史入門』東京大学出版会、2012年、第8章「農村経済史」（弁納才一執筆）。

⁸ この点については安富歩らが満洲社会の特徴を満洲の冬、大豆、县城一極集中など諸点から明らかにし、また山東省との比較研究を通してその特徴をより明確にしている。安富歩・深尾葉子編『満洲の成立——森林の消尽と近代空間の形成』名古屋大学出版会、2009年。

以上の問題意識を受けて本章では、近代以降の北満洲の大経営農家がどのような経緯で解体するに至ったのか、解体後の農家経営はどのように変化したのか、またそれが「中国本土」とはいかなる共通点や差異を有していたのかについて検討する。具体的な方法として、綏化県蔡家窩堡という村落において卓越する大農家であった蒼氏に焦点をあて、当該一族の解体と農家経営の変化を検討するという手法を採る。従来の宗族研究は法制史や社会史の視点からの議論に集中していたが、これに対して本章では経済史の角度から一宗族の変容を分析する点にも特徴がある⁹。

本章では、主に 1935 年満洲国実業部臨時産業調査局による第 1 回農村実態調査及び 1939 年に南満洲鉄道株式会社調査部によって実施された再調査の関連報告書を用いる¹⁰。これらには同一村落で実施された 2 調査の記録が収録されており、長期的な視点から一村落の変容を分析することが可能となっている。また、量的情報を中心としている調査報告書と、調査員が記録した「分書」（分家文書）などの質的情報とを対照させて吟味する。

もう 1 つの中心資料は、筆者が現地調査において入手した『蒼氏家譜』（2006 年刊行）と、蒼氏の末裔を対象に行ったインタビューの記録である¹¹。当該家譜は 1991 年から約 13 年間かけて族人によって編纂され、「序言」、「世系表」、「排序表」など全 8 章からなる。このうち、第 6 章「家史概述」が綏化県に移住後の同族の歴史が記述されている部分である。ここでは各族人の簡単な経歴が記されており、現代にいたるまでの長期にわたる一族の変化を知ることができる。当該家譜を発見したことは以下の 2 つの意義があると考えられる。第

⁹ 満洲における宗族研究として聶莉莉の研究があげられる。聶は、人類学の視点から近代から現代に至るまで国家統治が宗族に与えた影響や変容について検討した。聶莉莉『劉堡——中国東北地方の宗族とその変容』東京大学出版会、1992 年。

¹⁰ 1935 年の調査は国務院実業部臨時産業調査局編『（産調資料 1）康德元年度農村実態調査 戸別調査之部』（全 3 冊）国務院営繕用品局用度科、1935 年（以下、『戸別調査之部』）、1939 年の再調査は、南満洲鉄道株式会社調査部『北満農業機構動態調査報告——第 2 編北安省綏化県蔡家窩堡』博文館、1942 年（以下、『蔡家窩堡（再調査）』）、蒼氏の分家については、岩佐捨一「北満農村に於ける大家族分家の一事例——綏化県蔡家窩堡屯」『満鉄調査月報』第 20 巻第 12 号、1940 年、がある。また、満洲国期に日本人がしばしば村落を訪れて農家、特に蒼氏一族の農家に宿泊していた。また、村内を案内した際に飴をもらったことを蒼氏の末裔が記憶している。「蒼久頭氏インタビュー記録」2011 年 8 月 2 日、未定稿。

¹¹ 蒼久助・蒼久武・蒼恵馨編『蒼氏家譜』私家版、2006 年。

1 は、調査資料の正確さを確認できる点である。農村実態調査報告書の史料としての信憑性については多くの研究者から疑義が示されてきた。しかし、蒼氏に限定していえば、これらの調査報告書が相当な正確さを有していることを家譜から確認できる¹²。第 2 は、農家経営や分家の内幕をより詳細に検討できる点である。第 1 回目の農村実態調査の報告書は統計情報を中心としているため、立体的に農家経営を把握することが困難であった。家譜を入手したことで、各族人の経歴（出没年、学歴、仕事など）を特定することができ、詳細な農家状況を分析することが可能となった。

以下、第 1 節では、北満洲における農家経営形態を概観する。第 2 節と第 3 節では蒼氏一族に焦点をあて、第 2 節では蒼氏の分家過程を、第 3 節では 1930 年代における蒼氏各農家の経営状況及び変容過程をそれぞれ検討する。

第 1 節 北満洲における農家経営形態

北満洲は自然条件や農耕技術の事情により、農耕作業を行う上で南満洲や中国の他地域と異なる特質を有していた。すなわち、北満洲は「緯度高く概して傾斜緩やかであり、土壌は重粘にして且つ加湿」であり、「土壌を好適の状態に置く為には、高畦作りが必要であり、之が技術的にも経済的にも可能且つ合理的な方法として、大きな犁丈（鋤）による比較的深い耕起がなされ、その結果畦幅は南満に比して広く又畦は高くなる」という特徴がみられた。作物や土壌、役畜の効率によって細部は異なるが、15-20 晌（1 晌は約 74 アール）を耕作するために少なくとも役畜 3 頭、成人労働力 3 人が必要とされていた¹³。

北満洲における農法は、「実際に自給肥料の生産に於て非常に労力が省かれて居り、耕起、整地、播種に於ても手入れが可成り粗雑となり、又其他の農耕過程に於ても、就中除草等に於て著しく人手が抜かれて居る」と述べられているように、非常に粗放的であった¹⁴。農繁期にあたる除草期（5 月下旬-7 月下旬）は雨期であり、除草等の作業に最も労働力が

¹² 族員は日本に一族の関連史料があることを知っておらず、家譜を編纂する際に全く参照していなかったという。「蒼久頭氏インタビュー記録」2011 年 3 月 12 日、未定稿。

¹³ 実業部臨時産業調査局編『康徳元年度農村実態調査報告書 産調資料（45）ノ（3）農業経営篇』実業部臨時産業調査局、1937 年、4-5 頁（以下、『45-3 農家経営』）。

¹⁴ 『45-3 農家経営』3 頁。

必要とされた¹⁵。除草期における土地 1 晌あたりに必要とされた労働力は、大豆では約 5 人、小麦では約 3 人、高粱では約 5 人であった¹⁶。

かかる農業環境のもとで、清末以降に急速に開墾が進んだ北満洲においては、大経営農家は村落内において極めて強い支配力を有しており、有利な状況で農家経営を展開していた。以下では、その背景を土地経営規模、労働力、労働手段の 3 つの要因からみてみよう。

第 1 の土地経営規模とは土地の集中のことである。北満洲ではわずか 5.5%の農家が 46.19%の土地を所有しており、半雇農や雇農が人口の 57.5%を占めた。これについては当時の調査員も「耕作地の配分は非常に不均衡であつて、総戸数の 5 分の 1 に充たない 20 晌以上の耕作者が、全耕地の 8 割 5 分に近い面積を耕作して居り、他方全戸数の半数の者が殆んど耕作せざる状態にある」と指摘していた¹⁷。また、調査員は耕作面積の多寡によって農家経営形態をさらにいくつかの階層に分類した。それぞれ 100 晌以上の土地を耕作する大経営農家（富農）、20—100 晌を耕作する中経営農家（さらに 20—50 晌は中経営下、50—100 晌は中経営上）、20 晌以下を耕作する小経営農家である¹⁸。先に入満した者が払い下げなどで安価で広大な土地を入手して大土地所有者となり、後から移住してきた者は雇用労働者になるという構図のもとで村落社会が形成されていた¹⁹。

第 2 は豊富な自家労働力と大量の雇農に依存する農耕方式である。満洲国期の北満洲では大経営農家は 1 戸あたり 24.59 人という圧倒的な家族人数を誇っていた²⁰。満洲では土地を開墾する際に豊富な自家労働力が不可欠であり、交通不便な未開地では匪賊や野獣に対する防衛にとっても家族構成員の多寡は重要な要素であった²¹。豊富な自家労働力を有

¹⁵ 天野元之助『中国農業の地域的展開』龍溪書舎、1979 年、30 頁。

¹⁶ 佐藤武夫『満洲農業再編成の研究』生活社、1942 年、122—23 頁。

¹⁷ 『45—3 農家経営』15 頁。

¹⁸ この点についてはより詳細な分類が必要であるが、本章では耕地面積で大経営農家（100 晌以上）、中経営農家（20—100 晌）、小経営農家（20 晌以下）に大別する。実業部臨時産業調査局編『康徳元年度農村実態調査報告書 産調資料（45）ノ（1）農家概況篇』実業部臨時産業調査局、1937 年、52、55—56 頁（以下、『45—1 農家概況』）。

¹⁹ 石田精一『北満に於ける雇農の研究』博文館、1942 年、10—11 頁。『45—1 農家概況』21 頁。

²⁰ 『45—1 農家概況』52、55—56 頁。

²¹ 『蔡家窩堡（再調査）』20—21 頁。

していた農家は農家経営において有利な状況にあったが、経営規模の拡大に伴って直接的農業労働は専ら雇農に依拠するようになった²²。雇農への依存度が最も大きいのは大経営農家であり、農業労働のほとんどは雇農に依拠していた。中経営農家は大経営農家ほどではないものの、農業労働の大部分は雇農に頼っていた。小経営農家は自家労働力を中心としながら、不足する常時労働力や農繁期に雇農で補っていた。

第3は大役畜や大農具などの労働手段の集中である。約8割の大役畜と大農具が総戸数5分の1に満たない農家に集中し、特に耕作面積が100晌以上の大経営農家へ集中が明白であった²³。一方、小経営農家が所有する大役畜は全体の5%しかなかった。これらの労働手段は北満洲の農耕において極めて重要な役割を果たしており、特に大役畜は整地や中耕において最も重要な労働力提供者であった。さらに、大役畜は肥料や収穫物などの運搬、磨や碾子による精白調製・脱穀の動力としても広範に使用されており、大役畜なくしては農耕が全く不可能であったといっても過言ではない²⁴。

以上のような自然環境や農法などにより北満洲では広大な土地と豊富な労働手段を保有していた大経営農家が有利な立場にあった。対照的に、これらを十分に有していなかった小経営農家の経営は往々にして困難に直面した。北満洲の農業環境が小経営農家にとって不利であったのは労働力や大役畜の投下のあり方以外に、女性労働力のあり方や農家間の相互扶助の欠如とも関連していた。満洲の農業労働力はほとんど男性に集中しており、女性の労働従事者はほとんどみられなかった。南満洲の一部の地域においては女性が自家農業労働に従事したり、雇農として雇用されたりした事例もあったものの、普遍的にみられた現象ではなかった。北満洲においても、貧農家庭の女性が極稀に一部の軽労働に携わっていたにすぎなかった²⁵。また、農家間の労働力交換や労働力と農具との交換などの相互

²² 大家族の利点について仁井田陸は、「大型家族員が協働する場合には労力は経済であり収益は多く、農業経営にその利点が発揮でき、消費もまた節減できる点からいえば利点が重なる」と指摘している。仁井田陸『中国の農村家族』東京大学出版会、1952年、104頁。

²³ 『45-3 農家経営』23、53-54頁。

²⁴ 『45-3 農家経営』19頁。また、大役畜の種類も農作業の効率を左右する重要な要素である。この点については、満洲における馬の重要性について検討した、永井リサ・安富歩「凍土を駆ける馬車」安富・深尾前掲『満洲の成立』、が示唆に富む。

²⁵ 『45-3 農家経営』84-85頁。

扶助が北満洲でほとんど行われていなかったことも小経営農家にとって不利な要素であった²⁶。

第2節 蒼氏の分家

(1) 蒼氏の移住

蔡家窩堡の歴史は蒼氏と蔡氏の2家族による開墾から始まった²⁷。蒼氏は満洲八旗（鑲藍旗）に属し、順治年間に一度北京に移住したが、招民開墾政策に伴って乾隆年間に熱河省に再移住した。その後奉天省復県西藍旗屯への移動を経て道光年間に吉林省双城堡劉鎮窩堡に移住し、旗人の劉凱から20晌の小作地を借りて20数年間生活していた。双城堡で若干の貯蓄ができたため定住地を探していたところ、綏化県一帯の開放を聞き、1872年に一族20余名が蔡氏一族と共に蔡家窩堡に移住した。後に蒼氏の一族人が語った「壮年時代に馬車に家財家具を満載して一家の者がはじめて現在の地に入植した当時、周囲は蒙古人の遊牧地であり現在の哈爾濱は未だ松花江畔に漁家が数戸点在する一寒村に過ぎなかった」という回想からは、開墾前の蔡家窩堡一帯の様子がうかがえる²⁸。

蒼氏は開墾当初に荒地約90晌の払い下げを受け、その後土地を漸次増やしていった。1930年頃には約3,000晌土地を所有するようになり、近隣において卓越した一族となっていた。蒼氏は土地のみならず、大役畜や大農具などの労働手段も集中して所有しており、農家経営を有利に展開していた。報告書に「経済的にも経済外的にも永らく本屯を支配し、蒼家に忠実でない小作人は忽ち却けられ、茲に蒼家を中心とする本屯の歴史が繰り上げられて来た」と記されているが如く、蒼氏の勢力は圧倒的なものであった²⁹。

蔡家も同様の過程で経営規模を拡大していったが、度重なる分家により徐々に零細化し、

²⁶ 『45-3 農家経営』5頁、109頁。南満洲の一部では互助関係がみられ、それについては、石田精一「南満の村落構成——特に旧官荘所在地を中心として」『満鉄調査月報』第21巻第9号、1941年、を参照。華北農村における互助関係については、内山雅生『現代中国農村と「共同体」——転換期中国農村における社会構造と農民』御茶の水書房、2003年、を参照。

²⁷ 岩佐前掲「北満農村に於ける大家族分家の一事例」。

²⁸ 平野蕃『満洲の農業経営』中央公論社、1941年、30頁。

²⁹ 『戸別調査之部』（第1分冊）183頁。

満洲国期に至ると一族に乞食をする者さえいた。豊富な生産手段や労働手段を背景に農家経営を拡大していった蒼氏とは対照的に、蔡氏一族は没落していたのである。

(2) 蒼氏の分家

以下では蒼氏一族の分家に着目し、分家するに至った経緯やその過程について考察する(本章文末「参照資料」参照)³⁰。

①1 回目の分家

日本人調査員が残した「分書」によれば、蒼氏は「家族内の状況が入り乱れており、同居することが難しい」ため分家するように至ったが、その決定的なきっかけになったのは「十一弟蒼毓芬が外で負債」したことである。四世の末弟である蒼毓芬(生没年不詳)は、1926年に知人の李某と折半して出資し、資本額黒龍江官吊400万吊をもとに綏化県城に銭荘信学銀号を開業した。数年間営業を続けたものの世界恐慌に遭遇して出資金を損失した上、さらに黒龍江大洋8万元あまりの負債を負うに至った³¹。

家譜より蒼毓芬の経歴と当時の状況をみると、蒼毓芬は「綏化県城内の頭一堂という菓屋の店員を務め」、後に「より多くの大金を稼ぐために家族と相談もせず、勝手に県城で銭荘を開業」した。しかし、「数年もせずに事業金を損したのみならず、巨額の借金を負う」ようになり、本人は「海倫県三井子に逃亡」していた。その間にも多くの債主が蒼氏に取立てに来たという。一部を返済したものの返済されなかった額は大きく、家計は次第に悪化していった。この状況に対し一部の族人は分家を極力阻止しようとしたが、1931年1月頃にはついに11戸に分家するに至った³²。

以上のように調査資料と家譜に記載された分家の理由は概ね一致している。さらに家譜が伝えるところによれば、当時の家族内にはもう1つの問題が潜んでいた。すなわち「5

³⁰ 中国における分家や家産均分主義について、仁井田前掲『中国の農村家族』。また、中国における家族の慣習は法制史の視点から論じた研究として、滋賀秀三『中国家族法の原理』創文社、1967年、がある。

³¹ 岩佐前掲「北満農村に於ける大家族分家の一事例」。貨幣流通の状況や背景については、塚瀬進『マンチュリア史研究——「満洲」600年の社会変容』吉川弘文館、2014年、190-195頁を参照。また、当時の換算率については、南満洲鉄道株式会社庶務部調査課編『哈爾濱大洋票流通史』南満洲鉄道株式会社庶務部調査課、1928年、を参照。

³² 『蒼氏家譜』48-49頁。

世兄弟の3分の1がアヘンを吸飲しており」「お金ある者は購入して吸うが、お金ない者は家産を盗むようになったため」、「労働に従事する族人が多くの不満を抱くようになり、労働をしなくなり、家事に関心ある人も漸次に減って」いった³³。この点からもわかるように、分家前の蒼氏は豊富な自家労働力による労働生産という大家族の優勢を既に有しておらず、同一家計であることの意味が薄れていた。また、このような負債をきっかけとする分家は、一族が危険を回避・軽減するための戦略としての性質を有していた。すなわち、一族全体の衰退を招くよりも、「被害」を最小限に軽減すべく分家を選択したことがみてとれる。分家の際に「兄や甥は同族の情を思い、[蒼毓芬が]常に債務を負うのを忍びないことを考慮して、協議した結果各戸から既耕地10晌を出資してその返済に充てる」と家譜に記述されているように、同族内の相互扶助もみられた³⁴。

②2 回目の分家

1931年の第1回目の分家から1935年の農村調査が実施されるまでの間にさらに2戸の農家が再分家を行った。蒼毓斌(生没年不詳)一家は長男O(1906-72年)と次男P(1914-79年)の2戸に分家した。C(1885-1942年)は父蒼毓欽(生没年不詳)の死後、戸主として弟のD(1896-1948年)とE(1904-75年)と共に生活していたが、「分書」の記載によれば「父が早逝し、さらに母も老い家事を管理できない」ため、1931年12月に所有家産を3兄弟に均分した³⁵。この2つの再分家は、いずれも将来不和を起こさないための「和分」(家庭内の不和が原因ではない)であり、一般的にみられた分家の形態である。

³³ 『蒼氏家譜』67-69頁。

³⁴ 岩佐前掲「北満農村に於ける大家族分家の一事例」。

³⁵ 第1回目及び第2回目分家時の立会人などについては、岩佐前掲「北満農村に於ける大家族分家の一事例」を参照。

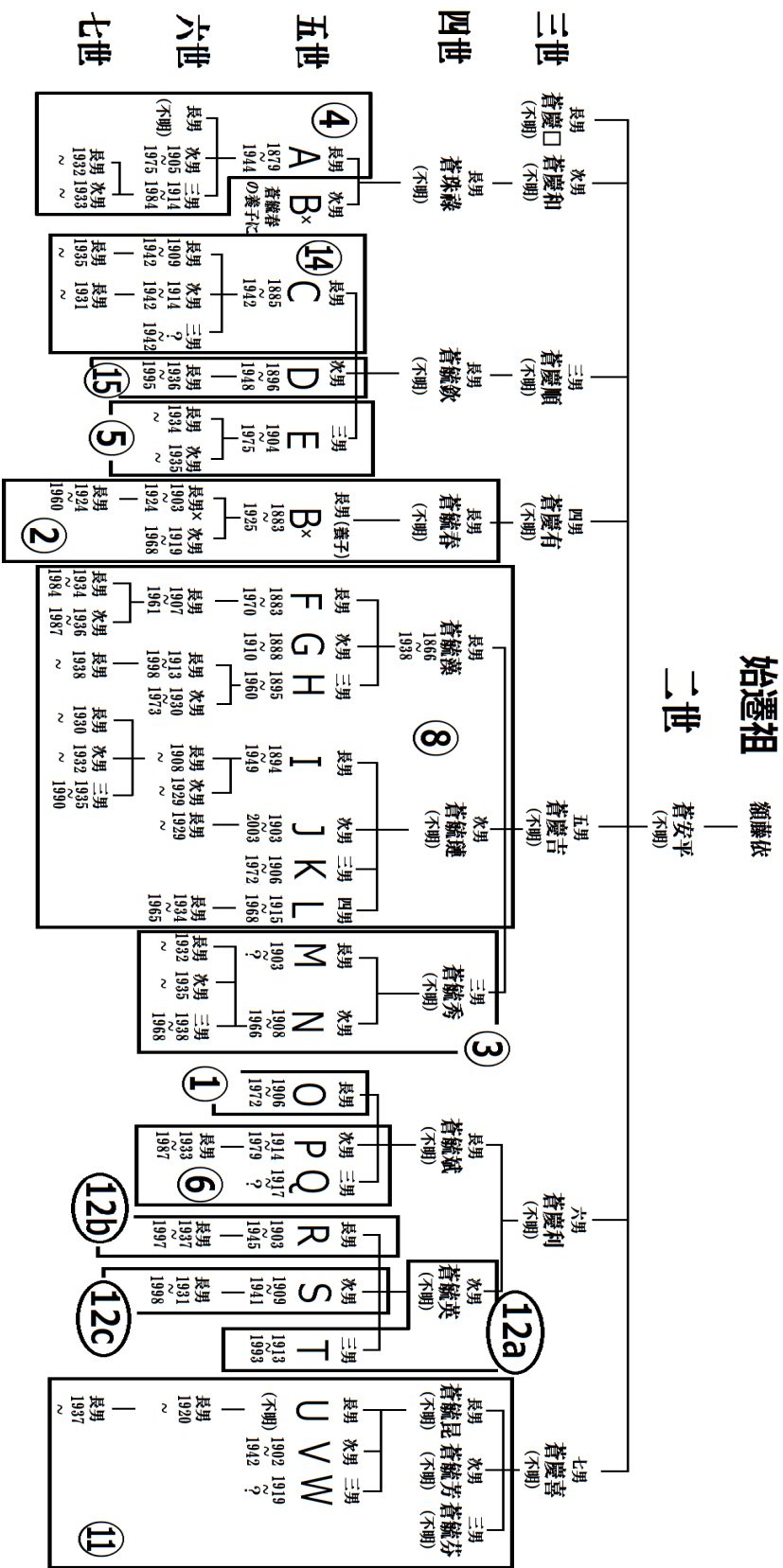


図 5-1 蒼氏家系図

注：本家系図は、七世以前かつ1939年以前に生まれた人のみ対象とする。(番号)は農家番号を表しており、(12a) (12b) (12c) は分家前の12番農家を表している。×は分家時に既に亡くなった人を表す。また、個人情報保護のため、五世兄弟をアルファベット (英及び本文と一致) を以て表し、六世以降は名前をすべて省略する。

出典：『蒼氏家譜』及び『戸別調査之部』（第1分冊）、若佐前掲『北蒲農村に於ける大家族分家の一事例』に基づき作成。

③3 回目の分家

1936年11月、12番蒼毓英（生没年不詳）一家は将来不和を起ささないために、蒼毓英、R（1903-45年）、S（1909-41年）の3戸に分家した。表5-4の1938年の3戸の農家概況は土地や大役畜、大農具のほとんど均分されたことを示している。第3回目の分家は第2回目の分家と同様に「和分」であったが、やや特殊なのは蒼毓英が分家後も12aの戸主を担っていたことである。この理由については報告書や家譜に記されていないが、おそらくT（1913-93年）が3兄弟の末弟かつ未婚であったため、まだ労働が可能な父毓英（分家時50代後半）と生活をするようになったからだと考えられる。12aに6晌分の養老地が多く配分されたのも、毓英の将来のために留保した分であろう。

(3) 家産の分割

第1回目の分家前の蒼氏は、四世の蒼毓藻（1866-1938年）を家長として、11人の従兄弟を中心に95人によって構成される大家族であった。その家産は、総計約3,000晌の土地（村落内に約800晌）、家屋数十部屋、役畜90頭、大農具約60個、加えて防衛に使用する銃器や弾薬多数という内訳であった。銃器を大量に所有していた点からは北満洲の農民にとっての自己防衛の重要性を読み取れる。なお、銃器類は満洲国建国に伴い政府に回収され、調査当時においては全く所有されていなかった³⁶。

表5-1は1931年の第1回分家の家産分割状況を示しており、土地、家畜、大農具、銃器などがすべて均分されたことがわかる。蒼氏は蔡家窩堡のほかに張内粉房屯や布西界などにも土地を所業していたため、これらもすべて11戸にわけられた。蔡家窩堡の土地は各戸に約80晌ずつ分配されたが、蒼毓藻と蒼毓璉（生没年不詳）の配分は著しく少なかった。調査資料にはこの点に関する記述がないためその理由を知ることができないが、家譜からその内実を確認できる³⁷。分家当時、家族人口が異なっていたにもかかわらず戸ごと均分されたため不満も多く、一族内に不和が起きていた。それを解消するため、家長であった蒼毓藻は不足する配分地を自分と弟の蒼毓璉の分から分与した。一方、誰も欲しがらなかった遠隔地（正紅旗二屯）がこの2戸に配分されたという。土地以外の家畜や大農具なども各戸に均分され、それほど大差はみられない。しかし、こうした均分は必ずしも土地や

³⁶ 岩佐前掲「北満農村に於ける大家族分家の一事例」。

³⁷ 『蒼氏家譜』68-69頁。

労働手段の生産性を考慮したものではなかったことを、分家後の農家経営からみてとれる。

表 5-1 1931年蒼氏における分家後の家産状況

戸主	土地(晌)				家畜(頭)					大農具(個)				銃器	
	蔡家窩堡	張家粉房屯	正紅旗二屯	布西界	馬	牛	騾	驢	豚	大車	犁	碾子	磨	銃(槍)	銃彈
A	82.1037	10.444	—	162.0	3	1	1	—	2	1	1	1	—	—	—
蒼毓春	82.1527	10.444	—	162.0	1	3	2	1	2	1	2	1	1	1	106
蒼毓璉	62.4000	10.444	61.794	162.0	2	1	2	—	3	1	3	1	2	3	501
蒼毓藻	30.1000	10.444	61.794	225.0	3	1	1	—	3	1	3	2	2	3	511
C	81.9995	10.444	—	162.0	3	2	1	—	3	1	3	2	2	3	555
蒼毓秀	75.2197	10.444	—	162.0	3	1	1	—	3	1	3	1	1	3	560
蒼毓斌	82.0397	10.444	—	162.0	3	1	1	—	3	1	1	1	—	2	448
蒼毓英	83.2277	10.444	—	162.0	3	1	1	—	3	1	1	1	—	3	555
蒼毓昆	83.9698	10.444	—	162.0	3	2	1	—	3					3	190
蒼毓芳	81.7690	10.444	—	162.0	3	1	1	—	3	3	3	1	2	1	27
蒼毓芬	82.0397	10.444	—	162.0	3	1	1	—	3					3	501
合計	827.0215	114.884	123.588	1,845.0	30	15	13	1	31	11	20	11	10	25	3,954

注：「戸主」は分家直後の戸主名を表している。アルファベットについては、「蒼氏家系図」を参照。蒼毓藻は分家前の戸主であるため、所得分の蔡家窩堡の土地のなかに、墓地・放牧採草地や蒼氏一族の共有地及び村落内の宅地などが含まれている。「布西界」にある土地は荒地である。

出典：岩佐前掲「北満農村に於ける大家族分家の一事例」をもとに作成。

興味深いことに、第1回の分家後に数戸が配分された家産を合同し、再び生計を共にするという戦略が採られた。前家長であった蒼毓藻は2人の弟蒼毓璉と蒼毓秀（生没年不詳）に対して合同することを提案し、蒼毓璉はそれを快諾した。しかし、蒼毓秀は「自身がアヘン中毒者であり、また子供も労働に従事できない」を理由に辞退した³⁸。そのため、蒼毓藻と蒼毓璉の2戸のみで生計を共にした。一方、分家の根本的な要因を作った蒼毓芬も分家後に2人の兄蒼毓芳（生没年不詳）・蒼毓昆（生没年不詳）と合同して生活を共にした³⁹。

³⁸ 『蒼氏家譜』69-70頁。

³⁹ 滋賀秀三が「数人の兄弟が一旦家産分割を行った上で、そのうちの仲よい者だけが再び合して共財生活にもどることは差支えないわけであるが、實際上そのようなことが行われるのは極めて稀れである」と指摘するように、これらの農家が生計を共にした1つの重要な要素は兄弟であったからといえる。滋賀前掲『中国家族法の原理』83頁。

以上のように、蒼氏一族の1930年代における度重なる分家に伴い、彼らの所有していた豊富な生産手段や労働手段は分散していった。開墾から約70年が経過していた蔡家窩堡では1930年代に至ると、開墾の中心を担った蒼氏一族も既に四世同居の大家族に拡大していた。そのため、一族内に多くの不和が生まれており、例え商業投資の失敗が発生しなかったとしてもいずれ分家が進められたであろうことは想像に難くない。このような分家は決して蒼氏のみに限定された事例ではなく、特に1930年代前後の北満洲に広くみられた傾向であった⁴⁰。当該時期になると北満洲でも商業の発展が顕著となり、県城における糧棧や錢荘が増加するなど、いわゆる県城経済が急速に発展した。したがって、一定の余剰資本を有する大経営農家がより多くの利益をえるためにこれら商工業に投資することが珍しくなくなっていた。しかし、1929年の世界恐慌による農産物価格下落は満洲農業に大打撃をもたらし、それは商業投資を行っていた大経営農家にも及んだと考えられる⁴¹。そして、蔡家窩堡において卓越した大農家であった蔡氏と同様に、一度解体した宗族は従来の結束力を失い、再分家や分割相続による農地の零細化を阻止することができなかった。このような零細化の趨勢は華北地方や江南地方など中国の他地域が歩んだ道と共通面を有していたといえよう。

第3節 分家に伴う農家経営の変容——大経営の拡大と中小経営の零細化

(1) 1934年の農家経営

①農家経営形態の変容

1930年代初頭の2回の分家を経て、1934年の蒼氏一族は1戸の大経営農家から11戸の農家にわかれた(表5-2)。その経営形態は、地主1戸(1番)、地主兼自作5戸(2-6番)、地主兼自作兼小作1戸(8番)、自作4戸(11、12、14、15番)であった。

所有既耕地面積をみると、100晌以上は2戸(8、11番)、50-99晌は4戸(2-4、12番)、20-49晌は4戸(5、6、14、15番)、19晌以下は1戸(1番)であった。所有地が

⁴⁰ 実業部臨時産業調査局編『康徳元年度農村実態調査報告書 産調資料(45)ノ(9)農村社会生活篇』実業部臨時産業調査局、1937年、116頁。例えば、呼蘭県孟家屯の瀋家は200晌を耕作する大経営農家であったが、糧棧経営に失敗して、分家するに至った。『戸別調査之部』(第1分冊)444頁。

⁴¹ 塚瀬進『中国近代東北経済史研究——鉄道敷設と中国東北経済の変化』東方書店、1993年、35-36頁。

100 响以上の 2 戸の大経営農家はいずれも第 1 回目の分家後に生計を共にした農家であり、他方所有地が 50 响以下になった農家はすべて 2 回目の分家で再分家した農家である。1 度目の分家で 1 戸の大経営農家から数戸の中経営農家になり、さらに 2 度目の分家を経た農家のほとんどは小経営農家に下降していたことがわかる。また、経営面積をみると、100 响以上は合同した 2 戸、50-99 响は 1 戸、20-49 响は 2 戸、19 响以下は最も多く 6 戸であった。

興味深いことに、1934 年の 11 戸のうち 8 戸は、地主あるいは兼業地主として農家経営を行っていた。以下ではいくつかの農家を例に具体的にみる。

表 5-2 1934 年における蒼氏一族の農家経営概況

分家直後戸主	番号	1934年戸主	経営形態	人口(男性)	所用既耕地面積(响)	貸付面積(响)	小作面積(响)	耕作面積(响)	大農具(個)	大役畜(頭)	自家労働力(人)	自家労働力同等価数	雇用労働力(同等価計)	労働力1.0あたりの耕作面積	主要作物収穫量(石)	労働力1.0あたりの収穫量
蒼範春	2	蒼範春	地・自	6(3)	63.00	60.00	—	3.00	2	3	—	—	年工1人、日工20日(0.6)	5.00	不明	不明
蒼範秀	3	蒼範秀	地・自	5(3)	51.38	45.00	—	6.37	2	2	2	1.5	年工3人、日工317日(2.6)	1.56	42.0	10.2
A	4	A	地・自	9(5)	51.25	38.75	—	12.50	4	2	3	2.2	年工4人、日工293日(4.5)	1.87	67.8	10.1
蒼範城	1	O	地主	5(1)	14.25	13.75	—	0.50	—	—	1	1.0	—	0.50	—	—
	6	P	地・自	7(4)	30.63	28.13	—	2.50	5	2	2	1.9	—	1.32	30.0	15.8
蒼範豪	8	I	地・自・小	36(15)	160.75	101.00	45.00	103.50	12	17	4	3.5	年工15人、日工1,350日(16.0)	5.31	789.0	40.5
蒼範雄																
蒼範英	12	蒼範英	地・自	10(5)	69.26	1.95	—	67.31	12	6	4	3.5	年工6人、月工18.5ヶ月、日工855日(11.3)	4.55	590.1	39.9
蒼範芳	11	蒼範芳	自作	12(5)	180.00	—	—	180.00	24	28	2	2.0	年工27人、日工1,780日(29.4)	5.73	1312.5	41.8
蒼範芳																
蒼範昆																
C	5	E	地・自	6(3)	31.90	30.63	—	1.40	1	—	1	1.0	月工3.5ヶ月(0.4)	1.00	—	—
	14	C	自作	10(6)	26.25	—	—	26.25	4	3	4	3.5	日工44日(0.2)	7.09	125.7	34.0
	15	D	自作	5(1)	20.00	—	—	20.60	8	5	1	1.0	年工4人、月工1.0ヶ月、日工138日(3.2)	4.90	166.0	39.5
	合計			111(51)	698.67	319.21	45.00	423.93	74	68	24	21.1	年工60人、月工23ヶ月、日工4,797日(70.2)			

注：「分家直後戸主」は 1931 年第 1 回分家後の戸主の名前を表し、「番号」は 1935 年調査時の農家番号であり、表 5-3 と同じである。「1934 年戸主」は 1935 年調査当時の戸主の名前を表す。アルファベットについては、「蒼氏家系図」を参照。「経営形態」の「地」は地主、「自」は自作、「小」は小作を指す。「所有既耕地面積」は、村落内外に所有している既耕地面積を表す。「大役畜」は成牛や成馬など農業を行える役畜を指し、豚は含まれていない。「自家労働力同等価計」は、13-14 歳と 56-60 歳の男性を 0.2、15-17 歳と 46-55 歳を 0.5、18-19 歳を 0.7、20-45 歳を 1.0 として換算する。「雇用労働力同等価計」の年工も「自家労働力同等価計」と同様に換算し、月工は 10 ヶ月・日工は 200 日をもって 1.0 とする。「労働力 1.0 あたりの耕作面積」は、「耕作面積」が「自家労働力同等価計」と「雇用労働力同等価計」の合計を割った値である。「主要作物収穫量」は収穫した大豆、小麦、高粱、トウモロコシ、

粟の合計を表し、そのほかの穀物は含まれていない。「労働力 1.0 あたりの収穫量」は、「主要作物収穫量」が「自家労働力同等価計」と「雇用労働力同等価計」の合計を割った値である。

出典：『戸別調査之部』（第 1 分冊）、『蔡家窩堡（再調査）』、岩佐前掲「北満農村に於ける大家族分家の一事例」、『蒼氏家譜』をもとに作成。

2 番蒼毓春の家族は土地 63 晌を所有していたが、そのほとんどを同村落の農家に貸付け、約 3 晌の土地を雇農に頼りながら耕作していた。このように地主兼自作という経営方式を選択に至った背景には当該農家の労働力不足があったことを家譜から読み取れる。蒼毓春は子女に恵まれず、兄の次男 B（1883－1925 年）を養子として迎えるも彼は 1925 年に病死した。1934 年の一家の男性は、年配者の蒼毓春（当時 61 歳以上）とまだ少年であった 2 人の計 3 人であり、農業労働を行うための十分な男性労働力を有していなかった。したがって、一家は自ら耕作を全く行わず、3 晌土地も年工 1 人と日工（20 日分）に耕作させており、主に小作料を頼りに生活していた⁴²。

5 番 E（1904－75 年）も地主兼自作で経営を行っており、土地 30.63 晌を同村落の小作人に貸し、残りの 1.4 晌を自ら耕作していた。これもまた男性労働力不足によるものであった。調査報告書と家譜を対照すると、5 番一家には E と 2 人の息子がいたが、息子は 2 人とも幼児であったため農業労働に参加することはできなかった。そのため、小作料収入に依存しながら残りの 1.4 晌の土地を E が 1 人で耕作し、不足分の労働力を月工（3.5 ヶ月分）で補っていた。

この 2 戸の例が示すように、農家経営を行うための十分な男性労働力（あるいは管理者）を有していなかった農家は、大部分の農地を小作に出しつつ、残りわずかの土地を雇農に頼って耕作することで生計を維持した。男性労働力の重要性については 14 番 C（1885－1942 年）の例からも読み取れる。14 番も 5 番と同様に 2 回の分家を経た小経営農家であり、1934 年の時点では 26.25 晌の既耕作を有していた。しかし、5 番農家と対照的なのは 14 番一家が十分な男性労働力（4 人）を有していたため、専ら自家労働力に依拠した自作経営を行っていた点である。

⁴² 小作料は収穫量の 4 割（大豆 45.6 石、粟 42 石、トウモロコシ 25.8 石、高粱 32.4 石など）、付加物として高粱と粟の稈を 2,300 束も支払われたのである。なお、租税については、小作人 6 割負担であった。『戸別調査之部』（第 1 分冊）213 頁。

男性労働力に加えて、北満洲の農家経営において重要であったのは大農具と大役畜の存在であった。これらの労働手段は耕作に不可欠であり、十分な労働力を有してもこれらの労働手段を欠いては農作業を行えなかった。このことを端的に示しているのは 15 番 D (1896-1948 年) の例である。5 番と同じように十分な男性自家労働力を有していなかったにもかかわらず当該農家が自作経営をなしたのには、農作業を行うための大役畜 (馬 4 頭、騾 1 頭) と大農具 (8 個) を所持していたからだと考えられる。不足労働力は雇農で補充することができたが、労働手段を増やすには一定の財力が必要であった。

以上のように、蒼氏一族が 1 戸の大経営農家から 11 戸の農家に解体したことは、農地のみならず男性労働力や大役畜・大農具といった労働手段の分散を招き、したがって農家経営方式を大きく変えなければならなかったことを意味していた。男性労働力や労働手段を十分に確保できなかった中小経営農家の多くは、より多くの収入をえるために自作をほとんど行わずに、小作料収入を中心に生計を立てるようになった。すなわち、分家が招いたのは、経営面積の点で違いがあったとはいえ「地主化」ともいうべき趨勢であった。かかる状況は満洲開拓団の農家経営にもみられた。開拓団農家は労働力不足に加え、雇用労働力の不足や賃金高騰などにより経営が悪化した結果自作から地主へと経営方式を転換していった⁴³。農家の性質は異なるが、各農家が経営軸を自作から地主へ移行したという点においては共通しており、いずれも労働力や労働手段の不足による経営困難が「地主化」の原因であった。ここに北満洲における農家経営を取り巻く環境の特徴をみてとることができよう。

②農家経営と労働力

分家後の各農家の労働力生産性 (表 5-2) をみると、20 晌以下の土地を耕作していた 3-6 番農家の労働力同等価計 (以下、労働力価) 1.0 あたりの耕作面積は、それぞれ 1.56 晌 (3 番)、1.87 晌 (4 番)、1.0 晌 (5 番)、1.32 晌 (6 番) である。これらはすべて「地主化」した農家であり、彼らは主に小作収入に頼っていたため自作の比重は低かった上、自作分についても雇農に依存していた。

対照的なのは 8 番と 11 番である。100 晌以上を耕作する両農家の労働力価 1.0 あたりの

⁴³ 今井良一『『満洲』試験移民の地主化とその論理——第三次試験移民団『瑞穂村』を事例として』『村落社会研究』第 9 巻第 2 号、2003 年。

耕作面積は 5.31 晌 (8 番) と 5.73 晌 (11 番) であり、上述の小経営との差は歴然である。また、労働力価 1.0 あたりの収穫量も全農家のなかで最も多く、いずれも 40 石を超えていた。労働生産性から考えれば、これらの大経営農家は日本人調査員が指摘した北満洲の合理的な労働力投下 (土地 20 晌に成人労働力 3 人、役畜 3 頭) に最も近かったといえよう。

大経営農家と中小経営農家の差は表 5-3 の 1934 年における各農家の収支からもみとれる。しかし、調査報告書には農業外収入は含まれていないため、8 番と 11 番のより詳細な収支を確認することはできない。このことも調査記録の限界の 1 つといえる⁴⁴。また、調査が実施された前年に北満洲の全域的な水害が発生していたため、農産物の収入は必ずしも通常時を代表できないことも指摘できる⁴⁵。とはいうものの、調査記録は当時の家計を知る唯一の史料であるため、ここではこれらの限界を踏まえつつ読み取れる傾向をみとみる。

収支差引をみると、突出して多くの収益をあげていたのは 8 番と 11 番の両大経営農家であり、12 番が続いている。8 番と 11 番に農業外収入を加えれば、収入額がさらに大きくなることはいうまでもない。一方、1 番、4-6 番は収支差引がマイナスになっており、1 番は 38.21 円、4 番は 398.23 円、5 番は 80.79 円、6 番は 63.34 円をそれぞれ借入して不足分を補っていた⁴⁶。この対比からもわかるように、大経営農家や中経営自作農家は、「地主化」していった中小経営農家よりも有利に農家経営を展開し、多くの利益をえていた。

この点について、合同した 8 番と 11 番の 2 戸の事例に即してより具体的に検討しよう。

8 番農家は 160.75 晌の既耕作を所有していたが、そのうち分家時にどの族人も欲しがらなかった遠隔地 (正紅二屯) 101 晌を小作地として貸出し、逆に近接する 45 晌の小作地を 3 番 (兄) から借りて、計約 103 晌を耕作していた。近接する 45 晌の土地を借りたのは、おそらく家族 36 人で生活するためには残った土地のみでは不十分であったからだと考えられる。また表 5-3 からわかるように、当該農家は 36 人の成員を有していたとはいえ、

⁴⁴ 一方、1939 年の再調査の報告書には農業外収入についても記述されており、教員は約 240-288 円、県公署職員は半期で約 150 円、綏化県城にあった甜菜会社の職員は約 216 円の収入をえていた。『蔡家窩堡 (再調査)』91-93 頁。

⁴⁵ 中兼和津次『旧満洲農村社会経済構造の分析』アジア政経学会、1981 年、132 頁。

⁴⁶ 実業部臨時産業調査局編『康徳元年度農村実態調査報告書 産調資料 (45) ノ (11) 農家経済収支』実業部臨時産業調査局、1937 年 (以下、『45-11 農家経済収支』)。

必ずしも十分な男性労働力を有していなかった。調査報告書と家譜とを対照すれば、男性成員 15 人中労働可能な男性労働力はその半分の 8 人であり、さらにそのうちの 4 人は既に農業外の職業（官吏、駅員、店員など）に就いていたため、農作業に従事できたのは 4 人のみであった。この 4 人も直接に労働するというよりも農作業の指揮や会計を担当しており、実際の農作業は専ら雇農（15 人の年工と 1,780 日の日工）に頼っていた。「地主化」していった数戸と比較すると、当該農家も生計を別々にしていれば、自家労働力や労働道具の不足などの問題が生じ、同様に地主になっていった可能性も十分にあったと思われる。合同したことによって多角的な農家経営（自作、地主、小作、農業外就業）を展開できるようになり、ほかの農家より多くの収入をあげていたのである。

表 5-3 1934 年における家族労働力構成と農家収支

番号	所有既耕地面積(晌)	貸付面積(晌)	小作面積(晌)	耕作面積(晌)	人口(男性)	男性労働力(人)	農業外就業(人)	農業従事者(人)	収入合計(円)	支出合計(円)	収支差引(円)	備考
1	14.25	13.75	—	0.50	5(1)	1	0	1	100.70	126.4	-25.70	
2	63.00	60.00	—	3.00	6(3)	0	0	0	893.80	733.53	160.27	
3	51.38	45.00	—	6.37	5(3)	2	0	2	889.48	732.06	157.42	
4	51.25	38.75	—	12.50	9(5)	3	0	3	830.13	842.71	-12.58	
8	160.75	101.00	45.00	103.50	36(15)	8	4	4	6,226.25	6,066.76	159.49	農業外収入は含まれていない。
11	180.00	—	—	180.00	12(5)	4	1	2	6,157.00	5,604.99	552.01	農業外収入は含まれていない。
12	69.26	1.95	—	67.31	10(5)	4	0	4	2,518.25	2,185.00	333.25	
14	26.25	—	—	26.25	10(6)	4	0	4	758.00	733.07	24.93	
15	20.00	—	—	20.60	5(1)	1	0	1	827.85	687.86	139.99	

注：「男性労働力」は 11 歳以上 60 歳以下、未就学の男性を指す。「収入合計」には、農産物収入や小作料収入、副産物収入などすべての農業収入が含まれている。「支出合計」には、小作料支出、労賃支出、生活費、役畜費飼料、公租公課、雑支出などすべてが含まれている。「収入合計」と「支出合計」のいずれも経常収入と経常支出のみ含まれており、借入金、土地売却、大役畜売却、借金の回収などの臨時収入、土地購入、大役畜購入、大農具購入、冠婚葬祭費、医療費、貸付金、借金の返済額などの臨時支出は含まれていない。なお、資料の通り現物もすべて現金に換算したまをを示している。そのほかは「表 5-2」と同じである。

出典：『戸別調査之部』（第 1 分冊）、『45-11 農家経済収支』、『蒼氏家譜』をもとに作成。

3 戸が合同した 11 番農家についても同様なことを指摘できる。180 晌の土地を耕作していた当該農家の家族成員は 12 人しかおらず、教員や学生、年配者を除けば農業労働に従事していたのは男性 2 人のみであった。3 戸の農家が合同して生計を共にした結果再び大経

営農家になったが、3戸のままであったならば中小経営農家であつたらう。

以上のように、自然条件が苛烈な北満洲においては、土地や労働力、労働手段が分散することは農業生産性から考えると著しく合理性に欠けており、生産手段や労働手段が集中する大規模経営がより適していた。8番と11番はいずれも豊富な男性労働力を有していたとはいえないが、合同したことによって数人の自家労働力が農作業・雇農・経営の管理に携わり、農業労働を専ら雇農に依存する形で農家経営を展開することが可能になった。また、一部の自家労働力は教員や店員などの農業外職業に就くことで、より多くの収入をえることができた。この2戸が家族の合同を選択したのは、この形態が北満洲の農業経営に適した戦略であったこと、すなわち所有の土地や労働力生産力の合理的な活用を考慮して有利な農家経営を展開せんとしたからであるといえよう。

(2) 1938年の農家経営

①大経営農家

1938年における一族の経営状況(表5-5)を概観してみよう。まずは第1回目の分家後に合同して再び大経営農家になった8番と11番の農家経営をみってみる。所有既耕作と耕作面積のいずれの点においても両農家とも1934年よりさらに規模を拡大していた。11番は1937年に1.66晌の土地を同族の2番の家屋と交換し、さらに1935年と1936年にそれぞれ3.5晌と4.0晌の土地を購入した。そのうち、1935年の購入分(3.5晌)は同族の4番からである。両農家は土地のみならず大役畜の数も30頭以上に増加させていた。

労働力投下については両農家とも1934年と大きな変化はみられず、雇農に依存した富農経営であった。特に8番農家は、1934年では自家労働力を4人投下していたが1938年では1人に減少し、それに伴い雇用する年工の数が15人から22人に増加していた。このように、両農家とも労働力価1.0あたりの耕作面積や収穫量における効率を維持し、ほかの農家より一定の優勢を有していた。なお、1939年の再調査では家計収支に関する記録がないためより詳細な収支を確認できないが、両戸とも少なからぬ収益をあげていたと考えられる。

②中小経営農家

・経営規模の下降

次に、中小経営農家の経営状況をみってみる。1934年では所有既耕作面積が20-50晌で

あった農家は4戸であったのに対して、1938年時点では7戸に増加していた。増加傾向がより明らかなのは30晌以下の農家であり、1934年の3戸から1938年の8戸にまで増加していた。1938年までの5年間に於いて蒼氏の零細化が急激に進展していたことが指摘できる。

表 5-4 蒼毓英一家の分家

分家前(1934年)		分家後(1938年)		
番号	12	12a	12b	12c
戸主	蒼毓英	蒼毓英	R	S
経営形態	地・自	自作	自・小	自・小
人口(人)	10	4	5	5
所有既耕地面積(晌)	69.26	30.00	23.00	22.50
貸出面積(晌)	1.95	—	—	—
小作面積(晌)	—	—	13.75	1.625
耕作面積(晌)	67.31	30.00	36.75	24.125
自家労働力(人)	4	2	1	1
自家労働力同等価数	3.5	1.5	1.0	1.0
雇用労働力	年工6人、月工 18.5ヶ月、日工855 日	年工4人、日工 270日	年工3人、日工 266日	年工4人、日工 275日
雇用労働力同等価計	13.3	4.3	3.5	5.1
大役畜(頭)	6(馬4、騾2)	4(馬2、騾2)	3(馬3)	4(馬2、騾2)
大農具(個)	12	6	6	6
備考	他に仔馬2頭	養老地6晌	小作地は同族1番 農家から	分家後、土地 2.6晌を売却

注：分家後の農家番号を「12a」「12b」「12c」で表す。そのほかは「表5-2」と同じである。

出典：『戸別調査之部』（第1分冊）、『蔡家窩堡（再調査）』92頁をもとに作成。

また、一族の下降傾向は土地売買からもみられる。1934年以降の5年間で数戸の農家は次のように漸次土地を売り払っていた⁴⁷。4番は、旧債返済のために1935年に村内既耕作3.5晌を同族11番に、同年に同じく返済のために村内既耕作13.5晌を村外の農家に売却した。5番は結婚費用のため、6番は労賃支払いのため、14番は馬の購入費用のため、15番は旧債返済のため、分家後の12cは旧債返済のためそれぞれ既耕作の一部を村外の農家に売却した。これらの売却のほとんどは借金返済や臨時的な出費（馬の購入や結婚）のためであったことから、中小経営農家は決してゆとりある生活ではなかったことを推測できよう。

⁴⁷ 『蔡家窩堡（再調査）』46-48頁。土地売買においては先買権が存在しており、親戚、四隣、同一村落内居住者との交渉を経てから最終的に村外の人に売却する慣習があった。しかし、当該時期においてはこのような慣習はほとんど実行されていなかった。また、土地売買に加えて、一定額の金銭をえるために土地使用収益権を一時的に譲渡する関係（「典権」）もみられた。

・小作関係

1934年と比較して大きく変化したこととして、経営形態に小作が含まれる農家が1934年ではわずか1戸であったのに対し、1938年には5戸に増加したことがあげられる。新しく小作経営を取り入れた4戸はすべてが所有面積50畝以下の中小経営農家であり、5戸のうち3戸が同族間による賃借関係であった。表5-5からも読み取れるように、これらの小作経営を混在させて農家の数戸(4、12b、15番)は大経営農家に匹敵する生産性をあげていた。小作地の多寡に差異があるとはいえ、小作を取り入れ、耕作面積を増して多様な農家経営を展開していたこれらの農家は、少しでも合理的な生産性を目指していたといえよう。

表 5-5 1938年における蒼氏一族の農家経営概況

番号	戸主	経営形態	人口(男性)	所有既耕地面積(畝)	貸付面積(畝)	小作面積(畝)	耕作面積(畝)	大農具(個)	大役畜(頭)	自家労働力(人)	自家労働力同等係数	雇用労働力(同等係計)	労働力1.0あたりの耕作面積	主要作物収量(石)	労働力1.0あたりの収量(石)
2	蒼鏡春	地・自	7(2)	62.400	53.000	—	9.400	2	7	1	1.0	年工2人、日工93日(1.7)	3.48	76.5	28.3
3	蒼鏡秀	地・自	8(5)	75.414	70.414	—	5.000	2	4	1	1.0	年工2人、日工78日(1.6)	1.92	48.0	18.5
4	A	自・小	11(5)	39.520	—	21.650	61.170	10	6	2	2.0	年工7人、日工838日(10.4)	4.93	672.5	54.2
1	O	地・自	5(1)	15.000	13.750	—	1.250	—	—	1	1.0	月工2ヶ月(0.2)	1.04	3.0	2.5
6	P	自作	7(3)	27.500	—	—	27.500	7	4	2	1.5	年工4人、日工240日(4.4)	4.66	97.5	16.5
8	I	自・小	36(17)	179.948	—	59.970	239.918	29	33	1	1.0	年工22人、月工28ヶ月、日工1,810日(29.7)	6.04	2437.6	79.4
11	蒼鏡芬	地・自	14(7)	198.163	3.444	—	196.350	21	39	3	2.7	年工15人、日工1,629日(20.1)	8.61	1481.6	65.0
12a	蒼鏡英	自作	4(2)	30.000	—	—	30.000	6	4	2	1.5	年工4人、日工270日(4.3)	5.17	280.5	48.4
12b	R	自・小	5(2)	23.000	—	13.750	36.750	6	3	1	1.0	年工3人、日工266日(3.5)	8.16	293.7	65.3
12c	S	自・小	5(2)	22.500	—	1.625	24.125	6	4	1	1.0	年工4人、日工275日(5.1)	3.95	332.5	54.5
5	E	地・自	6(3)	29.150	21.650	—	8.000	1	—	1	1.0	年工2人、日工93日(1.7)	2.96	42.0	15.6
14	C	自作	10(6)	15.700	—	—	15.700	6	5	2	2.0	年工1人、日工170日(1.9)	4.02	151.5	38.8
15	D	自・小	6(2)	29.542	—	13.540	43.482	10	8	1	1.0	年工3人、日工225日(4.1)	8.52	391.0	76.7
合計			124(57)	747.837	162.258	110.535	698.645	106	117	19	17.7	年工69人、月工30ヶ月、日工5,987日(88.7)			

注：「戸主」は1938年の戸主の名前を表す。そのほかについては「表5-2」と同じである。

出典：『蔡家窩堡(再調査)』、岩佐前掲「北満農村に於ける大家族分家の一事例」をもとに作成。

そして、これらの小作契約にいくつか付加条件が加えられていた。5番は21.65畝の土地を4番に貸し、残りの8畝の土地を自作していた。しかし、5番には大役畜を全く保有していなかったため、4番に土地を貸す条件として春耕の際に無償で5番に大役畜を貸すことが加えられていた。3番は56.22畝の土地を8番に、一部の土地を別の農家に貸し、残りの5畝を自作していた。3番と8番の小作関係をみると、「穀物販売の際に市場迄運搬

する」という内容が小作料とは別に付加されていた⁴⁸。このことはまた地主である 3 番の経営上の都合によるものである。3 番は大役畜を 4 頭も所有していたが、大農具を 2 つ（碾と磨）しか有しておらず、人の移動や穀物運送・販売で使用されていた大車を所有していなかった⁴⁹。大車を有していなかった 3 番はおそらく穀物を販売する上で不便であったため、収穫物の運搬という条件を加えた形で 8 番と小作契約をしたのであろう。

この 2 つの事例からは、地主が自家で不足していた労働手段（大役畜や大農具）や農作業の補助を小作契約の付加条件で補おうとする思惑をみてとることができる。これらの援助は単に同族内の相互扶助としてとらえきれない一面、すなわち北満洲におけるこれらの労働手段の重要性がうかがえる。北満洲において単に土地と労働力を有するのみでは十分な農家経営を行えず、農耕に見合う分の大役畜と大農具も必要不可欠であった。

・雇農の雇用

最後に農家経営と労働力の関係を見てみる⁵⁰。蒼氏一族では、1938 年においては中小経営農家がさらに増加していた。しかし、このような零細化は却って雇農への依存度を強くした。1934 年には一族全体で、年工 60 人、23 ヶ月の月工、4,797 日の日工を雇用していたが、1938 年では、年工 69 人、30 ヶ月の月工、5,987 日の日工に増加していた。この増加は、決して大経営農家の 8 番と 11 番によるものではなく、そのほかの中小経営農家にもみられたものである。この点については表 5-4 をもとにより具体的に検討してみる。

12 番は、分家前に 67.31 晌の土地を労働力価 11.3 の雇用労働力（年工 4 人、18.5 ヶ月の月工、855 日の日工）と自家労働力を中心に耕作を行っていた。分家後、12a は 30 晌の土地を労働力価 4.3 の雇用労働力（年工 4 人、270 日の日工）と自家労働力、12b は 36.75 晌の土地を労働力価 3.5 の雇用労働力（年工 3 人、266 日の日工）と自家労働力、12c は 24.125 晌の土地を労働力価 4.1 の雇用労働力（年工 4 人、275 日の日工）と自家労働力によって耕作していた。1 戸の中経営農家から 3 戸の小経営農家に分家したことによって、雇農の雇用数、特に年工の人数が分家前の 6 人から分家後の 11 人に増加していた。分家前は自家労働力と 6 人の年工、農繁期の月工と日工で農業労働を行っていたのが、分家した

⁴⁸ 『蔡家窩堡（再調査）』54-55 頁。

⁴⁹ 『蔡家窩堡（再調査）』103-104 頁。

⁵⁰ 朝鮮人と漢人農家における労働力の需給関係については、朴敬玉『近代中国東北地域の朝鮮人移民と農業』御茶の水書房、2015 年、第 7 章「北満洲於ける稲作及び畑作経営」が言及している。

ことでわずかな自家労働力も分散され、減少分の常駐労働力を年工で補うしかなかった。雇農への依存度を強くしたもう 1 つの要因は労働手段の分散である。分家前は大役畜を 6 頭有していたのが分家後は各農家が 3-4 頭、すなわち耕作を行うための最低限の水準にまで落ちた。

そして、雇農と農家経営との関係においても 1 つ考えるべき問題は、満洲全体において顕著となっていた農業労働力不足に伴う賃金の高騰である。この背景には、満洲国及び関東軍による華北地方から満洲への移民の抑制政策と、満洲における農業外の諸産業発展によって生じた職業間の労働人口移動が深く関係していた。1934-1938 年にかけて年工や月工、日工の労賃は 2-3 倍に増加していた。雇用主が当時「労働者が足りない」と主張していたように、賃金の高騰は雇農に依存するこれらの農家に一定の影響を与えたと考えられる⁵¹。

以上のように、農家経営の零細化によって直面した農地や自家労働力、大役畜、大農具の分散という事態に対し、北満洲の農家は現存の労働手段や労働力を活用しつつ不足分を雇農で調整する農家経営を採ったため、当該地域では雇農需要が急激に高まった。この点に近代北満洲の地域的特質を見出すことができよう。

おわりに

本章では、近代北満洲における大経営農家の特質と変容についてある一族に焦点をあてて分析し、大農経営の解体過程及び解体に伴う農家経営の変容からみえてくる北満洲の特質の一端を明らかにした。その内容をまとめると次の通りである。

第 1 節では、北満洲における農家経営形態を概観し、当該地域における大経営の有利性を述べた。歴史的発展過程や自然環境、農法などの諸条件により、北満洲では大経営農家が極めて有利に経営を展開していた⁵²。これは大経営農家が広大な土地のみならず、耕作に見合う豊富な大役畜や大農具、労働力を有していたからである。この点については土地改革後の中国共産党黒龍江省委員会によって記された報告資料からも読み取ることができ

⁵¹ 石田前掲『北満に於ける雇農の研究』93 頁。

⁵² 北満洲における大農経営の合理性については、佐藤前掲『満洲農業再編成の研究』134 頁や、近藤康男『満洲農業経済論』日本評論社、1942 年、216 頁、でも指摘されている。

る。すなわち、「均分運動後、農村の生産関係は改変され、土地、畜力及び労働力は広く分散した。また東北における農業耕作においては集団的生産を行う必要性が比較的強かったため、均分運動は農業生産に新たな問題をもたらした」という記載は、生産手段や労働手段の均分を進めた土地改革が北満洲において必ずしも合理性を有していなかったことを端的に示している⁵³。土地改革の推進者自身がこのことを正確に認識していたことは興味深い事実である。

第2節では、北満洲の蔡家窩堡の蒼氏一族に即して、その分家の背景や過程を明らかにした。初期の移住者として長らく当該村落において支配的地位にあった蒼氏は、蔡氏に続いて1930年代の度重なる分家によって大きく変化した。蒼氏は族人の投資失敗を契機に分家したが、この分家は宗族が危険を回避・軽減するための戦略としての一面も有していた。すなわち、一族全体の衰退を招くよりも、「被害」を最小限に軽減すべく分家を選択したといえよう。そして、一度解体した宗族は従来の結束力を失い、再分家や分割相続による農地の零細化を阻止することができなかった。

第3節では、1930年代における蒼氏一族の各農家の状況、特に大経営農家の経営拡大と中小経営農の零細化について検討した。大経営農が適する北満洲において、分家によって生産手段や労働手段、労働力が分散することは、生産の合理性とは著しく背馳するものであった。分家後にいくつかの農家が合同して再び大経営化する戦略を採ったのも、このような土地や労働力の生産性を考慮した合理的な選択であったといえる。一方、十分な労働手段や労働力を有していなかった農家は、経営の重心を地主経営に移行したり、あるいは小作経営を組み入れたりして、少しでも有利な農家経営を展開しようとしていた。また、零細化が進展したことはより一層雇農への依存度を強くすることに繋がった。なぜならば、十分な労働手段や労働力を有さない小経営農家は、その不足を雇農の雇用によって調整することを余儀なくされたからである。

それでは、このような北満洲農家経営の零細化は南満洲や中国の他地域とどのような差異があったのであろうか。満洲国期の南満洲は、「自作農より小作農へ、小作農より農業労働者への階級分化は激しく進展して」おり、早期に開墾された地域や鉄道沿線の村落の多

⁵³ 中共黒龍江省委「黒龍江省農業生産総決」黒龍江省檔案館編『黒龍江革命歴史檔案史料叢編——大生産運動』哈爾濱、黒龍江省檔案館、1985年。

くは既に零細化が進んでいた⁵⁴。零細化に伴って多くの零細農地帯では、農家間の互助関係が普遍的にみられ、さらに農業外就業も多く、その収入が家計を支えていた。

零細化に伴う農家経営の変化が南満洲よりも一層明白であったのは、華北地方や江南地方であろう。河北省定県に着目して農家経営の変容を検討した三品英憲によれば、当該地域では鉄道敷設に伴って棉業の商品化が進み、「副業」（棉業）と「主業」（農業）の逆転が生まれ、家計の重心が棉業に移行していた⁵⁵。また、江南農村においても同様の逆転現象があった。1930年代の江南農村では農家余剰労働力は主に家庭内副業や非農業職業に用いられており、それが家計の主要な収入源になっていた⁵⁶。要するに、両地域において小経営形態での再生産が可能であったのは、商工業や家庭内副業が進展した結果であり、零細化と農業外就業とが相互に関連しながら発展していたからであったといえる⁵⁷。

中国における「小ブルジョア的発展」に関する議論が「中国本土」における零細経営の優位性を明らかにしたのに対し⁵⁸、北満洲ではこれと全く異なった形態で農家経営が展開していた。分家による農地の分割相続が北満洲全体における大経営の解体と農家経営の変容を促した原因であったという点においては、北満洲は華北地方や江南地方との共通性を有していた。しかし、開墾から零細化までの過程が極めて短期間に展開したこと、さらに自然環境や農法などにより零細化が農家経営に与えた影響がより鮮明であったことが満洲全体、とりわけ北満洲の特徴であった。

また、零細化が短期間で展開したため、零細化は必ずしも農業外就業の増加と同時に進展していなかった。そのため、南満洲の一部地域や華北地方、江南地方と比較して、同時期の北満洲は農業外諸産業や家庭内副業の展開は依然未熟な段階にあり、農家経営を支え

⁵⁴ 平野前掲『満洲の農業経営』71-76、82頁。

⁵⁵ 三品英憲「近代における華北農村の変容過程と農家経営の展開——河北省定県の例として」『社会経済史学』第66巻第2号、2000年。

⁵⁶ 曹前掲『旧中国蘇南農家経済研究』227-234頁。

⁵⁷ 弁納才一は、中国農村経済の発展モデルについて提示しており、今後の研究において大変示唆に富む。弁納才一「近現代中国農村経済史分析の新たな枠組みと発展モデルの提示」『金沢大学経済論集』第33巻第2号、2013年。

⁵⁸ 荒武達朗『近代満洲の開発と移民——渤海を渡った人びと』汲古書院、2008年、334頁。

るほどの力量を備えていなかった⁵⁹。その結果、小経営農家は農業収入に頼らざるをえず、安定した生計を立てるためには農家経営方式を変えなければならなかった。すなわち、自然環境や農法により大経営農が優勢であった北満洲において農家経営を維持するためには一定量の労働力や労働手段が不可欠であり、零細化した農家は小作経営を織り交ぜるか、雇農の利用を増すかなどして調整するしかなかったのである。このように、零細化がむしろ雇用労働力需要の急増を招いたこともまた北満洲の特徴であったと考えられる。

⁵⁹ 例えば、1934年の蔡家窩堡において、副業に従事していたのは鍛冶屋の手伝いと、柴草採取及び裁縫を行っていた2戸のみであった。『戸別調査之部』（第1分冊）186-187頁。また、1938年の当該村落において農業外労働従事者は3戸の雑業農家を除けば8人（教員2人、甜菜公司1人、合作社職員1人、鉄道局員1人、県公署職員1人、小売人2人）のみであった。『蔡家窩堡（再調査）』92頁。また、綏化県における商工業の概況については、濱江省綏化県公署総務科編『濱江省綏化県一般状況』濱江省綏化県公署、1938年、335-384頁、を参照。

参照資料

綏化県蔡家窩堡における蒼氏一族の分家資料

「分書」①

分書

立分書人蒼毓璉為家務紛紜勢難同居、爰請親族近隣一再相商各無異議、將祖遺及自置產業所有房間地畝驃馬生畜一切浮物傢俱肥瘠相搭好歹相兼經親族隣人、較比高下當衆先寫字號、後自拈竈以杜流弊、按兄弟十一股均劈、每股應攤房地及物品數目多寡除開列於帳簿存照外茲小贅及惟十一弟毓芳在外、累有債務值此拆居兄侄等念惜骨血之情不忍其常負此債各股共同和議每股願抽出熟地拾垧給其還濟日後倘有盈虧時兄侄等各不爭找免有爭執、自分之後各立門戶均無返悔每股各執分書乙紙恐後無憑立此分書為證

親隣人 鄭芳 薛明文 吳連甲 劉玉麟 王國平 王富 傅廣才 徐長庚

族中人 蒼永成 蒼永海 蒼德寶 蒼潤庭 蒼毓才 蔡景文 蔡景寶 蔡景林

書字人 蔡景陽

劈字第伍號

中華民國二十年古正月二十二日立分書人 蒼毓璉 印

出典：岩佐捨一「北滿農村に於ける大家族分家の一事例——綏化県蔡家窩堡屯」『滿鉄調査月報』第20卷第12号、1940年。

「分書」②

分居證書

嘗思先人創業歷盡艱難沾體塗足立無疆事業欲傳萬世子孫矣幸家人百口事寔紛紜你強我勝各有自立之志同衆共議凡我兄弟十一人公司樂從將家私所有料理均配再邀親族隣誼等爰立分書以作日後證據耳

元号

蒼寶元 承領後街由東第參處房基壹處內有草正房五間、東廂房四間、西廂房參間、南至道心北至樹外、東至毓斌西至毓藻、四至分明、前院內應分瓦西廂房北頭參間半、門窗隔壁俱全、餘代大門西磚牆一半、並無炮臺、此房牆起空、不連地基二門至牆西、兩家均分

劈字第一号

承領房後小串道西地參拾

撻拉腰地臺段貳拾 此三筆地數與照不遷後另寫洋犁方西邊地

分得

黑鳥咀騾子 一匹 小青騾馬 壹匹 黑尖牛 壹頭

小青■馬 壹匹 小青兒馬 一匹

原領布西剛字二十三甲十二井毛荒壹股應攤西邊參方陸

座落西邊第壹号

將應分地畝各處數目列此

陸牌半應分地毛數八拾貳响壹畝零參厘七

計照八張

張家粉房屯應分地拾响零四畝四分四

計照二頁

親隣人等 薛明文 鄭芳 吳連甲 王国平 朱富 劉玉麟 吳叢林 徐長庚 傅廣才
李慶寶 王富 蒼德寶

族中人 蒼玉才 蔡景寶 蔡景文 蔡景陽 蒼永吉 蒼永成 蒼永海 蔡景霖

書字人 蒼潤庭

出典：岩佐捨一「北滿農村に於ける大家族分家の一事例——綏化県蔡家窩堡屯」『滿鉄調査月報』第20卷

第12号、1940年。

「分書」③

分書

立分單人蒼寶齡為父母所生三子各皆婚配成人因為父已經去世母年老不能指掌家務今回親族人等將房產地土牛馬器用等件估明對眾均分自之後各不許倚強欺弱混賴不遵、執此分單為記並將所分地數各物件同列於後若有競爭等情有同族親友為証恐後無憑立此分單存照

計開

一、分家南地東邊九晌八畝二分 一、分西地六晌六畝六分

一、分黑・驢壹匹 一、分東頭房基地五丈五尺

一、分西屯房基二丈 一、分北沟子地四晌八畝

一、分東頭院裡草正房二間半 一、分南頭草廡房二間半

一、分條通一晌四畝三分三厘 一、分列子車壹輛

一、分紅兒馬壹匹 一、分磚大牆大門西邊半段

一、分大蓋槍壹桿 一、分東小園地壹晌三畝五分

一、分小紅牛壹頭 一、攤養老地貳晌

一、分西屯地三晌四畝三分 一、分大缸二口

一、分碾子壹件

中人 薛明文 譚嘉孔 吳連甲

宗族人 蒼水 蒼永魁 蒼寶偏 蒼寶恕 蒼寶民 蒼寶元 蒼寶珍

代字人 蒼寶鈞

中華民國貳拾年十二月初九日立分書人 蒼寶齡 拇印

出典：岩佐捨一「北滿農村に於ける大家族分家の一事例——綏化縣蔡家窩堡屯」『滿鉄調査月報』第20卷第12号、1940年。

第6章 東北地方における土地改革の展開と諸問題

はじめに

本章では、1945年8月以降の東北地方における農村社会の変化を解明するために、中共によって実施された土地改革に着目し、その実施過程や土地改革が農業経営及び農村経済にもたらした変化について検討する。

1945年8月の日本敗戦と満洲国の崩壊に伴い、東北地方は中共にとって国民党と対抗する上で極めて重要な地域となり、大衆動員や「敵産」の接収などが迅速に行われた。そのなかでも農村社会の掌握、特に徴兵や食糧調達などに関する大衆動員は中共にとって重要な政策であった。

近年、中華人民共和国成立前後における農村社会の実像を解明せんとする研究が多く出てきている¹。それらでは、土地改革や農業集団化が農民にとって必ずしも合理的ではなかったことや、強制的な側面が大きかったことなどが明らかにされている。しかし、これらのほとんどが華北地方や江南地方、華南地方を対象としていることに加え、問題関心が政治史の視点（中共の農村政策や幹部政策、大衆動員など）に集中しているため、中共の政策が農村社会にもたらした変化についてはさらなる考察を深める必要がある。

一方、東北地方の土地改革についての従来の研究はほとんどが概説的のものであり、特に中国における研究は「中国共産党史観」に則したものであった²。かかる状況のなかで、最新の研究として角崎信也の諸研究があげられる。角崎は土地改革と新兵動員の関係につい

¹ 例えば、田中恭子『土地と権力——中国の農村革命』（名古屋大学出版会、1996年）や、Jeremy Brown and Paul G. Pickowicz, eds., *Dilemmas of Victory* (Cambridge: Harvard University Press, 2007)、高橋伸夫編『救国、動員、秩序——変革期中国の政治と社会』（慶應義塾大学出版会、2010年）、夏井春喜「江南の土地改革と地主（上）」（『史朋』第48巻、2015年）などがある。

² 例えば、劉潔「論解放前後東北土地占有関係的変革及其積極作用」（『史学集刊』2008年第3期）や、高楽才・王友興「解放戦争時期東北的日本移民用地的土地改革」（『黒龍江社会科学』2008年第5期）、周海・杜成安・吳中華・馬東「試論南滿根拠地的土地改革」（『遼寧師專学報（社会科学版）』2012年第4期）、単永新・郭雨佳「解放戦争時期中国共産党在東北地区率先勝利的戰略策略因素探析」（『東北師大学報（哲学社会科学版）』2015年第2期）などがある。

て検討し、中共が短期間で大量の兵隊を徴募できたのは、土地改革によって農民の広範な支持を獲得したからではなく、中共が土地改革を通して新兵を「雇用」するための財政力を一時的に独占できたからであると指摘している³。

また角崎は、土地改革以降の農業経営についても論証を行っている。彼は、大経営が小経営に比して著しく合理的かつ有効的であった点に東北北部の農業生産の特徴を見出している。さらに、東北北部の農耕に必要な役畜と農具は満洲国期には大経営農家に集中していたが、土地改革でそれらが分散したことにより生産効率が著しく減退したと主張している⁴。

東北地方における独特の状況や特徴を踏まえながら、土地改革の意義や問題点について分析を行った角崎の研究は示唆に富む。しかし、土地改革で浮上した諸問題はどのようなものであったのか、中共や農民がそれをどのように対応したのかなどについてはさらなる検討が必要である。また、土地改革と同時に推進された互助組織はどのようなものであり、後の農業集団化とどのような関係があるのかについても考察する必要がある。かかる分析は、東北地方を理解するのみならず、1945年以降の中共による政権浸透の過程や社会主義体制下の農村社会の変容を理解する上でも不可欠である。

以上のような問題意識を受け本章では、東北地方において展開した土地改革に着目し、社会経済史の視点から土地改革の意義や問題点、農村社会にもたらした変化について検討する。また、土地改革と同時に推進された互助組織が東北地方においていかなる役割を果たしたのかについても基礎的な分析を加える。

本章で用いる主要な史料は、1945年以降の中国東北各地で発行されていた地方新聞である。従来の研究においては、1945年以降の東北情勢を把握するために主に『東北日報』が使用されていた。しかし、当該新聞は東北地方全域を対象として刊行されていたため、当該地方全体の動向を理解する上で有意義であるものの、個別の地域に関しては詳細な記事が十分に掲載されているといえない。したがって本章では、『東北日報』に加えて各市・県レベルで発行されていた新聞（『安東日報』『牡丹江日報』『遼東日報』など）を利用し、

³ 角崎信也「新兵動員と土地改革——国共内戦期東北解放区を事例として」『近きに在りて』第57号、2010年。

⁴ 角崎信也「土地改革と農業生産——土地改革による北満型農業形態の解体とその影響」『国際情勢』第80巻、2010年。

個別の地域に即した記事から土地改革の実施過程や農村社会の状況を検討する。

また、檔案が重要な史料群であることは贅言を要しないが、規制や管理の強化により原本を閲覧することが近年困難になっている。したがって、本章では既出版の檔案集や関連史料集を利用する。これらには、土地改革時の村落状況や政策の展開過程、そこで発生した諸問題などを示す史料が収録されており、政策実施側の視点から土地改革の目的や村落社会に与えた影響について一定程度の検討をすることは可能である。しかし、地方新聞や檔案は政策実施側の中共が残したものであるため、相当のバイアスがかかっていることに注意しなくてはならない。

以下、第1節では、東北地方における国共内戦の展開過程を整理する。第2節では、東北地方で実施された土地改革の状況を分析し、その過程や中共の意図を明らかにする。第3節では、土地改革によって浮上した諸問題、特に農業経営に関わる役畜や労働力問題に着目し、その実態や対応などについて考察する。そして第4節では、農村社会で組織されていた互助組織が果たした役割や農業経営上の意義について検討する。

第1節 東北地方における国共内戦

本節では日本敗戦後、東北地方で繰り広げられた国共内戦について、ソ連支配期（1945年8月－1946年3月）、国民党軍攻勢期（1946年4月－1947年4月）、中共軍攻勢期（1947年5月－1948年11月）の3つの時期にわけて簡単に整理する⁵。

(1) ソ連支配期（1945年8月－1946年3月）

ソ連軍は、1945年8月9日未明に満洲国へ進攻し、18日に哈爾濱を、19日に長春・瀋

⁵ 東北地方の中共軍の名称は、東北人民自治軍、東北民主聯軍、東北人民解放軍隊、中国人民解放軍第四野戦軍と繁雑に変更されていたが、ここでは統一して中共軍とする。また、東北地方における国共内戦の展開については、松本俊郎『「満洲国」から新中国へ——鞍山製鉄業からみた中国東北の再編過程 1940－1954』（名古屋大学出版会、2000年）が詳しく整理している。ほかにも、西村成雄「第5章 東北基層政権の形成と土地改革——植民地社会構造からの脱却」（西村前掲『中国近代東北地域史研究』）や、張憲文・張玉法主編、林桶法・田玄・陳英傑・李君山著『中華民国專題史——第16卷 国共内戦』（南京、南京大学出版社、2015年）、が詳しい。本節ではこれらの研究を中心に整理する。

陽・齊齊哈爾・吉林を、22日に大連・旅順をそれぞれ占領した。ソ連軍は、9日の進攻から約2週間、日本の敗戦からわずか1週間で東北地方の最南端まで席卷した。

第二次世界大戦直後のソビエト連邦（以下、ソ連）の対中政策は二面性を有していた。ソ連は、国民党軍の東北進駐を妨害しながら中共軍に押収した日本の武器を渡すなどして、延安政権を支援していた。その背景には、ソ連と反共政策を強行する国民党とのイデオロギー上の対立があったからである。しかし他方で、ソ連は、国民党軍の軍事的優位とアメリカの国民党支援策を考慮して、中国の政府代表権を国民政府にみとめ、これに対する支持を公式に表明していた。

中共は日本敗戦後の早い段階から東北地方に進出し始めた。1945年9月14日、中共中央は中央東北局（以下、東北局）の設立を決定したことで、東北地方における中共軍の活動を一元的に掌握する体制が準備された⁶。中共軍の東北進軍はソ連軍の進攻とは別に、1945年8月下旬から9月上旬にかけて開始された（8月10日から11日にかけて毛沢東は朱徳の名義で指令を通達）。中共軍の進軍は、国共両党が重慶にて戦後処理に関する討議中にも行われていた（1945年8月25日－10月10日、「国民政府と中共代表会談紀要」を調印）。中共は1945年11月までに、幹部と軍隊を合わせて約20万人を東北地方に送り込んだ⁷。

一方、国民党は中共に遅れて東北地方に関する諸対策を始めた。国民党は、1945年8月31日「修復東北各省処理辦法要綱」を決定し、東北地方を接收するための行政機構の整備にとりかかった⁸。同要綱の方針に基づいて、9月1日に東北行営及び附属の政府委員会や経済委員会を設置し、さらに東北三省（遼寧省・吉林省・黒龍江省）を九省に分割する統

⁶ 中共中央東北局については、戴茂林・李波『中共中央東北局——1945—1954』瀋陽、遼寧人民出版社、2017年、が詳しい。また、10月から11月にかけて中共は東北各地に省政府を設立していった。安東省における中共地方政権の設立については、西村前掲「第5章 東北基層政権の形成と土地改革」、が明らかにしている。

⁷ 丸山鋼二「戦後満洲における中共軍の武器調達——ソ連軍の『暗黙の協力』をめぐって」江夏由樹・中見立夫・西村成雄・山本有造編『近代中国東北地域史研究の新視角』山川出版社、2005年。

⁸ 国民党による東北地方の接收と政策、経済再建計画などについては、汪朝光『和与戦的抉択——戦後国民党的東北決策』（北京、中国人民大学出版社、2016年）や山本有造「国民政府統治下における東北経済」（江夏・中見・西村・山本前掲『近代中国東北地域史研究の新視角』）が詳しい。

治方針を明らかにした。そして、4日には関連人事が決定され、東北行営主任兼政務委員会主任に熊式輝、東北行営経済委員会主任委員に張公権が就任した。しかし、国民党による東北接收や国民党軍の東北進軍は、ソ連軍の牽制などにより難航していた。東北行営と極東ソ連軍との本格的な交渉は10月中旬ようやく開始された。

11月に入ると、国民党軍は東北地方への進撃を始めた。同時に国民党とアメリカは、ソ連軍が中共軍の進軍を容認する対応に反発し、抗議活動を続けていた。11月19日、ソ連軍は東北局に対して瀋陽などの大都市から撤退することを強く要求した。中共中央は、軍事状況とソ連との関係(「中ソ友好同盟条約」により国民党に接收権があった)を考慮して、11月20日に大都市を放棄する「讓開大路、占領兩廂」(「正面の大道を讓って、母屋の兩側をとる」という方針を決定した。中共中央の指令を受けて、東北地方に進駐した中共軍は哈爾濱、瀋陽、齊齊哈爾などの大都市から撤退した。

1946年1月5日、国民党代表張群(後に張治中)、中共代表周恩来、アメリカ大統領特使マーシャル(George Catlett Marshall)によって構成される「軍事三人小組」(The Committee of Three、以下、三人小組)が発足した。また、各界代表が様々な形で停戦や政治の民主化などを求める活動を展開していた。かかる状況を受け、三人小組は2月14日から、双方の軍隊を削減する「關於軍隊整編及統編中共部隊為国軍之基本方案」(「軍隊の整理・再編及び中共部隊の国軍への統合に関する基本方案」)について討議し、25日に調印した。しかし、中共と国民党は必ずしも方案を遵守しておらず、それぞれ進軍の準備を進めていた。

三人小組による一連の取り組みにもかかわらず、1945年暮れからは国民党の勢力が漸次拡大していった。国民党軍は、1945年12月22日には長春を、1946年1月10日には遼北省などを接收し、各地に省政府を樹立した。また、2月8日に蒋介石は東北保安指令長官杜聿明に対して、東北地方の中共軍を一斉に総攻撃する命令を下した。以降、両軍は東北各地で戦闘を繰り返した。中共軍も一定の抗戦を行っていたものの、戦況は国民党軍に有利な形勢で進展していた。

(2) 国民党軍攻勢期(1946年4月—1947年4月)

ソ連は、第二次世界大戦後「中ソ友好同盟条約」に則して、日本降伏後3ヶ月後(1945

年 12 月まで) に東北地方から撤兵することを明言していた⁹。しかし、度重なる延期により撤兵は大幅に遅れ、1946 年 3 月中旬になってようやく開始された。撤兵が突如決定された背景には、ソ連と国民党との間に対立が深まったことに加えて、ソ連に対するアメリカの強い批判があった。ソ連が下した決定を受け、ソ連軍は 3 月 12 日に瀋陽から、翌日の 13 日に四平から、4 月 14 日に長春から相次いで撤兵した。ソ連軍撤兵後、中共軍が 3 月 17 日に四平を、4 月 18 日に長春を、4 月 28 日に哈爾濱を占拠した。中共が東北地方における方針を「讓開大路、占領両廂」から直接対峙へと転換した。

中共軍と国民党軍との間で 4 月 18 日から 5 月 18 日にかけて四平をめぐる戦闘が展開された。そして、戦いに敗れた中共軍は松花江以北に撤退した。四平での戦役に勝利した国民党軍は、松花江以北への進軍を考えていたが、戦線拡大に伴う補給が困難であったことに加えて、蒋介石の東北視察(5 月 23 日から)や東北南部における中共の陽動作戦により進軍は実現されなかった。以後、松花江を境に南側が国民党、北側が中共という勢力図が形成された。

1946 年 6 月 6 日、両軍の間で一時的な停戦協定が結ばれた。停戦の協議過程において、軍事的に優位に立っていた国民党は強硬な姿勢をとっていた。また、休戦協議後、国民党は「先南後北」という方針をとり、東北地方以外の中共地域に対する攻撃を強めた。その結果、同年 7-8 月にかけて、国民党軍は支配地域を拡大することに成功した。戦果があがるにつれて、国民党の中共に対する要求も強硬となったため、和平交渉は行き詰まった¹⁰。

1946 年 10 月になると、国民党は東北南部の中共根拠地に対する掃討作戦を実施した。こうした攻撃は翌年の 1947 年 4 月頃まで継続された。攻撃に対して、松花江以北の中共軍が南下して迎撃し、さらに各地での遊撃戦で中共軍が一定の成果をあげたことにより、戦局は再び膠着に陥っていった。

⁹ 国共内戦期における中共とソ連の関係については、鄭成『国共内戦期の中共・ソ連関係——旅順・大連地区を中心に』(御茶の水書房、2012 年)が詳しい。

¹⁰ 国民党軍が戦況を優位に展開できた背景には、アメリカからの武器援助があった。中共もまたこうした軍事援助を強く批判していた。そしてアメリカは、内戦の泥沼化を回避すべく、1946 年 8 月頃から中国向けの武器輸出を禁止することを決定した。しかし、1946 年夏の時点で国民党軍の装備は援助により既に豊富な状態にあったため、同軍の優勢がすぐに変わることはなかった。

(3) 中共軍攻勢期（1947年5月－1948年11月）

1947年5月から東北地方における国共内戦の情勢は大きく転換した。中共は1947年5月から6月にかけて「夏季攻勢」、1947年9月－11月にかけて「秋季攻勢」、1947年12月－1948年3月にかけて「冬季攻勢」という作戦を展開した。「冬季攻勢」の結果、国民党軍は長春、瀋陽、錦州などの大都市を確保するのみとなった。そして、遼瀋戦役（1948年9月12日－11月2日）における瀋陽陥落は、国民党軍の敗退を決定づけた¹¹。中共は東北地方での戦闘に勝利し、東北地方全域を「解放」することとなった。

中共軍が国共内戦で勝利できた原因の1つに兵士の大幅増員があった。東北地方における中共軍は、1945年12月頃の時点では約10万人に過ぎなかったが、1948年12月には約100万人に膨れ上がっていた。両軍の全国的な規模をみると、1948年11月の段階で、国民党軍（約290万人）と中共軍（約300万人）と逆転していた。そして、短期間で大量の兵士を確保できたのは、土地改革をはじめとする諸政治運動が重要な役割を果たしていたからである。次節では、東北地方における土地改革の展開についてみてみる。

第2節 土地改革の展開

中共は国民党との戦いを繰り広げながら、東北地方各地で土地改革を実施していった。中共による土地改革は1930年代の中華ソビエト共和国臨時政府時期から断続的に行われていた。第二次世界大戦後に実施した土地改革は、大きく①「關於土地問題的指示」（「五・四指示」）期（1946年5月－）、②「中国土地法大綱」期（1947年10月－）、③「中華人民共和国土地改革法」期（1950年6月－）の3つの時期に大別でき、時期ごとにその方針や対象とした地域が異なっていた。①と②は、主に東北地方や華北地方、ほかの一部地域などを対象に実施されたものである。それに対して、③は1950年から1951年にかけて国共内戦後に新たに獲得した支配地（「新区」）で実施されたものである¹²。そして、中共による土地改革は、1953年春までに一部の少数民族地区を除いて基本的に完了した¹³。土地

¹¹ 遼瀋戦役の展開については、張・張主編前掲『国共内戦』224－228頁、が詳しい。

¹² 1950年以降、江南地方で展開された土地改革に関する最新の研究として、夏井前掲「江南の土地改革と地主（上）」がある。

¹³ 朝鮮族における土地改革や農業集団化については、李海燕「中国朝鮮族社会における土地改革と農業集

改革は、時期や地域、国共内戦の戦況などによって状況が大きく異なっており、一概に論じることはできない。本節では東北地方で展開された土地改革の概況を中心に整理する。

(1) 「清算分地」運動（1946年7月－11月）

① 「減租減息」及び「敵産」の分配

第二次世界大戦終了直後、中共は旧根拠地を土台としながら、東北地方などの「新解放区」においても、これまでの経験を活かした諸政策を展開した。そこで重要であったのは、農民の動員であった。1945年末における中共の方針は、日中戦争期の「減租減息」を継続して実施することであった。毛沢東は、「減租和生産之保衛解放区的兩件大事」（1945年11月7日）において、中共の方針は依然として「減租」であり、土地の没収ではないことを強調していた¹⁴。さらに、毛沢東は12月25日に発表した「1946年解放区工作的方針」のなかでも、新旧解放区での「減租減息」運動の重要性について指摘した¹⁵。

「減租減息」は東北地方においても実施され、多くの村落における運動成果が新聞で紹介された。例えば、鳳城県の辺門村では3日間の「減租大会」が開催された。ここでは、小作農がこれまで地主に余分に支払った小作料を払い戻させた。さらに、小作農の権益を守るために、「7年間の小作権」（期間内に地主が一方的に小作契約を解除できない）などの規則を定めた¹⁶。また、莊河県範山村と石橋村においても「減租減息」運動が実施された。運動では、小作農が「小作農が地主を養っているのか、それとも地主が小作農を養っているのか」について討論し、「小作農が地主を養っている」という結論に至った。その上で、小作農は地主に対して「減租」及び小作契約の保証を要求した。そして、運動を通して多くの「積極分子」を発見・育成したことも大きな成果であったという¹⁷。

1946年4月中旬、東北局は土地不足の問題を解決するために、日本人及び「傀儡」・「大漢奸」の所有地を分配する「關於処理日偽土地的指示」を出した。日本人及び「傀儡」・「大

団化の展開（1946－1960）」（『相關社会科学』第22号、2012年）、を参照されたい。

¹⁴ 張憲文・張玉法主編前掲『国共内戦』285－286頁。

¹⁵ 張憲文・張玉法主編前掲『国共内戦』284頁。

¹⁶ 「辺門村農民減租勝利——找回多納租糧訂立七年契約」『安東日報』1946年2月21日。

¹⁷ 「範山村石橋村佃戸討論誰養活誰後組織起來進行減租並湧出大批積極分子」『安東日報』1946年3月31日。

漢奸」の所有地を分配することは、階級闘争や統一戦線のような難題に触れることなく、外敵やその手先に対する懲罰という説明のみで可能であったため、比較的容易な決断であった。実施においてもほとんど問題が発生しておらず、多く農民が土地分配の受益者となった。そして、分配された土地も肥沃なものが多かったため、受益者の満足度も高かった¹⁸。しかし、国共内戦の展開や農民の希望により、「減租減息」のみでは不十分となり、農民の土地問題を解決すべく漸次的に「耕者有其田」（「耕す者が其の土地を有する」）の実現を目指すように方針を転換していった。

②「五・四指示」以降の運動

1946年5月4日、中共中央が「關於土地問題的指示」（以下、「五・四指示」）を頒布したことは、「減租」から土地改革への政策の転換点とみなされてきた¹⁹。

「五・四指示」の前文のなかで中共は、「解放区の土地問題の解決こそは、わが党の直面するもっとも基本的な歴史的任務であり、当面の一切の工作のもっとも基本的なポイントである」とした。

「五・四指示」の前文に続いて18項からなる指示事項が列挙され、第1項では「広範な大衆の要求の下に、わが党は大衆による漢奸反対、清算闘争を断固として援護しつつ、地主の手から土地を獲得し、『耕者有其田』を實行・支持する」としている。さらに、中農の土地を侵害しないこと（第2項）、富農の土地を変動させないこと（第3項）、中小地主の生活を十分に考慮すること（第4項）、「漢奸」・「土豪劣紳」・「悪覇」に対し断固闘争すること（第6項）、獲得した土地の公平分配とその所有権の保証をすること（第11項）、などが記されている。このような「五・四指示」は、「減租減息」政策からの断絶というより、むしろ連続性を示すものであり²⁰、徹底的な土地改革運動への過渡であった²¹。

¹⁸ 田中前掲『土地と権力』140頁。

¹⁹ 以下で引用する「五・四指示」の全文については、日本国際問題研究所中部部会編『新中国資料集成（第1巻）』日本国際問題研究所、1963年、241-246頁、を参照。なお、本論文で引用する指示の訳文は、そのまま『新中国資料集成』の訳文を参照している。

²⁰ 田中前掲『土地と権力』164頁。

²¹ 天野元之助『中国の土地改革（アジア経済研究シリーズ34）』アジア経済研究所、1962年、24頁。また、「五・四指示」は、様々な階級を含む広範な統一戦線に対する細かい配慮しながら封建的所有制を取

「五・四指示」は、内部指示として出されたため、県以上のレベルの指導者や幹部にのみに通達された。実際の実施方法については各解放区（東北解放区や陝甘寧辺区、山東解放区など）の民主政府に一任されていた。そのため、地区ごとに異なる様相がみられた²²。

③「七・七指示」

東北地方における土地改革の本格的な開始は、東北局副書記の陳雲が起草した「東北的形勢和任務」（以下、「七・七指示」）が1947年7月7日に東北局拡大会議で通過したことを画期とする²³。以来、東北地方に前後して新旧幹部約1.2万人が農村に入り、数人からなる「工作隊」を組織し、一般農民に働きかけて「反奸清算、分配敵偽漢奸土地、及実現耕者有其田」（「反漢奸運動や清算闘争、漢奸の土地分配、耕す者が其の土地を有することの実現」）を目的とする運動を展開した。宋慶齡が東北調査記のなかで回想しているように、「国共内戦が東北地方で最も熾烈に展開していた時、土地改革は既に東北地方で開始されていた。事実上、1946年7月から12月頃は国民党勢力が最高潮に達し、人民解放軍がまさに撤退せんとしていた時期に、1.2万人の幹部が農村に派遣され、土地改革を担当した」という²⁴。このように、中共は国共内戦初期から、農村での政治運動を継続し、大衆動員を行っていた。

「清算分地」運動は、「七・七指示」が出される前から既に一部の地域で実施されていた。例えば、安東県では、「昨年〔1945年〕12月はじめから今年の1月15日までのわずか1ヶ月半の間」において「11個区の計60以上の村落」に及ぶ範囲で「翻身運動」（貧農らを解放する運動）が展開され、「反配給汚職や減租減息、反漢奸・特務」などの各種闘争で大きな成果をあげた²⁵。同様な運動は青城県でも実施され（1946年年始から2ヶ月間）、多くの農民が参加した²⁶。

消し、封建的搾取を絶滅し、農民の土地所有制を実現することにあつた。

²² 天野前掲『中国の土地改革』26頁。

²³ 人民出版社編『陳雲文選 1926—1949年』長春、新華書店、1984年、229—235頁。

²⁴ 宋慶齡『為新中国奮闘』北京、人民出版社、1952年、244頁。

²⁵ 「安東県人民展開翻身運動個半月進行65起闘争2万7千余人参加算出1千5百余万元」『安東日報』1946年2月19日。

²⁶ 「青城群衆積極要求翻身到处自動發起算帳」『安東日報』1946年3月15日。

「七・七指示」以降、同様の「清算運動」はさらに大規模化していき、財産や食糧に加えて土地の分配も実施され始めた。復県中和村では、運動に参加した農民が満洲国期に村長を6年間務めた張景福を批判闘争した上、彼の土地や財産を貧農及び中農に分配し、その結果、512戸の農家が土地を獲得した²⁷。五林県第2区では、1946年6月24日から7月27日までの約1ヶ月間をかけて「敵地」を分配し、古城鎮の農民が1人あたり5畝、それ以外の地方の農民が1人あたり10畝の土地を獲得できた²⁸。

しかし、闘争には失敗した事例も多数あった。例えば、八面通県鐘山屯で行った清算闘争はその一例である。当該村落では蔣秀坤が14年間村長を務めており、在職の間に村民を搾取した。蔣に対する村民の不満は募り、村民は工作隊に蔣の悪行を訴えていた。闘争の成功を確信した工作隊は蔣を対象とした「闘争大会」を開催したが、予期した成果をあげることができず失敗に終わった。工作隊は、この失敗を通して「1、工作隊の経験不足、2、大衆の懸念を把握していなかったこと、3、闘争大会の開催時期・場所の不適合、4、清算が大衆主導ではなかったこと」という4つの反省点をあげ、教訓としてほかの工作隊に活かすべきことを指摘した²⁹。鐘山屯での運動はその後も注目され、1946年8月25日の新聞で紹介されている³⁰。そこでは、農民たちが自ら立ち上がって蔣秀坤に対する闘争を展開し、その財産を清算した内容が報告されている。さらに、農民たちは村内79戸の農家を貧富の差をもとに4つの階級にわけ、蔣の財産を分配した。

「五・四指示」以降、中共は土地改革を通して、農村の旧体制を一掃し、中共政権と大衆組織を強化することができた。東北地方は歴史的背景により旧支配層や「傀儡」の権力が極めて強力であった。それゆえに、中共の諸政策は容易に浸透することができたともいえる。旧支配層は、土地から日用品に至るまでのすべての資産を失い、その権力も喪失した。そして、多くの農民が闘争に参加し、闘争の果実を少なからず獲得することができた。一方で、この時期の「清算分地」運動には、進行の不均衡や分配の遅れなどのいくつかの問題も指摘されていた。特に問題視されたのは、運動の「半生半熟」(生煮え)状態であった。

²⁷ 「復県中和村群衆向偽屯長清算後三千貧農有了地種中農亦獲得勝利果実、群衆組織普遍拡大」『遼東日報』1946年8月2日。

²⁸ 「五林二区公平分配敵地古城鎮每人五畝外屯每人十畝」『牡丹江日報』1946年8月6日。

²⁹ 「鐘山屯清算闘争失敗的原因」『牡丹江日報』1946年7月29日。

³⁰ 「幹部作風轉變鐘山村闘争転敗為勝群衆自己動手分得果実二十萬元」『牡丹江日報』1946年8月25日。

次項ではその状況についてみていく。

(2) 「半生半熟」運動 (1946年11月－1947年6月)

中共は、「五・四指示」以降の土地改革の問題点として「半生半熟」の地区が多いことを指摘した。それらの共通点として、第1に地主や「悪覇」が打倒されておらず、依然として地主支配がみられること、第2に土地分配闘争では、幹部が主導になっており、農民が自ら発動したものではないこと、第3に本当の積極分子が運動を指導していないこと、第4に大衆の武装組織は設立したが、それに対する関心が不足していたことなどが理由であった。そして、最大の要因は、幹部が成果を追求するあまり、大衆が自ら立ち上がっていない点にあるとされた。この問題を解決するためには、第1に、各地幹部が十分に準備した上、自己の工作に疑問を呈し、「半生半熟」を発見すれば、もう一度運動を行わなければならないこと、第2に、「半生半熟」を完全に消滅するまで徹底的に運動を行う必要があり、急いで次の運動に展開してはならないことが指摘されている³¹。

東北地方では1946年11月から「半生半熟」を撲滅するための「煮生飯」(生煮え飯を煮る)運動が開始された。八面通県福祿村では、「清算分地」運動を行ったが、旧支配層が打倒されておらず、多くの貧民が運動の果実をえることができなかった。そこで新しく工作隊隊員3名を当該村落に派遣し、半月間の教育や啓発を通して新たな積極分子を「発見」した。その上、旧支配層に対する闘争を改めて行い、成果をあげることができた³²。

次は八達溝村の事例である³³。八達溝村は、261戸の農家が生活しており、577晌の土地が耕作されていた。ここでは工作隊の協力のもとで「清算分地」運動が実施されたが、分配が必ずしも均等ではなかったことや、約70晌の「黒地」(未申告や未登記の土地)が存在していたこと、一部の富農の所得分土地が予定より多くかつ肥沃なものであったことなどが発覚した。例えば、富農の郭祿は虚偽の人口数を報告した結果、本来より7晌も多い土地を獲得していた。また、村長の劉銀才(貧農)は、村長の権限を利用して土地分配を

³¹ 「把『夾生飯』做熟(東北日報社論)『牡丹江日報』1946年12月4日。

³² 「八面通福祿村壞蛋充積極、分地不合理群衆翻身不徹底現正糾正錯誤、重頭做起」『牡丹江日報』1946年11月23日。

³³ 当該村落の関連記事は3日連続掲載された。「八達溝完成查田運動幾次檢討教訓、反覆丈量和深入教育終於克服困難、查出黒地、実行合理調整」『牡丹江日報』1946年11月22日－11月24日。

操作して、土地3晌分を多く獲得していた。ほかにも類似した「悪行」が多く、それらの問題を受けて、村内で再度土地を計測し、階級に即して再分配を行った。加えて、「悪行」を行った農家からは、懲罰として一定の食糧を徴収した。

これらの運動は農閑期に実施されたこともあり、一定の成果をあげた。1947年4月以降、春耕や播種が開始すると、生産力の向上が重要な任務とされ、特に未耕地や荒廃地の開墾などが重点的に取り組まれた。これらの農作業と同時に「生煮え飯を煮る」運動は継続して行われていた。

(3) 「砍大樹、挖財宝」運動（1947年6月－12月）

端境期に入ると、農村では食糧飢饉が見舞われたため、運動も大きな転換を迎えた。かかる状況のなか、「抓緊生産、深入闘争、徹底摧毁封建勢力、挖掉地主的財宝、解決群衆鏟蹠中食糧的困難」（生産を疎かにせず、闘争を深く行い、封建勢力を徹底的に粉碎し、地主の財宝を掘り出し、大衆の食糧困難を解決せよ）という新しい任務が工作隊に与えられた。これがいわゆる「砍大樹、挖財宝」（大樹を切り倒し、財宝を掘り出す）運動である。

例えば、寧安県第4区の石頭坑子村では、1回目の「清算闘争」大会で村落内の「悪人」を打倒することができなかった。工作隊の啓発のもとで、農民が自ら討議した上、2日間かけて「悪人」の食糧十数石及び300余万元分の財宝を取り上げ、それらを困窮している貧農に分配した³⁴。同県第2区の新安村では農会の指導の下で運動が行われた。その結果、地主をはじめとする旧支配層の財宝や銃を掘り出し、その一部を大衆に分配した³⁵。

ほかにも、撫松県の万良鎮では未申告土地3,000余畝³⁶、同県抽水区では未申告土地3,000余畝と約400余万元に値する財宝³⁷、海龍県中河区では牛馬700余頭³⁸が発見され、それら

³⁴ 「石頭坑子窮人扣起壞蛋挖出黑糧解決困難進行教育壞幹部重新建立農会」『牡丹江日報』1947年7月15日。

³⁵ 「寧安新安村深入闘争起出地主元宝槍機解決糧食困難群衆加緊補苗鏟蹠」『牡丹江日報』1947年7月19日。

³⁶ 「万良鎮群衆猛烈展開翻透身闘争四天挖黑地三千余畝張明發下藥害人被処死刑」『遼東日報』1947年7月31日。

³⁷ 「抽水区東大水郷両村農民挖黑地四千余畝分得浮物約值四百余万元」『遼東日報』1947年8月6日。

³⁸ 「中河区貧雇農團結中農闘争奸霸挖出牛馬七百余頭追浮中揭穿奸霸避重就輕隱多繳少詭計」『遼東日報』

を農民に分配した。このように、「財宝を掘り出す」闘争は東北地方各地に波及し、金銀や現金、土地、役畜、食糧、衣服などあらゆる財産がその対象になっていた。「五・四指示」が発表された段階にみられた地主や富農に対する寛容な配慮は、国共内戦の激化やそのほかの要因によりほとんど実現されなかった。多くの農民は、一連の運動を通して農業生産や生活の困難を解決することができたが、それは一時的なものに過ぎなかった。

(4) 「土地均分」運動 (1947年12月－1948年2月)

① 「中国土地法大綱」の公布

中共中央委員会は、1947年9月河北省平山県西柏坡村において全国土地会議を招集し、これまでの土地改革の経験を総括した上で、「中国土地法大綱」(以下、「大綱」)を制定(9月13日)し、同年10月10日に公布した。当該大綱は1950年6月30日の「中華人民共和國土地改革法」が公布されるまで、中共の最も重要な土地政策であった。「中共中央委員会公布中国土地法大綱及其決議」において「中国の土地制度は不合理をきわめている。一般的状況についていえば、農村人口の10パーセントにも満たない地主富農が、約70ないし80パーセントの土地を占有し、残酷に人民を搾取している。そして農村人口の90パーセント以上を占める雇農・貧農・中農そのほかの人民は、全部で20ないし30パーセントの土地しか持たず、1年中働いても衣食にも事欠けている」とし、「このような状態を改革するためには、農民の要求にもとづき、封建的搾取の土地制度を消滅させ、『耕者有其田』の土地制度を実行しなければならない」と記している³⁹。

「大綱」は全16カ条からなる。以下ではいくつか重要な条文の要点について簡単にみてみる。第1条では、土地改革の目標は「封建的、半封建的搾取の土地制度を廃止し、耕者有其田の土地制度を実施する」ことであることが掲げられている。第2条では「すべての地主の土地所有権を廃止する」、第3条では「すべての社祠・廟堂・寺院・学校・機関および団体の土地所有権を廃止する」、第4条では「すべての郷村における土地制度改革以前の債務を廃棄する」、第6条では「本法第9条(ロ)に規定するものを除き、郷村のあらゆる土地および公用地は、郷村農民組合に接収され、同一郷村内のほかのいっさいの土地とともに、老幼男女を問わず、郷村の全人口に応じて統一的に均分される」、第8条では「郷村

1947年8月31日。

³⁹ 『新中国資料集成(第1巻)』516-517頁。

農民組合は地主の家畜・農具・家屋・食糧およびそのほかの財産を接収し、かつ富農の上記の財産の余剰部分を徴収して、これらの財産に欠乏する農民およびそのほかの貧困な人民に分配し、地主にも同量を分配する」、第 11 条では「人民に分配された土地には、政府から土地所有証が交付され、その自由な経営、売買および特定の条件のもとでの賃借の権利が認められる」、第 12 条では「商工業者の財産およびその合法的営業は保護され、侵されない」、第 13 条では「土地改革の実施を完遂するため、本法を違反しあるいは本法を破壊するすべての犯罪にたいしては、人民法廷が組織され裁判および処分が行なわれるものとする」、第 16 条では「本法の公布以前に土地がすでに均等に分配された土地において、農民が再分配を要求しない場合には、再分配を行なわなくてもよい」、についての内容が定められている。

また、「五・四指示」にみられた「富農の土地を動かさないこと」（第 3 項）や「中小地主の生活を配慮すること」（第 4 項）などの主旨が「大綱」で廃棄され、地主については商工業投資部分を除いて全財産を没収することになった。また、富農についても、地主に準ずる措置がとられるようになり、老若男女を問わず一般農民と同じように均分することが決定された。田中恭子は、この「大綱」の二大原則は土地の頭割り均分と村の「民主」（村の権力を幹部から取り上げて貧農の手に移すことを意味する）にあったと指摘している⁴⁰。

②「東北解放区実行土地法大綱補充辦法」及び「中共東北中央局告農民書」

東北局は、中共中央が公布した「大綱」を受け、1947 年 12 月 1 日に「東北解放区実行土地法大綱補充辦法」（以下、「補充辦法」）及び「中共東北中央局告農民書」（以下、「東北農民に告ぐる書」）を発表した。以下では、その 2 つの内容について概観する。

・「東北解放区実行土地法大綱補充辦法」

まず、「補充辦法」についてみる。東北局は、1947 年 11 月 25 日第 34 回常任委員会を開催し、林楓から「大綱」の説明と、これに対する東北局の解釈と補充意見が伝えられた。各委員の討論を経た上、東北解放区の実情に適合した具体的な政策「補充辦法」が承認され、同年 12 月 1 日に東北行政委員会より公布された⁴¹。

⁴⁰ 田中前掲『土地と権力』262 頁。

⁴¹ 『新中国資料集成（第 1 巻）』549 頁。また、以下の条文及びその訳文については、『新中国資料集成（第 1 巻）』550—552 頁、を参照。

「補充辦法」は全14条から成り、「大綱」で公布した条文の説明や具体的な方法について詳細に記されている。例えば、「大綱」の第3条では「すべての社祠・廟堂・寺院・学校・機関および団体の土地所有権を廃止する」としているが、具体的な範囲などについては不明であった。それを受け、「補充辦法」の第1条では、「中国土地法大綱第3条の各種の土地所有権を廃止する規定は土地改革実施以前の土地についていったものであり、土地改革後に取得した土地はこの例によらない」と、土地改革後に取得した関連土地は含まれないことが明記された。

ほかにも各内容に対する補足がみられ、例えば「大綱」の第6条では「あらゆる土地および公用地」を「老幼男女を問わず、郷村の全人口に応じて統一的に均分される」べきことが指摘されている。「補充辦法」では、当該内容の補足として「各地で土地を均分するさいには、必ず測量した後に、統一して均分せねばならない」ことが付け加えている。富農の「余剰部分」の徴収（「大綱」第8条）についても、「補充辦法」のなかで範囲が指定されている。つまり、余剰部分とは「一般の富農の食糧および家屋については、同家で種子を保存した後、食べてあまる分、住んであまる分」であり、「家畜・農具については、同村農民の所有の平均を超過する部分」としている（「補充辦法」第6条）。

また、土地所有証（「大綱」第11条）についても、「様式は東北行政委員会により統一的に規定され、各省政府が様式にしたがって印刷し、各省政府に交付し、その責任において記入・発行する」ことが補足されている（「補充辦法」第11条）。さらに、興味深いことに、「補充辦法」第13条では東北地方の少数民族についても触れられており、「東北解放区内の各少数民族は、漢人と同等の土地を与えられ、かつ所有権を享有する」と定められていた。

・「中共東北中央局告農民書」

次は「東北農民に告ぐる書」についてみる。各地の中共中央局は、「大綱」に続いて「農民に告ぐる書」を發表し、農民に新政策を説明すると共に、その実施を呼びかけた⁴²。東北局は1947年12月1日に上述の「補充辦法」と共に「東北農民に告ぐる書」を發表した⁴³。

⁴² 各地が發表した「農民に告ぐる書」は、時期にずれがあった。中共晋綏局は1947年10月15日、中共晋察冀局は1947年11月10日、中共晋冀魯豫局は1948年1月20日にそれぞれ「農民に告ぐる書」を發表した。内容の違いや特徴については、田中前掲『土地と権力』286-302頁、を参照。

⁴³ 「東北農民に告ぐる書」については、『新中国資料集成（第1巻）』545-549頁、を参照。

「東北農民に告ぐる書」の前文では、「中共中央委員会は、10月10日に中国土地法大綱を公布し、われわれが徹底的に封建制を消滅させ、徹底的に土地を均分するよう呼びかけた」が、「封建性はまだ徹底的には打ちのめされていないし、土地もまだ合理的に配分されていない」ことが指摘され、その上「今回は、徹底期にて封建制を消滅させ、徹底的に土地を均分する必要がある。土地を均分する方法は、土地法大綱ならびに東北政治委員会の補充辦法に従って執行する」ことが述べられた。前文に加えて、「地主を打倒し、封建制を消滅せよ」、「土地を均分し、富の基礎をすえよう」、「貧農・雇農が中心となって中農と団結しよう」、「階級を明確に区分し、敵と味方をはっきり認識しよう」、「公正に事を処理し、民主主義を発揚しよう」、「前線を支援して、勝利に導こう」という6項目が提唱され、それぞれの項目に関する詳細な補足説明も付されていた。

例えば、「地主を打倒し、封建制を消滅せよ」では、「徹底的に地主を打倒し、徹底的に地主の封建経済の基礎を消滅させ、……中略……あらゆる土地・財産を没収し、全部の農民と農民組合の接收・処理に任せなければならぬ」いことについて指摘されている。そして、「漢奸・悪覇・反動地主・富農およびすべての財産破壊者、土地均分の破壊者については、農民が法廷を組織して裁判し処理する」ことも記載されていた。

また、「土地を均分し、富の基礎をすえよう」という項目においては、土地の徹底的な分配を呼びかけ、その目的は「1つには封建制を徹底的に消滅させるためであり、1つには生産を発展させやすいよう、富の基礎をすえるため」にあるとした。さらに、分配する際の注意点として、「必ず測量を行ない、統一的に均分しなければならない」こと、「その土地の農民全体で決める」こと、「できるだけ各戸に分配された土地が1カ所に集まるように」することなどがあげられた。

そして、「東北農民に告ぐる書」の最後の項目は、「前線を支援して、勝利に導こう」という内容であった。それは、「農民諸君！東北解放軍はいまや前線で蔣軍と戦い、われわれの土地均分を守って」おり、「われわれ生まれ変わった農民は、兵を出し、食糧を出し、担架を出し、戦地勤務者を出し、車馬を出し、あらゆる力を出して前線を支援しなければならない」とした。その結果、「地主を打ち倒すことができるばかりでなく、蔣××を打倒することができる。ただ蔣××を打倒してこそ、われわれの勝利は保証され、われわれの土地は保証され」るようになるという。

「大綱」で記載されている内容は、中共中央の方針や目標ではあるが、基層社会でそれを実行する幹部や、運動の対象者である農民にとって一定の困難を有していた。「大綱」の

後に東北局が「補充辦法」及び「東北農民に告ぐる書」を發表したことは、中共の方針により具体性をもたらすことができた。また、「大綱」における曖昧な表現や定義、範囲についても、各中共地方局が各地方の特徴に合わせて調整すること可能であったと考えられる。

③「土地均分」の状況

上述したように、土地改革は東北地方では比較的容易に実施することができた。なぜならば、中共中央や東北局は、階級闘争や統一戦線のような難題に触れることなく、外敵やその手先に対する懲罰という説明のみでも実行可能であったからである。そのため、東北地方での「土地均分」は早期から実施され始めた。例えば、牡丹江市の仙洞地区では、1946年11月末の段階で土地の均分を終了しており、約23,000畝の土地を農民に1人あたり7畝（約0.7晌）に分配された⁴⁴。中共の報告によれば、1946年末には既に約330万晌の土地を約420万の農民に、1947年7月には約530万晌の土地を約629万の農民に分配され、いずれの時期も平均して1人あたり0.8晌前後であった⁴⁵。

このような均分運動は、地方によって進捗状況が異なっていた上、上述の「半生半熟」という状況も多数みられていた。その後の「生煮え飯を煮る」運動や「大樹を切り倒し、財宝を掘り出す」運動、さらに一部の地域では1947年末からの「突点工作」（特定の地域や県、区、村落を選定し、均分運動の成果を集中的に再検討する政策）などを通して、状況が一部改善されていた⁴⁶。均分運動は、こうしたほかの運動と連動しながら継続して実施されていた。東北地方における土地改革は、「大綱」及び「補充辦法」が発表されたことで、法的根拠をえることになり、より揺るぎないものになった。

それでは、均分運動を通して農民の土地、役畜、農具などの所有状況はどのように変化したのだろうか。統計的なデータを入手できていないため、全体の状況を把握することは

⁴⁴ 「仙洞完成土地改革每人7畝共分地2万3千多畝举行慶祝大会2千人遊行示威」『牡丹江日報』1946年11月29日。

⁴⁵ 天野前掲『中国の土地改革』37-38、42頁。

⁴⁶ 「突点工作」については、呼蘭県の状況を紹介したものとして「高潮緊接高潮由基点推向全面呼蘭貧雇反覆掃蕩封建」（『安東日報』1948年1月16日）や「呼蘭突点經驗（東北日報社論摘要）」（『安東日報』1948年1月16日）などがあり、時期は異なるが復県について紹介したものとして「復県天台、北海等区突点試驗結束土地改革」（『遼寧日報』1948年12月27日）などがある。

困難であるが、いくつかの事例を中心にみる。

まず、中共政権が比較的安定的に浸透し、早期から土地改革が実施されていた牡丹江省の状況を試みる。牡丹江市石海区前揚村では、一度目の運動で村落内の旧支配層を打倒したが、土地の分配が公平に行われなかったため、農民たちが再分配を要求した。農民たちは、まず土地分配時の中心幹部徐永芳を処刑し、次に「分地委員会」を組織した。1947年3月4日から1週間をかけて、「階級」に合わせて村民864人に856晌の土地を再分配し、村民1人あたり約1晌分の土地をえることができた⁴⁷。同じく牡丹江にある鉄嶺河南岔屯では、1947年4月の段階で土地改革が完了し、農民1人あたりに約1晌の土地を分配した⁴⁸。

次は呼蘭県永貴村の例である。宋慶齡が東北地方を視察旅行した際に、呼蘭県永貴村を訪問し、当該村落の土地改革前後の状況について下記の表をあげた。この表からもわかるように、土地、家屋、役畜（馬）、農具（大車）のほとんどが均分されていた。特に土地の均分が顕著であり、雇農から地主まで1人あたり約0.66晌の土地が分配されていた。そのほかの家屋や役畜、農具などについても、地主と富農以外の雇農・貧農・中農を中心に分配され、ほとんど差がみられなかった。

表 6-1 呼蘭県永貴村における土地改革前後の分配

階級	1人あたり平均土地(晌)		1人あたり平均家屋(間)		1人あたり平均馬(頭)		1人あたり平均大車(台)	
	土改前	土改後	土改前	土改後	土改前	土改後	土改前	土改後
雇農	—	0.66	—	0.33	—	0.16	—	0.04
貧農	—	0.66	0.12	0.31	0.08	0.13	0.01	0.02
中農	0.55	0.67	0.24	0.38	0.35	0.18	0.05	0.05
富農	2.41	0.66	0.70	0.22	0.42	0.11	0.06	—
地主	3.30	0.66	1.62	0.15	0.70	0.06	0.06	—

注：家屋及び馬、大車の単位は、史料についていないため、筆者が推測してつけたものである。

出典：宋慶齡『為新中国奮闘』北京、人民出版社、1952年、246頁。

ここでさらに注意すべきは馬や大車の均分である。馬は東北地方の農業において重要な役割を果たしていた。特にすき起こしや穀物の運搬などにおいて数頭が必要であった。土地改

⁴⁷ 「前揚村完成土地改革平均每人分地1晌在農会領導下準備春耕生産」『牡丹江日報』1947年3月24日。

⁴⁸ 「南岔屯完成分地每人得地1晌群衆利用果実買馬種地」『牡丹江日報』1947年4月6日。

革前、中農以上の農家は容易に馬を所有することができた。しかし、土地改革による均分後、すべて階級において1戸が1頭を確保することが困難になり、数戸が馬1頭を共同所有する形となった。農業を行うためには数頭が必要であったにもかかわらず、1頭さえ確保できない状況になれば、農業経営に大きな影響を与えたに違いない。穀物運搬に必要な大車についても同様ことが指摘できる。均分後、雇農から中農まで、1人あたり約0.04台を所有することできたが、1台を所有できた農家はほとんどいなかったと考えられる。富農や地主に至っては、所有することすらできなかった。

1948年3月28日、東北局は「東北局關於平分土地運動的基本總結」を發表し、東北地方における土地改革の総括を行い、「今回の運動を通して、東北解放区のほとんどの地域において確かに土地改革の根本的な問題を解決」し、「経済面においても政治面においても封建制度を徹底的に消滅した」とした。地主と富農は「封建半封建的搾取を行う生産手段を失い」、なかでも地主は土地のみならず財産もほとんど没収された。さらに、均分運動を通して農民は「独立して農業生産を行うための生産手段、すなわち土地や役畜、及びそのほかの農具や家屋、食糧、衣服などをえる」ことができた。「不完全な統計」によれば、かかる運動を通して、松江省、龍江省、合江省、嫩江省の4省では土地約5,000数万畝、牛馬約40万8,000匹、金約1万9,500両、銀約4万7,300斤、衣服約520数万着が農民に分配された。そして、最後に今後の任務として「1、全力で生産を發展させ、戦争を支援する」、「2、積極的に大衆性の強い党組織を建設する」、「3、農村大衆組織と政權問題を検討する」、「4、今後は地区ごとにその地区に適する政策を実施する」の4つをあげて、総括を締めくくった⁴⁹。当該総括の後も東北地方の一部の地域で土地改革が展開されていたが、一般的にこの総括をもって東北地方の土地改革は完了したと認識されている⁵⁰。

以上のように、土地改革を通して、東北地方の農民は中国の他地域の農民よりも早くから一定の土地や生産手段をえることができた。そして、歴史的発展経緯や農業経営の状況の差異によって、分配された土地の広さや農具・役畜の数は東北地域内においても異なっていた。統計的なデータがえられないため、地域ごとに詳細に比較することは困難である

⁴⁹ 「東北局關於平分土地運動的基本總結」『安東日報』1948年5月28日。

⁵⁰ 中共中央東北局「中共中央東北局對新区土改的指示」や中共中央東北局「新区土地改革概況」などがある。これらはいずれも、東北解放区財政經濟史編写組・遼寧省檔案館・吉林省檔案館・黒龍江省檔案館編『東北解放区財政經濟史資料選編』（哈爾濱、黒龍江人民出版社、1988年）に所収されている。

が、例えば、天野元之助が残したデータをみれば、東南北部では農民1人あたり平均して約3畝、東北北部では農民1あたり平均して4-7畝の土地が分配された⁵¹。確かに土地改革によってほとんどの農民が土地や一定の生産手段を所有することはできた。しかし、土地の細分化は大農経営がより合理的である東北地方において新たな問題をもたらした。加えて、土地のみならず、役畜や農具の均分もまた東北地方の農業経営や農家経営に大きな困難を与える要因となった。

第3節 土地改革に伴う農業生産の諸問題

東北地方の農耕には土地のみならず一定の役畜や農具、労働力が不可欠であった。したがって、土地改革による土地、役畜、農具の均分は東北地方における農業経営に大きな変化をもたらした。この点については土地改革後の黒龍江省委員会によって記された報告資料にある「均分運動後、農村の生産関係は改変され、土地、畜力及び労働力は広く分散した。また東北地方における農業耕作においては集団的生産を行う必要性が比較的強かったため、均分運動は農業生産に新たな問題をもたらした」という記述にも明確に示されている⁵²。土地改革後、中共はどのようにこれらの農業生産上の問題（特に役畜不足問題と労働力不足問題）を克服しようとし、農民は実際どのように対応したのであろうか。

(1) 役畜不足

まず役畜について述べる。役畜は東北農業において極めて重要な労働力であった。作物や土壌、役畜の効率によって細部は異なるが、15-20晌を耕作するために少なくとも役畜3頭が必要とされていた⁵³。土地改革で役畜が分配されたことで、地域によっては一家一頭を確保することさえ難しかった。また、農業労働の最も中心となっていた馬（特に東北北部）や牛（特に東南北部）の分配状況は決して均等とはいえない状況であった。さらに、

⁵¹ 天野前掲『中国の土地改革』104頁。

⁵² 中共黒龍江省委「黒龍江省農業生産総決」黒龍江省檔案館編『黒龍江革命歴史檔案史料叢編——大生産運動』哈爾濱、黒龍江省檔案館、1985年。

⁵³ 実業部臨時産業調査局編『康徳元年度農村実態調査報告書 産調資料(45)ノ(3)農業経営篇』実業部臨時産業調査局、1937年、4-5頁（以下、『45-3農家経営』）。

東北地方の土地改革を実際に見聞した野間清が記しているように「遅れた農民の中には、国民党軍がもう一度やって来ないだろうかと心配し、地主の反動的な行動や流言に迷わされて、農具や役畜なども、かくしたがつて使用しなかったり、中には分配された牛や馬を殺して食べてしまう」こともあったようである⁵⁴。

役畜の不足や役畜の無駄な屠殺などの問題を解決すべく、東北局及び各省委員会は各種指示や対策を発表した。1947年1月2日、東北行政員会は「東北行政員会為開展生産運動、解決畜力困難、保護耕畜的通令」を發布し、役畜の保護にとりかかった。その内容は、「生産運動の展開、役畜不足の解決、役畜の保護を実施するため」に、「1、役畜（騾、馬、牛、驢）の屠殺を禁止する。耕作のできない役畜（高齢あるいは障害をもつ）については、区以上の政府機関の許可があれば、屠殺してもよい」、「2、役畜を境外に連れ出すこと禁止する。無許可で役畜を解放区から国民党支配地区に連れ込むことを発覚すれば、県以上の政府機関に送付し、その役畜を没収する。解放区内であれば、役畜の移動や売買は自由である」という2つ規定を定めた⁵⁵。

そして、およそ1年後の1948年3月8日に東北行政委員会は、新たに「東北行政員会保護耕畜令」を發布し、役畜の保護・管理・防疫不足による役畜の大量死亡に対する対応方法を指示した。そこでは、役畜の均分、役畜の愛護及び飼育の強化、防疫の強化、屠殺禁止の4つが指摘された⁵⁶。

1948年10月に東北局が発表した「中共中央東北局關於今年農業生産的總結与明年農業生産任務的決議」において、農業生産力を向上させるための課題として第1にあげられたのが「役畜の保護と繁殖」である。つまり、「役畜は東北の農業生産において極めて重要である。しかし、近年役畜の死亡が甚だしく、例えば嫩江省では役畜40万匹のうち4万匹が死亡」したという状況にある。この問題を解決するために、「1、役畜の所有権は分配された本人が有する。役畜を分配されていない人には分配すべきである。また他人の役畜を使用する場合は一定の報酬を支払うべきである」、「2、各地の状況に応じて大衆を動員して牛

⁵⁴ 野間清「中国の土地改革」『現代中国』第26号、1954年。また、野間清は、多くの農民が役畜以外に分配された農作物の種も食べたことを回想している。

⁵⁵ 東北行政員会「東北行政員会為開展生産運動、解決畜力困難、保護耕畜的通令」『東北解放区財政經濟史資料選編』。

⁵⁶ 東北行政員会「東北行政員会保護耕畜令」『東北解放区財政經濟史資料選編』。

舎や馬小屋を建てる」、「3、獣医の育成や役畜保護組織の設立、省防疫所の設立及び予防注射を推進する」、「4、役畜の飼料を十分に用意し、役畜の餓死を予防する」という4つの方法を掲げ、加えて役畜の繁殖を奨励することにした⁵⁷。

東北行政委員会が発表したこれらの法令からは、中共が無駄な屠殺の撲滅や防疫などを通して、役畜不足の解決をしようとしていることが読み取れる。そして、これらに加えて、役畜の繁殖も重要な課題として掲げられるようになった⁵⁸。実際、松江省は、「松江省1948年度経済建設計画（草案）」において「馬及び牛の5%、合計8,850頭の繁殖」を目標に掲げ、各県状況に相応する増殖頭数（双城県1,000頭、尚志県700頭、巴彦県500頭など）を指定した⁵⁹。

(2) 労働力不足

次は労働力についてみる。東北地方の農法は極めて粗放的であり、農業労働は専ら大量の雇農によって担われていた。なかでも農繁期にあたる除草期（5月下旬－7月下旬）は雨期であり、除草等の作業には最も労働力が必要とされた。除草期における土地1晌あたりに必要とされた労働力は、大豆では約5人、小麦では約3人、高粱では約5人であった⁶⁰。農業生産に大量の労働力を必要としていたにもかかわらず、農村では深刻な労働力不足問題が発生していた。その背景には国共内戦における中共の徴兵があった。国共内戦に勝利するためには、大量の兵隊が必要であるのと同時に、軍隊を支えるための食糧の増産も欠かせない課題であった。東北行政委員会が1948年2月25日に発表した春耕に対する指示では、「大量の青壮年が入隊したため、農村労働力が日に日に減少している」が、食糧増産を達成するためには「今年の春耕では、必ず雇農を中心に、農村の老若男女をすべ

⁵⁷ 中共中央東北局「中共中央東北局關於今年農業生產的總結与明年農業生產任務的決議」『大生産運動』。

⁵⁸ 役畜不足問題を解決するために、役畜の保護や繁殖に加えて農業融資による役畜の購入も推奨されていた。この点については、魏震五「農業生産報告（1947年7月27日）」『東北解放区財政經濟史資料選編』、でも言及した。また、東北地方における豚の品種改良については、吉田建一郎「20世紀中葉の中国東北地域における豚の品種改良について」（村上衛編『近現代中国における社会經濟制度の再編』京都大学人文科学研究所附属現代中国研究センター、2016年）が詳しい。

⁵⁹ 中共松江省委「松江省1948年度經濟建設計画（草案）」『大生産運動』。

⁶⁰ 佐藤武夫『満洲農業再編成の研究』生活社、1942年、122－23頁。

て動員して大規模な生産運動を展開しなければならない」と指摘した⁶¹。

土地改革期における農業労働力の不足問題をどのように解決しようとしたのかについて、以下では模範労働者の推奨と女性労働力の動員の2点からみる。

①模範労働者の推奨

労働力不足を解決するための1つの方法としてあげられたのが、模範労働者の推奨運動であった。これは、労働者のなかから模範となる人物を選出・奨励することによって、「積極分子」を育成し、またほかの農民の労働意識や思想を高め、不足分の労働力を補うと共に、農業生産の向上を目指すためであった⁶²。具体的な内容は、各農作期（春耕期や収穫期など）に生産会議を開催し、農業生産の「積極分子」及び「英雄」を奨励するものであった。そして、これらの模範労働者の奨励を通して、農民の生産意欲を向上させることが狙いであった⁶³。当時、実際に村落で農業生産運動に携わっていた基層幹部章雲龍の回想をみると、「農民たちを動員して、生産の競争及び模範労働者（模範幹部も含む）の選出させることは、当時私たちが農業大生産運動を指導し、各仕事を推進するための最も重要な方法」であり、「幹部や大衆が生産や仕事のなかで互いに競争し、互いに学習することは明らかな効果」があった⁶⁴。

それでは、模範労働者にはどのような人物が選出されたであろうか。東北行政委員会が公布した農業生産奨励令ではその条件について以下の3点があげられていた⁶⁵。

- 1、積極的に農業生産に従事し、個人あるいは農家の耕作する面積や収穫量が、当該地域の一般の労働力の耕作面積や収穫量の超過（30%以上）に貢献した者。
- 2、農業生産の互助運動において、其の積極的な労働あるいは指導力により、互助組織あるいは村落に20%の増産をもたらした者。
- 3、上述の増産規定以外で、法令に遵守し、かつ其の負担すべき戦争業務や義務労働を

⁶¹ 東北行政委員会「中共中央東北局東北行政委員会關於春耕運動指示」『東北解放区財政經濟史資料選編』。

⁶² また、この運動を通して農村内にいる不労者に対する「改造」や教育の成果を期待される一面もあった。「劳模領導小組好懶漢回頭金不換」『安東日報』1949年2月19日。

⁶³ 東北行政委員会「東北行政委員会關於開展農村生産運動的指示」『大生産運動』。

⁶⁴ 章雲龍「對開展農業大生産運動的簡單回顧」中共吉林省委党史工作委員會編『中共吉林党史資料叢書——轉戰三年』長春、中共吉林省委党史工作委員會、1989年。

⁶⁵ 東北行政委員会「東北行政委員会頒布奨励農業生産令」『大生産運動』。

積極的に完成した者。

これらのうち、条件1と条件3、もしくは条件2と条件3を達成した個人や団体（家族や互助組織、村落など）には、「労働模範」（もしくは「労働模範家庭」、「労働模範小組」）という称号と賞状・賞品（食糧あるいは賞金）が与えられた。なかでも特別に優秀な業績をあげた個人あるいは団体には、「労働英雄」という称号に加えて、賞状や賞品（食糧あるいは賞金）が与えられた。

ここでは、さらにいくつかの具体例からみてみる。牡丹江市謝家区の各村では模範労働者の選挙が実施され、94名の農民が模範労働者に選ばれた。そのうち、八達溝村の孟憲栄と卡路村の王国士はそれぞれ一等模範労働者として選出された。孟憲栄は、互助組織での生産に積極的に取り組み、成果をあげた。また、軍人家族の農業生産を援助したことや、荒廃地の開墾したことも評価された要因であった。王国士は、分配された土地に加えて、新たに2晌の荒廃地を開墾し、さらに大車35台分の糞（肥料）を拾ったため、一等模範労働者に選出された。選出された模範労働者には、賞品として食糧や農具などが贈られた⁶⁶。また、同省綏陽県の綏芬河区の4村落でも模範労働者の選挙が実施された。模範労働者として選出された張富貴や張徳詳は、自家の農業生産や荒廃地の開墾で一定の成果をあげたことに加え、軍人家族の耕作を手助けした点が選出された重要な要素となった⁶⁷。

上述のような模範労働者の推奨運動の成果について、1948年7月に発表された「黒龍江省農業生産総結」のなかでも言及されている。そこでは、①農業生産運動の中枢を担える人物を発見できたこと、②宣伝及び動員の面において重要な役割を果たせたこと、③農業生産の推進につながったこと、などの点があげられる。そして、模範労働者運動は、今後とも中共が農業生産を推進する上での重要な政策である、と位置づけられている⁶⁸。

以上の模範労働者の実例や選出条件などを考えると、国共内戦における後方支援が重要

⁶⁶ 「謝家区各村劳模競選大会 94 名劳模獲得光榮獎賞」『牡丹江日報』1947 年 6 月 2 日。

⁶⁷ 「綏芬河区四村群衆召開劳模競選大会選出頭 23 等劳模共 12 名」『牡丹江日報』1947 年 6 月 14 日。

⁶⁸ 黒龍江省委「黒龍江省農業生産総結」『大生産運動』。また、模範労働者の推奨運動においてはいくつかの問題もみられた。例えば、選出された模範は必ずしも階級のよい者ではなかったこと（魏前掲「農業生産報告」）や幹部に推薦されることを恐れて（自家の農業労働ができなくなるという恐れ）模範労働者になることを拒んだ者がいたこと（合江省委「合江省委關於夏鋤工作中的幾個問題」『大生産運動』）などもあげられる。

な基準であったことがわかる。国共内戦が繰り広げられるなか、軍人家族が労働力不足に陥り、農耕に多くの問題を抱えることになった。かかる困難を克服しない限り、入隊希望者が徐々に減少したであろうことは容易に想像できる事態である。それに対して中共は、入隊希望者の減少を防止するために政策や宣伝のなかで軍人家族優先（優先して農地を耕作する）を奨励してきた。模範労働者の推奨運動や模範労働者に対する評価は、農業生産のみならず、徴兵においても一定の役割を果たしていたといえよう。

このような模範労働者の推奨運動は継続して実施された。例えば、安東省では1949年2月15日から2月21日にかけて「第1回安東省劳模大会」が開催され、各県で選出された308名の模範労働者が一同に会した⁶⁹。大会の目的の一つには、様々な模範労働者が会議中に自らの経験を語らせ、相互に刺激させることで、さらなる生産向上につなげることであった。さらに、大会中に308名の労働者から15名の安東省模範労働者が選出された⁷⁰。興味深いことに15名のうち6名が女性であった。この点については次項で述べる女性労働力の動員と密接な関連があった。

②女性労働力の動員

・労働不足による動員

労働力不足を解決するためのもう1つの方法として掲げられたのが、女性労働力の動員であった。中共が東北地方に進出して以降、女性に対する論調や認識は徐々に変化した。東北地方での国共内戦が依然として本格的に展開していない段階では、中共が日本帝国主義から女性を「解放」したこと、国民党支配地区の女性がまだ「解放」されていないこと、女性の組織を設立する必要があることを中心に宣伝がなされていた⁷¹。続いて、東北地方

⁶⁹ 「第1回安東省劳模大会」については、「全省第1届劳模大会隆重举行开幕式」（『安東日報』1949年2月16日）や「找出榜样明确今后道路省劳模大会胜利闭幕『把大会的精神带到生产中去！』」（『安東日報』1949年2月22日）などの記事がある。

⁷⁰ 選出された15名の安東省模範労働者の経歴や経験、受賞の感想などは、『安東日報』の1949年2月26日の新聞記事で紹介された。

⁷¹ 例えば、「記念三八婦女節（社論）」『安東日報』1946年3月8日。また、各村、区、県、市、省レベルの婦女組織がどのように結成し、どのような役割を果たしていたのかについては、今後さらに検討する必要がある。東北地方における「第1回婦女代表大会」は1949年年始に開催された。「東北婦代大会開幕」

での政治運動が展開するにつれ、中共は女性をも清算運動や闘争運動に動員することが必要であると強調するようになった。そして、国共内戦に伴う労働力不足が深刻化すると、女性労働力の動員が重要な課題としてみなされるようになった。

例えば、東北局が1948年の「三八婦女節」前に発表した指示では、多くの農村女性を動員・組織して、「労働に参加させ、生産を発展させ、家庭を安んじて富を築き、戦争を支援する」ことが今年の「三八婦女節」の主要な任務であると位置づけられた⁷²。同時期に東北行政委員が発表した1948年における春耕の指示では、農村の各階級の老若男女をすべて動員する必要がある、「今年は女性と児童を組織して、各種労働や副業の生産に参加させることがより一層重要である」と指摘された⁷³。同様の指示として、中共合江省委員会が発表したものもある。中共合江省委員会は、1947年の合江省の「翻身」運動及び戦争支援、農業生産などの各面において女性が大変重要な役割を果たしたことを述べた上で、今年はより計画的に、さらに多くの女性を農業生産に動員すべきであるとした⁷⁴。

また、女性労働力の重要性については、松江省の各種報告からも読み取ることができる。中共松江省委員会が1948年9月に発表した生産報告では、「解放区の建設や戦争支援により農村労働力不足が生じており、今後はさらに減少することが予想される。このような状況において、女性の農業労働の動員を重視しなければならない」ことが指摘された⁷⁵。ほかにも、松江省委員会書記を務めていた張策は、農業生産力向上のためには「より多くの人を動員して労働に関わってもらわなければならない」が、「最も重要であるのは、女性労働力の動員である」と強調していた⁷⁶。

以上の指示や報告からわかるように、各種政治運動が進展するにつれて、中共の女性に対する論調や認識が変化した。特に国共内戦に伴う労働力不足が深刻化したことで、女性労働力が重要な労働力としてみられるようになった。中共は、女性労働力を動員して、不足する農村労働力を補い、農業生産の維持と向上を目指していた。

『安東日報』1949年2月3日。

⁷² 「中共東北中央局關於『三八』節的指示」『安東日報』1948年2月25日。

⁷³ 東北行政委員会「中共中央東北局東北行政委員会關於春耕運動指示」『東北解放区財政經濟史資料選編』

⁷⁴ 合江省政府中共合江省委「合江省政府中共合江省委聯合通告」『大生産運動』。

⁷⁵ 中共松江省委「中共松江省委關於生産狀況報告」『大生産運動』。

⁷⁶ 張策「今後工作的方針任務与政策——張策同志在県書聯席会上的總結」『大生産運動』。

・女性の労働内容

女性の労働内容は多岐にわたるため、逐一紹介することはできない。それは、女性が個人で農業労働に携わっていたほか、村落内あるいは近隣同士と共同で農業労働に従事していたからである。以下では、女性の労働を大きく3つ（男性との共同労働、女性だけの組織、副業）に分類して、その内容を概観する。

まず、男性と共に農耕を行う事例である。本溪市棒槌嶺区や孤山県小甸子区では、女性が男性と共に収穫に参加し、効率よく収穫できたという⁷⁷。また、女性に加えて児童も一緒に動員された例も多数みられた。例えば、牡丹江省五林県万家村では、男性と女性が農耕を行い、児童が食事を届ける係として労働に参加していた⁷⁸。これらの事例では、男女分業の重要性や、分業することで労働効率が向上したことが指摘された。

次は、女性のみで構成されていた組織による農作業の事例である。例えば、本溪县趙家村では、女性80名が討議した結果、共同で肥料となる糞を拾い、それを畑まで届けることにした。さらに、隣村の女性たちもその影響を受けて、同様の取り組みを始めた⁷⁹。一方、本溪县程家村では、村落内の女性は複数グループにわかれ、柴や糞拾いの競争大会を開催した⁸⁰。これらの事例では、女性は自分たちが担える農作業でその能力を発揮したことが紹介された。そして、男性に負けない女性の存在や女性も重要な農作業を担えることが強調されていた。

最後は、女性を中心とする副業の事例である。副業は農閑期や端境期の農家にとって重要な収入源であり、その多くは女性が担っていた。靖宇県二区の王淑珍は、鶏や豚の飼育、きのこ拾いなどの副業を通して、279万3,000元の収入をえることができた。その結果、一家が役畜（驢）や農具、布などを購入できた。王は、副業を中心に生産に参加し、ほか

⁷⁷ 「本溪县棒槌嶺区男女下手收割苞米髓割髓拉一半入倉」『安東日報』1948年9月26日。「小甸子区徐家堡子村大部分婦女投入秋收」『安東日報』1948年10月2日。ほかにも「純盛村実行変工辦法群衆開會決定成立生産大隊全村男女老少参加秋收工作」（『牡丹江日報』1946年10月3日）などがある。

⁷⁸ 「万家村勞武結合互助鑿地婦女拔草兒童送飯」『牡丹江日報』1947年6月6日。

⁷⁹ 「本溪趙家村婦女送糞幹的好郭代兩村婦女提出向她們學習」『安東日報』1948年3月8日。

⁸⁰ 「程家村婦女比賽打柴拾糞還準備下田種地」『安東日報』1948年3月7日。ほかにも例えば、「小団山海浪兩村婦女積極打柴開荒生産提出搶作模範口号」（『牡丹江日報』1947年5月27日）や「二道河群衆競賽鑿地孔家村婦女們參加拔草」（『牡丹江日報』1949年6月15日）などがある。

の女性も模範として見習うべきであることが新聞で紹介された⁸¹。副業については、上述 2 つの分類と重なる部分も多く、男女分業のなかにおける女性の重要性（副業を担う）や、女性も男性と同等あるいはそれ以上の収入をえることができるという内容が中心であった。

それでは、どのような女性が模範として評価されたのであろうか。それを最も端的に表しているのは、安東省模範労働者として選ばれた何素珍の事例である。何は夫と義母の 3 人家族で生活していた。何の夫は障害を有していたため、一般男性労働力の半分しか働くことができなかった。そのため、農業や家事、副業のほとんどは何によって行われていた。何は、夫と分業して土地（約 20 畝）を耕作し、ほかにも鶏や豚の飼育、副業などを行い、家計を支えてきた。また、国共内戦の「保衛臨江戦役」の際にはほかの女性を率いて、近隣の兵士に食事を届けたり、傷病兵を県城に送ったりして後方を支えた。これらが評価され、通化県模範労働者の代表として安東省模範労働者大会に参加し、さらにそこで安東省模範労働者に選出された⁸²。

上述の女性の労働内容や模範女性を総合して考えれば、中共が宣伝していた女性像がうかがえる。それは、農業生産や戦争支援の両面で活躍できる女性であった。農業生産の面についていえば、男性と同じ生産力（あるいはそれ以上の生産力）を持っている女性、副業で貢献できる女性であった。戦争支援の面についていえば、戦場の後方を支える女性、中共軍に入隊した夫の代わりに家庭のすべてを支える女性であった。

・女性労働力の諸問題

しかし、このような女性労働力の動員に多くの問題も抱えていた。例えば、中共合江省委員会が 1948 年 6 月に中共婦女委員会の蔡暢宛に送った手紙では、合江省各地における女性動員の成果（女性が果たした役割や重要性など）について紹介した上で、女性が農業生産に参加する際に発生した諸問題について下記の 3 点に言及した⁸³。

第 1 は、女性の組織方法についてである。一部の地域では「集団」を強調するあまり、村落内の女性のみで組織していた。婦女委員がそれらを指導・管理し、農家の申し出に応

⁸¹ 「勤労婦女人人高看王淑珍不歪男子漢」『安東日報』1949 年 1 月 27 日。女性による副業の推進は、ほかにも「安東県婦委会布置冬季工作」(『安東日報』1948 年 11 月 18 日) や「撫松万良区婦女積極進行副業生産」(『安東日報』1949 年 1 月 20 日) などがある。

⁸² 「婦女生産模範何素珍」『安東日報』1949 年 2 月 28 日。

⁸³ 中共合江省委「中共合江省委關於婦女参加生産問題給蔡暢的信」『大生産運動』。

じて女性を派遣するという形をとっていたが、女性労働力を必要とする農家がほとんどなく、女性労働力を活用できていなかった。

第2は、女性の労働のあり方についてである。一部の地域では、女性を男性と同等な労働力としてみなし、女性に男性と同様の農作業を求める傾向があった。ところが、実際に重い鋤を利用して土を掘り起こせる女性は極わずかであり、例えできたとしてもその質や要領は決してよいものではなかったという。一部の女性は「模範労働者」という名誉を獲得するために、無給で軍人の家族や労働力不足の家族のところに働きにいった。しかし、多くの農家はその仕事のできに満足していないか、自分の家の耕地で農業の勉強や練習してほしくないという思いがあったため、女性労働者を必ずしも歓迎した訳ではなかった。断られた女性労働者の多くは自信を喪失し、農家に対して不満を感じた。

第3は、女性の健康問題についてである。例えば、湯原県紅星屯では、農業生産競争大会が開催され、女性が男性に勝利するために過重労働した。その結果、2日で倒れてしまい、体調を崩した。

さらに手紙では上述の問題に対する諸対応策についても提案されている。まずあげられているのが、女性の組織方法についてである。女性労働力をより効率的に活用するためには、組織する際に「家庭生産から離脱しない形で、かつその労働力を発揮できるという原則が重要である。そのため、女性を男性と一緒に組ませるか、あるいは女性を男性のグループのなかに参加」させるべきであると指摘した。そうすることによって、農作業の分担も幹部の指導もより円滑になると指摘した。次に、女性の労働内容についてである。東北地方の農法は粗放的であり、加えて農具も大きく、女性労働に適していなかった。そういった重労働よりも、男性ができない作業や、男性の補助で女性を活用すべきであることが提案された。

このような女性の労働問題については、黒龍江省でもみられた。黒龍江省委員会が1948年7月に発表した生産報告は、女性労働力の動員について、以下の4つの注意点を喚起した。それは、第1に女性にその能力に適する仕事を与えるべきであり、過度な要求してはいけないこと、第2に女性を動員するためには、農村及び農村女性の旧来の思想を変えなければいけないこと、第3に女性の農業生産を農業生産全体の一部として取り組む必要があること、第4に女性の模範労働者やリーダー、「積極分子」を選出すべきであること、と

いう内容であった⁸⁴。この報告には、合江省のような具体的な問題は記述されていなかったが、これらの注意点からは黒龍江省でも類似した女性労働力の問題があったことが読み取れよう。すなわち、農村女性における労働内容や旧来の思想、組織方法などについてはさらに改善する必要があったという点である。

以上の女性労働力の動員や諸問題から、中共の女性労働力動員は必ずしも順調に進展していなかったことが指摘できる。中共は、女性を動員して農業生産や戦争支援などにおいて活用しようとしたが、動員に伴って浮上した労働のあり方や組織方法などをめぐる諸問題からもわかるように、女性は東北地方の農業において特徴的な重労働に適していなかった。加えて、労働の分業、旧来の思想改革など女性を受け入れるための体制もまだ農村で整えられていなかった。

また、東北地方の旧来の農法や慣習により、女性労働力の動員には限界があったことも指摘できる。統計的なデータを入手できていないため、実際にどのぐらいの女性が農業生産に動員されたかの全貌は明らかにできないが、中共黒龍江省委員会の報告によれば「春耕を開始してから、各県で女性を動員して農業生産に参加させた。その結果、農村労働力を増加することができた。16歳以上の女性のうち、約5%以上が農業労働に参加した」という。この報告をみると、動員できた女性はわずか5%にすぎなかった⁸⁵。これらのことを総じて考えれば、女性労働力の動員においては、中共が予想していた成果を各地であげることはできず、政策目標と地方の実態に相当な齟齬が生じていたといえよう。

第4節 互助組織と農業経営

中共は、国共内戦や土地改革によって浮上した農業生産の問題を、様々な政策を通して解決せんとした。そのなかでも最も力を入れたのは互助組織の推進である。本節では、互助組織に関する政策が東北地方でどのように導入され、いかなる問題を抱えていたのか、さらに互助組織が東北地方の農業経営にとってどのような意味を持っており、どの程度普及したかについて分析する。

⁸⁴ 中共黒龍江省委「黒龍江省農業生産総結」『大生産運動』。

⁸⁵ 中共黒龍江省委「黒龍江省農業生産総結」『大生産運動』。

(1) 中共による互助組織の推進

まず、最初に中共による互助組織の推進過程について簡単に整理する。

東北局は、1946年3月に発表した「關於開展生産運動的指示」のなかで、労働力や役畜を活用した互助を提唱し、それをもって農村の生産力を向上させ、「日本帝国の略奪及び破壊によってもたらされた農村の労働力不足、特に役畜の不足を解決」すること指摘した⁸⁶。以降、東北局や東北行政委員、各省省委員会における各時期の生産指示のなかで、互助の推進が重要な内容として指摘されてきた。興味深いことに、この段階では国共内戦は本格化していなかったため、東北局が指していた「労働力不足」は主に役畜であった。

1947年2月25日、東北行政委員は「關於開展生産運動的指示」で、「東北農村は長期にわたる日本帝国支配の破壊を経て、土地をえた大部分の農民が役畜や農具、種などを欠乏している」とした上で、政府による融資や農村の互助救済以外に「当地のもとからある『搭具』『換工』の慣習をさらに発展させ、全農民が参加するように動員する。特に農地は多いが役畜が少ない地域と、農地は少ないが役畜が多い地域の農民間の様々な労働力及び役畜の互助を組織しなければならない」という方法で解決することを指示した⁸⁷。東北行政委員の指示を受け、各省委員も相応の指示を次々と発表した。中共合江省委員会は、1947年4月14日の「關於春耕生産運動的指示」のなかでも農業生産の問題（土地や役畜、種など）を述べた上で、互助の必要性を指摘した⁸⁸。1948年3月に合江省と松江省の省委員会が発表した生産指示においても互助の重要性を明示しており、従来の役畜に限らず労働力の互助も強調されていた⁸⁹。

1948年10月の東北局会議で通過した決議においても互助組織を推進する必要性について言及されていた。土地改革以後、「土地、役畜、農具の分散と自然災害などの困難」が発生し、また「東北農業経営の特徴により、一定数の役畜や農具が必要」であり、さらに「土地改革後、農村の大量の地主と無業者、一部の富農を適当な方法で生産運動に取り組む必

⁸⁶ 中共中央東北局「關於開展生産運動的指示」『東北解放区財政經濟史資料選編』。

⁸⁷ 東北行政委員「關於開展生産運動的指示」『大生産運動』。

⁸⁸ 黒龍江農業合作史編委會編『黒龍江農業合作史』北京、中共党史資料出版社、1990年、30頁。

⁸⁹ 合江省委「合江省政府生産動員令」『大生産運動』、松江省委「松江省政府頒布為開展春耕大生産運動令」『大生産運動』。

要」があるため、農村における互助組織を推進することが急務であることが指摘された⁹⁰。ここからは、大農経営が合理的という東北農業経営の特徴を東北局が認識していたことを読み取れる。そして、互助組織の推進を通して、分散された土地、役畜、農具の問題を解決できるばかりでなく、土地改革で打撃を与えた地主や富農、さらに無業者を「改造」することを意図していたこともわかる⁹¹。

さらに、中共の機関紙『東北日報』からも互助組織の重要性がうかがえる。当該紙は1948年3月10日に社論「組織起来——換工挿具合作互助」を發表し、東北地方の各地方新聞もこれを転載した⁹²。その内容は、「東北地方の農業生産は、土地使用や耕作方法、気候などに加え、土地改革後の新しい状況のなかで、農業生産の互助や協力を必要としている。農業生産の互助や協力は、今後の農業生産の発展を決める重要な要素であり、農業生産の成否を握る鍵である」とした上で、農業生産をさらに向上させるためには今年はより一層互助組織を強化する必要があることを指摘するものであった。また、「1、自発的かつ双方にとって利益があること、互いに協力し合うこと」、「2、生産の便宜をはかり、生産量を増加させること」、「3、老若男女を一斉動員すること」、「4、労働の規律を守ること、革命と競争を推進すること」という4つの原則を遵守して全農民を動員しなければならないことも強調されていた。

(2) 各種互助組織の展開

①互助組織の展開

次に、各種互助組織がどのように組織され、さらにどのように農業生産に従事していたのかについてみる。

⁹⁰ 中共中央東北局「中共中央東北局關於今年農業生産的總結与明年農業生産任務的決議」『大生産運動』。

⁹¹ このような東北地方の農業経営の特徴と互助組織の関係は、ほかの指示や報告からもみることができる。例えば、張策が1949年3月の講話で、「実際のところ、農民たちはこのような互助を心から願っている。なぜなら、土地改革以降、役畜や農業技術の面において労働互助を必要とするからである。昨年の状況からみれば、もし挿具換工のような労働互助がなければ、農地をしっかりと耕作できるという保証はない」と指摘したが如きである。張策「加強对農業生産的領導——張策同志在県書県長聯席会上的總結」『大生産運動』。

⁹² 「組織起来——換工挿具合作互助」『東北日報』1948年3月10日。

東北地方における互助の方式にはいくつかあったが、そのなかでも最も一般的であったのは「挿具」（「打具」ともいう）と「換工」であった⁹³。「挿具」とは、2戸または3戸の農家が共同に役畜及び農具を出し合い、それぞれの農家の農地を耕作する慣行のことである⁹⁴。また、「換工」とは、人間労働力を多く必要とする農繁期に近隣者同士が相互に自家の労働力を融通し、助け合いながら作業を行う慣行のことである。

上述したように、中共は農業生産の確保や向上、国共内戦の勝利のために早期から東北地方で「挿具換工」を中心とする互助組織を推進してきた。特に役畜を必要とする春耕期において関連する指示や宣伝が多く出され、農村で様々な「挿具」が行われた。以下では、いくつかの事例に即してその内容をみてる⁹⁵。

牡丹江市興隆区東村では春耕前に互助方法及び春耕の目標について農会で討論を行った。当該村落には、土地770晌、使用できる馬100頭、牛23頭、騾5頭、驢26頭がいた。対して、1つの「挿具」組には犁1個と馬3頭（あるいは牛2頭）が必要であった。したがって、当該村落では47個の「挿入」組を組織し、1組が約16.4晌の土地を負担することが決定された⁹⁶。

鏡泊県東溝村には、144戸の農家が生活し、598.55晌の土地を労働力178人と半労働力193人、役畜104頭で耕作を行っていた。当該村は工作隊の指導のもとで、春に村落内で37組の「挿具」組を組織した。その結果、例年より半月早く播種を完成でき、さらに土地

⁹³ これらのほかには、副業の共同作業も推奨され、多くの村落で実施された。互助組織と副業との関係については、今後さらに検討する必要がある。

⁹⁴ 近代以降の満洲には「挿具」と類似した「牛具」もあった。両者とも役畜と農具を対象とする互助ではあるが、「挿具」は農家間が同等で出し合って無償で行う慣行であるのに対し、「牛具」はほとんど有償（現金、穀物、労働力など）で行われていた。そのため、「牛具」はさらにその賃借関係によって「雇牛具」（役畜や農具の借り入れ）と「貸牛具」（役畜や農具の貸付け）にわかれていた。

⁹⁵ 以下で紹介する例のほかに、類似した多数の記事が各地方新聞にみられる。例えば、「朱家村農会召開生産大会全村組織起来忙送糞」（『牡丹江日報』1947年4月14日）や「小团山群众自愿組織互助生産全屯種麦百余晌均已開犁約在7天左右種完」（『牡丹江日報』1947年4月20日）、「朱家村農会召開生産大会全村組織起来忙送糞」（『牡丹江日報』1947年4月14日）、「秦家屯每人分地8畝組織換工開始種麦」（『牡丹江日報』1947年4月21日）などがある。

⁹⁶ 「東村農会組織春耕生産搭具換工抽空開荒」（『牡丹江日報』1947年4月12日）。

40 晌分を多く耕作することができた⁹⁷。

寧安県四区木其屯には農家 105 戸が生活しており、労働力 129 人と役畜 78 頭(牛 43 頭、馬 26 頭、驢 9 頭)を中心に約 330 晌土地(小麦約 50 晌とそのほか約 280 晌)を耕作していた。同村でも農業状況に合わせて、23 組の「挿具」組を組織した。例えば、陳常山一家(4 人家族)は労働力 1 人と牛 1 頭、陳德才一家(4 人家族)は労働力 1 人と驢 1 頭、陳徳發一家(7 人家族)は労働力 1 人と牛 1 頭、于秉訓一家(3 人家族)は労働力 2 人、をそれぞれ有していた。この 4 戸の農家がそれぞれの役畜や労働力などを出し合い、計 11.5 晌(小麦 2.5 晌とそのほか 9 晌)の土地を耕作していた。于秉訓一家は役畜を所有していなかったため、ほかの 3 戸の役畜の飼料を一部補助していた⁹⁸。

以上の事例が示すように、春耕期には「挿具」組のような互助組織が多数みられた。その背景には、土地改革で起こっていた役畜や農具の不足問題を解決しようとする意図があった。東北地方の春耕では、犁のほかに最低 2-3 頭の役畜が必要であった。土地改革によって、多く農家は 1 頭さえ確保できず、2-3 頭で耕作することはなおさら難しかった。そのため、各農家が所有する役畜、農具、労働力を出し合い、共同で耕作を行う必要性があった。

除草期と収穫期は、春耕期ほど役畜を必要としなかったが、短期間のなかで集中的に労働力を必要としていた。これらの時期には、役畜を利用した互助よりも労働力を活かした「換工」や村内の集団収穫が推奨されていた。

例えば、八面通県純盛村では各担当幹部による会議が開かれ、村内の老若男女を生産大隊 1 個及び生産小組 5 個にわけて、集団収穫を行うことが決定された⁹⁹。同県の四平村でも同様の取り組みが実施された。当該村では、収穫期に 70 余人の男性を 4 つの収穫大隊が組織し、大きな成果をあげたことが新聞で紹介された¹⁰⁰。本溪县東営坊村では、収穫を早急に完成させるために、女性を含む村内の約 300 人の労働者を地域ごとに数個の収穫大隊

⁹⁷ 「東溝全屯互助鐘地組織起来多鐘一遍」『牡丹江日報』1947 年 5 月 25 日。

⁹⁸ 「寧安四区木其屯群衆組織起来搶種小麦」『牡丹江日報』1947 年 4 月 17 日。

⁹⁹ 「純盛村実行変工辦法群衆開会決定成立生産大隊全村男女老少参加秋收工作」『牡丹江日報』1946 年 10 月 3 日。

¹⁰⁰ 「四平村翻身農民組織起来進行秋收」『牡丹江日報』1946 年 9 月 17 日。

を組織して収穫を行った。さらに、各収穫大隊に競争させることで、成果をあげた¹⁰¹。

これらの農作期は、短期間で大量の労働力を必要としていたため、個別農家で農作業を行うより、数戸で労働力を合わせて実施した方がより効率的であったと考えられる。それは土地改革以前の東北地方に一般的にみられた農繁期に大量の雇農を雇用して集中的に労働させるという、大農経営方式と類似していたといえる。

興味深いことに、中共もまた東北地方における労働力の集中投下の重要性を認識していた。中共の報告書のなかでは、土地改革以前の大農経営と対比しながら、農業経営のあり方についてしばしば指摘した。そこでは、中間管理職の「打頭的」によって大量の雇農を管理・分配するような旧来の大農経営が東北地方に適合していたというのである。そして、このような東北地方の特徴を活かすためには、模範労働者や「積極分子」、あるいは幹部や工作隊が、「打頭的」のような役割を果たさなければならない。彼らが責任をもって、リーダーとして農業生産や農業労働の全体を管理・分配する必要があるという¹⁰²。

「挿具」や「換工」のような農業慣行は東北地方では旧来から存在しており、特に東北南部においてより重要な役割を果たしていた。その背景には東北南部の土地経営の零細化があった。役畜や農具の所有・維持には一定の財力を必要のため、零細化した小経営農家にとって困難であった。したがって、役畜や農具を完備するよりも、むしろ一定の賃金を支払ってほかの農家に依存した方がより効率的であり、わずかな土地や労働手段、労働力を農家経営に活かすための重要な手段であったと考えられる。

一方、東北北部は満洲国末期まで依然として大経営農家と膨大な土地無所有者層とに二極化する構造であった。十分な労働手段を所有する東北北部の大経営農家にとって「挿具」のような慣行の必要性が少なく、また労働力についても専ら雇農に依存したため「換工」も限定されていたと思われる。また、自然環境的にみても東北北部は大規模経営がより適していたため、大経営農家は労働力や役畜、農具を農業に集中投下していた。

しかし、土地改革によってこの状況は一転し、むしろ東北北部がより互助を必要としていた。東北北部は東北南部よりも土地の生産性が低く、その農法も粗放的であった。生産力を維持するためには、一定の土地や役畜、農具、労働力が必要であった。土地改革によ

¹⁰¹ 「東営坊農会組成秋收大隊集体收割省工又快不到兩天割回糜子 1 万多捆」『安東日報』1947 年 10 月 7 日。

¹⁰² 「組織起来——換工挿具合作互助」『東北日報』1948 年 3 月 10 日。

ってそれらが分散されたことで、農業経営が困難に陥った。そのため、農家は「挿具」や「換工」などの様々な互助を通して、農作業の共同化や「大経営化」していかなければならなかった¹⁰³。

②互助組織の諸問題

それでは、初期の互助組織にはどのような問題が生じていたのであろうか。大きな問題としてあげられたのは互助組織の解散であった。様々な互助組織が春耕期に組織されたが、春耕を終えると相次いで解散した。例えば、1948年の黒龍江省では、夏季になると約3分の1の互助組織は機能不全に陥り、特に拜泉県の69%、肇東県3区の60%、綏化県宝山区の80%の互助組織が停止もしくは解散したという¹⁰⁴。解散するに至った理由はいくつあるが、以下の2点が重要であったと考えられる。

1つ目は幹部による強制的な組織や干渉などである。この点は特に1948年以降に「解放」された新区で問題となっていた。例えば、遼西省綏中県には幹部が強制して組織した互助組織が196個あり、また一部の幹部は互助組織の浸透のために工夫市の取消しを命令した¹⁰⁵。互助組織を結成する際に最も重視されたのは、「自願両利」であった。すなわち強制的なものではなく、農民の「自主性」の面が強調されていたのである¹⁰⁶。しかし、実際に互助組織を推進するなかで、一部の幹部が「形式主義」や「成果主義」にとらわれたため、

¹⁰³ 東北南部は、依然としてこれらの互助慣行を必要としていたが、土地改革で経営規模がさらに零細化したため、必要性が小さくなったと考えられる。東北南部と東北部の違いは、土地改革期の互助組織の規模にも表れていた。東北南部で最もみられた「挿具」は、農家2-3戸、役畜2-3頭、労働力3-5人であった。一方、東北部で最もみられた「挿具」は、役畜3-6頭、労働力5-6人であった。朱建華主編、王雲・張徳良・郭彬蔚副主編『東北解放区財政経済史稿』哈爾濱、黒龍江人民出版社、1987年、166-167頁。

¹⁰⁴ 『黒龍江農業合作史』46頁。

¹⁰⁵ 『東北解放区財政経済史稿』163-164頁。

¹⁰⁶ 多くの記事からもわかるように、「自願」というキーワードが重要であった。例えば、「解放村打消兩種誤解組織互助自願搭具」（『牡丹江日報』1947年4月17日）や「小団山群衆自願組織互助生産全屯種麦百余响均已開犁約在7天左右種完」（『牡丹江日報』1947年4月20日）、「于明武変工組自願両利干活快種完菜地大部送完糞套上犁杖開始耕大田」（『安東日報』1948年4月23日）などがある。

互助組織の結成自体が自己目的化する問題が起こっていた。このような状況を受けて、東北局や各省省委員会は指示や生産計画などにおいて度々「自願」というキーワードをあげて、農民たちの「自主性」や幹部の責任を強調していた。

2 つ目は互助組織内の平等や利益の問題である。上述のように、互助組織の推進においては「自願両利」という原則が重視されていた。この「両利」とは、参加した農家にすべて利益をもたらすことを指す。しかし、互助組織が展開されるなかで、一貫して「記工」（労働時間や作業量を記録すること）や「還工」（他人の労働力や役畜を借りた場合に返すこと）の方法について議論されてきた。各省省委員会からの報告では様々な意見や経験が共有されたが、特定の方法の決定には至らず、解決することは困難であった¹⁰⁷。多くの村落では会議において方法を議論した上で採用しており、東北局による統一した指示が特にみられたわけではなかった¹⁰⁸。「記工」と「還工」の方法をめぐるのは、女性労働力の動員や人と役畜の労働力交換の問題も常に議題になっていた。女性労働力については、男性と平等に扱うべきであるという主張がある一方、男性の4分の3として換算すべきであるという主張もあった¹⁰⁹。さらに、耕作の順序（どの家から耕作するか）や役畜の飼料（どの家が負担するか）、食事（食事の中身や負担など）なども常に問題となっていた¹¹⁰。

このように、互助組織は「自願両利」という原則をもとに推進されてきたが、同時に多くの問題を抱えていた。そのため、臨時的に結成された互助組織は自然に解散するケースが多かった。かような問題を克服すべく、多くの村落では季節を単位とする互助組織が組織された。季節単位の互助組織は、季節ごとに組織したり、季節ごとに適切な相手を選択したりすることができたため、より農民の需要に適していた¹¹¹。さらに、1948年の時点で既

¹⁰⁷ 例えば、黒龍江省委「黒龍江省農業生産総結」『大生産運動』。中共合江省委「中共合江省委春耕総結」『大生産運動』。中共松江省委「中共松江省委關於生産状況報告」『大生産運動』。松江省政府農業庁「松江省換工互助的状况及对今後的意見」『東北解放区財政經濟史資料選編』。

¹⁰⁸ 「三間房加緊開荒打柴研討互助換工準備提前開鑿」『牡丹江日報』1947年5月27日。

¹⁰⁹ 中共合江省委「中共合江省委關於婦女参加生産問題給蔡暢的信」『大生産運動』。

¹¹⁰ 食事問題については、例えば、「闢銀溝群衆討論互助鑿地分組分工開始競鑿对吃飯工価問題共同訂出辦法」『牡丹江日報』1947年6月8日、などがある。

¹¹¹ 『黒龍江農業合作史』61-62頁。

に東北地方の一部の地域で通年の互助組織が現れていた¹¹²。

(3) 互助組織の成果と普及

かかる状況のなかで、互助組織はどの程度普及し、どのような成果をあげたのであろうか。

①成果

互助組織の推進による大きな成果は農業生産の回復であった。満洲国の崩壊以降、国共内戦や土地改革、自然災害などの影響により、東北地方の農業生産は衰退状況にあった。かような状況に対して中共は、1947年以降、荒地の開墾を通して耕地面積の回復を図った。その結果、1949年の農業生産量は満洲国末期の94%まで回復したという¹¹³。土地改革で土地や役畜、農具、労働力が分配されたにもかかわらず耕作面積を回復できた背景として、互助組織が果たした役割も看過できない¹¹⁴。さらに互助組織は、軍人家族の耕地を優先的に耕作していた点も重要であった¹¹⁵。軍人家族の耕地を優先することで、多くの農民が「安心」して軍隊に入隊することができた。したがって、互助組織の推進は国共内戦期の徴兵においても一定の役割を果たしたと考えられる。また、農業に限定せず、様々な副業に取り組んだことも互助組織の特徴であった¹¹⁶。多様な副業を通して、一定の生活必需品や現金をえることができ、生活の安定化につながった一面もあったといえよう。

互助組織は労働力の有効利用においても一定の役割を果たした。互助組織の目的の1つには、「無頼漢」や地主・富農の「改造」及び動員も含まれていた。互助組織のなかに彼らを取り組むことによって、彼らの思想や意識を「改造」し、農業生産に加わせるという

¹¹² 通年の互助組織については、『黒龍江農業合作史』71-73頁、を参照。

¹¹³ 農林部「東北3年来的農業」『東北解放区財政経済史資料選編』。ほかに、『黒龍江農業合作史』65-68頁。

¹¹⁴ 農林部農業処「東北農業生産労働互助組織概況」『東北解放区財政経済史資料選編』。

¹¹⁵ この点については多数の記事がみられる。例えば、「大泡子成立代耕隊保証軍属生活不困難」『安東日報』1947年10月12日、などがある。

¹¹⁶ 副業について、例えば、松江省政府「冬季副業生産総結」『東北解放区財政経済史資料選編』、などがある。

意図があった¹¹⁷。もう1つは女性労働力の動員である。互助組織は、女性や児童を含む老若男女をすべて動員することが1つの目標であった。前節でも述べたように、東北地方において女性は必ずしも農業労働に適していなかったため、女性労働力をいかに効率的に動員するかは常に重要な課題としてあげられていた。多くの村落では、男性とは別に女性の互助組織を結成したり、男女混合の互助組織に作ることによって、女性労働力の活用に取り組んだ¹¹⁸。

②普及

互助組織が1940年代末から1950年代前半にかけてどの程度普及したかについては、史料上の制限により全体像を把握することは困難である。したがって、ここでは『中国農業合作化運動史料』に掲載されたデータをもとに作成した表6-2から簡単な傾向をみってみる。

まず、各時期において、黒龍江省の割合の高さが明白である。1950年の段階で約75%の農家が互助組織に参加しており、1952年以降80%を超えていた。黒龍江省は、どの時期においても東北地方のなかで互助組織が最も進展していた省であった。東北地方の中部の吉林省における互助組織の組織率は黒龍江省に匹敵した。一方、東北南部に位置する遼寧省や熱河省は、東北地方のなかで互助組織の割合が相対的に低い省であった。遼寧省においては1951年、熱河省においては1952年の時点でようやく50%前後に達していた。東北南部と東北北部にこのような差異がみられたのは以下の2つの背景があったと考えられる。

1つは、中共の権力浸透の程度の差異である。中共は1945年以降、東北北部を安定して掌握しており、早期から多くの幹部を地方に送り込み、政策や宣伝を展開していた。加え

¹¹⁷ 東北行政委員会「東北行政委員会奨励生産強制二流子懶漢生産的令」『東北解放区財政經濟史資料選編』。また、「改造」の成果として、多くの「無頼漢」や地主・富農が積極的に農業生産に関わるようになったことがしばしば新聞で紹介されていた。しかし、「無頼漢」や地主・富農が互助組織に参加できなかった時期もみられたり、多くの農家が彼らと同じ互助組織に入りたくなかったり、という問題も発生していた。実際、彼らがどのように互助組織の生産運動に関っていたのか、彼らを「改造」する成果がどのくらいであったのかについて今後さらに検討する必要がある。

¹¹⁸ 例えば、「寧安四区木其屯群衆組織起来搶種小麦」（『牡丹江日報』1947年4月17日）や「純盛村実行変工辦法群衆開會決定成立生産大隊全村男女老少参加秋收工作」（『牡丹江日報』1946年10月3日）などがある。

て、東北北部は東北地方のなかでも旧支配層の権力が強力なものであったため、中共の諸政策を受容しやすい環境であった。一方、東北南部は、国共内戦の主戦場となっていたため、政権樹立には一定の時間を要していた。なかでも東北南部の一部地域は、東北地方のなかでも「新解放区」であり、1948年末に至って土地改革などの諸政策がようやく本格的に実施された。そのため、政策の浸透が比較的遅かったと思われる。したがって、中共が早期から安定して政策や宣伝が展開されていた東北北部では、より多くの互助組織が結成されていた。

表 6-2 中国東北地方における互助組織の割合

項目	1950年	1951年	1952年	1953年	1954年
遼寧省	42.10	49.67	60.48	64.34	69.21
吉林省	57.75	69.27	78.05	78.09	80.63
黒龍江省	75.28	72.42	83.67	85.98	83.34
熱河省	32.00	30.00	47.14	61.14	69.39
東北全体	52.89	57.29	68.52	72.53	75.52
全国	10.91	17.54	39.86	39.23	58.37

注：本表の単位は%である。1951年より初級合作社が漸次組織され、1952年以降本格的に増加していった。

出典：史敬棠・張凜・周清和・畢中傑編『中国農業合作化運動史料』北京、生活・讀書・新知三聯書店、1957-1959年、989-1019頁、をもとに作成。

もう1つは、農業生産上の必要性の差異である。土地改革による土地、役畜、農具、労働力の分散は、東北地方の農業生産に大きな影響を与えた。特に、自然環境や農法などにより大農経営（役畜や労働力を集中的に投下する）が合理的であった東北北部に与えた影響はより大きかった。土地改革で土地、役畜、農具が分散されたことで、多くの農家が耕作に必要とする労働手段を有していなかった。そのため、東北北部の農家はより互助組織を必要としており、互助組織なくしては十分に生産を継続することができなかった。これに対して、東西南部は土地改革前から零細化が進んでいたため、東北北部ほど互助組織を必要としていなかった。加えて、東北南部は1945年以前から各種互助慣行（親族や近隣同士による）が存在していたため、新たに村落全体を動員して互助組織するには一定の時間がかかったと考えられる。

そして、各時期における東北地方の互助組織の割合が、中国のほかの地域より突出して

高いことも表 6-2 からは読み取れる。1950 年代の農業集団化において東北地方は全国を先導する「モデル地域」の 1 つともされた。この背景には、本章で指摘した役畜や農具の不足といった土地改革の問題点や国共内戦の早期完結、権力浸透の程度、東北北部の農業生産上の互助組織の必要性があった。

おわりに

本章では、1945 年 8 月以降における中国東北地方の農村社会の変容を理解するために、土地改革や互助組織の実施・展開過程や、それらが農業経営及び農村経済にもたらした影響について分析を行った。その内容をまとめると以下の通りである。

第 1 節では、東北地方で繰り返し扱われた国共内戦の概況を整理した。中共にとって東北地方は国民党と対抗する上で極めて重要な地域であった。そのため、中共は日本敗戦直後から東北地方に進出し、関東軍の武器を接收するなどして兵力を増強した。東北地方での国共内戦は、国民党にとって有利な状況で展開していたが、情勢は次第に中共の優勢に傾いていった。最終的に、中共が 1948 年 11 月の遼瀋戦役をもって東北地方を完全に掌握した。中共が東北地方を掌握できた背景には中共軍が短期間に兵力を増大できたこともあげられる。東北地方の中共軍は、1945 年 12 月前後の時点で約 10 万人に過ぎなかったが、1948 年 12 月には約 100 万人に膨れ上がっていた。

第 2 節では、東北地方で実施された土地改革の概況について考察した。東北地方での土地改革は、中共にとって階級闘争や統一戦線のような難しい問題に触れることなく、外敵やその手先に対する懲罰という説明のみで可能であった。さらに、旧来から東北地方は村落内の大経営農家の権力が強力であったため、比較的容易に土地改革を実施することができ、中国全土のなかでも早期に達成された。結果、ほとんどの農民が土地や一定の生産手段を所有することはできたものの、このような均分は農業経営や農家経営に新たな問題をもたらすことにもなった。

第 3 節では、土地改革によって発生した農業生産上の問題、特に役畜と労働力の不足問題、及び中共の諸対応を分析した。東北地方の農耕には一定の役畜や農具、労働力が必要であった。しかし、土地改革や国共内戦などにより、ほとんどの農家が農業生産に必要な役畜と労働力を確保することができなかった。かかる状況のなかで、中共は役畜の無駄な屠殺の撲滅や防疫、繁殖などを通して役畜不足を解決しようとした。また、労働力につい

ては模範労働者の推奨や女性労働力の動員によって補填しようとした。これらには政治運動の一面もあったが、農業生産上の必要性もあったと考えられる。

第4節では、中共による互助組織の推進に着目し、その展開過程や問題、さらにそれが東北地方の農業経営において果たした役割について検討した。国共内戦や土地改革によって浮上した農業生産の問題は中共も認識しており、互助組織の推進を通して労働力や役畜、農具などの問題を解決しようとした。各農家は様々な互助組織を通して、農作業の共同化や「大経営化」をすることで、農業生産力の回復や労働力の有効利用を目指していた。中国の他地域と比較して、東北地方において互助組織がより浸透した背景には、東北地方の自然環境や農法などの特徴に加えて、土地改革の問題点（役畜や農具の不足）や国共内戦の早期完結、権力浸透の容易さなどがあった。そして、土地改革で浮上した問題を解決するために取り組まれた互助組織の推進は、結果的に東北地方の農業生産の特徴と合致していた。互助組織は、東北地方の農業生産に適合した生産方式であった。

それでは、土地改革や互助組織は東北地方の農村社会や農業経営、農家経営にとっていかなる意味を持ったのであろうか。東北地方における土地改革は、国共内戦のための徴兵や食糧確保などにおいて一定の役割を果たしていた。ところが、土地改革による土地や労働手段の均分は、農業生産の面から考えれば必ずしも合理的ではなかった。大経営がより適合していた東北地方（特に東北北部）においては、土地、労働力、役畜、農具が分散されたことで、却って多くの農業経営の問題が浮上した。

中共による互助組織の推進の結果、東北北部では早い時期から多くの互助組織が結成された。これらの互助組織は多くの問題点を有していたが、上述の農業経営問題を一定程度解消できた。しかし、これを単に中共の政策推進の成果としてとらえることはできない。なぜならば、東北地方の内在的要因がより重要な役割を果たしていたと考えられるからである。大農経営がより合理的であるという東北地方の農業経営の特徴が、互助組織の推進や浸透を加速させる最大の要素であった。土地改革で浮上した諸問題を解決するために取り組んだ互助組織が、偶然にも東北地方の内在的要因と合致していたのである。

その後、東北地方は中国全土のなかでも早くから農業集団化を開始し、一定の成果をあげることができた。これもまた東北地方の内在的要因と関係していたのである。そして、この「成功体験」が後に中国の他地域に共有され、中共から農業集団化の「模範例」とされることとなった。

終章

第1節 各章のまとめ

本論文では、近代満洲における農村社会の実態と変容について、特に農業労働力と農家経営との関係に着目して検討した。各章の内容は以下の通りである。

第1章では、近代満洲における村落形成の過程について、雇農農家の移動から明らかにした。19世紀末に本格的に始まった満洲の開墾は、華北地方から移住してきた大量の移民によって進められた。満洲の村落形成は移民の動向と軌を一にして南満洲から北満洲へ、鉄道沿線地域から周辺地域へ、という順序で広がっていった。満洲国期における農村の階層をみると、南満洲では主に小経営農家、北満洲では主に大経営農家を中心に構成され、満洲全域において膨大な土地無所有農家が居住していた。これらの膨大な土地無所有者は、ほとんどが雇農として雇用されていた。

そして、満洲の農業において最も重要な役割を果たしたのは、土着の満洲人ではなく、華北地方から移住してきたこれらの漢人であった。彼らのほとんどは移住当初から雇農として雇用され、その後も長らく満洲で生活していた。一部の雇農農家は土地を獲得するなどして村落に定住していったが、多くの雇農農家は1930年代以降も村落間を転々と移動していた。移動が特に顕著であったのが労働力需要のより多い北満洲の雇農農家であった。そこで当該章では北満洲に居住する雇農農家に焦点をあて、移動の動機や経路を分析した結果、その実態が浮かび上がった。すなわち、雇農農家が移動する背景には、高賃金を目指す傾向もあったが、同時に重視すべきなのは居住地における生活困難であった。そして、移動先の選択には親族や知人などの社会関係が強い影響を与えていた。困難な生活のなか、雇農農家は自らの関係を活用して生存を図っていた。

第2章では、満洲における雇農の雇用形態や労働条件などを整理し、さらに年工の雇用からみえる雇用主と雇農との関係について検討した。満洲の雇農は職務や能力によって細分化されており、雇用主はそれぞれの地域の特性や農家の需要に合わせて、年工、月工、日工を組み合わせながら雇用していた。農家経営規模が異なっていた南満洲と北満洲では、雇用の種類や職務も異なっていた。小経営が中心であった南満洲では、「趕車的」や「大師傅」、「更官児」などの間接労働者は月工として雇用されることが多かった。一方、大経営が中心であった北満洲では、直接労働者も間接労働者もほとんど年工として雇用されてい

た。雇農の労賃については、長工と短工の両方とも、より多くの労働力を必要とする北満洲が南満洲より高くなっていた。

満洲の基幹労働力である年工は、主に近隣村落から雇用され、雇用の際には知人や親戚といった社会関係が極めて重要な役割を果たしていた。それは、年工が1年間の農業労働を大きく左右する存在であったのと同時に、長期にわたって雇用主の家に住込むことが多かったため、身元が確かな労働者を雇用する必要があったからである。年工の雇用にあたり保証人が必要とされることもあったが、保証人の責任は明確ではなく、契約書も交わされなかった。このことから、保証人、雇用主、雇農の3者のそれぞれの間には日常生活において一定の信用関係があったことが推測される。雇用主と雇農の両者の間には、労働力需給関係に加えて、雇農農家が移動先を選定する際に大経営農家を頼るなど強い依存関係も形成されていた。これらの社会関係は、雇農農家の移動や雇用先選定を規定していた一方、年工がこれらの社会関係を積極的に利用して生計を立てていたという一面もあったと考えられる。

第3章では、1930年代の南満洲における工夫市の実態について、雇用主と労働者との関係、工夫市と地域社会との関係などから検討し、工夫市からみえてくる南満洲農村社会の一端を明らかにした。

近代以降の本格化した開墾に伴い大量の労働力需要が満洲で生まれたため、各地に工夫市と呼ばれる労働市場が急激に増加した。南満洲における工夫市の形態は、位置、歴史、時期、規模などの面においてそれぞれ地域的な特性を有しながらも、県域に開設された工夫市が突出して重要な役割を果たしていた。県域の工夫市の多くは年中開催されており、農繁期の農業労働力雇用が主要であったものの、土建業や雑業の雇用もみられた。一方、市鎮の工夫市は各県の開墾に伴って次第に開設されるようになり、雇用も農繁期に限定されていた所が多く、県域ほどの規模には至らなかった。各県でみられた複数の工夫市は相互に補完関係にあった。すなわち、需要や農作サイクルの差異に合わせて各工夫市が開かれており、雇用主と労働者はいくつかの選択肢から自らの需要に合う工夫市に赴くことが可能であった。そして、工夫市には制度上の管理者が存在しておらず、雇用主や労働者への制限なども設けられていなかったが、一部の工夫市では地域有力者がその背後にいたことも看取できる。また工夫市における賃金交渉は、ほとんど雇農と雇用主との直接交渉によって賃金が決定されていた。その交渉過程からみてとれる雇農の姿は決して受動的なものではない。労働力の需要によって雇用主と同等の立場で労賃を交渉する一面もあり、様々

な労働条件を勘案しながらより有利な条件を選択できる場合もあった。

そして、歴史的発展過程や経営形態の違いにより、南満洲と北満洲の工夫市の形態には差異がみられた。南満洲は早期に開墾されたため農業経営の零細化が進行しており、工夫市は近隣農家の余剰労働力の送先としての役割がより大きく、市鎮にも工夫市が開設されたため、1つ1つの規模は小さかった。すなわち、南満洲の工夫市は「分散調整型」、つまり工夫市が分散しており、遠方の労働力を吸収するというよりも近隣の余剰労働力の調整弁として機能していたのである。一方、北満洲の開発は急速に進行したため、満洲国期に至っても大経営農家と土地無所有者層という二極化の状況に変化はあまりみられず、農繁期には大量の農業労働力が集中的に必要とされた。また、県城以外の地域の開墾が依然として進行中であり、労働者移動の交通の便などの関係から、工夫市の多くは県城や鉄道沿線に集中した。工夫市の数は南満洲より少ないものの、各市の規模は大きかった。したがって、北満洲の工夫市は「集中分配型」、つまり県城の市に南満洲や華北地方からの労働者が吸収され、そこを中継地点としてさらに県内の村落に分配する役割を果たしていたのである。

第4章では、近代南満洲の産業化が進展していた地域における農村経済の実態について、農家経営と農業外就業との関係から検討し、そこからみえてくる南満洲の農家経営の特徴を明らかにした。

満洲における農業外諸産業の本格的な発展は、20世紀に入ってからのことである。農業中心であった満洲社会は近代、特に満洲国期以降の開発に伴って農業外諸産業が大きく発展し、農民がそれらの就業機会を選択することが可能になった。なかでも南満洲の多くの地域では農業外諸産業への就業が可能な状態になっており、多くの農民が地域の特性に合った職種に就業していた。これらの就業は、単なる余剰労働力の送先としてはとらえられず、むしろ農家がより多くの利益をえるための労働力分散であった。つまり、農家はより収入の多い農業外就業に労働力を送出し、女性労働力や雇農、各種農業慣行を利用して農業を行っていた。各農家は労働力を最大限に活用することを通して、戦略的な農家経営を展開していた。したがって、農業外就業の選択肢が豊富なこれらの地域において、零細化は必ずしも農家の困窮を意味しなかった。零細化と農業外就業とは相互に関連しながら展開していき、農家に就業の選択肢をより多く提供することになった。

第5章では、近代北満洲における大農経営の特質と変容について、ある一族に焦点をあてて分析し、大農経営の解体過程及び解体に伴う農家経営の変容からみえてくる北満洲の

特質を明らかにした。

北満洲の綏化県蔡家窩堡の蒼氏一族は、初期の移住者として長らく当該村落において支配的地位にあったが、1930年代の度重なる分家によって大きく地位を低下させた。蒼氏は族人の投資失敗を契機に分家したのであるが、この分家は宗族が危険を回避・軽減するための戦略としての一面も有していた。すなわち、一族全体の衰退を招くよりも、「被害」を最小限に軽減すべく分家を選択したのである。そして、一度解体した宗族は従来の結束力を失い、再分家や分割相続による農地の零細化を阻止することができなかった。

ところで、北満洲では大経営農家が極めて有利に農家経営を展開していたことは既述の通りである。これは大経営農家が広大な土地のみならず、耕作に見合う豊富な大役畜や大農具、労働力を有していたからである。そのため、蒼氏のように分家によって生産手段や労働手段、労働力が分散することは、北満洲における生産の合理性とは著しく背馳するものであった。分家後にいくつかの農家が合同して再び大経営化する戦略を採ったのも、このような土地や労働力の生産性を考慮した合理的な選択であったといえる。一方、十分な労働手段や労働力を有していなかった農家は、経営の重心を地主経営に移行したり、あるいは小作経営を組み入れたりして、農家経営形態を変更していった。また、零細化が進展したことはより一層雇農への依存度を強くすることに繋がった。なぜならば、十分な労働手段や労働力を有さない小経営農家は、その不足を雇農の雇用によって調整することを余儀なくされたからである。分家による農地の分割相続が北満洲全体における大経営の解体と農家経営の変容を促した原因であった。そして、開墾から零細化までの過程が極めて短期間であったこと、さらに自然環境や農法などにより零細化が農家経営に与えた影響がより鮮明であったこと、零細化が必ずしも農業外就業の増加と同時に進展していなかったことなどが北満洲の特徴であったといえよう。

第6章では、1945年8月以降における中国東北地方の農村社会の変容を理解するために、土地改革や互助組織の実施・展開過程や、それらが農業経営及び農村経済にもたらした影響について分析を行った。

東北地方は中共にとって国民党と対抗する上で極めて重要な地域であった。そのため、中共は日本敗戦直後から東北地方に進出し、関東軍の武器を接收するなどして兵力を増強した。それと同時に、中共は様々な政治運動を通して農民を動員し、国民党と対抗するための土台を築いていった。そのなかでも重要な役割を果たしていたのが、土地改革であった。東北地方で展開された土地改革は、中共にとって階級闘争や統一戦線のような難題に

触れることなく、外敵やその手先に対する懲罰という説明のみで可能であった。さらに、東北地方は旧支配層の権力が強力であったため、比較的容易に土地改革を実施することができ、中国全土のなかでも早期に達成された。しかし、土地改革による土地や労働手段の均分は、農業生産の面から考えれば必ずしも合理的ではなかった。大農経営がより適合していた東北地方においては、土地、労働力、役畜、農具が分散されたことで、却って多くの農業経営の問題が浮上した。中共は諸政策を通して役畜不足問題（無駄な屠殺の撲滅や防疫、繁殖など）や労働力不足問題（模範労働者の推奨や女性労働力の動員など）を解決しようとした。

さらに、中共は互助組織の推進を通して、農業経営の諸問題の解決を目指した。各農家は様々な互助組織を通して、農作業の共同化や「大経営化」をすることで、上述の問題を一定程度解消できた。しかし、これを単に中共の政策推進の成果としてとらえることはできない。むしろ、大農経営が合理的という東北地方の内在的要因がより重要な役割を果たしていたと考えられる。土地改革で浮上した問題を解決するために取り組まれた互助組織は、結果的に東北地方の農業生産の特徴と合致していたのである。東北地方の農業経営の特徴が、互助組織の推進や浸透を加速させる最大な要素であった。

第2節 結論

続いて、本論文の課題に即して結論を述べ、学術上の意義を示す。

(1) 満洲における農業労働力

本論文では雇農に着目して満洲における農業労働力のあり方について検討してきた。満洲は中国の他地域と比較して雇農の割合が高く、その独自性が際立っていた。大量の雇農が存在していたこと自体が、満洲農村社会の特徴であった。従来の研究では、雇農が過酷な環境で労働していたことや、雇農がやむなく農業労働を選択していたこと、雇農が植民地支配の被害者であったこと、満洲国期の雇農の生活がさらに困窮化したことに議論が集中していた。本論文では、それらの研究では必ずしも明らかにされていなかった雇農の実態を示したことに学術上の意義があると考えられる。そして、それは主に以下の2点にまとめられる。

第1に、雇農と雇用主との関係についてである。大経営農家が卓越した村落において、農業経営は膨大な雇農によって維持され、両者の間には労働力需給上の強い依存関係がみ

られた。雇用主は身元や能力が確かな年工や月工を雇用するため、親戚や知人といった社会関係の有無を重要視した。また、契約はほとんど口頭で行われたこと、賃金の事前受け取りが可能であったことなどを踏まえれば、両者の間には恒常的な雇用関係や信用関係があったと考えられる。また、雇農農家は移住する際に、大経営農家を頼る傾向が強かった。したがって、雇農と雇用主の間には労働需給の依存関係のみならず、移住する際の依存関係もみられた。そして、これらの依存関係のもとには、両者間にある親戚や友人、地縁などの社会関係が影響していた。満洲におけるこれらの社会関係は従来の研究においては必ずしも重視されなかったが、微細に観察してみると、農村社会にみられたこれらの依存関係と社会関係は雇農の生活を強く左右する要素であった。

第2に、雇農の職種や労働条件の選択についてである。農業セクターと非農業セクターを選択することが可能であった満洲の雇農は、「高度」な分業制のなかで農業労働に従事し、時期や季節によって農業外の諸産業にも就業することができた。また、工夫市での雇農の様子からもわかるように、彼らは必要な小農具を所持していたり、「花店」や「小店」などの旅館に宿泊できたり、決して無一文の労働者ではなかった。そして、賃金交渉についても、雇農が常に受動的な姿勢であったのではなく、主導権を有しながら雇用主と労働条件を交渉することもできた。これらのことから、雇農は労賃や労働環境、雇用主との関係などを総合しながら、常によりよい労働条件を目指していたと考えられる。日本の植民地支配によって雇農の生活は大きく変容したが、そのなかでも彼らは一定の主体性を持ち、環境に順応しながら生活する側面をも有していたのである。

(2) 満洲における農家経営

日本植民地史の視点からの満洲研究は、満洲における重工業や満洲農業移民などに分析が集中していた。そのため、中国人村落の状況や変容、満洲地域社会を取り巻く内在的な要素などについては十分に議論されたとはいえない。一方、中国農村史研究や満洲地域史研究についても同様の指摘ができる。満洲農村社会を対象とする研究が少ないことに加え、その多くがマクロな視点から満洲地域経済の特徴を指摘したにとどまっているのである。それらに対して、本論文では村落レベルや農家レベルに着目して、よりミクロな視点から満洲農村社会に関する個別実証研究を行った。その成果によって、日本植民地史研究や中国農村史研究、満洲地域史研究などの分野における、一定の学術的意義を提示できたと思われる。それは主に以下の2点がある。

第1に、満洲における農業経営の特徴についてである。南満洲は満洲全体のなかで早期に開墾されたため、小経営自作農や小作農が村落の中心であり、土地のみならず耕作に必要な労働手段も分散していた。ところが、南満洲では棉花、煙草、果樹など栽培可能な商品作物が多様であったため、農家にとっての選択肢も多かった。かかる状況のなかで、南満洲の農業労働は自家労働力と月工や日工を中心に行われていた。そして、女性労働力や「牛具」や「換工」などの各種農業慣行は、南満洲の零細化した小経営農家がわずかな土地や労働手段、労働力を農家経営に活かすための重要な手段であった。

一方、北満洲の開墾は南満洲と比較して歴史が浅く、満洲国期に一部の鉄道沿線地域で零細化がようやく始まったばかりであった。そのため、依然として大経営農家と膨大な土地無所有者層に二極化する構造であった。これらの大経営農家は広大な土地と豊富な労働手段を保有していたため、南満洲のような農業慣行を必要とせず、労働についても専ら雇農に依存していた。そして、北満洲は大規模経営がより合理的とされたため、大経営農家は労働力や大役畜、大農具を農業に集中投下していた。

第2に、満洲における農家経営の多様性と変容についてである。従来の満洲地域史研究は、農業経営の点のみから農家経営が分析されており、農業外就業や副業が果たした役割はほとんど検討されてこなかった。また満洲における農業外就業や副業について言及した研究も、それらを単なる余剰労働力の送付としてとらえていた。しかし、本論文で明らかにしたように、満洲のなかでも産業化が進展した地域では、多くの農民が地域の特性に合った職種に就業することが可能となり、農家経営もそれに伴って多様化していった。これらの就業は単なる余剰労働力の送付というよりも、農家がより多くの利益をえるための経営戦略であった。農家は合計収入を最大化させるために、家内労働力の保留と送付を組み合わせながら農家経営を展開していた。ところが、農業外諸産業の発展が未熟で、農業収入が農家経営の主体となっていた地域も多くあった。これらの地域でも、大経営農家の解体や零細化の進展に伴って農家が経営形態を変える必要があった。零細化した農家は、経営の重心を地主経営に移行したり、小作経営を組み入れたり、雇農の利用を増やしたり、雇農として農業労働に従事したりすることで少しでも有利な農家経営を展開しようとしていた。

(3) 時期と地域の比較

次は時期の変遷と地域の比較という点から、本論文の結論と学術上の意義を述べる。

①時期の変遷

従来の研究、とりわけ中国側の研究は、満洲農村経済について議論する際には満洲国期の「断絶性」を強調してきた。それらの研究は「共産党史観」や「抗日戦争史観」の延長線上にあるため、議論が日本の植民地支配、満洲国期の農家経営と農民生活が困窮したことへの批判に集中していた。事実、日本の満洲進出及びそれに伴う諸政策は植民地支配の一環であり、工業化政策、食糧徴収、開拓団のための土地徴用、強制労働などが満洲の農村社会や農民生活に被害を与えたことは広く認知された史実である。それらに対して、本論文では満洲に内在的な側面、すなわち満洲における農家経営の展開から連続性と非連続性を解明したことに学術上の意義がある。この点については、以下の2点から述べる。

第1に、近代以降からの連続性についてである。近代以降に本格化した満洲の開墾や開発は、鉄道敷設や日本の進出で加速した。農業部分は、1929年の世界恐慌や満洲国成立以降に一部停滞もみられたが、工業部分の発展は日本進出以降、特に満洲国成立以降に急速に進展した。かかる状況のなかで、多くの農家は状況に合わせて、農作物を変更したり、労働力配分を調整したり、経営形態を転換したりして生活していた。地域によって時期上の差異はあったが、土地の開墾、経営規模の拡大、分割相続による解体、経営規模の零細化、経営形態の多様化など農家経営の変容が当該時期にみられた。加えて、満洲の開墾・開発は急速であったため、このような変容が極めて短期間に集中していたことが満洲農村社会の特徴であった。さらに、従来の研究で指摘された日本の満洲支配が農村の細部にまで浸透していなかったという点を踏まえて考えれば、満洲国成立は一部の農村や農民に影響を与えたが、大多数の農民は日本の植民地支配に順応しながら生活していたと考えられる。

第2に、土地改革以降の非連続性についてである。中共による土地改革は、東北地方の農村社会に抜本的な変化をもたらし、これまでの生産体制や農家経営のあり方を変化させる画期となった。特に東北北部の変化が顕著であり、大経営農家と土地無所有者層という構図が土地改革を経て再編成された。また、土地や労働手段の均分により多くの問題が浮上した。土地改革は中共の政権確立や国共内戦の勝利において一定の役割を果たしたが、農業生産の面から考えれば必ずしも合理的ではなかったのである。

②地域間の差異

本論文は南満洲と北満洲、満洲と中国の他地域との比較を通して、満洲農村社会像を浮

き彫りにした点にも意義がみとめられる。この点については、農業経営と労働力の関係、農家経営の多様性、農家経営の零細化、土地改革による影響の4点にわけて示す。

第1に、農業経営と労働力との関係についてである。満洲の農業経営には一定の労働力が必要であったため、雇農が果たした役割は中国の他地域よりも突出していた。満洲国期に至っても、満洲では依然として雇農を集中的に投下する経営方式がとられ、特に北満洲がより顕著であった。この点については、当該時期の北満洲の工夫市が中継地点として遠方から集中する労働力を分配していたという役割を果たしていたことからもうかがえる。一方、当該時期の南満洲や中国の他地域では異なる農業経営方式がとられていた。南満洲では雇農に依存しながらも、自家労働力を中心に小規模経営が展開されていた。1930年代の華北地方や江南地方においては、農業雇用関係は農民が労働力余剰と不足を調節するための補助的なものであり、自家労働力が農業労働の中心であった。これらの地域では、工夫市が近隣の余剰労働力を調整しており、女性労働力や各種農業慣行が農業生産において重要な役割を果たしていた。以上のことを総合すれば、当該時期の南満洲は、華北地方や江南地方における農業労働力の利用方法や農業経営のあり方と類似していたといえよう。

第2に、農家経営の多様性についてである。満洲における農家経営の多様性についても農業経営と同様な指摘ができる。すなわち、当該時期の南満洲は華北地方や江南地方のような発展がみられたということである。1930年代の華北地方や江南地方では、副業や農業外就業の収入が家計の主要な収入源になっており、農業収入は副次的なものに転じていた。当該時期の南満洲も、商品経済の進展、多様な農業外就業の選択などの諸要素を備えており、華北地方や江南地方のような農村経済の発展モデルに向かっていた。一方、北満洲は満洲国期に至っても副業や農業外就業の選択肢は依然として少なく、それらが農家経営を支えるほどの力量を備えていなかった。また、北満洲における雇農の労賃は常に高賃金を維持していたため、多くの労働力は雇農として雇用されていた。したがって、当該時期の北満洲は地主、小作、雇農など様々な経営形態を組み合わせながら農家経営を展開することはできたが、副業や農業外就業を主要な収入源にすることができなかった。

第3に、農家経営の零細化についてである。従来の中国農村史研究では農民層分解を理解する枠組みとして「小ブルジョア的発展論」が注目され、小経営形態が可能な生産力段階に到達していたことが明らかにされてきた。南満洲は中国の他地域と同様に、零細化に伴う農家経営の変化や多様化が顕著であった。一方、北満洲は南満洲や中国の他地域と異なる状況がみられた。北満洲は、分家による農地の分割相続が大経営解体と農家経営の変

容を促した原因であったという点においては、これらの地域との共通性を有していた。しかし、開墾から零細化までの過程が極めて短期間であったこと、さらに自然環境や農法などにより零細化が農家経営に与えた影響がより鮮明であったことが北満洲の特徴であったといえる。そして、零細化は必ずしも農業外就業の拡大と同時に進展しておらず、むしろ零細化は雇用労働力の需要増加や農業経営形態の多様化を招いたのである。

第4に、土地改革による影響についてである。中共による土地改革は、強制的な側面が濃厚であり、多くの関連政策は農民にとって必ずしも合理的ではなかった。この点は、東北地方も中国のほかの地域と同様であった。しかし、土地改革が比較的容易に実施されたこと、農業経営に与えた影響がより深刻であったことが東北地方の特徴であった。さらに、土地改革で浮上した諸問題を解決するために取り組まれた互助組織の推進は、結果的に東北地方の農業経営の特徴を活かすための政策となり、中国の他地域よりも効果的であった。この点については後の農業集団化にもあてはまる。東北地方は中国全土のなかでも早くから農業集団化を開始し、一定の成果をあげた。これもまた東北地方の内在的要因と関係していたのである。そして、この「成功体験」の歴史的・地域的要素は捨象された上で、中共から農業集団化の「モデル地域」とされ、他地域の「模範」とされるようになった。

第3節 課題と展望

最後に、今後の課題と展望を簡単に述べる。

第1に、満鉄沿線以外の地域との比較である。本論文で用いた主要な史料は、1930年代なかばに満洲国実業部臨時産業調査局によって実施された調査報告書である。そのため、検討した地域は満鉄主要幹線、つまり日本の支配が比較的いきわたっていた地域に集中していた。したがって、満洲の東側（朝鮮人在住や抗日根拠地など）や西側（蒙地など）についても検討対象を拡げる必要がある。なぜなら、これらの地域は本論文で取り上げた南満洲や北満洲とも構造的差異がみられるからである。これらの地域の農村社会の実態や、どのような特徴や差異がみられたのかについても考察する必要があると思われる。

第2に、農村と県城をはじめとする都市との関係についてである。本論文は、農家経営を左右する重要な要素として、村落近隣や県城をはじめとする都市などにおける農業外就業に着目した。満洲における労働力問題や農家経営の多様性を分析するためには、都市の労働力問題、農村と都市との関係をより明らかにすべきであると考えられる。

第3に、分析時期を農業集団化期まで延長することである。満洲の農村経済や農業経営は中共による土地改革で大きく変容した。本論文では土地改革から互助組織までの農村社会の関係について初歩的な分析を行ったが、今後は農業集団化をも対象にしながら検討していく必要がある。農業集団化が東北地方でどのように実施され、農業経営にとっていかなる意義を有していたのかを明らかにすることは、近現代東北地方の地域社会の特徴や中国農村社会の構造を長期的な時間幅で考察する上で重要である。

史料・研究文献

1. 史料

調査報告書

経済部大臣官房資料科編『満洲国工場統計——康德5年』経済部大臣官房資料科、1940年。

経済部工務司編『満洲国工場統計——康德7年』経済部工務司、1942年。

国務院実業部臨時産業調査局編『(産調資料1) 康德元年度農村実態調査 戸別調査之部』
(全3冊) 国務院營繕需品局用度科、1935年。

国務院実業部臨時産業調査局編『(産調資料36) 康德3年度農村実態調査 戸別調査之部』
(全4冊) 国務院実業部臨時産業調査局、1936年。

産業部官方資料科「奉天省遼陽県農村実態調査一般調査報告書」産業部大臣官方資料科『産
業部月報』第2巻第2号、満洲行政学会、1938年。

産業部大臣官房資料科『(産調資料36—附録) 康德3年度農家経営経済調査』(全3冊) 産
業部大臣官房資料科、1936年。

産業部大臣官房資料科編『満洲国工場統計——康德3年』産業部大臣官房資料科、1938年。

実業部臨時産業調査局編『康德元年度農村実態調査報告書 産調資料(45)ノ(1) 農家概
況篇』実業部臨時産業調査局、1937年。以下、各報告書名を簡略表記する。

『40-1 満洲における小作関係(南満・中満ノ部)』『40-2 土地関係並に慣行篇(南満・中
満ノ部)』『40-3 農民の衣食住』『45-1 農家概況篇』『45-2 小作関係並慣行篇』『45-3
農業経営篇』『45-4 販売並に購入事情篇』『45-5 雇傭並に慣行篇』『45-6 農家の負債並
に賃借関係篇』『45-7 農業経営統篇』『45-8 土地関係並に慣行篇』『45-9 農村社会生活
篇』『45-10 農産物販売事情篇』『45-11 農家経済収支』『45-12 主要農産物生産量』『45
-13 土地関係並に慣行篇(補遺)』『45-14 租税公課篇(北満・南満)』『45-15 農家の負
債並に賃借関係篇(南満ノ部)』『45-16 耕種概要篇(北満農具之部)』。

大同学院図書部委員編『満洲国各県視察報告』大同学院、1933年。

中国農村慣行調査会編『中国農村慣行調査』岩波書店、1952—1958年。

濱江省綏化県公署総務科編『濱江省綏化県一般状況』濱江省綏化県公署、1938年。

北満経済調査所『濱江省ニ於ケル農耕労働量ノ過不足状態』1936年。

満鉄経済調査会『満洲の鉱業』南満洲鉄道株式会社、1933年。

満鉄哈爾濱鉄路局北満経済調査所『濱江省ニ於ケル農業賃労働者ノ推測』1936年。

満洲国立開拓研究所『満農雇傭労働事情調査』満洲国立開拓研究所、1941年。

南満洲鉄道株式会社鉱業部地質課編『満洲ニ於ケル鉱山労働者』南満洲鉄道鉱業部地質課、1918年。

南満洲鉄道株式会社経済調査委員会協同組合研究小委員会『満洲農村行政組織ト其ノ運営現態——綏化県』満鉄産業部、1936年。

南満洲鉄道株式会社調査部『北満農業機構動態調査報告 第1編 濱江省呼蘭県孟家村孟家区』博文館、1942年。

南満洲鉄道株式会社調査部『北満農業機構動態調査報告 第2編 北安省綏化県蔡家窩堡』博文館、1942年。

満洲国実業部臨時産業調査局編『満洲国工場統計——康德元年』満洲国実業部臨時産業調査局、1936年。

満洲評論社『満洲農村雑話』満洲評論社、1939年。

南満洲鉄道株式会社総務部事務局調査課編『一般民地』（上巻）（中巻）（下巻）南満洲鉄道株式会社総務部事務局調査課、1914—1915年。

南満洲鉄道株式会社総務部調査課編『満洲の農業（満洲産業叢書第1輯）』南満洲鉄道株式会社、1931年。

臨時産業調査局編『（20世紀日本のアジア関係重要研究資料3）農村実態調査一般調査報告書——黒河省瓊瑋県—康德3年度』（復刻版）龍溪書舎、2010年。

臨時産業調査局調査部第1科編『康德3年度奉天省新民縣農村実態調査一般調査報告書』（全21冊）臨時産業調査局調査部第1科、1936年。

山崎芳数ほか「昭和8年度第27回調査報告書 第4巻瀋陽外3県調査班 第4編遼陽県調査」『東亜同文書院第30期生第27回支那調査報告書 自第4巻—第6巻』『中国調査旅行報告書（リールNo127）』雄松堂出版、1996年。

新聞・雑誌

『安東日報』

『齊市新聞』

『東北日報』

『牡丹江日報』

『満洲日日新聞』（『満洲日報』）

『遼東日報』

『知識』

族譜

蒼久勳・蒼久武・蒼惠馨編『蒼氏家譜』私家版、2006年。

地方志

康熙『廣寧縣志』

光緒『盤山疇鄉土志』

綏化地區地方志編集員會『綏化地區志』哈爾濱、黑龍江人民出版社、1995年。

綏化簡史編纂委員會『綏化簡史』哈爾濱、黑龍江省新聞出版局、1996年。

綏化縣志編委會編『綏化縣志』哈爾濱、黑龍江省人民出版社、1985年。

盤錦市人民政府地方志辦公室編『盤錦市志』北京、方志出版社、1998年。

盤山縣地方志編纂委員會辦公室編『盤山縣志』瀋陽、瀋陽出版社、1996年。

檔案・檔案集

「遼寧省遼陽縣櫻桃園鄉等處鉄鉞」中央研究院近代史研究所檔案館所藏『經濟部資源委員會檔案』館藏號 18-31-03-013-02。

「國防部東北屯墾局盤山農場視察報告」中央研究院近代史研究所檔案館所藏『農林部檔案』館藏號 20-26-060-16。

「東北區盤山農場接收」中央研究院近代史研究所檔案館所藏『農林部檔案』館藏號 20-16-243-01。

「接收管理東北農業」中央研究院近代史研究所檔案館所藏『農林部檔案』館藏號 20-23-009-09。

「東北各市縣土地權利整理委員會組織規程」中央研究院近代史研究所檔案館所藏『農林部檔案』館藏號 20-16-239-03。

東北解放區財政經濟史編寫組・遼寧省檔案館・吉林省檔案館・黑龍江省檔案館編『東北解放區財政經濟史資料選編』哈爾濱、黑龍江人民出版社、1988年。

黑龍江省檔案館編『黑龍江革命歷史檔案史料叢編——土地改革運動』上・下、哈爾濱、黑龍江省檔案館、1984年。

黒龍江省檔案館編『黒龍江革命歴史檔案史料叢編——大生産運動』哈爾濱、黒龍江省檔案館、1985年。

中央檔案館編『解放戦争時期土地改革文件選編（1945—1949年）』北京、中共中央党校出版社、1981年。

中共による農村調査記録

中共中央東北局農村工作部編『東北農村調査彙集 1950—1952年』長春、東北人民出版社、1954年。

中共中央東北局農村工作部編『東北農村調査彙集（第一輯・第二輯）』長春、東北人民出版社、1954年。

東北局宣伝部編『東北農村調査』瀋陽、東北書店、1947年。

その他の資料集

日本国際問題研究所中部部会編『新中国資料集成（第1巻）』日本国際問題研究所、1963年。

東北解放区財政経済史編写組『東北解放区財政経済史資料選編（1—3）』哈爾濱、黒龍江省人民出版社、1988年。

黒龍江省農業合作化史編輯部編『黒龍江省農業合作化史料選編（1946—1986）』哈爾濱、黒龍江省農業系統宣伝中心出版、1988年。

李文海主編『民国時期社会調査叢編（二編）郷村経済巻』下、福州、福建教育出版社、2009年。

史敬棠・張凜・周清和・畢中傑編『中国農業合作化運動史料』北京、生活・讀書・新知三聯書店、1957—1959年。

孫邦『偽満史料叢書 経済掠奪』長春、吉林人民出版社、1993年。

章有義『中国近代農業史資料』（第1—3巻）北京、生活・讀書・新知三聯書店、1957年。

中共遼寧省委党史研究室編『解放戦争中の遼吉根拠地』北京、中共党史出版社、1991年。

2. 研究文献

日本語文献

愛甲勝矢「農村に於ける労働事情」『産業部月報』第2巻第8号、1938年。

- 浅田喬二『日本帝国主義と旧植民地地主制——台湾・朝鮮・満洲における日本人大土地所有の史的分析』御茶の水書房、1968年。
- 浅田喬二「満洲農業移民の富農化・地主化状況」『駒沢大学経済学論集』第8巻第3号、1976年。
- 浅田喬二「満洲移民の農業経営状況」『駒沢大学経済学論集』第9巻第1号、1977年。
- 浅田喬二「『満洲経済論争』をめぐる諸問題」『駒沢大学経済学論集』第14巻第1号、1982年。
- 浅田喬二・小林英夫編『日本帝国主義の満洲支配』時潮社、1986年。
- 足立啓二「清代華北の農業経営と社会構造」『史林』第64巻第1号、1981年。
- 足立啓二『明清中国の経済構造』汲古書院、2012年。
- 天野元之助『山東農業経済論』南満洲鉄道株式会社、1936年。
- 天野元之助『中国農業史研究』農業総合研究所、1962年。
- 天野元之助『中国の土地改革』アジア経済研究所、1962年。
- 天野元之助『中国農業の地域的展開』龍溪書舎、1978年。
- 荒武達朗『近代満洲の開発と移民——渤海を渡った人びと』汲古書院、2008年。
- 石田興平『満洲における植民地経済の史的展開』ミネルヴァ書房、1964年。
- 石田精一「北満農村の動態的考察」『満鉄調査月報』第19巻第10号、1939年。
- 石田精一「南満の村落構成——特に旧官荘所在地を中心として」『満鉄調査月報』第21巻第9号、1941年。
- 石田精一「南満に於ける大農経営」『満鉄調査月報』第21巻第10号、1941年。
- 石田精一『北満に於ける雇農の研究』博文館、1942年。
- 石田浩『中国農村社会経済構造の研究』晃洋書房、1989年。
- 石田浩『中国農村の歴史と経済』関西大学出版部、1991年。
- 今井良一「『満洲』試験移民の地主化とその論理——第三次試験移民団『瑞穂村』を事例として」『村落社会研究』第9巻第2号、2003年。
- 井村哲郎編『満鉄調査部——関係者の証言』アジア経済研究所、1996年。
- 岩佐捨一「北満農村に於ける大家族分家の一事例——綏化県蔡家窩堡屯」『満鉄調査月報』第20巻第12号、1940年。
- 碓氷茂『南満洲の農村』地人書館、1940年。
- 内田智雄『中国農村の家族と信仰』弘文堂、1948年。

- 内山雅生「近代中国における地主制——華北の農業経営を中心として」『歴史評論』、第 319 号、1976 年。
- 内山雅生『現代中国農村と「共同体」——転換期中国農村における社会構造と農民』御茶の水書房、2003 年。
- 内山雅生『日本の中国農村調査と伝統社会』御茶の水書房、2009 年。
- 海野磯雄「農村の年中行事——部落日記 3 月」『満鉄調査月報』第 23 巻第 12 号、1943 年。
- 梅村卓『中国共産党のメディアとプロパガンダ——戦後満洲・東北地域の歴史的展開』御茶の水書房、2015 年。
- エ・エ・ヤシノフ『北満洲支那農民経済』南満洲鉄道株式会社、1929 年。
- 江夏由樹「清朝の時代、東三省における八旗荘園の荘頭についての一考察——帯地投充荘頭を中心に」『社会経済史学』第 46 巻第 1 号、1980 年。
- 江夏由樹「清末の時期、東三省南部における官地の丈放の社会経済史的意味——錦州官荘の丈放を一例として」『社会経済史学』第 49 巻第 4 号、1983 年。
- 江夏由樹「旧錦州官荘の荘頭と永佃戸」『社会経済史学』第 54 巻第 6 号、1989 年。
- 江夏由樹「1930 年代の中国東北農村における公租公課——満洲国の『農村実態調査報告書』の記述から」『一橋論叢』第 120 巻第 6 号、1998 年。
- 江夏由樹『「満洲国」の農村実態調査』『年次研究報告書』第 6 号、2006 年。
- 江夏由樹、中見立夫、西村成雄、山本有造編『近代中国東北地域史研究の新視角』山川出版社、2005 年。
- 王紅艶『「満洲国」 劳工の史的研究——華北地区からの入満劳工』日本経済評論社、2015 年。
- 大沢武彦「戦後内戦期における中国共産党統治下の大衆運動と都市商工業——東北解放区を中心として」『中国研究月報』第 58 巻第 5 号、2004 年。
- 大沢武彦「戦後内戦期における中国共産党の東北支配と対ソ交易」『歴史学研究』第 814 巻、2006 年。
- 大沢武彦「国共内戦期の農村における『公民権』付与と暴力」『歴史評論』第 681 巻、2007 年。
- 太田出・佐藤仁史編『太湖流域社会の歴史学的研究——地方文献と現地調査からのアプローチ』汲古書院、2007 年。
- 大野太幹「満鉄附属地華商と沿線都市中国商人——開原・長春・奉天各地の状況について」

- 『アジア経済』第47巻第6号、2006年。
- 奥村哲『中国の現代史——戦争と社会主義』青木書店、2004年。
- 奥村哲『中国の資本主義と社会主義』桜井書店、2004年。
- 奥村哲編『変革期の基層社会——総力戦と中国・日本』創土社、2013年。
- 小都晶子『『満洲国』の土地改良事業と日本人移民政策——錦州省盤山県を事例として』富士ゼロックス小林節太郎記念基金、2006年。
- 風間秀人『『満洲国』における農民層分解の動向（Ⅰ）（Ⅱ）』『アジア経済』第30巻第8—9号、1989年。
- 風間秀人『満洲民族資本の研究——日本帝国主義と土着流通資本』緑陰書房、1993年。
- 角崎信也「土地改革と農業生産——土地改革による北満型農業形態の解体とその影響」『国際情勢』第80巻、2010年。
- 角崎信也「新兵動員と土地改革——国共内戦期東北解放区を事例として」『近きに在りて』第57号、2010年。
- 梶尾子治『満洲に於ける農地集中分散の研究』満洲事情案内所、1942年。
- 加藤豊隆『満洲国警察小史——満洲国権力の実態について』財団法人満蒙同胞援護会愛知県支部、1970年。
- 加藤祐三『中国の土地改革と農村社会』アジア経済研究所、1972年。
- 河野正「高級農業生産合作社の成立と瓦解——河北省を中心に」『史学雑誌』第124巻第4号、2015年。
- 菅野智博「北満洲の雇農と村落社会——満洲国期の農村実態調査資料に即して」『史学』第81巻第3号、2012年。
- 菅野智博「近代南満洲における農業労働力雇用——労働市場と農村社会との関係を中心に」『史学雑誌』第124編第10号、2015年。
- 菅野智博「満洲研究の視座——記録と記憶をめぐって」加藤聖文・田畑光永・松重充浩編『挑戦する満洲研究——地域・民族・時間』東方書店、2015年。
- 菅野智博「近代南満洲における農業外就業と農家経営——遼陽県前三塊石屯の事例を中心に」『東洋学報』第98巻第3号、2016年。
- 菅野智博「分家からみる近代北満洲の農家経営——綏化県蔡家窩堡の蒼氏を中心に」『社会経済史学』第83巻第2号、2017年。
- 祁建民『中国における社会結合と国家権力——近現代華北農村の政治社会構造』御茶の水

- 書房、2006年。
- 貴志俊彦・松重充浩・松村史紀編『二〇世紀満洲歴史事典』吉川弘文館、2012年。
- 金美花『中国東北農村社会と朝鮮人の教育——吉林省延吉県楊城村の事例を中心として（1930—49年）』御茶の水書房、2007年。
- 栗本豊『満洲出稼移住漢民の数的考察』満鉄調査課、1931年。
- 雲塚善次「満洲農業の資本主義化に就て（1）—（完了）」（全8号）『満洲評論』第18巻第21号—第19巻第15号、1940年。
- 国立北京大学附設農村経済研究所編『山東省に於ける農村人口移動——県城附近一農村の人口移動について』国立北京大学附設農村経済研究所、1942年。
- 小嶋華津子・島田美和編著『中国の公共性と国家権力——その歴史と現在』慶應義塾大学出版会、2017年。
- 小林英夫「1930年代『満洲工業化』政策の展開過程——『満洲産業開発5カ年計画』実施過程を中心に」『土地制度史学』第8巻第4号、1969年。
- 呉振輝「労力・畜力を中心とせる北満の農業経営について」『満鉄調査月報』第18巻第3号、1938年。
- 小竹一彰『国共内戦初期の土地改革における大衆運動』アジア経済学会、1983年。
- 近藤康男『満洲農業経済論』日本評論社、1942年。
- 斉藤修『プロト工業化の時代——西欧と日本の比較史』日本評論社、1994年。
- 笹川裕史編『戦時秩序に巣食う「声」——日中戦争・国共内戦・朝鮮戦争と中国社会』創土社、2017年。
- 笹川裕史『中華民国期農村土地行政史の研究——国家—農村社会間関係の構造と変容』汲古書院、2002年。
- 佐藤大四郎『綏化県農村協同組合方針大綱』満洲評論社、1937年。
- 佐藤武夫『満洲農業再編成の研究』生活社、1942年。
- 佐藤正広『帝国日本と統計調査——統治初期台湾の専門家集団』岩波書店、2012年。
- 佐藤仁史「回顧される革命——ある老基層幹部のライフヒストリーと江南農村」山本英史編『近代中国の地域像』山川出版社、2012年。
- 左近幸村編著『近代東北アジアの誕生——跨境史への試み』北海道大学出版会、2008年。
- 滋賀秀三『中国家族法の原理』創文社、1967年。
- 首藤明和『中国の人治社会——もうひとつの文明として』日本経済評論社、2003年。

- ジョン・ロッシング・バック（東亜経済調査局訳）『支那農家経済研究』東亜経済調査局、1935—1936年。
- 鈴木小兵衛『満洲の農業機構』（増補版）白揚社、1936年。
- 鈴木小兵衛「満洲農村に於ける血縁関係」『満鉄調査月報』第19巻第6号、1939年。
- 鈴木隆史『日本帝国主義と満州——1900—1945』（上）（下）塙書房、1992年。
- 須藤功『若勢——出羽国の農業を支えた若者たち』無明舎出版、2015年。
- 瀬川昌久『中国人の村落と宗族——香港新界農村の社会人類学的研究』弘文堂、1991年。
- 瀬川昌久『族譜——華南漢族の宗族・風水・移住』風響社、1996年。
- 曹建平「近代満州における葉煙草栽培地域とその農業経営」『北大史学』第55号、2015年。
- 染木煦『北満民具採訪手記』座右宝刊行会、1941年。
- 大同学院史編纂委員会編『碧空緑野三千里』大同学院同窓会、1972年。
- 高橋伸夫編『救国、動員、秩序——変革期中国の政治と社会』慶應義塾大学出版会、2010年。
- 田中恭子『土地と権力——中国の農村革命』名古屋大学出版会、1996年。
- 田中義英『農村実態調査の理論と実際』富民社、1957年。
- 田原史起『中国農村の権力構造——建国初期のエリート再編』御茶の水書房、2004年。
- 治安部警察司『満洲国警察史』（完全復刻版）加藤豊隆（元在外公務員援護会）、1976年。
- 陳祥「『満洲国』統制経済下の農村闇市場問題」『環東アジア研究センター年報』第5号、2010年。
- 陳祥「『満洲国』期の農村経済関係と農民生活——吉林省永吉県南荒地村を中心に」『環日本海研究年報』第17号、2010年。
- 塚瀬進「中国近代東北地域における農業発展と鉄道」『社会経済史学』第58巻第3号、1992年。
- 塚瀬進『中国近代東北経済史研究——鉄道敷設と中国東北経済の変化』東方書店、1993年。
- 塚瀬進『満洲国「民族協和」の実像』吉川弘文館、1996年。
- 塚瀬進『満洲の日本人』吉川弘文館、2004年。
- 塚瀬進「日本人が作成した中国東北に関する調査報告書の有効性と限界」『環東アジア研究センター年報』第3巻、2008年。
- 塚瀬進「満洲国における産業発展と地域社会の変容」『環東アジア研究センター年報』第7号、2012年。

- 塚瀬進『マンチュリア史研究——「満洲」600年の社会変容』吉川弘文館、2014年。
- 鄭浩瀾『中国農村社会と革命——井岡山の村落の歴史的変遷』慶應義塾大学出版会、2009年。
- 鄭成『国共内戦期の中共・ソ連関係——旅順・大連地区を中心に』御茶の水書房、2012年。
- 寺林伸明・劉含發・白木沢旭児編『日中両国から見た「満洲開拓」——体験・記憶・証言』御茶の水書房、2014年。
- 長岡新吉『「満州国」臨時産業調査局の農村実態調査について』『経済学研究』第40巻第4号、1991年。
- 中兼和津次『旧満洲農村社会経済構造の分析』アジア政経学会、1981年。
- 中村孝俊『把头制度の研究』労働科学研究所、1944年。
- 夏井春喜「江南の土地改革と地主（上）」『史朋』第48巻、2015年。
- 仁井田陞『中国の農村家族』東京大学出版会、1952年。
- 聶莉莉『劉堡——中国東北地方の宗族とその変容』東京大学出版会、1992年。
- 西田勝・孫継武・鄭敏編『中国農民が証す「満洲開拓」の実相』小学館、2007年。
- 西村成雄『中国近代東北地域史研究』法律文化社、1984年。
- 西村成雄「戦後中国東北における政治的正統性の源泉——『東北抗日聯軍』の記憶から『北満根拠地』へ」山本有造編著『満洲——記憶と歴史』京都大学学術出版会、2007年。
- 野間清「中国の土地改革」『現代中国』第26号、1954年。
- 野間清『「満洲」農村実態調査の企画と業績——満鉄調査回想の2』『愛知大学国際問題研究所紀要』第58巻、1976年。
- 野間清『「満洲」農村実態調査遺聞（I）』『アジア経済』第26巻第4号、1985年。
- 野間清「満鉄調査関係者に聞く第2回——『満洲』農村実態調査遺聞」『アジア経済』第26巻第5号、1985年。
- 旗田巍『中国村落と共同体理論』岩波書店、1973年。
- 朴敬玉『近代中国東北地域の朝鮮人移民と農業』御茶の水書房、2015年。
- 費孝通著・大里浩秋・並木頼寿訳『江南農村の工業化——「小城镇」建設の記憶1983—84』研究出版、1988年。
- 平野蕃『満洲の農業経営』中央公論社、1941年。
- 廣田豪佐「北満農村に於ける家族共同体の形成と解体（上）（下）」『満鉄調査月報』第20巻第10—11号、1940年。

- 深尾葉子・安富歩「中国陝西省北部農村の人間関係形成機構——〈相夥〉と〈雇〉」『東洋文化研究所紀要』第144冊、2003年。
- 福武直『中国農村社会の構造』大雅堂、1946年。
- 弁納才一『華中農村経済と近代化——近代中国農村経済史像の再構築への試み』汲古書院、2004年。
- 弁納才一「第8章農村経済史」久保亨編『中国经济史入門』東京大学出版会、2012年。
- 弁納才一「近現代中国農村経済史分析の新たな枠組みと発展モデルの提示」『金沢大学経済論集』第33巻第2号、2013年。
- 本庄比佐子・内山雅生・久保亨編『華北の発見』汲古書院、2014年。
- 松重充浩「榊谷仙次郎日記」武内房司編『日記に読む近代日本 5——アジアと日本』吉川弘文館、2012年。
- 松村高夫・解学詩・江田憲治編『満鉄労働史の研究』日本経済評論社、2002年。
- 松本俊郎『「満洲国」から新中国へ——鞍山製鉄業からみた中国東北の再編過程 1940—1954』名古屋大学出版会、2000年。
- 満史会編『満洲開発四十年史』（上下巻）満洲開発四十年史刊行会、1964年。
- 満洲回顧集刊行会編『あゝ満洲——国づくり産業開発者の手記』農林出版株式会社、1965年。
- 満洲国史編纂刊行会編『満洲国史』（総論）（各論）満蒙同胞援護会、1970—1971年。
- 満洲史研究会編『日本帝国主義下の満洲——「満洲国」成立前後の経済研究』御茶の水書房、1972年。
- 三品英憲「近代中国農村研究における『小ブルジョア的発展論』について」『歴史学研究』第735号、2000年。
- 三品英憲「近代における華北農村の変容過程と農家経営の展開——河北省定県を例として」『社会経済史学』第66巻第2号、2000年。
- 三品英憲「近代中国農村における零細兼業農家の展開——河北省定県の地域経済構造分析を通して」『土地制度史学』第170号、2001年。
- 水谷国一「満洲に於ける一農村の農業労働者——吉林省永吉県南荒地農村調査中間報告」『満鉄調査月報』第14巻第10号、1934年。
- 三谷孝編『農民が語る中国現代史——華北農村調査の記録』内山書店、1993年。
- 三谷孝編『中国農村変革と家族・村落・国家——華北農村調査の記録』汲古書院、1999年。

- 三谷孝編『中国内陸における農村変革と地域社会』御茶の水書房、2012年。
- 峰毅『中国に継承された「満洲国」の産業——化学工業を中心にみた継承の実態』御茶の水書房、2009年。
- 村瀬勝彦「本溪湖煤鉄公司と大倉財閥」大倉財閥研究会編『大倉財閥の研究——大倉と大陸』近藤出版社、1982年。
- 守田利遠編述『満洲地誌』中巻、丸善、1906年。
- 安岡健一『「他者」たちの農業史——在日朝鮮人・疎開者・開拓農民・海外移民』京都大学学術出版会、2014年。
- 安富歩・深尾葉子編『「満洲」の成立——森林の消尽と近代空間の形成』名古屋大学出版会、2009年。
- 安松康司「黒山県城に於ける工夫市に就て——附近農村に於ける農業労働者の雇傭関係」内務局監察處編『内務資料月報』第2巻第3号、1938年。
- 柳沢遊『日本人の植民地経験——大連日本人商工業者の歴史』青木書店、1999年。
- 山本真『近現代中国における社会と国家——福建省での革命、行政の制度化、戦時動員』創土社、2016年。
- 山本晴彦『満洲の農業試験研究史』農林統計出版、2013年。
- 山本義三「北満一農村の家族関係」『満鉄調査月報』第20巻第6号、1940年。
- 湯川真樹江「満洲における米作の展開 1913—1945——満鉄農事試験場の事務とその変遷」『史学』第80巻第4号、2011年。
- 吉川忠雄「北満農業労働人口の研究」『満洲経済』創刊号、満洲経済社、1940年。
- 吉田滋一「20世紀前半華北穀作地帯における農民層分解の動向」『東洋史研究』第45巻第1号、1986年。
- 吉田建一郎「20世紀中葉の中国東北地域における豚の品種改良について」村上衛編『近現代中国における社会経済制度の再編』京都大学人文科学研究所附属現代中国研究センター、2016年。
- 横山政子「大躍進運動前後の農村託児所と女性労働力——黒竜江省の事例」『現代中国』第86号、2012年。
- 路遥・佐々木衛編『中国の家・村・神々——近代華北農村社会論』東方書店、1991年。
- 李海燕『戦後の「満州」と朝鮮人社会——越境・周縁・アイデンティティ』御茶の水書房、2009年。

李海燕「中国朝鮮族社会における土地改革と農業集団化の展開（1946—1960）」『相關社会科学』第22号、2012年。

中国語文献

『本鋼史』編写組『本鋼史——1905—1980』瀋陽、遼寧人民出版社、1985年。

曹幸穗『旧中国蘇南農家經濟研究』北京、中央編訳出版社、1996年。

池子華『中国流民史・近代卷』合肥、安徽人民出版社、2001年。

陳玉峰「三十年代中国農村雇用労働者」『史学集刊』1993年第4期。

戴茂林・李波『中共中央東北局——1945—1954』瀋陽、遼寧人民出版社、2017年。

戴迎華『清末民初旗民生存状态研究』北京、人民出版社、2010年。

定宜庄・郭末義・李中清・康文林『遼東移民中的旗人社会』上海、上海社会科学院出版社、2004年。

范立君『近代関内移民与中国東北社会変遷（1860—1931）』北京、人民出版社、2007年。

高楽才『日本「満洲移民」研究』北京、人民出版社、2000年。

高楽才・王友興「解放戦争時期東北的日本移民用地的土地改革」『黒龍江社会科学』2008年第5期。

何方著・邢小群録音整理『從延安一路歩来的反思——何方自述』（上）（下）香港、明報出版社、2008年。

黒龍江農業合作史編委会編『黒龍江農業合作史』北京、中共党史資料出版社、1990年。

菅野智博「從『満洲国』時期的農村調査探討雇工与農村社会的關係」『暨南史学』第17期、2014年。

菅野智博「從大家庭分裂探討近代北満地区的農村社会」胡春惠、劉祥光主編『2015 兩岸三地歴史学研究生研討会論文集』香港珠海書院亜洲研究中心、国立政治大学歴史学系、2016年。

孔経緯『中国東北經濟変遷』長春、吉林教育出版社、1999年。

孔経緯『東北經濟史』成都、四川人民出版社、1986年。

李秉剛・高嵩峰・權芳敏『日本在東北奴設勞工調查研究』北京、社会科学文献出版社、2009年。

李登輝『台湾農業發展的經濟分析』台北、聯経出版事業公司、1989年。

李文治・魏金玉・経君健『明清時代の農業資本主義萌芽問題』北京、中国社会科学出版社、

- 1983年。
- 李淑娟『日偽統治下的東北農村 1931—1945年』北京、当代中国出版社、2005年。
- 李強『偽滿時期東北地區人口研究』北京、光明日報出版社、2012年。
- 李文明·王秀清『中國東北百年農業增長研究（1914—2005）』北京、中國農業出版社、2011年。
- 劉潔「論解放前後東北土地占有關係的變革及其積極作用」『史學集刊』2008年第3期。
- 羅崙·景甦『清代山東經營地主經濟研究』濟南、齊魯書社、1985年。
- 馬平安『近代東北移民研究』濟南、齊魯書社、2009年。
- 人民出版社編『陳雲文選 1926—1949年』長春、新華書店、1984年。
- 單永新·郭雨佳「解放戰爭時期中國共產黨在東北地區率先勝利的戰略策略因素探析」『東北師大學報（哲學社會科學版）』2015年第2期。
- 尚海濤『民國時期華北地區農業雇傭習慣規範研究』北京、中國政法大學出版社、2012年。
- 王大任「近代東北地區雇工經營農場的再檢討」『史林』2011年第4期。
- 王大任「壓力下的選擇——近代東北農村土地關係的衍化與生態變遷」『中國經濟史研究』2013年4期。
- 王廣義『近代中國東北鄉村社會研究（1840—1931）』北京、光明日報出版社、2010年。
- 王友明『解放區土地改革研究：1941—1948——以山東莒南縣為個案』上海、上海社會科學院出版社、2006年。
- 汪朝光『和與戰的抉擇——戰後國民黨的東北決策』北京、中國人民大學出版社、2016年。
- 吳滔·佐藤仁史『嘉定縣事——14至20世紀初江南地域社會史研究』廣州、廣東人民出版社、2014年。
- 烏廷玉·張雲樵·張占斌『東北土地關係史研究』長春、吉林文史出版社、1995年。
- 肖夢「偽滿時期的農村地主階級」『社會科學輯刊』1984年第3期。
- 解學詩『偽滿洲國史』北京、人民出版社、2008年。
- 薛暮橋「桂林六塘的勞働市場」『新中華』第2卷第1期、1934年。
- 衣保中『朝鮮移民與東北地區水田開發』長春、長春出版社、1999年。
- 衣保中「論近代東北地區的『大農』規模經濟」『中國農史』2006年第2期。
- 衣保中·于春英『近代東北農業歷史的變遷』長春、吉林大學出版社、2009年。
- 于春英·王鳳傑「偽滿時期東北農業雇工研究」『中國農史』2008年第3期。
- 趙中孚「1920—30年代的東三省移民」『中央研究院近代史研究所集刊』第2期、1971年。

張思『近代華北村落共同体的變遷——農耕結合習慣的歷史人類學考察』北京、商務印書館、2005年。

張憲文·張玉法主編、林桶法·田玄·陳英傑·李君山著『中華民國專題史——第16卷 國共內戰』南京、南京大學出版社、2015年。

中共吉林省委黨史工作委員會編『中共吉林黨史資料叢書——轉戰三年』長春、中共吉林省委黨史工作委員會、1989年。

中國人民政治協商會議遼寧省盤山縣委員會文史資料研究委員會編『盤山文史資料』第5卷、盤錦、中國人民政治協商會議遼寧省盤山縣委員會文史資料研究委員會、1990年。

周海·杜成安·吳中華·馬東「試論南滿根柢地的土地改革」『遼寧師專學報（社會科學版）』2012年第4期。

朱建「於中國農業的資本主義萌芽問題」『學術月刊』1961年第4期。

朱建華主編、王雲·張德良·郭彬蔚副主編『東北解放區財政經濟史稿』哈爾濱、黑龍江人民出版社、1987年。

佐藤仁史·林志宏·湯川真樹江·菅野智博·森巧「中國東北地方文獻調查記」『國史研究通訊』第2期、2012年。

英語文獻

Jeremy Brown and Paul G. Pickowicz, eds., *Dilemmas of Victory*, Cambridge : Harvard University Press, 2007

Philip C.C. Huang, *The Peasant Economy and Social Change in North China*, Stanford, California : Stanford University Press, 1985.

Philip C.C. Huang, *The peasant family and rural development in the Yangzi Delta, 1350-1988*, Stanford, California : Stanford University Press, 1990.

Prasenjit Duara, *Culture, Power, and the State: Pural North China, 1900-1942*, Stanford, California : Stanford University Press, 1988.

Ramon H. Myers, “Foreign Influence and Agricultural Development in Northeast China: A Case Study of the Liaotung Peninsula”, in *The Journal of Asian Studies*, 31(2), 1972.

Ramon H. Myers, “Socioeconomic Change in Villages of Manchuria During the Ch’ing and Republican Periods: Some Preliminary Findings”, in *Modern Asian Studies*, 10(4), 1976.